

目 次

[特集論文]

特集 〈アジア太平洋/子どもたち/映画〉にあたって……中神 康博・愛甲 雄一 (1)

子どもたちと国際関係論——新しい研究アジェンダ……………愛甲 雄一 (3)

〈不在者〉であることを学ぶ

——イスラエルの小学校アラビア語教科書における帰属意識の剥奪……田浪 亜央江 (27)

紛争と子どもたち

——ネイティヴ・アーティスト、記録すること、表現すること ……細谷 広美 (47)

ダルマを投影すること——映画と現代社会への仏教の伝達……中上 淳貴 (73)

サバルタンを表象すること

——インドについての映画に描かれた女性と子ども ……井上 貴子 (91)

[論文]

War and International Order in Japan's International Legal Discourse:
Attitudes among Japanese International Lawyers during the 1920s
……………Urs Matthias Zachmann (103)

[パイロットプロジェクト報告]

「恐怖からの自由」は保障できるか？ 国際平和と安全に関する近年の政策議論
——国内避難民の保護の観点から……………墓田 桂 (121)

[翻訳・研究資料]

国内強制移動に関する指導原則——日本語版
……………GPID日本語版作成委員会(代表：墓田 桂) (149)

国内強制移動に関する指導原則——日本語版注釈
……………墓田 桂(GPID日本語版作成委員会代表) (167)

特集 〈アジア太平洋／子どもたち／映画〉 にあたって

Introduction to Special Issue: “Asia-Pacific, Children and Films”

中神康博*・愛甲雄一**

Yasuhiro Nakagami and Yuichi Aiko

今年度の『アジア太平洋研究Review of Asian and Pacific Studies』における特集は、2010年1月23日（土）に行われたセンター主催のシンポジウム「アジア太平洋／子どもたち／映画」での発表内容をベースに、各報告者に依頼した諸原稿を収録したものである。まずはご寄稿いただいた諸氏すべてに対し、センターとして深く御礼申し上げたい。

本シンポジウムを開催するに至った経緯であるが、それは2009年、センターが春から初冬にかけて行った連続企画に端を発している。センターでは、アジア太平洋世界をより深く知っていただく機会を学生や一般の方々に提供することを主な狙いとして、5回に渡りセンター主催の連続映画上映会「アジア太平洋の世界——スクリーンの中の出会い」を開催した。その際、上映映画はアジア太平洋地域を舞台としたものであることはもちろんのこと、テーマとしては「子ども」を選び、この地域に生を営む彼らの様子を映し出した作品を順に上映したのである。各会では、映画の舞台である社会について専門的に研究されている方々に講演をお願いし、そのストーリーの背景説明を中心に、作品の内容を理解する上で助けとなる話をしていただいた。しかしこれらの講演は映画上映と抱き合わせで行われたものであり、したがって時間的にもかなりの制約があったため、そこで上映会当日には話し足りなかった点などを含めて、アジア太平洋世界における子どもたち、あるいは担当映画のことなどについて、改めて講演者に自由にお話いただく機会を設けることにした。それが冒頭に述べた、シンポジウムである。

同シンポジウムは、最初に愛甲が「問題提起」を行い、当日ご参加いただいた4人の講演者の方々が順に、愛甲の発言に対しそれぞれの立場や研究領域から自由に応答する、という形式で行われた。応答者の方々は発表順に、田浪亜央江氏（成蹊大学法学部非常勤講師、映画『アルナの子どもたち——パレスチナ難民キャンプでの生と死』〔2004年・イスラエル〕担当）・細谷広美氏（成蹊大学文学部教授、映画『100人の子供たちが列車を待っている』〔1988年・チリ〕担当）・中上淳貴氏（東京大学大学院博士後期課程在籍、映画『ザ・カップ——夢のアンテナ』〔1999年・ブータン・オーストラリア〕担当）・井上貴子氏（大東文化大学国際関係学部教授、映画『未来を写した子どもたち』

* 成蹊大学アジア太平洋研究センター所長・経済学部教授、Director of the Center for Asian and Pacific Studies, and Professor, Faculty of Economics, Seikei University

** 成蹊大学アジア太平洋研究センター主任研究員、Chief Research Fellow, Center for Asian and Pacific Studies, Seikei University

〔2004年・アメリカ〕担当)の、以上4名である(本特集でもこの順番に論文を掲載した)。田浪氏はイスラエルにおけるパレスチナ問題を中心に研究を進めている方であり、細谷氏は文化人類学者として、長年ペルーを中心にラテンアメリカでフィールドワークを続けている。また中上氏はヒマラヤ山脈地帯における信仰・儀礼・口頭伝承などに関心を持つ若手研究者、一方の井上氏は、インド音楽の演奏者という出自から後にその方面の専門研究者に転身したという、特異な経歴の持ち主である。したがってシンポジウム当日には、このような多彩な顔触れによって実に多様な議題が提出されると同時に、質疑応答においてはフロアの参加者からの質問、それに対する各報告者の応答など、非常に活発な議論が展開された。ここに改めて本シンポジウムに参加して下さいの皆様へ御礼申し上げるとともに、本紀要の読者には以下に掲載した5本の論文の行間から、そのシンポジウム当日の様子を少しでも汲みとっていただければ、と思う次第である。

なお本シンポジウムならびに本特集は、前センター所長である亀嶋庸一法学部教授(現成蹊大学学長)を中心に、主にセンター所属の若手研究者たちによって企画されたものであった。本企画がこのような成果を生み出したことを悦ばしく思うと同時に、今後もセンターの諸活動を通じて、さらに新しい研究成果を生み出していくことに努力を続けていきたい。

子どもたちと国際関係論—新しい研究アジェンダ

Children and International Relations: A New Research Agenda

愛甲雄一*
Yuichi Aiko

Abstract

International Relations (IR) has considerably broadened the scope of its analyses since its emergence, but the recognition of children as important social and political actors within the international system has come only recently. For the last two decades, the international community has shown increased awareness of the problems of children such as child soldiers and child labor; however, strangely, little has been written about children in IR literature yet.

Children have long been relegated to the margins of enquiries in IR, partly because the orthodox currents of the discipline, Realism and Liberalism, are deeply embedded in the conception of childhood which has dominated the Western as well as Japanese social and political discourse. This conception considers children basically apolitical beings; politics is a business of adults only and, accordingly, children should be protected or even kept away from the 'dangers' of politics in the public sphere. It is this assumption that has long made children in the arena of international politics mostly invisible.

This article argues that this assumption hardly matches the realities of international politics. It is demonstrated here that (1) children have always been playing a variety of roles within the international system; and that (2) the Western (and Japanese) conception of childhood has shaped the practices of international politics as well as disciplinary knowledge in IR. The inclusion of children within the scope of the discipline is therefore of urgent necessity for IR scholars today, particularly for a more comprehensive understanding of how the international system is structured and operates.

I. はじめに**

国際関係論 International Relations (現在はしばしば国際政治学 International Politics と互換的に用いられる) が相対的に独立した一学問分野として認知されてから、もうかな

* 成蹊大学アジア太平洋研究センター主任研究員、Chief Research Fellow, Center for Asian and Pacific Studies, Seikei University

E-mail: aikoyuichi@ejs.seikei.ac.jp

** 本稿は2010年1月23日(土)に成蹊大学アジア太平洋研究センター主催で行われたシンポジウム「アジア太平洋／子どもたち／映画」において、筆者が「問題提起」として行った発表を土台にしつつ、それを自身の専門領域と現在の問題関心とに引きつけて大幅に書き直したものである。

りの年月が経つ。通説にしたがってその始点を第1次大戦後のことと考えるにしても、今日に至るまでに、既に1世紀近い年月が流れたことになる。もちろん他の伝統ある学問分野、たとえば古代ギリシャに淵源を持つと言われる「政治学」などと比較した場合、その歴史の浅さは一目瞭然と言わねばならない。しかし、にもかかわらず国際関係論は、それが関心や分析の対象に置いてきた世界政治の激しい変化とも連動して、その100年にも満たない「学史」の中で幾多の転回や変遷を経験してきたと言える。

そうした変化のひとつに、国際関係論者が関心を持つアクターの種類が著しく拡大してきたという事実を指摘することができよう。20世紀前半の国際関係論では主として国家、他はせいぜい国際機関ばかりが国際政治に関係するアクターだと見なされていた。ところが、1970年代ごろを境に国境を超える動きが著しい拡大を見せ、ひとつの関心も国家間紛争のみならず国際経済や地球環境問題などへと広がるに連れて、さまざまな非／脱国家的アクターにも観察の目が向けられるようになったのである。現代の国際関係論では国家や国際組織とともに、マイクロソフト、トヨタといった多国籍企業、カトリックに代表される国際的宗教組織、アムネスティ・インターナショナルといった国際NGO、国際労働運動や国際テロ組織なども、国際（世界）政治の行く末に影響を及ぼす重要なアクターだと見なされている¹。しかし90年代になると、今度は国境を越えて活動する非／脱国家的アクターのみならず、従来の主流派国際関係論がその存在をまったく無視してきた集団、あるいはその集団をめぐる社会関係にも着目する動きが目立ち始めた。この動きのもっとも重要な成果が女性やジェンダーの問題に焦点を当てるフェミニスト国際関係論であることは、言うまでもない（御巫 2009）。しかしながら、近年は同じように主流派国際関係論によって長らく無視されてきた別の集団、あるいはその集団を取り巻く社会関係に対しても関心を向ける動きが徐々に強まっている。その集団こそ、本稿が取り上げる「子どもたち」に他ならない（Brocklehurst 2006; Watson 2006; 初瀬 2009; Watson 2009; Wagnsson, Hellman and Holmberg 2010）。

国際関係論とは異なり子どもたちに対する国際社会の関心は、かなり以前から高いものであった。しかしそれが国際問題としてひとつの注目を広く集めるようになったのは、やはり1989年11月の「子どもの権利条約Convention on the Rights of the Child: CRC」の採択がきっかけである²。しかもその年には東西冷戦が終焉、国家の軍事的安全を中心に据える国家安全保障national securityの考え方に代わり、個々人の生命や文化・環境などに焦点を当てる「人間の安全保障human security」概念が世界的な注目を浴びるに至った（栗栖 2001: 114; 五十嵐 2004:26-31; 山影 2008: 7）。この流れが世界人口の3分の1を占める子どもたち³への関心をさらに促したことは、おそらく疑いの余地はなかろう⁴。ここ20年来国際労働機関ILOや国連児童基金UNICEFといった国際機関、セーブ・ザ・

¹ 非国家的アクターに注目した最近の研究としては、たとえばJosselin and Wallace 2002などを参照のこと。

² 同条約の締約国は、1999年の時点でアメリカとソマリアを除くすべての国・地域に及んでいる（これは2010年11月現在も同様である）。

³ 国連児童基金（UNICEF）が2009年に発行した*The State of the World's Children Special Edition: Celebrating 20 Years of the Convention on the Rights of the Child*における巻末の統計によれば、世界人口が67億3415万人であるのに対し、子ども（18歳未満）人口は22億1819万人（32.9%）にのぼる（2009a: 103, 123）。

⁴ この概念は、1994年に国連開発計画（UNDP）が『人間開発報告書 1994』の中ではじめて打ち出した概念である。この報告書の中では、「人間の安全保障」の1つの事例として「子どもが死なないこと」（UNDP 1994: 22）が挙げられている。

チルドレン Save the Children などの国際 NGO 等を中心として、子どもの人権保護を目的にしたさまざまな国際ネットワークが結成されたり国際キャンペーン活動が行われたりした⁵ことは、子どもたちに対するこうした関心の高まりを裏書きする。子どもたちの権利保護・保障を目的とした国際レジームもまた、90年代以降、かなり整えられるに至ったと言える (Pupavac 2002)。

ただ、にもかかわらず国際関係論では依然として、子どもたちに関心の目を向けようとする動きは希薄である⁶。その理由にはさまざまなものが考えられるが、その大きな原因のひとつに、女性やジェンダーの問題が国際関係論の中で長らく無視されてきた（そして今日においても、その主流派の中では相変わらず無視されている）のと同じ事情を指摘することができよう。従来の国際関係論では戦争や外交交渉、国際貿易、世界金融市場などで展開される国際政治の世界は基本的に「男の領分」として、女性や彼女たちをめぐる諸問題は言わばアプリオリにその関心対象から外されていた (Tickner 1992; 土佐 2000: 1)。子どもたちの場合もそれと似たようなことが、おそらく女性たちの場合以上に当てはまる。そもそも現在の日本や欧米諸国で一般に受け入れられている「子ども観」に従うならば、子どもたちほど、国際政治を含む「政治」に無関係と見なされている集団は存在しない。大多数の国で18歳（20歳）未満の個人に選挙権は与えられておらず、むしろ暴力や権力闘争などに代表される「危険」な「政治」の世界からは、彼らは隔離・保護されるべきだと考えられている (Wyness, Harrison and Buchanan 2004: 81-2)。こうした点を考慮するなら、子どもたちや彼らをめぐる諸問題が国際関係論の研究対象から欠落してきたのもある意味で当然のことと言えるだろう。つまり、国際政治は本質的に「大人の領分」であるという多くのひとびとにとっての「常識」こそが、そうした関心の広がり押し留めてきたのである。

そこで本稿では、こうした前提が実は国際政治の現実にはそぐわないものであり、ゆえに国際関係論は子どもたちという存在を無視してはならない旨を、論ずることにしたい。具体的には、子どもたちの生活や彼らの存在、さらには「子どもたち」というカテゴリーの理解がいかに国際政治とは無縁でないかを、幾つかの問題領域において指摘することにする。ところでこの議論を進める上で大いに参考になるのが、これまでフェミニストたちが提示してきた国際関係論における研究アジェンダである。ウィベンによれば、90年代以降著しい発展を見せてきたフェミニスト国際関係論は、主に2つの問題領域を中心にして展開されてきた。国際政治において「女性はどこにいるのか」という視点から考察を行う流れと、ジェンダーと国際政治ないしは国際関係論との関係を考察す

⁵ たとえば1998年には、アムネスティ・インターナショナルなどの国際 NGO が中心になって、国連やユニセフ・国際赤十字なども連携した「子ども兵士の従軍禁止を求める連合 Coalition to Stop the Use of Child Soldiers」が結成されている（現在も活動中）。また2002年に国際労働機関（ILO）が「児童労働反対世界デー」（6月12日）を定めたことをきっかけにして、毎年その前後には世界的な児童労働撲滅キャンペーンが行われている。

⁶ 国際関係論の代表的な入門書、あるいは教科書の類で、子どもたちや彼らの諸問題が国際関係論の研究領域のひとつとして紹介されることは、今日でもまず見当たらない。たとえば2009年に日本国際政治学会が編者となった全4巻の論文集（2009）は、現時点における日本の国際関係論の水準を反映した作品と言えようが、子どもたちやその問題を中心課題に据えた章は、その中に1つも存在しない。またオクスフォード大学出版局が1997年に初版を出し、2010年の時点で既に4版を重ねている *The Globalization of World Politics* (Baylis, Smith and Owens 2008) は英語で書かれた国際関係論の代表的入門書と言えるが、しかし本書においても事情は同じである。

る流れの、以上2つである（Wibben 2004: 104-6）。実は「子どもたちと国際関係論」においても、それらと同じような研究アジェンダを設定することができる。ひとつは、国際政治において「子どもたちはどこにいるのか」という視点から考察を行う研究であり、もうひとつは、「大人たち」と区分された「子どもたち」というカテゴリー、あるいは「子どもであること childhood」の理解の仕方が国際政治や国際関係論をどう形作っているのか、を明らかにする研究である。もちろんこの両研究アジェンダは実際の研究において、双方無関係ではあり得ない。「子どもたち」とは何か、といった第2の研究に絡む問いは、常に「子どもたちはどこにいるのか」を問う第1の研究の中で、突き付けられるであろう。しかしながら、この2つの課題を一応区別しておくことは、今後国際関係論者が取り組むべき課題を整理し明らかにする上で有効である。

したがって以下ではこの両研究アジェンダに即して順に（第Ⅱ節・第Ⅲ節）、国際政治と子どもたちがいかなる関係にあるかを素描してみたい。そこで指摘される事例はその関係すべてを網羅するものとはならないが、従来の国際関係論が見落としてきた問題の所在について、それをある程度は物語るものとなろう。最後の第Ⅳ節では、本稿における簡単な結論を述べることにしたい。

なお本稿が「子どもたち」と述べる場合のその範囲であるが、子どもの権利条約第1条の規定に従い、差し当たりはそれを18歳未満のひとびとと定めておく⁷。

Ⅱ. 国際政治の中の子どもたち——子どもたちはどこにいるのか

現代の国際関係論では「グローバル市民社会」の中で活躍する各種社会運動やNGO、多種多様なマイノリティ集団——女性、移民、外国人労働者、少数民族など——に注目する研究が、少しずつではあるが増えつつある（吉川、加藤 2000; カルドー 2007）。こうした状況は、かつて国際政治と言えどもっぱらエリート層に属す男性たちの領域、それも主に先進国出身の男性たちの領域ということが暗黙の前提であった時期に比べるならば、確かに大きな前進である。しかし、国際政治が「大人たち」のものだという前提に関して言うなら、それは今日でもほとんど挑戦を受けていないと言ってよい。実際には他のマイノリティ集団と同様、子どもたちはさまざまな形で国際政治に関与しているにもかかわらず、である。

そこで本節では国際政治において「子どもたちはどこにいるのか」を浮き彫りにすることを目的に、1. 武力紛争における子どもたち、2. 世界経済システムにおける子どもたち、3. グローバル化における子どもたち、という3つの場面において、子どもたちが国際政治現象にどう関わっているのかを例示してみたい。

⁷ 外務省のHP上に記載されている子どもの権利条約（「児童の権利に関する条約」）の訳文によると、第1条の条文は以下のとおりである。「この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。」
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html>, 2010年11月18日。本稿で引用する各種統計も、特に注記しない限り、この「国際基準」を前提にしている。ただし第Ⅲ節の末尾でも述べるように、18歳未満のひとびとをすべて等しく「子ども」というカテゴリーで捉えることは、実は大いに問題である。

1. 武力紛争における子どもたち⁸

子どもたちが武力紛争に深く関係していることは、これまでもしばしば国際社会や各種研究の中で認識されてきた。身体が未発達であること、判断力に未熟さを残すこと、経済的自立性を持たないことなどを原因として、彼らはしばしば大人たちに比べ、その暴力的環境の害をより深刻に被るからである。「子どもたちは、武力紛争におけるもっとも主要な犠牲者である。」⁹ 実際、紛争の被害が子どもたちにもたらされるケースはきわめて多岐に渡る（Hick 2001: 110-8）。1990年代に武力紛争の中で死亡した子どもたちの数は約200万人、そしてその約3倍の子どもたちが重傷を負うか、あるいは一生消えることのない障害を負ったと言われている（Machel 2001: 1）¹⁰。また紛争時の法的・道徳的空白状態の中では成人女性と並んで、子どもたちも性的な虐待・暴行、搾取の影響を被ることが少なくない¹¹。物理的暴力は直接受けなくても、その生活環境の著しい悪化によって、その間接的暴力に見舞われる子どもたちもかなりの数にのぼる。たとえば2006年のデータによると、紛争を避けるために移住を余儀なくされた4890万人のうち、約37%（1810万人）を子どもたちが占めていた（UNICEF 2009c: 25）¹²。地域社会や公的制度の崩壊が子どもたちに恒常的な被害をもたらしことも多く、特に現代の戦争で学校や医療機関が武装集団の攻撃対象となっていることが、こうした被害に拍車をかけている（Ibid.: 22-3）。

停戦や休戦の後も、子どもたちが被害を受け続けることは少なくない。殺害シーンを目撃したり、暴力やレイプの犠牲者となったり、自身が死亡するかもしれないという恐怖にさらされた子どもたちは、大人たち以上にトラウマ、あるいはPTSD（心的外傷後ストレス障害）に長期間苦しむ。1992年から95年まで続いたボスニア紛争では、64%の子どもがトラウマに直面し、うち24%に重度の影響が認められたと言う（市川 2009: 124）。また紛争によって社会的インフラや公的サービスが破壊された地域では、紛争後も基本的衣食住すらままならない状態に置かれる子どもたちが少なくない。特に国内避難民の子どもたちの場合、その多くが停戦後もすぐさま地元に戻ることができず、難民キャンプ等で困難な子ども期を強いられる¹³。戦場に残された地雷や不発弾なども、子どもたちにとっては大きな脅威である。地雷廃絶国際キャンペーン（ICBL）によると、2009年に報告された3956人にのぼる被害者のうち3分の1は子どもたちが占め、統計を

⁸ 2009年における国連児童基金UNICEFの統計によれば、現在33にのぼる紛争国・地域で約10億人の子どもたちが生活をおくっており、そのうち約3億人は5歳以下の子どもたちである（UNICEF 2009b: 20）。

⁹ この言葉は、子どもと武力紛争に関する国連事務総長特別代表部Office of the Special Representative of the Secretary-General for Children and Armed Conflictのウェブサイトからの引用である。
<http://www.un.org/children/conflict/english/issues.html>、2010年11月13日。

¹⁰ 現代の武力紛争においては死傷者の9割以上を非軍人が占め、そのうち約半数は子どもたちだと考えられている。
http://www.unicef.org/protection/index_armedconflict.html、2010年11月25日。

¹¹ 子どもと武力紛争に関する国連事務総長報告によれば、2000年から2007年の間にこうした犯罪が大規模に起きたケースは、アフリカを中心に16の国・地域にのぼった。コンゴ民主共和国の場合、2006年10月から2007年7月の間に性的虐待を受けたひとびとは1万人以上にのぼったと確認されているが、そのうち37%を子どもたちが占めていた（UNICEF 2009c: 23）。

¹² そのうち約1420万は国境を越えて移動した難民refugeesであり、約41%（580万人）を子どもたちが占める。国内避難民internally displaced personsの数は全体で約2450万人に上るが、子どもたちの占める割合は約36%（880万人）である。

¹³ 国内避難民がその避難生活を終焉できるまでには、世界全体の平均で20年近くに及ぶという（UN 2010: 11）。

文民のみに限った場合、その半数近くが子どもたちであった（ICBL 2010: 2）。

このように子どもたちはまずは被害者として、武力紛争の舞台に姿を現す。しかし注意すべきは、これが武力紛争下における子どもたちのすべてではなく、実際は多くの子どもたちが戦闘行為やその周辺で、あるいは紛争下の生活において、さまざまな形でその紛争に「能動的」に参加している、ということである。事実、子どもたちは武力紛争下において、たとえば兵士や戦闘員として、軍隊やキャンプなどで性的サービスを提供する奴隷あるいは「労働者」として、「人間の盾」や地雷の「除去装置」として、殺戮や捕虜・誘拐の戦略的なターゲットとして、アジテーターあるいは平和のプロモーターとして、等々、実に多種多様な関わり方をしている（Brocklehurst 2006: 34-5）。特に子どもが兵士や戦闘員として紛争に関与することはここ20～30年の間に急速に一般化したと考えられており（シンガー 2006: 21-9）、その数は世界全体で約30万人、現在紛争に関わっている全戦闘員のおよそ10%近くを占めると言われている（Ibid.: 50）。しかし一部の論者によれば、この数値もまたごく控えめな見積もりに過ぎない（Brocklehurst 2007: 452）。今日子どもたちが戦闘に加わることは、いわゆる「新しい戦争」を特徴づける、国際関係論が見落としてはならない主要な要素なのである（Wagnsson, Hellman and Holmberg 2010: 3-4）。

しかし国際関係論がとりわけ見逃してはならないのは、現代国際政治の力学の中に、そういった子どもたちの参与を生み出すさまざまな要因が存在している点である。話を子ども兵士に限って述べるとしても、彼らは紛争地の歴史・文化的特質や各武装集団の政治・軍事上の戦略、個々の子どもたちにおける社会的・経済的・心理的背景などの結果としてのみ、生まれてくるのではない。その背後には現代国際政治をめぐる特殊な諸条件が介在しており、それが多くの子どもたちに武器を取らせる遠因を作り出している。中でももっとも重要な点は、紛争地を取り巻く世界政治経済の構造である。この構造が一部地域に作り出す極度の貧困状態によって、その地域に住まう子どもたちの多くが兵士となる以外の道を閉ざされてしまう。教育を受ける機会や就職の機会もなく、軍隊や各武装組織に加わることが、彼らの多くにとって生存のための唯一現実的な選択肢となってしまうのである（Brocklehurst 2006: 35）。また子ども兵士のいる地域はしばしば世界経済にとって重要な地下資源、すなわち金・コバルト・ダイヤモンド・石油・銅・コルタンなどの産出地域と重なっている。こうした地域で活動する政府軍や武装勢力は大抵この資源をめぐる利権に深く関わっており、したがってそれが、子ども兵士を徴用する集団への国際社会による圧力を軟化させたり、時にはそうした集団からの見返りのため、経済的・軍事的な援助すら行われたりする。武器に関する世界的供給システムもまた、子ども兵士を生み出す間接要因のひとつである。子どもたちが兵士として使用されるようになった背景には武器の小型化、特にAK47（カラシニコフ47）と呼ばれる安価で取り扱いの容易な銃の世界的拡散が深く関係しており、こうした兵器の輸出入を十分コントロールできない国際社会のあり方がまた、子ども兵士を次々と作り出す温床になっていると言える（シンガー 2006: 69-74; Singer 2010: 99-102）。

子どもたちはまた武力紛争下における何らかのシンボルとしても、国際政治の舞台に登場する（Marten 2002: 8）。紛争地における政治的・軍事的リーダーはしばしば乳幼児とともにCNNなどのカメラの前に現れるが、その子どもたちはその社会における「未来」の象徴として、さらには彼らリーダーたちによって「守られる価値」の象徴として、国際社会の前にその姿を見せている。同様のことは、「犠牲者」としての子どもという表

象を用いて関心の拡大を訴える国際ニュース、募金やボランティアの呼びかけを行う国際キャンペーンなどにも共通すると言えよう。さらに子どもたちは、紛争の攻撃対象となる場合にも、それが多くの大人たちにとってシンボリックな意味を持つがゆえに、重大な国際的影響をもたらすケースがある。たとえばシエラレオネでは2000年にイギリス軍の一部が主に子どもたちから成る武装組織によって人質にされたが、その原因は主としてイギリス軍指揮官が前線の子ども兵士に対し発砲命令を躊躇したことにあった。また2003年夏、コンゴ民主共和国に派兵を要請されたドイツ政府は、子ども兵士との戦闘回避を理由にして部隊の派遣をすべて拒否したという（シンガー 2006: 230-2）。このように、「大人が子どもに対し殺傷行為を行う」ということの持つ象徴的な意味が、PKF（国連平和維持軍）による軍事行動や各国外交政策にまで、無視し得ない影響を与えているのである。

以上のように、武力紛争のさまざまな局面において、子どもたちは実に多彩な役割を果たしている。そうした役割は国際政治とも密接な関係を持っており、ゆえにそれらは国際関係論が各武力紛争のダイナミズムを理解する上で、けっして見逃してはならないもののなのである。

2. 世界経済システムにおける子どもたち

グローバル化したと言われる現代の世界経済システムにおいても、子どもたちは無視し得ない重要な役割を果たしている。彼らはその中に「客体」として組み込まれていると同時に、しかし能動的に参与するアクターとしても、その機能に深く関わっている。そのアクターとしての子どもたちが果たしている役割は主に、以下の2つに分類することができよう。ひとつは財の生産に関わる労働者としての役割であり、もうひとつは、自らの選択で消費活動をおこなう消費者としての役割である。

このうち労働者としての役割については、「児童労働child labour」というカテゴリーの下に、産業革命の時代からしばしば関心の目が向けられてきたと言える（初岡・藤井・中嶋 1997: 2-6）。19世紀以降、イギリスを始めとする工業国では、劣悪な環境の下で働く子どもたちの長時間労働が、人道主義者や教育者、あるいは政策決定者たちによって、対処を必要とする深刻な社会問題として採り上げられてきた。今日この種の労働は先進国では事実上過去のものとなり、現在では一般に発展途上国の問題として捉えられている。各種国際機関や国際NGOがその廃止や労働条件の改善を目指し、これら途上国で活動していることは周知のとおりである。1919年の設立以来、就業最低年齢を定めるなどしてこの問題に取り組んできたILO（国際労働機関）によれば、2008年の集計で「児童労働」に従事している子どもたちの数は、世界全体で2億1500万人にものぼる。そのうち「最悪の形態の児童労働」、すなわち性的サービスに関わる労働や強制労働、奴隷労働、子どもたちの健康・安全・道徳に悪影響を及ぼす労働など¹⁴に従事している者は、少なくとも1億1500万人に及ぶと見積もられている（ILO 2010: 5-7）。

ただ実を言えば、こうした「児童労働」パラダイムの中で認識されている労働の範囲は、世界の子どもたちが実際に担っている労働のすべてを含んではいない。特に、反児童労働キャンペーンの中でしばしば取り上げられる先進国向け輸出産業（典型的には衣

¹⁴ この種の児童労働の規定は、ILO条約の第182号（1999年締結）の中で定められている。

服や絨毯、靴、サッカーボールなどの製造業)で働く子どもたちの割合は、全児童労働者の5%にも満たない、と言われている(Bachman 2000: 38)。要するに残りの95%以上を占める子どもたちは、こうしたキャンペーンでは結果として、関心の外に置かれているわけである。またILOで採用されている児童労働の定義も実は、同様の問題を含んでいる。彼らの統計では世界全体で「職に就いている子どもたち children in employment」は約3億人にのぼる¹⁵が、しかしILOが関心を持っているのは基本的に彼らが違法と見なしている児童労働、とりわけ「最悪の形態の児童労働」に過ぎない。したがってそのカテゴリーに含まれない「職に就いている子どもたち」の労働はすべて、ILOの関心外に置かれることになる¹⁶。

実際のところは、児童労働以外に世界の子どもたちが従事している労働には実に多彩なものが含まれている。たとえば、日本を含め多くの先進国では15～17歳の子どもたちが合法ではあるが、しばしば最低賃金程度しか支払われない労働——「アルバイト」——を行っている¹⁷。またILOの定義では商品やサービスを生み出す「生産活動 productive activities」のみが「職に就いている子どもたち」の労働に含まれているが、そのカテゴリーに入らない、あるいは入るかどうかの判断が難しい種類の労働を行っている子どもたちも多い。家事や子守(自分の兄弟のみならず他人の子どものお守も含む)、家族経営による農場や商店での手伝い、召使としての仕事、路上販売、会社などの走り使い、新聞配達業、農場における季節労働、工場での見習い業などがその典型である。これらはいずれも無償でなされるか、あるいは小遣い程度の収入しかもたらさないことが多く、したがって子どもたちの「教育」や「社会化」の一環として表象されることも少なくない(Nieuwenhuys 1996: 239)。しかしこれらは世界経済システムの一角を占める立派な労働であり、国際関係論がそれに関心を向けないことは、同システムの理解において大きな空白地帯を残すことになる。またここに挙げられた事例からも推定されるように、実は子どもたちの労働の多くは家庭、あるいは家族の経営する農場や商店といった「私的領域」において行われている¹⁸。特に女兒にとってはこうした「私的領域」の中での労働こそが一般的であり、したがってこうした労働を無視することは、しばしばこうした労働に従事している彼女たちの存在を無視することにもつながる(Brocklehurst 2006: 33)。

¹⁵ 「就職している子どもたち」とは一定期間において少なくとも1時間以上、あらゆる種類の市場向け「生産活動」と一部の非市場向け「生産活動」に参加したすべての5歳から17歳までの子どもたちを指す。その「生産活動」の中にはフォーマル・セクターとインフォーマル・セクターの活動の双方、家内労働、賃金労働、無償労働、不定期労働などもすべて含まれる(ILO 2010: 6)。

¹⁶ ILOの定義によれば、就業の最低年齢は15歳(途上国の場合は14歳)である。15歳(14歳)以上の子どもでも「危険な仕事」には18歳になるまで就くことはできないが、健康・安全・道徳が保護され適切な職業訓練が施されている場合には、そうした仕事にも従事することができる。また「軽易な労働」であれば、13歳(途上国の場合は12歳)以上の子どもたちすべてがその種の労働に従事することが可能である。つまり、18歳未満の子どもでも就業可能な労働があり、これらはすべて違法な「児童労働」からは区別される。2006年にILOが出した児童労働に関するグローバル・レポートの定義に即し、この合法的労働と違法な労働との区分について批判的に検討したものに、Liebel 2007: 280-1がある。

¹⁷ ILOのデータでは、2008年に「職に就いて」いた15～17歳の子どもも約1億3000万人のうち、約6200万人が児童労働者であった(ILO 2010: 8)。したがってこの統計に従うならば、おそらく数千万の子どもたちがそうした「アルバイト」に従事していた、と推定できる。

¹⁸ ガーナ、インド、インドネシア、セネガルの4カ国で行われた実験的調査によると、10歳から14歳までの子どもたちが携わっていた経済活動のうち、その4分の3以上は家族経営体の中で行われていた(Watson 2009: 53)。

一方、消費者としての子どもたちという存在はこれまで、国際関係論ないし国際政治経済学の中ではほとんど認識されてこなかった。これは、生産活動を重視するマルクス主義の強い影響、消費活動を「私的行為」と見なす傾向などが、これらの学問分野において複合的に働いた結果だと言えよう（Watson 2009: 59-62）。しかし実際には子どもたちが関与する消費活動の規模もまた、けっして無視できるものではない。これはアメリカ一国の事例であるが、とある統計によると、ティーンエイジャー（12歳から19歳まで）の少年少女たちは年間約1600億ドルの消費を行っており、11歳までの子どもたちでも、年間約180億ドルのお金を費やしている¹⁹。それだけに、子どもたちをターゲットとする商品やサービス——玩具、絵本、マンガ、ゲーム機器やゲーム・ソフト、菓子・スナック類、子ども向け衣料、文房具・装身具などの雑貨類、動物園や遊園地などの娯楽施設、教育関連サービス（塾や稽古事、通信教育等）など——が驚くほど多様化していく中で、それらが国際商品取引の相当規模を占めると考えることは、けっして突飛なこととは言えまい。もちろん、こうした商品は子どもたち自らが購入するとは限らず、親など周囲の大人たちが彼らに買い与える場合も多い。しかしそうしたケースでも子どもたちが彼ら大人たちの選択に影響を与えている場合は少なくなく、やはりアメリカの事例であるが、そうした影響下になされた両親による購入額は（統計によって試算結果にかなりの差が出るものの）1300億ドルから6700億ドルにものぼると見積もられている²⁰。したがってこれだけの規模の経済的影響力を持つ子どもたちに対し、市場が強い関心を抱くのも言わば当然であろう。今や世界の至る所で広告やコマーシャルを通じ、各企業が子どもたちに自社の商品・サービスを売り込むことに力を入れていることは、周知の事実である²¹。このように、子どもたちの消費活動は世界経済の動向を理解する上で無視できない規模のものとなっており、しかもそれは、彼らが長じてから行う未来の消費活動、ひいては未来の世界経済のあり方に影響するという意味でも、そうなのである。

以上のように、世界経済システムの中で子どもたちが果たしている役割は、実はかなりの種類と規模に及ぶ。しかし国際関係論がこれまで関心を抱いてきた子どもたちの経済活動はせいぜいそのうちの一部、すなわち違法な「児童労働」に概ね特化されてきた。したがって彼らの経済活動を全般的に認識・分析することが、世界経済システムの持つ支配構造を明らかにする上でも、あるいはその変革を目指す上でも、国際関係論にとって喫緊の課題と言えるだろう。

3. グローバル化における子どもたち

「グローバル化」とは現代国際関係論における流行語のひとつであるが、その意味するところは実に多義的である。しかしここでは遠藤誠治の定義に従い、それをひとまず「財・サービス・資本・人・情報の国境を越えた交流の高度化がもたらす、政治・経済・社会構造の再編成過程」と理解することにしよう（2003: 12）。この過程において、

¹⁹ この統計は以下のサイトに掲載された論文から引用。Anup Shah, “Children as Consumers”, <http://www.globalissues.org/article/237/children-as-consumers>, 2010年11月22日。

²⁰ Ibid.

²¹ こうしたコマーシャルや宣伝が子どもたちのあり方や生活にも大きな影響を及ぼしていることは、よく知られた事実である。たとえば、今日多くの諸国で問題となっている子どもたちの肥満がこうした企業の広告活動と密接な関連のあることは、しばしば指摘される事柄となっている。

子どもたちはその影響を被る一方で時にそれを推進するといった、実に多面的な役割を果たしている。ところが国際関係論における大多数の「グローバル化論」は、その子どもたちの役割に対し、ほとんど関心を払ってこなかったのである。

グローバル化によってもたらされたもっとも顕著な現象のひとつに、経済活動の自由化が世界的に促され、国境を越えてモノ・カネ・ヒト・サービスなどの移動する規模が著しく拡大した点を挙げることができよう。こうした傾向は各国政府や経済団体、IMFや世界銀行といった国際機関などによって、新自由主義と呼ばれるイデオロギイ的装いを纏い、特に80年代以降世界の至る所で推進されてきたものである。ところでこの自由競争市場を中心にした経済の自由化は、一部のひとびとに膨大な富をもたらすとともに、政府による福祉・社会支出の削減や増加の抑止を促したこともあって、貧富の差の著しい拡大を生んだと言われている。実際、UNDPの報告によれば、80年代に比べより多くの諸国でジニ係数が悪化、世界全体でもその数値は少なくとも高止まりの状態を示している（UNDP 2010: 72-3）。もちろん、こうした貧富の差の拡大がグローバル化によってもたらされた結論づけられるかどうかについては、議論の余地が残る。しかし経済の自由化を推進してきたIMFですら、2007年のレポートでは、金融のグローバル化、特に海外直接投資の増加が各国における不平等の拡大と相関関係にあったことを認めている（IMF 2007: 31-56）。したがってグローバル化によって貧富の差が拡大し、それが社会的経済的弱者層、とりわけ子どもたちに大きな影響を与えたと考えることも、あながち誤りとは言えまい（Kaufman et al. 2002: 8-9）。事実、かつてIMFや世界銀行による構造調整政策が政府の公共支出削減を促し、それが少なくない数の子どもたちに栄養状態や健康状態、生活環境などの悪化をもたらしたことは、つとに指摘されてきた事柄である（Rizzini and Bush 2002: 372-3; Watson 2009: 72-4）。同様の事態はリーマン・ショックに端を発する世界的な金融・経済危機によっても再びもたらされるのではないかと危惧されており（UNICEF 2009a: 62）、ゆえにこうしたグローバル化のもたらす子どもたちへの影響を分析し理解することは、そうした問題の解決を模索する意味でも、国際関係論が果たすべき重要な課題であると言える。

技術革新に伴うグローバル・コミュニケーション・ネットワークの拡大という意味でのグローバル化もまた、やはり子どもたちにおいて注目すべきさまざまな影響をもたらしている。周知の通り、携帯電話やインターネットを始めとする新しいメディアはかつて情報の流れを遮断していた時間・空間的な垣根を取り払い、複雑な技術や膨大な知識、巨大な資本を持たずとも、あらゆるひとびとが多種多様な情報を手に入れられるようになった。一般に子どもたちは親世代よりも優れたインターネット利用技術を持ち、新しい情報機器を摂取することにもより積極的であるため、したがってこの種の変化において、彼らはより多くの影響と可能性とに直面している、と言えよう。たとえば、この種のグローバル化によって子どもたちはこれまでにない新しいエンパワーメントの機会を与えられた、という議論がある。事実、彼らは今日地域や国家の枠組みにとらわれずに地球上のさまざまなコミュニティと会話や意見を交わし、大人／子どもという既存の枠組みを越えた新しいコミュニケーション共同体に参加することによって、政治的パワーの行使できる領域を増大させている（Wyness 2006:180-1; Watson 2009: 75-6）。しかし他方で、こうした情報ネットワーク環境に置かれるようになったことで、彼らがネット犯罪など新たな「リスク」に直面し始めたこともまた否定できない。子どもたちがこれまで手に入れることの難しかったさまざまな情報やネットワークに対し、大人たちの手を

経ず接し得る機会が増えたことによって、彼らの生活や考え方にも大きな変化がもたらされているのである。

そうした変化のひとつに、子どもたちの間にグローバルな消費主義文化が著しく浸透した事実を指摘することができよう。今日、多くの子どもたちのアイデンティティ形成は両親や自らが属す既存の社会集団（階級・ジェンダー・エスニックグループなど）を通じてではなく、マスメディアやインターネットからの情報に依存した、まさにグローバルな消費者としての活動を通じてなされている。彼らは様々な商品に結び付けられた文化的メッセージを個々に選択する中で、その意味で主体的に、個別のアイデンティティを作り上げていくのである（Wyness 2006: 62-3）。もちろん、こうした子どもたちのあり方はグローバル企業の販売戦略に左右されたものに他ならず、そこに見られるアイデンティティの多様性もまた、実は表面的なものに過ぎない、といった見方がされることも多い。しかし、それをグローバル化によって流動性の増した社会状況に対する彼らのクリエイティブな反応として、積極的に理解する向きも少なからずある（Ibid: 64）。いずれにしても、このグローバル・コミュニケーション・ネットワークに媒介された消費主義文化の浸透が、価値観という点では世界レベルでの画一化を推し進める中で、子どもたちの間に、新たな形の不平等や社会的排除をもたらしていることは確かである。子どもたちの身に付けている衣服や個々のアイテムがグローバルな文化記号としての意味を持つことに加え、情報ネットワークに対するアクセスの不平等や情報処理能力の差異といったものが付け加わり、彼らの間に、幾多の排除や差別の構造をグローバルな規模で作りに上げているのである（Kaufman et al. 2002: 15-6; Wyness 2006: 181-3）。

グローバル化が推し進めている画一化という子どもたちへの圧力はまた、「子どもたち」という概念の画一化圧力としても働いている。次節でも触れるように、大人と区別された「子どもたち」をどう認識するかは時代や文化圏によってさまざまな違いがあるが、子どもの権利条約に代表される言説の広まりとも連動して、欧米において支配的である特定の「子ども観」がグローバル化²²し、国際政治のレベルで深刻な政治的・文化的対立を生むに至っている（Myers 2001: 40-4）。しかしグローバル化は他方で、子どもたちを取り巻く経済・社会環境に新しい変化をもたらすことによって、逆に欧米において、その伝統的「子ども観」の維持を困難にする状況をも生み出している。若者における失業率の増大や就学期間の長期化、先にも挙げた消費者としての子どもたちが持つ影響力の増大などが、「大人の子どもの化」および「子どもの大人化」とでも言うべき状態を生み出しており、これまでのように子どもと大人とを截然と区別する「子ども観」は、日本を含めた多くの先進国社会で維持が難しくなっている（Ruddick 2003: 350-5）。

グローバル化はまさに「政治・経済・社会構造の再編成過程」を不断に生み出してゆく多面的かつ複雑なプロセスであって、したがってそれが子どもたちにもたらしている影響、ならびにその中で彼らが果たしている役割もまた、多面的でかつ複雑である。ここに挙げた諸事例はそうした影響や役割のほんの一部に触れたものに過ぎず、したがって今後の国際関係論においては、それらの事柄についてより包括的な分析および理解に努めていく必要があろう。

²² エンニューは子どもの権利条約において、欧米先進国を中心とする「北」のキリスト教的子ども観が強く反映していることを指摘している。Ennew 1996: 850を参照。

III. 「子どもであること」と国際政治・国際関係論

今日欧米の先進諸国、あるいは日本でも広く共有されている「子どもであること childhood」の観念²³は、人間としての完全な地位である「大人であること adulthood」を身に付けるまでのすべての人間に共通な身体的・精神的成長の段階、そして生物学的に規定された「自然」な段階として理解されている（Prout and James 1997: 10-1）。この観念における「子ども」という概念には以下の2つのイメージが含まれており、第1に、家庭を中心とした私的空間において公的世界の危険や苦難から保護されるべき無垢なる前社会的・非政治的存在としての子ども、第2に、その無垢さゆえに非合理的かつ動物的な衝動もまた内に宿しており、ゆえにいずれは理性的・社会的存在となり得るよう教育によって陶冶されるべき存在としての子ども、というイメージである。それらはいずれも「大人」との対比、すなわち、十分な知識ならびに合理的判断力を持ち、したがって社会の中で責任ある役割を果たすことのできる「大人」という存在との対比の上に成り立っている。言い換えれば、子どもとは「まだ大人ではない個人」（Van Beuren 1995: 33）の謂いに他ならない。

しかしながら、その「子どもであること」という観念は現代のいわゆる子ども学 child studiesにおいては、ある特定の歴史・文化の中で形成される社会的構築物だとの理解が遍く一般化している（Stephens 1995: 4-7; James and James 2001: 26-7; Heywood 2001: 3-4）。そうした理解を広める上で先駆的な役割を果たしたと言われるフィリップ・アリエスの古典的著作『〈子供〉の誕生』（1980、原題は *L'enfant et la vie familiale sous l'ancien régime* [1960]）によれば、ヨーロッパ史上「子ども」という存在がひとびとの間で認知されるようになったのは、せいぜい15世紀から18世紀にかけてのことに過ぎない。それ以前においては、7歳前後に徒弟制度の中に組み込まれたひとびとはすべて、「若い大人」として、年長者と同等の仕事や遊びを行っていたという。もちろんこうしたアリエスの議論に対し、史実に反する、等の批判も歴史学者たちなどから既に多く出されている（例えば、ポロク 1988）。しかし、「子どもであること」の概念は特定の歴史・文化的諸条件の中で作り出されるものであり、その意味で普遍性を持ち得ないものであることを浮き彫りにした点で、この議論の果たした役割はやはり大きい、と言わねばならない。要するに「子どもたちが未熟であることは生命に関する生物学的事実であるが、この未熟さがどう理解され意味を持つのかについては、文化に関わる事柄なのである」（Prout and James 1997: 7）。

しかし「子どもであること」という観念が社会的構築物であるとの指摘が重要になるのは、それが単に、時代や社会に応じて「子どもであること」は多様な形態をとる、という点を明らかにしたことに留まらない。むしろその重要性は、あらゆる「子どもであること」の観念は特定の権力構造の中で構築される、その意味で政治性を帯びた観念だとの認識を導く点にある。実際、欧米や日本を中心に広く受容されている先の「子ども観」は、世界の権力構造の中で圧倒的影響力を持つ（Boyden 1997）がゆえに、それが

²³ もちろんここでこう述べたからと言って、「子どもであること」に関する理解の仕方に欧米と日本とで違いのあること、あるいは欧米や日本の内部でも多様な理解があることを否定するものではない。あくまでここで問題にしているのは、欧米先進国や日本で有力と考えられ、同時に世界的にもきわめて影響力の強い「子どもであること」に関する言説である。

「自然」かつ唯一「正しい」ものであるかのような普遍的装いを纏いながら、われわれの社会のあり方、あるいはその理解の仕方を一定の型へと枠づけている。この点をより本稿の関心に即して述べるならば、子どもたちを保護すべき前社会的で非政治的な無垢なる存在、しかし同時に、その彼らの中に潜む非合理性は教育の力によって陶冶すべきだと捉える日本や欧米の「常識」的「子ども観」が、国際政治のあり方、およびそれをめぐる知であるところの国際関係論もまた、ある特定のパターンや知の体系に仕立て上げているのである。その結果、子どもたちは国際政治という領域において、あたかも存在しないか、あるいはせいぜいその影響を被る受動的な存在——特に犠牲者 victims ——としてのみ、理解されることになる。こうして、国際政治における子どもたちの実態は、国際関係論において不可視化されてゆくのである。

そこで本節では、国際政治のあり方がこうした「子どもであること」に関する特定の理解に基づいて構築されたものであり、国際関係論における知の枠組みもまたそれと同様であることを、二大国際関係論——リアリズムならびにリベラリズム——の中心に位置する諸概念の成り立ちに着目することによって、示すことにしたい。第1に国家および戦争、第2に「個人」、とりわけ労働する「個人」についてである。

1. 国家および戦争と「子どもであること」

国家は国際関係論が始まって以来、常にそれが関心の中心に据え続けてきたアクターであり、戦争はまた、それが不断に焦点を当て続けてきた現象である。現代の国際関係論はその理論や方法、射程において百花繚乱とも言えるべき状況にあり、今後もその傾向は続くものと思われるが、しかしリアリズムと呼ばれるその主流派においては、国家や戦争は相変わらず国際政治現象におけるキー・アクター、ならびにキー・イシューであり続けている。

しかし国家という観念も戦争という現象も実は、子どもと大人とを（しばしば法律上の年齢基準のみに基づいて）明確に区分する視点、それも両者を対照的な存在と捉える二分法的視点の上に成り立っている。すなわちそれらは、子どもたちを大人たちによって保護され陶冶されるべき受動的な存在として理解する、ある特定の「子ども観」の上に成り立ったものなのである。したがって国家やそれによって行われる国際政治、とりわけ戦争は大人たちのみが関与すべき世界とされ、実際の子どもたちがそれにどう関わっていようと、彼らはその世界における能動的エージェントとしては認知されない。逆に言えば、子どもたちが明らかに国家をめぐる政治や戦争に関与している場合には、彼らは「子どもらしさ」を持たないがゆえに矯正すべき存在として受け取られるか、あるいは「子どもらしさ」を奪われた犠牲者として、同情や救済の対象にされる。こうして子どもたちは国際政治、とりわけ戦争から隔離され保護されるべき存在として認識され、子どもたちの側も往々にして国際政治に対し、受動的であることを内面化してゆく。国家や戦争の問題を中心的主題とする主流派国際関係論——リアリズム——においては、その結果として、子どもという存在が見えないものとなる。

国家という観念が子どもと大人とを対照的な存在と見なす二分法の上に成り立っているという事情は、国家の正式な構成員であることを示す「市民 citizen」の観念の中によく現れている。近代のシティズンシップ概念について、それを個人の権利についての発展史と結び付けて説明した T・H・マーシャルのシティズンシップ論に拠りながら、岡野八代は、近代以降の「市民」という観念の中には相対立する2つの要素が同時に含まれ

ている、と論じている。すなわち、(1) 国家に依存しない自律的で自足的な個人という要素と、(2) 有機体的統一体としての国家に帰属意識を持ち、その国家が差し出す共通の目的に忠誠を誓う国民という要素の、以上2つである(2009: 34-47)。そのうち、第1の個人主義的「市民」については、その成員資格は一見したところきわめて開放的であるように見える。しかしながら、この意味での「市民」であるためには自律的かつ自足的という言葉ば「独立」状態にあることが要件のうちに含まれており、それは大人たち、すなわち保護され教育される従属的存在としての子どもとは対極にあるとされる大人たちのイメージそのものである。したがって子どもたちは、この意味での「市民」に数え上げられることはけっしてない。また第2の意味においても、子どもたちはやはり「市民」であることからアプリアリに除外される、と言わねばならないだろう。国家の目的を理解しそれに忠誠を誓い、さらにその目的実現のために犠牲を払う用意や能力がある人物こそ「市民」、と見なすその概念には、十分な知識や判断力を備え、社会の中で責任を負う能力を持つ「大人」、といったイメージがそのまま反映されているからである。要するに、国家は子どもたちを正式な国家の構成員であるとは認めないこと、せいぜいそのような構成員に将来なるはずの「二級市民」として見なすことの上に成り立っている、とすることができるだろう。だとすれば、そのような国家を中心にして国際政治にアプローチした場合、当然彼ら子どもたちの存在は、基本的に切り捨てられることになる。

戦争、特に国家が関与している戦争に関しても「大人／子ども」という二分法的発想によって、その現象が形作られている様を観察することができる。そもそも歴史的に考えるならば、「市民」という地位は古代ギリシャにおける「重武装歩兵の民主主義」(福田歓一)や近代市民革命期におけるデモクラシーの浸透を促した人民武装・民兵制の伝統に見られるように、自らが属している政治的共同体、あるいは国家のために闘う能力があることと、密接な関連を有していた。要するに、国家の正式な構成員になろうとする者は、その国家のために兵士として奉仕できることをもって、初めてその一員として加わることが認められたのである。近代以降も「市民」という地位が得てして成人男性のみに限られ、子どもたちだけでなく女性たちもまた長くその地位から排除されてきたことは、このような事情を背景にしている(Watson 2006: 244; 2009: 35)。つまり、個々人の実際の能力や体力とは関わりなく、年齢や性別によって等しく「弱き者」と規定された子どもや女性たちは、武器を取り戦闘に参加できるひとびととは見なされ得ず、したがって彼らを正式な「市民」の地位から排除すること、たとえば選挙権などの政治的権利を与えないことが、その前提のもとで当然視されてきたのである²⁴。ただ他方で、その裏返しとして子どもたちは戦争の中で、「弱き者」であるがゆえに大人たち、とりわけ成人男性である兵士たちにより保護され守られるべき存在として扱われることになった²⁵。戦争に纏わるさまざまな「物語 narratives」が勇敢な(成人男性)兵士によって敵から守られる女性や子ども、というフォーマットに則って語られ、戦争の大義としてもそうし

²⁴ 兵士であることと「市民」であることとの結びつきは、責任感に欠ける「若者たち」(このカテゴリーには法定年齢上の成人も含まれると考えられるが)の「市民」としての自覚の「育成」を、徴兵制の導入によって図ろうとする一部論者の議論によっても、逆説的に証明されている。

²⁵ 実際の戦争において子どもたちはまったく保護されないことは、註10において挙げた統計からも明らかである。

た「弱き者」たちを救うという事由がしばしば掲げられてきたのは、そうした事情と無関係ではない。要するに戦争とは、自らを犠牲にして国家や「弱き者」のために戦う兵士であるところの大人（成人男性）と、「弱き者」としてその大人によって保護され守られる子ども（と女性）という二項対立図式の上に構築された現象なのである。しかし、前節でも述べた通り、現実には子どもたちが武力紛争の中で果たす役割は実に多様であり、彼らはいつも一方的に「弱き者」として保護されているわけでもない。つまりこの図式は、実際の戦争における子どもたちの役割について、それを適切に反映したものではないのである。

子ども兵士の存在をどう把握するかという問題は、こうした図式の矛盾や限界を雄弁に物語る。周知の通り、子ども兵士はその廃絶を目指す国際機関や各種国際NGOなどによって、「犠牲者」として表象されることが少なくない。彼ら子どもたちは決して自ら進んで兵士や戦闘員になったのではなく、周囲の大人たちによる脅しや強要、彼らを取り巻く悲惨な環境（経済的苦境から逃れるためなど）などによってそうした状況に否応なく陥ったのだ、というのである²⁶。確かに、そういった子どもたちが多数存在することを否定することはできない。ゆえにこうした理解をするなら、本来「弱き者」である子どもたちが兵士になったとしても、それをあくまで例外的な事例と見なし、彼らをもっぱら受動的な存在と考える「大人／子ども」の区分はそのまま維持することができよう。しかし、子ども兵士すべてを単純に「犠牲者」というカテゴリーでのみ考えることは、同様の環境下にある子どもたち全員が兵士になるわけではないことから鑑みても、かなり一面的な判断である。実際、子どもたちの多くは紛争環境に心理面でも行動面でも驚くべき適合性を発揮し、その一部には自ら武器を取り、その「男性性」や誇り・優越感などを満足させようとする者も少なくない。たとえばインティファダにおいてイスラエル軍に石を投げつけたパレスチナの子どもたちのように、彼らなりに紛争にまつわる原因やイデオロギー対立を理解し、その理解に従って自発的に戦闘に参加する者もいる（Marten 2002: 4-6）²⁷。つまり、子どもたちが兵士や戦闘員となる背景には多種多様な動因が複合的に存在しており、しかもその少なくとも一部については、彼ら自身の能動性が強く関与しているのである。したがって子どもはすべて受動的であり子ども兵士はすべて「犠牲者」だと見なししてしまうことは、彼らが兵士となっていく理由についての理解、さらには子ども兵士が関わっている武力紛争についての理解を著しく一面的なもの、あるいは歪んだものにするとする。

以上のように、国際関係論の主流派がその関心の中心に置いている国家も戦争もその根底において、「子どもであること」と「大人であること」とを対照的に理解することのうちに成り立っている。そこで子どもたちは本来国際政治とは関わるべきでない非政治的かつ受動的な存在と捉えられているがゆえに、彼らは国際関係論において、基本的に見えないものにされてしまうのである。

²⁶ 子どもと武力紛争に関する国連事務総長特別代表部は子ども兵士に関し、このような評価を下している。
<http://www.un.org/children/conflict/english/childsoldiers.html>（2010年11月14日）を参照。

²⁷ この点について敷衍すれば、いわゆる大人の戦闘員の間でも、そのすべてが紛争原因やイデオロギー対立について十分理解しているわけではない。したがってこの点において、実は子どもたちと大人との間に截然とした区分を設けることはできない、と言える。

2. 労働する「個人」と「子どもであること」

国際関係論主流派を構成するリアリズムに対し、その対抗軸に位置するのがリベラリズムである。その理論のいかなる特徴をもって「リベラリズム」と見なすのかについては諸説あるが、リアリズムとの対比で言うなら、それは国家以上に個人という存在を重視し、また国家間の軍事的対立のみならず世界経済などの問題にも等しく関心を払う、と言えるだろう。したがってこのような視座の違いを前提にするなら、すべての個人、とりわけ経済的アクターとしての個人に関心を抱くリベラル国際関係論は、子どもたちをその射程に収めることに對し、リアリズムよりもよほど親和的ということができる。しかし実際にはリベラル国際関係論においても、子どもたちが関心の俎上にのぼることはほとんどない。それは、ひとつにはリベラリズムの考える「個人」がやはり、子どもと大人とを対照的に捉える欧米および日本的な「子ども観」の上に成り立っているからである²⁸。そこで以下では、そのリベラルな「個人」、中でも労働を行う経済アクターとしての「個人」に焦点を当てることによって、その「個人」概念の背後に潜む子どもと大人とを区分する二分法的理解を示すことにしたい。

「個人」の人権を保障し推進することは、常にリベラリズムにとっての中心的関心事であった。世界人権宣言（1948年）をはじめ、戦後一貫して国際的な人権レジームが整えられてきた背景には、この思想としてのリベラリズムが世界的影響力を徐々に拡大・浸透させてきたことと深い関連がある、と言えるだろう。ところでその世界人権宣言の中では第23条1項において、あらゆる人間が労働する権利を有する旨がはっきり謳われている。「すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。」²⁹ 同様の規定は、1966年に国連で採択され79年に発効した国際人権A規約（経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約）第6条1項のほか、各国レベルでも憲法上そうした条文を持つものがある。たとえば日本国憲法の第27条においては、周知の通り、すべての国民が勤労の義務とともにその権利を有する旨が宣言されている。これら人権宣言には権利の対象となっているひとびとが人種や性別、宗教、政治的信条、社会的身分や財産などによって差別を受けてはならないことも同時に謳われており、したがって労働する権利は、今日の国際人権レジームにおいてすべての「個人」に認められている普遍的な権利、と行うことができる。

しかし、実態としてのみならずより具体的な法規面でも、子どもたちのすべてとは言えないまでもその多くが、国際社会の中でこうした労働する権利を認められていない。というのも、1973年に国際労働機関（ILO）によって採択された138号条約（就業最低年齢条約）——子どもたちの労働に関してもっともよく参照される国際条約文書——によれば、批准国において就業が認められる最低年齢は義務教育修了年齢を下回ってはならず、またいかなる場合においても15歳（「経済および教育施設が十分に発達していな

²⁸ リベラリズムの「個人」が（特に男性の）大人であることを暗黙の前提とし、（女性と）子どもは見えない存在となっていることを指摘している議論として、O'Neill 1997: 242-3; Watson 2009: 37などを参照。

²⁹ この訳文は、国際連合広報センターの日本語HPに掲載されているものに拠った。

http://www.unic.or.jp/information/universal_declaration_of_human_rights_japanese/、2010年12月9日。

い加盟国」の場合は14歳)を下回ってはならない(第2条3項)とされているからである。もちろんそこには例外規定も設けられており、就業者の健康または発達に有害となる恐れがなく、また教育・職業訓練への参加や習得を妨げない「軽易な労働」である場合は、13歳(「経済および教育施設が十分に発達していない加盟国」の場合は12歳)以上であれば就業を認める(第7条1・4項)との規定がある。しかしいずれにしても、これらの規定に従うならば15歳以下、少なくとも12歳以下の子どもたちはすべて、労働する権利から法的に排除されていることになる。ちなみに1989年に採択された子どもの権利条約においても、危険な労働や有害な労働から子どもたちが「保護される権利」は謳われているものの、彼らが勤労の権利を持つとの積極的規定はまったく見られない。

子どもたち(の多く)がこのような形で普遍的人権であるはずの労働する権利を認められていない背景には、子どもたちを受動的な存在としてしか捉えない「子どもであること」の観念、欧米や日本に典型的な「子どもであること」についての観念が深く関係している(Myers 2001: 46-7)。たとえば、義務教育修了年齢に達しない者には労働を基本的に禁止するという発想、さらには、「軽易な労働」は認めるにしてもそれは教育を妨げない範囲でしか認めないという発想の裏には、子どもたちの労働と教育とは排他的な関係にある、との前提が見え隠れする(White 1999: 134)。ここには、子どもたちは学校や家庭のような保護された「私的空間」において大人たちによる教育を受けるべきであり、したがって本来大人たちのみに許された領分である経済活動に携わるべきでないといった、典型的な大人／子どもの二分法的理解が支配的であると言えよう。「子役やキッズ・モデルといった収入のある子どもたちは、われわれの社会では不快な例外だと見なされている。」(Zelizer 1994: 4) ちなみにILO138号条約では各国ごとの詳細な規定に関し、使用者団体ならびに労働者団体との協議の末に決定するよう、批准国に対し強く要請する条文が多数含まれている。ところが他方で、子どもたち自身の声を積極的に聞こうという規定については、その中にまったく含まれていないのである。したがってここにも、子どもたちは大人たちがもっぱら保護すべき存在——ゆえに本人たちの意見は聞く必要がない——という、欧米や日本で支配的な「子ども観」が反映している、と言えよう(Myers 2001: 47)。子どもたちの労働に関するこのような国際法上の規定に典型的に現れているように、国際人権レジームに見られるリベラルな権利主体としての「個人」という概念には、子どもたちを実質的に排除する大人／子どもという区分が、その背後において組み込まれているのである。

ただ現実の国際政治の中でこうした「子ども観」の上に構築されている国際人権レジームは、たとえば同様の「子ども観」を共有しない非欧米文化圏において、しばしば運用面での矛盾に直面することになる。なぜなら、「たとえば多くの伝統的アフリカ社会では、適切に育てられた子どもたちとは若い頃からさまざまな仕事や技術に接する機会を与えられた子どもたち」(Ibid.)に他ならず、実際途上国においてはその質の低さや卒業後における就業機会の乏しさなどから学校教育を評価する者は少数であり、むしろ労働によって、子どもたちに訓練の機会や職業スキル上達の機会が与えられる、と考えている者が少なくないからである(Boyden 1997: 212)。したがって、このような価値観を持つひとびとの社会において、ある年齢以下の子どもたちの労働を全面的に禁止し、彼らをもっぱら学校教育を受けるべき存在と見なす条約が容易に受容されずとも、不思議はないと言えよう。事実、ILO138号条約は採択されてから約四半世紀が経過した1999年6月の時点においても、批准国の数は76カ国にしかのぼらなかった。しかもその

半数をヨーロッパ諸国（37カ国）が占め、児童労働が広く行われているアジア諸国は、批准に対し極めて消極的であった（9カ国）³⁰。

労働する権利を持つ主体が実は大人のみに限られている、というリベラルな国際人権レジームの矛盾は、児童労働をめぐる国際社会の取り組みの中にも時に現れる。1992年、トム・ハーキン上院議員によってアメリカ議会に提出された法案は、15歳未満の子どもたちを雇用している外国企業の商品に対し、そのアメリカへの輸入全面禁止を求めた法案であった。ところが当時バングラデシュの服飾産業ではその輸出先としてアメリカに5割以上を依存しており、ゆえにその影響を恐れた現地法人、ならびにそれらと取引関係にある先進国メーカーが機先を制し、多くの子どもたちを法案成立前に解雇したのである。しかしILOによる影響調査によれば、解雇された子どもたちのうち学校に戻った者は一人もおらず、多くは別の職業、それも性産業など彼らの福祉にとってより有害な職業に就いたと言われる（Boyden and Myers 1995: 35-6）。このような結果を招いた原因には、法案立案者ならびに推進者たちの途上国の現実に対する無理解、とりわけ子どもたちの労働に関する認識の違いへの無理解があった。特に、子どもたち自身が自分たちの雇用についてどう考えていたのか、それが法案推進者の間では一顧だにされなかった事実（Boyden 1997: 222）は、労働に対する子どもたちの無権利状態を彼らが当然視していたことを物語る。しかし、その時に解雇された子どもたちの次のような請願の言葉は、そのような「子ども観」がいかに子どもたち自身の認識とずれていたかを証明するものであった。「あなた方すべてに対し、私たちが一日につき5～6時間の軽易な労働を続けることを認めること、および一日につき2～3時間は学校に出席できる機会を私たちに与えることを、人道主義の精神に基づき私たちは要求します。……既に何らかの軽易な労働に従事している私たちの仲間を、路上に放り出すことはどうかしないでください。」（Boyden and Myers 1995: 38）

こうしたこともあってか、児童労働について規制を加えようという国際社会の動きは現在、児童労働の全面禁止からILO182号条約の採択（1999年）を経て、「最悪の形態の児童労働」の全面禁止へと焦点を移動させている³¹。したがって、実際の取り組みにおいては今日、事実上児童労働を一部容認する傾向にあるとも言えるかもしれない。しかし、子どもたちに労働する権利を積極的に認める動きは、今日でも国際社会の中では依然少数派である。実は、そうした権利を認めることは彼らの労働条件改善や組合の結成、団体交渉の権利等も彼らに認めることにつながり、それは現在労働している子どもたちの状況をよりよいものに導くとも言える。しかし子どもたちを従来の受動的な存在、大人たちの保護や指導を受ける「弱者」としてもっぱら捉える「子ども観」が前提とされると

³⁰ この統計は、人権に関わるILO主要条約の批准状況が示されている以下のサイトからのものである。
<http://www.ilo.org/ilolex/english/docs/declworld.htm>, 2011年11月30日。なおここで1999年6月を基準に批准国の数を示したのは、132号条約と並ぶ重要な児童労働に関する国際条約である182号条約（最悪の形態の児童労働条約）が、ちょうどこの時にILOで採択されたからである。この条約が禁止する児童労働の内容は138号条約に比べ限定的であり、したがって欧米とは異なる文化圏に属する諸国にとっても、概ね同意しやすい内容であった（White 1999: 141）。ゆえにこの条約はILO史上初めて全会一致で採択された条約となり、批准のペースも非常に速いものであった（2002年末の時点で132カ国、2005年末の時点では157カ国）。したがってこのことが同時に、138号条約への批准を各国に促したと考えられる。現時点（2010年12月）で138号条約の批准国は、156カ国にのぼっている。

³¹ ILOは、2006年に定めたグローバル・アクション・プランの中で、2016年を「最悪の形態の児童労働」すべてを撤廃する目標年に定めた（ILO 2006: 85）。

き、このような発想が出てくるようなことはないのである。

以上のように、リベラリズムが重視する権利主体としての「個人」という概念には、労働する権利を持つ主体をめぐる取り扱いに典型的に現れているように、大人と子どもを区分し、前者のみを十全な権利主体として考える二分法的理解が組み込まれている。したがってこうした「個人」を中心に据えるリベラル派の国際関係論もまた、その射程の中に、子どもたちという存在を認めることはないのである。

本節では国際関係論の中に、子どもたちを保護の必要な受動的な存在と考える「子ども観」が深く組み込まれている様子を簡単に検討した。この「子どもであること」に関する理解によって、彼らは等しく二次的かつ非政治的存在として、国際政治分析の関心対象から度外視されてきたのである。ただし誤解のないように付け加えておくが、ここでの議論は、子どもたちに対する保護を否定しようとする議論ではない。ここで問題化しているのは、ある一定の年齢（国際的には18歳）を境にそれ以上の者を等しく「一人前」と見なす一方、それ未満の者をやはり等しく受動的な存在（あるいは犠牲者）と見なす、その二分法的発想である。実際には子どもたちの中には著しい多様性があり、特に乳幼児と10代後半の「子ども」の間に大きな違いがあることは一目瞭然であろう。彼らすべてを単なる保護すべき存在として一律に捉えることは、適切ではあるまい。同様なことは、いわゆる「大人」についても言える。彼らの少なくとも一部、現実にはおそらくそのすべてが、何らかの「保護」を必要とするはずである。つまり、子どもにも大人にも等しく見られる多様性や多面性を視野に入れることなく、ある年齢未満のひとつとを等しく国際政治と無関係な存在と見なす発想、およびそれが支えている国際関係論の知的枠組みについて、ここでは問題化しているわけである。

IV. おわりに

約1世紀の歴史を持つ国際関係論において、子どもたちやその社会関係について関心を向けようとする動きは、これまでほとんどと言っていいほど見られなかった。ところが現実の国際政治においては武力紛争や世界経済、あるいはグローバル化といったさまざまな局面において、子どもたちは幾多の影響を被ると同時に、それらを動かす主体的役割もまたかなりの規模で果たしてきたのである。実はこうした子どもたちに対する無視に疑念が持たれなかった背景には、欧米や日本などで「常識」化している「子どもであること」の理解、すなわち、彼らを基本的に無垢で受動的な前社会的存在と見なし、ゆえに大人たちによって保護され教育されねばならない存在と考える理解が関連している。国際関係論の中にも深く浸透しているこの「子ども観」によれば、子どもたちは政治との関わりがない存在、むしろそこから保護され隔離されるべき存在と見なされ、したがって国際政治を主たる問題領域として扱う国際関係論においても、彼らの存在や問題は言わばアプリオリに不可視化されてきたのである。たとえば主流派国際関係論であるリアリズムの中心的関心事であり続けてきた国家や戦争、それに対抗するリベラリズムの基本概念である「個人」といったものはすべて、その根底において、大人と子どもを明確に区分し後者を「一人前」でない受動的な存在として周辺化する「子ども観」の上に成り立っている。したがって、そうした概念や理解を前提にしている国際関係論の中

では、子どもたちはある意味で当然、その関心や分析の射程から外れることになる。

本稿の目的は、こうした国際関係論の現状に対する批判意識を出発点として、今後国際関係論者が子どもたちや彼らを取り巻く社会関係を真剣な課題として受け止めていくことを、提案する点にあった。こうした提案は近年、一部の国際関係論者によってなされつつあるものの、いまだほとんど無視されているのが現状である。しかしながら、女性やジェンダーに着目する国際政治研究が幾多の抵抗に直面しながら着実な発展を見せてきたのと同じように、「子どもたちと国際関係論」もまた、今後は本学問分野の新しい研究アジェンダとして同様の発展を遂げていくことが望まれる。それは、世界人口のかなりの数を占める彼ら子どもたちを無視しないという意味でも、そして、彼らが重要な役割を果たしている過去および現在、未来の国際政治システムの構造や機能を明らかにしていくという意味でも、国際関係論者にとって放置することのできない研究領域なのである。

参考文献

〈日本語文献〉

- アリエス、フィリップ 1980年 『＜子供＞の誕生——アンシャン・レジーム期の子供と家族生活』（杉山光信・杉山恵美子訳）、東京：みすず書房。
- 五十嵐武士 2004年 「安全保障論の転換」、磯村早苗・山田康博編『グローバル化時代の平和学・第2巻・いま戦争を問う——平和学的安全保障論』、京都：法律文化社、第1章、25-57頁。
- 市川ひろみ 2009年 「戦争後の子ども——終わらない戦争・見えない脅威」、初瀬龍平・松田哲・戸田真紀子編著『国際関係のなかの子ども』、東京：お茶の水書房、第7章、122-34頁。
- 遠藤誠治 2003年 『グローバリゼーションとは何か』、川崎：川崎市生涯学習振興事業団かわさき市民アカデミー出版部。
- 岡野八代 2009年 『シティズンシップの政治学——国民・国家主義批判』、東京：白澤社、増補版。
- カルドー、メアリー 2007年 『グローバル市民社会論——戦争へのひとつの回答』（山本武彦・宮脇昇・木村真紀・大西崇介訳）、東京：法政大学出版局。
- 栗栖薫子 2001年 「人間の安全保障——主権国家システムの変容とガバナンス」、赤根谷達男・落合浩太郎編『「新しい安全保障」論の視座』、東京：亜紀書房、113-49頁。
- シンガー、P・W 2006年 『子ども兵の戦争』（小林由香利訳）、東京：日本放送出版協会。
- 土佐弘之 2000年 『グローバル／ジェンダー・ポリティクス——国際関係論とフェミニズム』、京都：世界思想社。
- 日本国際政治学会編 2009年 『日本の国際政治学』全4巻、東京：有斐閣。
- 初岡昌一郎・藤井紀代子・中嶋滋 1997年 「現代の児童労働」、初岡昌一郎編『児童労働——廃絶にとりくむ国際社会』、東京：日本評論社、第1章、1-13頁。
- 初瀬龍平 2009年 「国際関係のなかの子ども」、初瀬龍平・松田哲・戸田真紀子編著『国際関係のなかの子ども』、東京：お茶の水書房、序章、7-17頁。

- ポロク、リンダ A. 1988年 『忘れられた子どもたち』(中地克子訳)、東京:勁草書房。
- 御巫由美子 2009年 「ジェンダー——フェミニスト国際関係論の発展と課題」、日本国際政治学会編『日本の国際政治学・第1巻・学としての国際政治』、東京:有斐閣、第6章、113-130頁。
- 山影進 2008年 「地球社会の課題と人間の安全保障」、高橋哲哉・山影編『人間の安全保障』、東京:東京大学出版会、1-18頁。
- UNDP 1994年 『人間開発報告書 1994』日本語版、東京:国際協力出版会。
- 吉川元、加藤普章編 2000年 『マイノリティの国際政治学』、東京:有信堂高文社。

〈外国語文献〉

- Bachman, S. L. 2000. "The Political Economy of Child Labor and Its Impacts on International Business", *Business Economics*, 18, pp.30-42.
- Baylis, John, Steve Smith and Patricia Owens (eds.), 2008. *The Globalization of World Politics: An Introduction to International Relations*, Oxford: Oxford University Press, fourth edition.
- Boyden, Jo 1997. "Children and the Policy Makers: A Comparative Perspective on the Globalization of Childhood", in Allison James and Alan Prout (eds.), *Constructing and Reconstructing Childhood: Contemporary Issues in the Sociological Study of Childhood*, London: Falmer Press, pp.184-216.
- Boyden, Jo, and William Myers 1995. *Exploring Alternative Approaches to Combating Child Labour: Case Studies from Developing Countries*, Innocenti Occasional Papers Child Rights Series, Number 8, Florence: UNICEF International Child Development Center.
- Brocklehurst, Helen 2006. *Who's Afraid of Children? Children, Conflict and International Relations*, Aldershot: Ashgate.
- _____. 2007. "Child Soldiers", in Alan Collins (ed.), *Contemporary Security Studies*, Oxford: Oxford University Press, second edition, pp.447-62.
- Ennew, Judith 1996. "The Child Business: Comments on the Management of International Policies for Children", *Journal of International Development*, Vol.8, No.6, pp.849-58.
- Heywood, Colin 2001. *A History of Childhood*, Cambridge: Polity.
- Hick, Steven 2001. "The Political Economy of War-Affected Children", *The Annals of the American Academy of Political and Social Sciences*, Vol.575, pp.106-121.
- ICBL (International Campaign to Ban Landmines) 2010. "Impact of Mines/ERW on Women and Children", *Landmine & Cluster Munition Monitor Fact Sheet: November 2010*, pp.1-3.
- ILO (International Labour Organization) 2006. *The End of Child Labour: Within Reach. Global Report under the Follow-up to the ILO Declaration on Fundamental Principles and Rights at Work*, Geneva.
- _____. 2010. *Accelerating Action against Child Labour. Global Report under the Follow-up to the ILO Declaration on Fundamental Principles and Rights at Work*, Geneva.

- IMF (International Monetary Fund) 2007. *World Economic Outlook, October 2007: Globalization and Inequality*, Washington, D. C.
- James, Allison, and Adrian L. James, 2001. "Childhood: Toward a Theory of Continuity and Change", *The Annals of the American Academy of Political and Social Sciences*, Vol.575, pp.25-37.
- Josselin, Daphné, and William Wallace (eds.) 2002. *Non-state Actors in World Politics*, Basingstoke: Palgrave Macmillan.
- Kaufman, Natalie Hevener, et al. 2002. "The Impact of Global Economic, Political, and Social Transformations on the Lives of Children: A Framework for Analysis", in Kaufman and Irene Rizzini (eds.), *Globalization and Children: Exploring Potentials for Enhancing Opportunities in the Lives of Children and Youth*, New York: Kluwer Academic/Plenum, chapter 1, pp.3-18.
- Liebel, Manfred 2007. "The New ILO Report on Child Labour: A Success Story, or the ILO Still at a Loss?", *Childhood*, Vol.14 (2), pp.279-84.
- Machel, Graça 2001. *The Impact of War on Children: A Review of Progress since the 1996 United Nations Report on the Impact of Armed Conflict on Children*, London: Hurst & Company.
- Marten, James 2002. "Introduction", in J. Marten (ed.), *Children and War: A Historical Anthology*, New York: New York University Press, pp.1-10.
- Myers, William E. 2001. "The Right Rights? Child Labor in a Globalizing World", *The Annals of the American Academy of Political and Social Sciences*, Vol.575, pp.38-55.
- Nieuwenhuys, Olga 1996. "The Paradox of Child Labor and Anthropology", *Annual Review of Anthropology*, Vol.25, pp.237-51.
- O'Neill, John 1997. "Is the Child a Political Subject?", *Childhood*, Vol.4 (2), pp.241-50.
- Prout, Alan, and Allison James, 1997. "A New Paradigm for the Sociology of Childhood? Provenance, Promise, and Problems", in A. James and A. Prout (eds.), *Constructing and Reconstructing Childhood: Contemporary Issues in the Sociological Study of Childhood*, London: Routledge, pp.7-33.
- Pupavac, Vanessa 2002. "The International Children's Rights Regime", in David Chandler (ed.), *Rethinking Human Rights: Critical Approaches to International Politics*, Basingstoke: Palgrave Macmillan, pp.57-75.
- Rizzini, Irene, and Malcolm Bush 2002. 'Editorial: Globalization and Children', *Childhood*, Vol.9 (4), pp.371-4.
- Ruddick, Sue 2003. "The Politics of Aging: Globalization and the Restructuring of Youth and Childhood", *Antipode*, Vol.35, Issue 2, pp.334-62.
- Singer, P. W. 2010. "The Enablers of War: Causal Factors behind the Child Soldier Phenomenon", in Scott Gates and Simon Reich (eds.), *Child Soldiers in the Age of Fractured States*, Pittsburgh: University of Pittsburgh Press, chapter 6, pp.93-107.
- Stephens, Sharon 1995. "Children and the Politics of Culture in 'Late Capitalism'", in Sharon Stephens (ed.), *Children and the Politics of Culture*, Princeton: Princeton University Press, pp.3-48.

- Tickner, J. Ann 1992. *Gender in International Relations: Feminist Perspectives on Achieving Global Security*, New York: Columbia University Press.
- UN (United Nations) 2010. *Office of the Special Representative of the Secretary-General for Children and Armed Conflict: Working Paper No.2: The Rights and Guarantees of Internally Displaced Children in Armed Conflict*, New York.
- UNDP (United Nations Development Programme) 2010. *Human Development Report 2010: 20th Anniversary Edition, The Real Wealth of Nations: Pathways to Human Development*, New York.
- UNICEF (United Nations Children's Fund) 2009a. *The State of the World's Children Special Edition: Celebrating 20 Years of the Convention on the Rights of the Child*, New York.
- _____. 2009b. *Progress for Children: A Report Card on Child Protection, Number 8, September 2009*, New York.
- _____. 2009c. *Machel Study 10-Year Strategic Review: Children and Conflict in a Changing World*, New York.
- Van Beuren, Geraldine 1995. *The International Law on the Rights of the Child*, Dordrecht: Martinus Nijhoff.
- Wagnsson, Charlotte, Maria Hellman and Arita Holmberg 2010. "The Centrality of Non-traditional Groups for Security in the Globalized Era: The Case for Children", *International Political Sociology*, Vol.4, Issue 1, pp.1-14.
- Watson, Alison M. S. 2006. "Children and International Relations: A New Site of Knowledge?", *Review of International Studies*, Vol.32, No.2, pp.237-50.
- _____. 2009. *The Child in International Political Economy: A Place at the Table*, London: Routledge.
- White, Ben 1999. "Defining the Intolerable: Child Work, Global Standards and Cultural Relativism", *Childhood*, Vol.6 (1), pp.133-44.
- Wibben, Annick T. R. 2004. "Feminist International Relations: Old Debates and New Directions", *The Brown Journal of World Affairs*, Vol.10, Issue 2, pp.97-114.
- Wyness, Michael, Lisa Harrison and Ian Buchanan 2004. "Childhood, Politics and Ambiguity: Towards an Agenda for Children's Political Inclusion", *Sociology*, Vol.38, No.1, pp.81-99.
- Wyness, Michael 2006. *Children and Society: An Introduction to the Sociology of Childhood*, Basingstoke: Palgrave Macmillan.
- Zelizer, Viviana A. 1994. *Pricing the Priceless Child: The Changing Social Value of Children*, Princeton: Princeton University Press.

〈不在者〉であることを学ぶ：
イスラエルの小学校アラビア語教科書における帰属意識の剥奪

Learning to Be an Absentee: Deprivation of Belongingness
through Arabic Textbooks in Israel

田浪亜央江*
Aoe Tanami

Abstract

Palestinian Arabs living in Israel, which make up twenty percent of the total population, has been regarded as invisible people or absentees being suppressed their national identity in the Jewish State. Arabic, their mother tongue and Israeli official language together with Hebrew, has been limited in minimum display in public space. Then, how the policy against Arabic is working in Arabic education in Israel while the language education should be the process by which the abilities of understanding, thinking and self expression are encouraged?

This article aims to make a small contribution to understand the Arabic education in Israel by examining Arabic school textbook used in Arabic elementary school comparing with one used in Jordan and Hebrew textbook in Israel. The textbook makes Arab pupils feel Arabic dry and tasteless though ill-chosen subjects and unrealistic or stereotyped characters. As an additional problem, not a specific place name has been mentioned in the textbook and therefore the pupils never have a sense of belongingness to their country. They are learning to be an absentee through Arabic textbook.

I. はじめに

1947年11月の国連パレスチナ分割決議から翌年5月14日のイスラエル建国宣言をきっかけとした第一次中東戦争が終結するまでに、およそ90万人とも言われるアラブ人が難民化した。彼らはのちにパレスチナ人としての民族的自覚を高め、抵抗運動を開始する。他方、さまざまな条件や経緯の結果、国外難民となることは免れ、イスラエルの支配下に入るようになったアラブ人たち（「48年アラブ」¹⁾）がいた。彼らはのちにイスラエル

* 成蹊大学法学部非常勤講師、Part-time Lecturer, Faculty of Law, Seikei University
E-mail: aoe@jb3.so-net.ne.jp

¹⁾ 彼らも無論「パレスチナ人」であるが、ここでは難民や被占領地のパレスチナ人との混同を防ぐため、彼ら自身がしばしば使う「48年アラブ」という呼称を用いる。1948年以降にパレスチナ（イスラエル）に残ったアラブ人という意味である。彼らの自称自体が研究対象となっており、例えばRouhanaやSmoothaが彼らの集団的自己認識について行なった調査では、Israeli、Israeli Arab、Arab、Israeli

国籍を付与され、現在ではイスラエルの人口のおよそ20パーセントを構成している。

イスラエル建国後、難民たちの土地や家屋は「不在者財産取得法」によって国家に収用され、イスラエル国内に残った「48年アラブ」たちもその多くが故郷の村や町から切り離され、指定された区域に押し込められた。破壊されたパレスチナの村の上にはユダヤ人の入植地やキブツが建設され、アラビア語の地名は次々にヘブライ語化されていった。

「48年アラブ」たちは1966年まで軍事政府の支配下に置かれたが、70年代以降、次第に経済的・政治的に力をつけてゆく。彼らはイスラエルのユダヤ系市民との平等な市民的権利を一貫して求めたが、イスラエル政府の人種差別的な政策についての批判を内外に発信し、是正を求める声は、とりわけ1993年のオスロ合意以降に大きくなった。PLOとイスラエル政府による相互承認の文言には、被占領地の外に居住する難民や「48年アラブ」に関する言及は一切なく、「48年アラブ」たちは、彼らの立場および将来のビジョンを被占領地のパレスチナ人たちのそれとは異なるものとしてはっきりと意識し始めたのである。

イスラエルにはアラビア語を教育言語とする大学は存在しない。そのため高校までアラブ人向けの学校でアラビア語による教育を受けながら、大学に入学した途端にヘブライ語で教育を受けざるを得ないという現実、²「48年アラブ」の子どもたちの肩に重くのしかかっている。イスラームやアラブ文化について学ぶ時間よりも、ユダヤ教やユダヤ文化を学ぶために多くの時間が割かれ、シオニズムの史観に沿ったイスラエル建国史を学び、ナクバ³やパレスチナ人のナショナリズムについて学ぶことは許されない。アラビア語はヘブライ語と並ぶイスラエルの公用語であるが³、イスラエルの切手や紙幣に申し訳程度にアラビア語が併記されているのを目にすることを除けば、現実には完全にヘブライ語が支配的な言語となっている。アラブ人たちは互いの社会のなかではアラビア語を使って生活するが、公的機関や大学、ショッピングモールなどはすべてユダヤ人の町にあり、そこではヘブライ語を使わなければコミュニケーションが成り立たない。こうした場所では、ユダヤ人を刺激することを避けるために身内同士でもヘブライ語で会話をしたり、初対面のアラブ人同士がそれと気づかずヘブライ語で会話を続けたりするという事例がしばしば存在する。イスラーム服を着た女性を除き、外見からはアラブ人とユダヤ人をはっきり区別するような指標はなく、アラビア語を口にしないことで、アラブ人はアラブ人として認識されない、不可視の存在となる。

ヘブライ語を唯一の公用語、または第一の公用語とする法案が何度も議員立法として提案されてきた一方、右派のユダヤ系市民のあいだには、アラブ人への排外的な意識とともに、アラビア語への憎悪も見て取れる。勤務中にアラビア語を使ったことで店員が解雇されたという事件もあれば、ヘブライ語とアラビア語が併記された看板から、アラビア語の文字がスプレーで抹消されているのを筆者自身、何度か目にしたこともある。

こうした状況にあって、イスラエルの学校のなかでのアラビア語教育とは、一体どの

Palestinian, Palestinian Arab, Palestinian, Palestinian Arab in Israelという7つのカテゴリーから適合するものを選択させている (Rouhana, 1997: pp.111-129)。

² ナクバは「大災厄」を意味するアラビア語の普通名詞だが、パレスチナに関わる文脈では、イスラエルの建国にともなう、パレスチナ社会の崩壊とパレスチナ人の難民化を意味する。

³ イスラエル建国以前、イギリスの委任統治領下にあったパレスチナで1922年に制定された「パレスチナ法」のなかでは、英語・アラビア語・ヘブライ語が公用語であるとされた。イスラエル建国後、このなかから英語の地位規定だけが取り消されたため、イスラエルの公用語はアラビア語とヘブライ語の二つだということになる (Suleiman, 2004: pp.114-116)。

ようなものとして存在しているのだろうか。小学校から高校までは、アラブの生徒たちはアラブ人向けの学校でアラブ人教師のもとに学ぶ。教育である以上、生徒のアラビア語能力を段階的に向上させ、アラビア語による自己表現能力を養うことが目的とされているはずだが、教育政策を担う当のイスラエル国家は、ヘブライ語話者の国、ユダヤ国家であることを目指している。非ユダヤ人を同化させずに周縁化し続け、国家のなかに20パーセントという人口を占めている存在を出来るだけ目立たず、存在しないことにさせておこうという意味は、アラビア語教育のなかで、どのように貫徹しているのだろうか。

「ユダヤ人の作品では、自覚ある人間と生活はその感情と行動で結ばれていると表現されているのに対して、私たちが教えられたアラブ人の作品は、民族的理想を全く考慮に入れていないもので、ほとんどが自然を歌い、抒情を表現しているものばかりだった」。⁴

「私を若い頃から社会運動に駆り立てたのは、もしかすると、中学二年生のときの文法書に書かれていたことではないか。そこには『単複両形で変化させよ』とあって、『ユダヤ人の先生、ユダヤ人の先生たち。アラブ人の羊飼、アラブ人の羊飼いたち』という例文があった」(アズミー・ビシャーラ)。⁵

この二つの発言はともに、1960年代初頭の状況を指したものだ。現在のテキストの中で、さすがに「ユダヤ人の先生、アラブ人の羊飼」という例文を確認することは出来なかったが、他方、アラビア語の教科書で取り上げられているテキストの多くが「自然を歌い、抒情を表現しているものばかり」である状況は、現在も続いている。そしてこれこそが、イスラエルのアラビア語教育の実態を端的に表現している言葉と言えるだろう。多文化主義を建て前とし、表面的にはアラブ住民への差別を見えにくいものにして来たイスラエルのアラビア語政策は、現実からかけ離れた、生命感のない教材を大量に与え続けることを通じて、アラビア語によって民族意識や政治的なビジョンを自己表現する機会から遮断し続けようとしてきたのである。

引用部分に続いて、アル＝アスマールはアラブ人の民族的な理念をテーマとした文学作品が全く取り上げられていないことを問題にしている。これまでもアラビア語のテキストについてジャーナリズムなどで取り上げられてきた話題も、この点である。しかし民族的な理念を謳った詩が取り上げられるか否かといった点にばかり問題の焦点が当てられてきたため、現在採用され、アラブの生徒に読まれているテキストそのものの問題の検討は不十分であるように思われる。したがってイスラエルが教科書として与えて来たアラビア語のテキストの内容を具体的に検討することが、本論文の課題である。

とは言え、アラビア語を理解する人間がイスラエルのアラビア語の教科書に一度でも目を通しさえすれば、問題は明らかであろう。全体を貫く生命感の欠如、無味乾燥性を感じるであろうし、編者たちのやる気のなさまで想像できるかもしれない。自然や抒情といったテーマそのものが無味乾燥なのではなく、無味乾燥だと感じさせるような作品ばかりをあえて集めたかのような印象を受けるのである。あるアラビア語の教師は率直

⁴ El-Asmar, 1975, p.49.

⁵ グロスマン、1997年, p.409.

にも、アラビア語の教科書は「ジャーッフ（乾いている）」であり、したがって生徒にとってアラビア語の授業そのものが「ジャーッフ」なものとなっていると述べている⁶。

それは、教科書などというものはそもそも退屈でつまらないもののはずである、といった一般論では回収しきれない問題をはらんでいる。ヘブライ語の授業には真面目に臨む生徒が、アラビア語の授業ではやる気を見せないことも「よくある」こととして教師たちに認識されている。ヘブライ語に対しては将来生きて行くのに必要であるという基本的なモチベーションが存在するということだけでは、十分な説明にならない。結論を先取りするならば、アラビア語の教科書を使って学ぶ子どもたちの所属する社会への足がかりがテキストから徹底的に排除され、地理的・歴史的な文脈のなかでの自分の位置を見いだすことのできないような仕掛けが存在すること、また、それによってアラブ人の登場人物に共感したり自己を投影したりする契機があらかじめ排除されているがゆえに、アラビア語は「ジャーッフ」なのである。またそうしたことによって子どもたちはアラビア語の学習から疎外され、アラビア語が生き生きとした自己表現手段であるという実感をもてなくなっているのである。

ここで「48年アラブ」の言語状況とともに、アラビア語そのものについて補足しておきたい。

前述のようにイスラエルではヘブライ語とアラビア語が公用語ということになっているが、実際にはヘブライ語が使えなければ、自立した社会生活を送ることは不可能である。そのため小学校二年からヘブライ語の授業が開始され、高校生ともなればかなり自由にヘブライ語を駆使できるようになる⁷。むしろ母語のアラビア語に関して、近年アラブ社会で問題とされることが増えている。ヘブライ語の単語を交えたブロークンなアラビア語で日常会話を行なうことが常態化しており、フォーマルな場において正しいアラビア語で話し続けることが出来ないなどアラビア語の運用能力を欠いたアラブ人が増えていることが、教育者・知識人らのあいだで深刻な懸念を生んでいる。

これは多分にイスラエルの言語政策の反映ではあるが、アラビア語とヘブライ語それぞれの言語的な特徴とも切り離せない問題である。アラビア語は書き言葉や正式な場でのスピーチなどに用いられているフスハー（正則アラビア語）と、日常の会話で用いられるアーンミーヤ（口語）の差異が大きく、話し言葉自体にも地域的偏差が大きいというアラビア語の特徴のために、「正しいアラビア語」とは何かという問い自体が大きなテーマとなっている。母語はあくまでアラビア語のアーンミーヤであり、フスハーを使いこなせるためには教育による修練が必要とされるため、極論するなら、アラビア語のフスハーとヘブライ語は新たに学ぶという意味では同等な位置を占めている。小学校に入ってから新たにフスハーを習い、それに加えてヘブライ語・英語の学習が課されるわけである⁸。

⁶ 2004年11月に筆者がイスラエル北部にあるシャファームルーの小学校で行なったインタビューより。

⁷ とは言い 大学に入っていきなりヘブライ語で講義を受け、レポートを提出するのは並大抵のことではなく、たいていの学生が一年目は講義ノートを取るのが大変だったと言う。アラブ人同士が互いにサポートをしながら、必死に乗り切っているようだ。

⁸ 例えばイルヤース・アタッラーは、イスラエルのアラブ人の言語環境を、「強制的四言語使用」と呼んでいる。アラビア語のアーンミーヤ、フスハー、ヘブライ語、英語の四言語と言うわけである。アラビア語の授業の週当たりコマ数は、小学校の1、2年生が10時間、3年生が8時間、4年から6年までが6時間、中学校で5時間、高校で4時間である。小学校2年からヘブライ語が加わり、3年から英語が加わる。ヘブライ語と英語の週当たりコマ数は不明だが、徐々に増えてゆき、ヘブライ語の場合、中学・高校ではアラビア語のコマ数よりも多くなる。

一般にアラブ諸国では、大学教育を受けた一般のアラブ人ならば、書き言葉と話し言葉の中間的な言語を用いながら堂々と話し続けることが出来るはずだと信じられている。ところがイスラエルのアラブ人の場合、例えば大学における自分の専門分野の内容を母語であるアラビア語だけで説明し通すことが出来ず、ヘブライ語の語彙を必要としたり、あるいは途中でヘブライ語に切り替わってしまったりすることは珍しくなくなっている。イスラエル社会の中でヘブライ語が力を持ち、アラビア語が軽視されているのと同時に、話者であるアラブ人自身が、アラビア語を自己表現の言語として鍛練しようとする意識を欠いている、あるいはそうした自覚を持つ契機を奪われて来たのである⁹。

II. 歴史と地理の軽視

小論で取り上げるのは、イスラエル国内のアラブ人小学生向けのアラビア語教科書「アル＝ラーイド（「探検家」の意。以下「ラーイド」と記）の5年生用のものである。また、この教科書の特徴を明確につかむため、イスラエルの隣国であるヨルダンで使われているアラビア語教科書（5年生用）、およびイスラエルのアラブ人向けの学校で使用されているヘブライ語教科書（同）を使用し、それぞれ特徴を比較してみることにしたい。¹⁰

「ラーイド」はイスラエルの教育文化省から発行されている国定教科書である。小学校5年生の場合、62のテキストが並んでおり、特に章分けなどはされてない。テキストは例外的に8ページに渡る戯曲が1つあるほかは、ほとんど1ページか2ページの短いもので、たいてい見開きページの左右どちらかにカラーの挿絵が描かれている。この教科書に沿った「学習帳」も必携とされており、こちらはテキストの内容に関連した質問や語彙の使用法に関する問題で構成されている。

他方ヨルダンのアラビア語教科書「ルガトナー・アラビーヤ（「私たちのことばアラビア語」）。以下、「ルガトナー」と記）も教育省から発行されている国定教科書である。イスラエルの「ラーイド」と比べると簡素な作りであり、黒と青の2色刷りで、挿絵もごく控えめである。「ラーイド」よりも小さな活字が詰まっており、副読本のようなものはない。読み物あるいは暗記用のテキストとして収録されているテキスト数は40で、全体は21の章に分かれ、ほぼすべての章に「読み物」と「暗記用テキスト」が一つずつ収録され、その後ろにそれぞれ語彙説明と質問、関連文法事項が掲載されている。

両者に掲載されているテキストを内容別に分類し、それぞれのカテゴリーに含まれるテキストの実数とそれが全体に対して占める割合を示したのが「表1」である。

まずヨルダンの「ルガトナー」の内容から見てゆくことにしたい。この教科書のなかで、もっとも数が多いのは「トゥラース」というカテゴリーによって分類したテキスト群で、これはアラブ・イスラームの文化的思想的遺産を意味する。イスラーム初期の戦

⁹ これは全体的な特徴に過ぎず、こうした傾向に逆らうようにアラビア語による表現能力に磨きをかける者も多い。イスラエルの経済的豊かさも手伝って、「48年アラブ」によるアラビア語に関わる芸術や表現活動は質・量とも豊かであり、パレスチナ全体を牽引していると言える。

¹⁰ 5年生の教科書を選んだのは、三つの教科書間の比較の都合からである。小学校ではアラビア語しか教えられないヨルダンではアラビア語の教材のレベルは高く、6年生になるとイスラエルのアラビア語教科書との比較に無理が出てくる。他方これよりも小さい学年では、ヘブライ語教科書のレベルがアラビア語に追いつかず、比較に適さない。

[表1] 内容別分類とその割合（括弧内は実数）

	ルガトナー (40)	ラーイド (62)
聖典	7.5% (3)	4.8% (3)
ワタニーヤ	15% (6)	—
説明文	20% (8)	19.4% (12)
詩	25% (10)	27.4% (17)
トゥラース	32.5% (13)	11.3% (7)
現代文学	—	22.6% (14)
その他	—	14.5% (9)

争に関する歴史記述や、名君の誉れ高いカリフに関する知恵物語、中世ペルシャ語の説話集「カリームとディムナ」から取られた寓話など、アラブ人なら誰でも知っている古くから伝わる説話について、ここでは小学校5年生が読めるレベルの文章でまとめられている。

詩の割合が比較的高いのは、アラビア語の文学の主流がもともと詩であったことを反映している。また「説明文」として分類したテキストは、ワニの口の中に残った食べ物を餌にする鳥を例に、動物の共生のあり方を記した観察記や、薬としての効用をもつ食材について、あるいは印刷技術の発展についてなど、自然・科学・技術に関わる文章である。

次に「ワタニーヤ」（愛郷心／愛国主義の意）というカテゴリーで分類したのは、ヨルダン国家への理解を深め愛国心を涵養することを目的としていると思われるテキストで、1951年から開始されたヨルダンのセメント工業についての概説や、パレスチナでの生活と離散について孫が祖父から話を聞くという形式で書かれた「私たちの祖国パレスチナ」と題するテキストなどである。この「ワタニーヤ」に分類されるテキスト群こそが、ヨルダンの教科書の特徴をもっともよく示してしていると言える。形式上「詩」に分類したが、ヨルダン軍人の兄を謳ったものやヨルダンの歴史を問うものなど、内容的には「ワタニーヤ」に分類できる詩が6つあり、これらを加えると「ワタニーヤ」は全体の30%に上る。

ヨルダンは1948年の第一次中東戦争の結果、パレスチナのヨルダン川西岸地区を自国に併合し、同地区のパレスチナ人にヨルダン国籍を与えた。1967年の第三次中東戦争以降、さらにヨルダンにパレスチナ難民が流入したこともあり、パレスチナ出身者の人口は現在、ヨルダン人口の7割以上を占めるとされている。1988年にヨルダンが同地区に対する主権を放棄して以降は、パレスチナ出身者のヨルダン国民化が大きな課題となっているため、パレスチナの歴史をヨルダンの歴史の一部として理解させることは重要なテーマであると思われる。したがってイスラエル軍に対しパレスチナ・ゲリラが初めて抵抗を見せたことで名高い1968年の「カラーマの戦い」についてのテキストも、シオニストに対する「我らが人民」の戦いとして描かれ¹¹、この戦いに対するフサイン国王による賛美の言葉が引用されている。そうした「ヨルダン・ナショナリズム」や、ナショナリズムをめぐるパレスチナ人との競合関係自体を問うことは無論ここでのテーマではなく、あくまでイスラエルのアラビア語教科書の特徴を浮かび上がらせるための参照軸として捉えることとしたい。

次にイスラエルの「ラーイド」を見てゆくことにする。まず大きな特徴としては、何と言っても「ワタニーヤ（愛郷心／愛国主義）」として分類できるテキストが皆無であることが指摘できる。「トゥラース（文化的思想的遺産）」に当たるテキストの数も少な

¹¹ 「カラーマの戦い」にはヨルダン軍も参加していたため、ヨルダン側は自らの勝利を主張した。（北澤、2005年）

い。

それらに代わって採用され、教科書のボリュームを支えているのは、「現代文学」として分類したテキスト群である。これは名の知られた文学者の作品の一部から引用されたもので、場合によってはその一部が書き改められている。作品が引用された文学者は、レバノン出身のミハエル・ナイーマ、ジュブラーン・ハリール・ジュブラーン、パレスチナ出身のハリール・サカーキーニーなど、レバノンを中心に行なわれたアラビア語文芸運動（ナフダ）期に活躍した作家、およびエジプトの大文学者ターハー・フサインなどである（[表2]）。こうした作品群こそが冒頭でアル＝アスマールが述べているように、「自然を歌い、抒情を表現しているもの」ということになる。[表2]で示したように、ほとんどが自然との触れ合いや自然の光景を抒情的に描いたものか、家族愛をテーマとしたもの、そして動物や無生物を擬人化した譬え話として分類できる。ヨルダンの「ルガトナー」で採用されている詩の半数は「ワタニーヤ（愛郷心／愛国主義）」に分類できるのに対し、「ラーイド」中の詩の大半のテーマはやはり自然と家族愛といった抒情である。

「その他」として分類したテキストは、内容としては上記の「文学テキスト」に分類可能なものだが、筆者在明記されておらず、おそらく教科書のための書き下ろしと思われるものだ。著名な文学者の作品からの引用だけではあまりにも「自然」と「家族」に偏ってしまっているため、内容的にもう少し読者である子どもにとって身近な内容でのテキストが求められ、書き下ろしのかたちになっているのだろうと推測される。ヨルダンの「ルガトナー」には「現代文学」および「その他」のカテゴリーに当てはまるテキストが見当たらないため、こうしたテキストについてはヘブライ語のテキストとの比較で再度考察したい。

なお、本稿では教科書の内容に絞り、指導要領を直接あつかうことはしなかった。これは入手できた指導要領が一部に限られているということもあるが、これまでイスラエ

[表2] 「ラーイド」に採用された文学テキスト一覧

タイトル	テーマ	作者名（生年）出身地
私の小さな家	自然	ミハエル・ナイーマ（1889－1988）レバノン
私の土地	自然	ハリール・タキー＝ッディーン（1906－1987）レバノン
庭	自然	ムスタファー・マンフルーティー（1876年～？）エジプト
備忘録より	家族	ターハー・フサイン（1889－1973）エジプト
ワジの道	自然	アミン・リーハーニー（1876年～？）レバノン
壊れた明かりの話	擬人化	アフマド・フーティー（不明）リビア
結婚式と葬式	家族	マフムード・タイムール（1894－1973）エジプト
母	家族	ジュブラーン・ハリール・ジュブラーン（1883－1931）レバノン
不注意に断食を破った	その他	ハサン・ムスタファー（1934～）パレスチナ
父親の感情	家族	ハリール・サカーキーニー（1878－1953）パレスチナ
賢いウサギ	擬人化	ムハンマド・アブドゥル・ファッターフ・アル＝ムカッディム（不明）不明
ひとかけらのパン	擬人化	ユースフ・サクラウィー（不明）不明
脱穀	自然	ミハエル・ナイーマ（1889－1988）レバノン
海よ	自然	ムハンマド・マンディル・リフティー（1935年～）シリア

ル国内の学校のカリキュラムや指導要領については、すでに先行研究が存在している¹²ほか、筆者の関心はカリキュラムや指導要領といった形式的な条件や指導方針よりも、あくまで実際に子どもに教えられているテキストだからである。アル＝ハッジおよびマルイーの研究を参考に、指導要領についてごく簡単にまとめておくと、建国直後の1949年から1970年代まで使われた指導要領では、テキストを正しく読み理解し、明瞭で正しく論理的自己表現をする、というように極めて機能主義的な側面に限定されている。さらに70年代半ばに改定された指導要領では、アラビア語を通じた人間の文化や価値観を認識といった点に加わったほか、ここで初めてパレスチナ文学を含む現代アラブ文学も対象とされるようになったことが分かる。

なお、90年から2000年代初頭にかけて、小・中・高それぞれの指導要領が再度の改定を見ているが、この改定版についてあつかった包括的研究は今後に待たれよう。

III. 身近になる第二言語、遠ざけられる母語

1. 子ども像＝読者像の差異

「ラーイド」のなかには、いかに好意的に読もうとしても、文章全体が粗雑であり、子どもによって繰り返し読まれるに耐えないと思われるテキストがいくつもある。その理由として、①細部への言及が一切なく、ただあらすじをまとめただけの印象を受ける ②表現があまりにも陳腐・紋切り型であり、新しい見方への示唆を与えられない ③題材が古めかしく、読むことを通じて新たに学ぶという経験ができない、といった問題が挙げられる。とりわけ「説明文」および「その他」として分類したテキストにそうしたものが多く、それらはすべて書き下ろしのものだと思われる。

例えば「小さな新聞記者」と題するテキストは、①と②の問題を含んでいる。校長先生が生徒たちにクラブ活動を熱心に行なうようにと勧める第1、第2段落から続く、第3段落から最後までを引用してみよう。

ハッサーンは新聞クラブに自分の名前を登録し、中心的なメンバーの一人となりました。そして学校新聞向けにニュースを集め、珍しい話題を伝える担当になりました。

彼は校長先生や先生たち、用務員たちと面会しました。そして雑誌に試合や優秀クラス賞のニュースをレポートし、クラブ活動全体のためにたいへんに努力しました。そして地域のニュースや、自分が関心をもったほかのニュースを伝えました。

ハッサーンは村の清掃責任者や近くの病院の院長と会見をしました。彼の記事はそうした責任ある立場の人びとや読者のすべてを満足させました。

さらに生徒たちの書いた物語を載せている新聞に一度短いお話を投稿すると、その新聞はそれを掲載しました。そこで彼は引き続きこの新聞に、物語や笑い話、クイズや絵を投稿しました。

その年の終わりに校内の報道展があり、ハッサーンは一等賞を取りました。校長

¹² Al-Hajj, 1995. مرعي (マルイー), 2004.

先生は言いました。

「ハッサーンは活発な生徒で、偉大な記者の素質をもっています。私はハッサーンが将来偉大な記者になることを願っています」(全188語126語分を訳出、引用)。¹³

ハッサーンはクラブの「中心的なメンバー」であり、「たいへんに努力」して「皆を満足」させ、「一等賞」を取り、校長先生から「活発な生徒」で「偉大な記者」だと褒められる。どこにも意外性はなく、ハッサーンが一貫して素晴らしいという情報しか伝わらない。ハッサーンがなぜ学校新聞の活動に関心をもったのか、彼が村の清掃責任者や病院長からどんな話を聞いたのか、記事にどんな工夫をしたのか。そうしたことは一切語られず、もともと素質のある生徒が優秀な結果を残したというだけである。新聞部や学校新聞といった素材が全く生かされておらず、これでは絵のうまい生徒、あるいは歌の上手な生徒の話でも別に かまわないということになってしまう。

別の例をあげるなら、例えば「アル＝イード(祭り)」と題する、子どもの目線から書かれたテキストである。「イードは素敵だ...、人びとはイード待ち望んでいる」という文章で始まり、「私はイードが好きだ」という言葉で最後の段落が始まる。意外性は一切なく、誰にとっても幸福な楽しいイードの様子が、ただ遠景として描写されているのである。

とりわけ日常生活が扱われたテキストに見られるこうした特徴は、決して「教科書によく見られる無難な文章」として一般化できるものではない。そのことはイスラエルのヘブライ語の教科書「ミフガシュ(「出会い」の意)」と比較してみればはっきりする。「ミフガシュ」のなかにも、子どもたちの学校や家庭での生活に題材を求めたテキストがいくつかあるが、「ラーイド」で描かれているような陳腐な理想像とはかなり趣を異にしており、日常生活の中での失敗や不運がユーモラスに描かれていたり、「悪い子」が登場したり、兄弟間の行き違いが描かれていたりする。これを読む子どもは、間違いなく「ラーイド」の世界よりも「ミフガシュ」で描かれている世界の方により親しみを感ずるはずだ。

例えば「いつも本当のことを話さない」というテキストは次のようなものである。

鐘が鳴りました。教室の生徒たちは自分たちの席に座りました。授業が始まりました。15分後、先生はドアを叩く音を聞きました。ドアが開き、サイードが入ってきました。

「サイード、どうして遅れたのですか？」

「先生、妹のスアードが病気で、病院に連れて行きました。」

「どうしてお父さんではなく、あなたが連れて行ったの？」

「父は仕事に行きました。それに母はとても忙しいんです。」

「よろしい、サイード、自分の席に座りなさい。」

数分たってから、ドアを叩く音が聞こえました。

先生がドアを開くと、算数の教科書を持った女の子がいて、言いました。

「この本をサイード兄さんに渡して下さい。家に忘れたんです。」

¹³ أبو خضرة، ص. 22-21.

「お嬢ちゃん、お名前は？」

「スアードです」

「サイド！あなたには本当に素敵な妹がいるのね。ありがとうと言いなさい！」
(全文を訳出、引用)¹⁴

アラビア語を母語としヘブライ語を第二言語として学び始めて4年目に入った子どもを対象にしており、使用できる語彙や文法に制約があるため、会話を中心とするひじょうに平易な文から出来ているテキストである。したがって単純な比較は出来ないが、先ほどの優秀な記者ハッサーンに比べ、このサイドのほうが子どもにとってずっと等身大であり、親しみのもとそうな生徒と言えるのではないか。遅刻の言い訳の嘘がばれるという展開自体はよくある話ではあるが、どのような形で話が収束するのかについて関心をつなぎとめ、最後まで読む気にさせる。時間軸に沿って話が進行しており、アラビア語のテキストのようにあらすじだけが書かれているという印象は感じさせないはずだ。なお、サイドもスアードもアラブ人の名前であり、ここでの登場人物はアラブの子どもである。

つまりアラビア語で表現されている世界は建て前のものであり、子どもが主人公であっても、身近さを感じさせずよそよそしいものであったり、遠景描写にとどまっているのに対し、ヘブライ語はヘブライ語で表現されている世界は等身大で、読者である子どもがそこに立ち入り可能な表現がなされている。結果としてアラビア語そのものが「無味乾燥」であり、対してヘブライ語はより実践的で生き生きとした表現が可能である言語だという印象が作りだされてしまうのだ。

ヘブライ語テキストの全体像を詳らかにすることはここでの目的ではないが、指導要領に即してまとめるなら、ヘブライ語を読み書き話す幅広い能力を養う、ユダヤ文化やその価値を理解し、イスラエルのユダヤ社会に対する理解を促進させる、という建国以来の理念のほか、70年代半ばの改定では、「アラブ・ユダヤ住民間のコミュニケーションを効果的なものとし、両者の相互理解をはかる」という内容が加わったことが注目に値する。実践的なコミュニケーション能力の涵養が期待されたヘブライ語のテキストは、アラビア語のテキストのように空疎なものであってはならないのだ。

2. 偉人像の造形に見る差異

次に別のテキストを見てみたい。意図的なのか偶然なのか不明であるが、同じ五年生用の「ラーイド」と「ミフガシュ」で、一つだけ同じ物語が収録されている。プロットが同じであっても語り方にはいくつかの違いがあるため、両者の特徴を考えるのに好都合である。まずアラビア語テキストの全文を引用してみよう。

[カリフと老女]

ある日、カリフのウマル・イブン・アル＝ハッターブは、人々のようすを探るため、町を歩いていました。そして鍋に火をくべている老女を見かけました。老女のそばにいる子どもたちは、泣き叫んでいました。カリフは老女に元気ですかと問い

¹⁴ נבואני, 2001. עמ' 52-53.

て、子どもたちが泣いている理由をたずねました。老女は言いました。

「子どもらはお腹をすかせて泣いているのです。私には食べ物を買ってやるのができません」。カリフは老女に言いました。「鍋の中には何が入っているのですか」。「鍋の中には、子どもたちを黙らせるために水が入っています。子どもたちが寝てしまうまで、料理をしているように思いこませているのです」。

カリフは気の毒に思い、すぐに家に戻り、小麦の袋を取り出して背負い込み、老女のところに戻りました。それからカリフは座って小麦をたくさん、バターを少し鍋に入れ、それをゆすって火の中で焼き上げました。

そのあいだも子どもたちは泣いていました。しかし料理がおいしそうにできあがると、カリフはそれを皿に盛り、子どもたちをわきに座らせて、少しずつ少しずつ食べさせてやり、ついに子どもたちは満腹になりました。子どもたちは満腹になって、笑い、遊び、ついに眠くなって寝入りました。

そのあとカリフは老女に別れを告げて、家に戻りました。老女と子どもたちには毎月、施しをしてやりました。¹⁵

これと同じ話が、ヘブライ語教科書「ミフガシュ」の5年生用テキストに載っているわけだが、いくつか特徴的な異同を見いだすことが出来る。まず、カリフは一人で町に出たのではなく、友人たちと連れ立って出かけている。その結果、ヘブライ語のテキストの書き手は、カリフと友人たちの間の会話を加えることに成功している。例えば老女と子どもたちの状況を知り、料理の手はずを整えるために自宅に戻ったカリフの様子は、次のように描かれている。

皆がウマルの家まで歩いて行くと、ウマルは小麦の袋とバター壺を取りだしました。ウマルは小麦の袋を背負い、バター瓶を手で持ちました。友人が手伝って瓶を持とうとすると、「いや友よ、」とウマルは言いました。「これは私自身の義務だ。神の御前で、私にはムスリムたちの状況に対する責任があるのだ」。¹⁶

先に見たようにアラビア語のテキストでは、カリフは老女の話聞いて「気の毒に思」った、とあるだけだ。カリフが同情心や共感能力をもった人物であるということは、誰もが感じるだろう。一方ヘブライ語のテキストからは、カリフは同情心や共感能力のためだけではなく、カリフという立場にある者の責任意識から老女の置かれた状況に対処しようとしていることが読みとれる。

さらにカリフが老女の家に戻り、料理を作って子どもたちに与える場面でも、特徴的な異同がある。ヘブライ語のテキストでは次のようになっている。

ウマルは全部自分で運んで、その恵まれない老女のところに着きました。ウマルは老女に小麦の袋とバター壺を渡しました。ウマルは鍋の中に小麦を入れ、鍋を火にくべました。a. 火に向かって吹き込むと、煙がウマルの髭のあいだを通っていきま

¹⁵ أبو خضرة، ص. 10-9.

¹⁶ נבוואני, 2001. עמ' 76.

した。料理が出来上がるまでそれを続けると、ウマルは老女に大皿を求めました。ウマルは大皿に料理を盛り、老女に言いました。b.「料理を子どもたちにあげなさい。お手伝いしますから」。¹⁷

下線部 a.での描写から、カリフが料理を行っている情景が浮かんでくるはずだ。また、自分が作った料理を自分で自ら子どもに与えるのではなく、下線部 b.では老女に対してそうするようにと指示し、母親自らが子どもに料理を供する機会を作り出すという気配りを見せている。これに比べるとアラビア語のテキストのカリフは、料理が出来上がるとカリフはそれを皿に盛り、子どもたちを自分の脇に座らせて料理を食べさせたという、ごく当たり前のことしか書かれていないことが分かる。

最後に、ヘブライ語テキストのカリフは老女の家を去った後で友人たちにこう言う。「あの子どもたちは空腹のために泣き、眠ることが出来なかった。だから私は、彼らが楽しそうにしているのを見るまでは帰りたくなかったのだ」。一方、アラビア語のテキストでは、カリフは家に戻って、その後毎月施しをしてやったと書かれているだけである。

アラビア語のテキストでは、カリフがただ同情心に富み憐れみ深いということしか分からない。例のごとくただ素っ気なくあらすじが述べられているだけで、カリフ像をイメージすることが難しい。カリフが自分の気持ちを率直に伝えることのできる友人のような立場の人物が設定されていないため、カリフ自身のセリフは、老女に事情を尋ねる言葉を除き、一度も出て来ないのだ。

他方、ヘブライ語のテキストのほうはシンプルな文体でありながら、より豊かで複雑な内容が含まれている。カリフは同情心に富むばかりでなく、自分の立場に課された責任を自覚する人物である。すべて自分で仕切って本来の目的（子どもに料理を食べさせること）を果たせばそれでよしとするのではなく、その本来その役割を果たすのは母親であることをわきまえ、自分は手伝い役に回る。また「楽しそうにしているのを見るまでは帰りたくなかったのだ」という言葉からは素朴な人柄も伺われ、親しみを感じさせる。こちらのテキストのカリフ像の造形のほうが具体的で、共感を持ちやすいのではないだろうか。

ここでも子ども像の表現と同様の対比が指摘できる。つまりヘブライ語で表現される内容の方がリアリティがあり、身近で共感を持ちやすい。他方アラビア語で表現される内容は、陳腐で紋切り型であり現実味に乏しいのである。このことをさらに言語に焦点を当てて言い換えるなら次のようになる。ヘブライ語は現実を率直に表現しやすい言語であり、アラビア語では建て前しか表現できない。当否はともかく、そうした言語観を育てるような仕組みが出来上がっているのである。

実際には、教師にはすべてのテキストを生徒に履修させる義務はなく、教科書のテキストを取捨選択することが出来るし、使用したテキストについて校長に報告する義務があるものの、自分で別のテキストを使う裁量も与えられている。したがって必ずしも生徒たちがこれらテキストを学び、両者を比較しうる立場に立つとは限らないが、潜在的には上記のような含意が読みとれるのである。

3. アラビア語の古さ、ヘブライ語の現代性

アラビア語のテキストが無味乾燥だとされるもう一つの理由として、科学的事象や現代技術について説明した説明文に古い題材が選ばれているため、読むことを通じて新たに学ぶという経験を味わえないということがある。1992年に改定された「ラーイド」は、少なくとも2005年の時点でも使用されていることは確認されており、それにも関わらず、「未来の学校のイメージ」を描いた「2000年の学校」というタイトルのテキストが収録されている。これを手に取った子どもは鼻白む思いにさせられるのではないだろうか。

コンピューターについて書かれたもう一つのテキストとして、「手のひら大の美術館」というものがある。

その数1645点に上るカナダの国立美術館のコレクションすべてを、カナダのバンクーバー大学の教員たちがデジタルディスクに収めることが出来ました。このプロジェクトの目的は、各地の美術学部や芸術史学部、芸術愛好家や研究者たちの希望を支援することです。

学習者がコンピューターにつながっている読み取り端末にディスクドライブを挿入すると、まるで美術館の中を歩き回っているかのように、それぞれの芸術作品とその名前が現れます。(全123語中67語分を訳出、引用)¹⁸

小学校でもコンピューターを使った授業が存在し、ここに描かれているようなことは、子どもたちはとっくに経験している。この教科書が改定された1992年の時点では新しい話題だったと言えるが、この教科書が長年に渡って使用されることを前提とすれば、テーマの選択として適切とは言えないだろう。また、こうした先端の技術はカナダの話題であり、子どもたちには遠い世界の話である。

次にヘブライ語教科書「ミフガシュ」のなかの、「人の仕事についてのコンピューター」というタイトルの説明文を見てみよう。

今日ほとんどのオフィスにはコンピューターがあります。そしてたくさんの家がすでにコンピューターを買っています。コンピューターを使うことはますます増えています。そして今日ではもう、コンピューターなしでいることは難しくなりました。大勢の子どもたちが簡単に、コンピューターの動かし方を学んでいます。さらに学校に入る前から、毎日長時間コンピューターと共に時間を過ごしています。彼らと対照的に、多くの大人たちがこの新しい道具を受け入れることに困難を感じ、コンピューターではなく自分たちの慣れている方法で仕事を続けています。(全86語中55語分訳出、引用)¹⁹

使用されている語彙は「ラーイド」に比べ初歩的なものであり、内容的にもシンプルだが、「ラーイド」のような古めかしさは存在しない。すでにコンピューターがあちこちで使われていることが前提であり、子どもの世界にも入り込んでいること、むしろ適

¹⁸ 158-157. أبو خضرة، ص.

¹⁹ 92. 2001. עמ' נבואני,

応能力を欠いた大人よりも子どものほうがコンピューターを自然に使いこなしていることが述べられている。イスラエルのアラブ社会の子どもにとって大いに了承できる内容であり、共感できるテーマであろう。

つまり同じコンピューターを扱った文章を比較するならば、アラビア語のテキストの内容は、読者の世界を「遅れた」ものとして前提しており、より進んだ世界の技術を啓蒙的に紹介しているという機能を持っているのに対し、ヘブライ語のテキストは、読者である子どもたちにとってコンピューターの使用がすでに身近なものになった現実に沿っているのである。

IV. 帰属としての地名からの排除

しかし何と言っても「ラーイド」の一番大きな問題は、子どもたちが現在生活する場に存在しているという感覚を一切与えようとしていないことである。まさに現実のイスラエルの政策によってイスラエルのアラブ人たちの存在が不可視化され、不在にさせられているのと同様に、この教科書を読む者は、自分がどこの国の教科書を読んでいるのかさっぱり分からないし、したがって自分が何者であるのかも分からなくなるのである。この教科書を学ぶことを通じて、子どもたちは自分がこの国にどこにも居場所をもたず、存在を認められない〈不在者〉であることを学ぶのである。

それは「ラーイド」で使われている固有名詞が極端に少ないことに、端的に象徴されている。現実が存在し、自分が知る具体的な場所や人名を頼りに、自分とテキストとの接点を探ろうとしても、その手掛かりとなる固有名自体が存在しないのである。

再びヨルダンの教科書との比較に戻ろう。ヨルダンの「ルガトナー」では「ワタニーヤ（愛郷心／愛国主義）」に分類されるテキストが相当数含まれている結果、そこで使われている語彙には、地名や場所の名を示す現代的で具体的な固有名詞がいくつも含まれている（[表3]）。例えばエジプトを旅行してヨルダンに帰ってきたハーリドがエジプトのアムルーに宛てて書いている手紙文という形式をとった「友への手紙」と題するテキストのなかには、首都アンマンの下町にある「ローマ式劇場」の遺跡や、やはり下町にある「アブドゥッラー・イブン・フサインモスク」といった固有名詞が登場する。こうした固有名は、読者である子どもたちの日常生活にも頻繁に登場するし、たとえアンマンから程遠い地方に住んでいようとも、テレビや写真などのイメージを通じて、そうした場所を思い描くことが出来るはずだ。こうしたテキストを教材として学ぶことを通じて、子どもたちは自分が住んでいる国は間違いなくヨルダンであり、自分がアンマンの下町のそこかしこをイメージできるという共通性で結ばれたヨルダン国民の一員であることを、無意識のうちに学んでいるのである。

他方イスラエルの「ラーイド」では、すでに見たように「ワタニーヤ（愛郷心／愛国主義）」のカテゴリーに分類されるテキストが存在せず、ヨルダンの「ルガトナー」ではもっとも多い「トゥラース（文化的思想的遺産）」カテゴリーに分類されるテキストも少ない。このことによって、教科書全体で用いられている歴史的地理的固有名詞がひじょうに少ないという結果がもたらされているのである。

「ルガトナー」に比べ、「ラーイド」で用いられる固有名の絶対数が少ないことは[表3]によって一目瞭然であるが、とりわけ地名がほとんど用いられていないことが分

[表3] 「ルガトナー」 および 「ラーイド」 中の固有名一覧

	ルガトナー	ラーイド
歴史に関わる固有名	(人名) 預言者ムハンマド ルクマーン マスラマ・ブン・アブドゥルマリク・ブン・マルワーン ワリード・イブン・アブドゥルマリク アブー・バクル ウスマーン・イブン・アッファーン アブー・ウバイダ・アーミル・ブン・アル＝ジャッラーフ アムルー・イブン・アル＝アース シュラフビール・イブン・ハスナヤズィード・ブン・アビー・スフヤーン ハーリド・ブン・アル＝ワリード サアド・イブン・アビー・ワッカーズ リブイー・イブン・アーミル アル＝ハスナー ハールーン・ラシード (人名以外) 十字軍 タタール ナポレオン カーディスィーヤの戦い バドルの戦い ヤルムークの戦い	(人名) ムーサー イエス ザハーウィー ラサーフイー ウマル・ブン・アル＝ハッターブ ウマル・ブン・アブドゥルアズィーズ ルクマーン イブン・ナフイース ハールーン・ラシード (人名以外) アッバース朝 アル＝アンダルス
アラブ世界の現代に関わる固有名	(アラブ) アラブ イラク シリア ダマスカス ホムス カイロ ナイル アズハル イラク シリア エジプト マッカ (ヨルダン国内) ヨルダン アンマン サルト高等学校 ヨルダンセメント会社 ヨルダン大学 フサイン国王 アンマン啓アリヤー女王国際空港 ローマ式劇場 (アンマン) ヨルダン国立博物館 ウマリーモスク アブドゥッラー・イブン・フサインモスク フサイン青年都市 ヨルダンアラビア語アカデミー ヤルムーク川 ヨルダン川 ペトラ (パレスチナに関わる固有名) パレスチナ エルサレム イッツッディーン・アル＝カッサーム ラトルゥーン アル＝アクサーモスク イブラーヒーム廟 生誕教会 アジュナーディーン ヒッティーン アイン・ジャールート アッカ ハイファ ジェニーン バーブ・ル＝ワード ナール山 ガザ ネゲブ アル＝カラーマの戦い インティファダー シオニズム シオニスト ハラム・イブラーヒーミー・アル＝シャリーフ	アラブ エジプト バグダード ハイファ
非アラブ・イスラームの固有名	中国 ローマ ドイツ グーテンベルグ	中国 イギリス 日本 バンクーバー カナダ アメリカ ベル (人名)

かる。エジプト、バグダードというアラブ諸国の国名、首都名以外に、イスラエルまたはパレスチナにおける地名は「ハイファ」一つのみである。これは「ハイファ」というタイトルの詩が掲載されているためだが、この詩はハイファの町の歴史や、現代の生活とは関わりなく、ハイファの美しさを抽象的に賛美したものである。謳われているのがハイファでなく他の港町であっても、一向に構わない内容なのである。

このような事実は、教科書の作成者たちがどれほど意識しているのかどうかはさておき、イスラエルにおいてアラビア語の地名をできる限り抹殺し、ヘブライ語化して来た歴史と対応している。入植者がもともとあった名前を抹消し、入植者のバックグラウンドをなす文化や歴史の刻印を帯びた名前を付与することにより、その土地の所有を実体化してゆく。イスラエルは軍事力によってパレスチナの土地を奪うことと同時に、奪った土地を新たな名によって計画的・組織的にマッピングしていったのである²⁰。

パレスチナ人を完全に追い出し、無人と化した土地の上にヘブライ語の地名を付けたというケースに留まらず、イスラエルのなかでアラブ系の住民が住んでいる地域の名称を強引にヘブライ語化することにより、あたかもその土地がユダヤ的なものであり、もともとその地に住んできた「48年アラブ」こそが「よそ者」「寄留者」なのであるといったイメージを生みだすことが出来る。固有名詞はそれを名づけた共同体への帰属を示すものであり、そのように名付けられたことにより、本来の所有者への帰属は否定されてしまう²¹。

例えばアッカの旧市街は、0.5平方キロメートルほどの海に面した区画に現在約一万人の「48年アラブ」が住む密集地区だが、以前からあったアラビア語の通りの名や広場の名は、主に十字軍に由来する人物やアッカに住んでいたユダヤ教のラビの名などに取って換えられた。ムスリムを圧倒的多数とするアラブ人の町であるにもかかわらず、イスラエル観光省はアラブ・イスラーム的な要素を出来るだけ無視しながら、町の再開発を進めている。

またイスラエル北部では最大の都市ハイファは、1948年以前は6万5千人のアラブ人が住んでいたが、1948年4月の2日間の作戦でそのほとんどが追放させられ、アラビア語の通りや広場の名前もすべて、イスラエルの政治家や戦功者の名前などに換えられている。現在の人口およそ26万人のうち、10パーセントはアラブ人だが、そのアラブ人地区を通る道は、かつてのアラビア語の名「シャーリウ・アル＝ジャバル（山通り）」は、現在ヘブライ語の「セドルート・ハ・ツィヨヌート（シオニズム通り）」となっている²²。

ヘブライ語の名称に変えられた場所ばかりでなく、イスラエル建国後に新たに作られた地名や、アラビア語の地名が残っているアラブの町村などに関しても、道路標識などの表記はすべてヘブライ語が上位であり、アラビア語は下位である。アラブの町村の名前は、ヘブライ語に音転写され、発音もそれに応じてヘブライ語風に変わるほか、発音の似たヘブライ語の単語に当てはめられ独自の意味を帯びる場合もある。そもそもヘブ

²⁰ パレスチナの地名の抹消とヘブライ語化については、Benvenisti, 2000.

²¹ 固有名詞と共同体の関係については、田中、1996年.

²² 1947年11月29日、国連でパレスチナ分割決議が成立した時、これを国連によるユダヤ国家建設承認と見なしたユダヤ社会は、この通りの名前を「国連通り」に変えた。ところが1975年に国連においてシオニズムが人種主義の一形態であるという総会決議3379が成立すると、ハイファのユダヤ社会はこれに抗議して「シオニズム通り」という名に変えたという。

ライ語とアラビア語の二言語表記になっているのは、アラブ人の住む町村の付近だけであり、イスラエルの大部分の地域では、ヘブライ語のみ（一部に英語表記がある）の標識が延々と続く。

人は道路標識上の文字から単に地名という情報を読み取り、空間認識を行なうだけではなく、特定のイメージを喚起させたり、安堵感や到達感を得たりする²³。まして移動手段として車への依存度がひじょうに高く、場所にもよるが大きな建物や自然景観などのランドマークが貧困なイスラエルで、移動する人間の視覚にとって道路標識上の文字の果たす役割は大きい。アラブ人たちは日々の移動のたびに、自分と自分たちの土地との結びつきが否定され、自分が周縁化されていることを確認するだろう。それはすでに小学校以来のアラビア語のテキストをとおして、さんざん学んできたことではあるのだが。

V. おわりに

「はじめに」で述べたように、現在、イスラエルのアラブ系政党やNGO、知識人グループなど多くの組織が、ユダヤ系市民と対等なイスラエル国民としての権利を求めると同時に、彼らの集団的アイデンティティを維持・発展させる権利を要求し始めている。アラビア語で高等教育を受ける権利を確保すべく、アラビア語を教育言語とする大学の設立を求め、アラビア語がイスラエルの公用語であることを根拠として、公的空間でのヘブライ語とアラビア語の二言語表示や公的機関でのアラビア語による対応を求めて来た。

しかし現実には、正反対の方向に向かっている。ヘブライ語を唯一の、または第一の公用語とする法案がこれまで何度か議員立法として提案され、「48年アラブ」を国外に移送するといった人種差別的な発言がリーベルマン外相らによって公然と口にされてきた。とりわけ2009年3月に10年ぶりにネタニヤフが首相に返り咲き、リーベルマン率いる「我が家イスラエル」との連立政権が発足して以降、「48年アラブ」の市民権を脅かす差別的法案が次々と提出されている。

こうした最近の事例を持ち出すまでもなく、「48年アラブ」は、これまでただ一度もイスラエル国家を構成する国民として扱われて来たことはないのである。本稿で見て来たアラビア語テキストのなかには、アラビア語を通じて積極的にシオニズムイデオロギーを説いたり、アラブの子どもたちを動員しようとしたりする意思は見られない。そのような積極的な働きかけをするのではなく、むしろ現実からかけ離れた、生命感のない教材を大量に与え続けることを通じて、①アラブ人を周縁化し続け、存在を不可視化すること ②アラビア語によって民族意識や政治的なビジョンを自己表現する機会から遮断し続けること、がひたすら目指されて来たのである。

なお、本稿では全体像に触れる余裕はなかったが、「48年アラブ」に対するアラビア語教育だけでなく、ヘブライ語教育についてもテキストを詳細に検討し、両者を併せて検討するならば、イスラエルのアラブ政策・言語政策・文化政策をより立体的に明らか

²³ 文字情報のランドマークとしての役割については、津川、2003年。

に出来るのではないかと考えている。

引用文献

〈日本語〉

グロスマン、デイヴィッド 1997年 『ユダヤ国家のパレスチナ人』 千本健一郎訳 東京：晶文社。

〈外国語〉

El-Asmar, Fouzi. 1975. *To Be an Arab in Israel*. London: Frances Pinter.

الأسعد, عمر محمد, إلخ. 1996. لغتنا العربية للصف الخامس. عمان: وزارة التربية والتعليم.
أبو خضرة, فهد, إلخ. 1992. الرائد للصف الخامس في المدارس الابتدائية العربية. القدس: وزارة المعارف والثقافة.

נבואני, נגיב, וכו'. 2001 מפגש מקרא בעברית לבתי הספר הערביים. משרד החינוך.

参考文献

〈日本語〉

北澤義之 2005年 「「人口国家」のナショナリズム ―ヨルダン「国民」形成について」 『イスラーム地域の国家とナショナリズム』 酒井啓子・白杵陽編 東京：東京大学出版会。

渋谷謙次郎、小嶋勇 編 2007年 『言語権の理論と実践』 三元社

ジェリス、サブリ 1975年 『イスラエルの中のアラブ人』 若一光司・奈良本英佑訳 東京：サイマル出版会。

田中克彦 1996年 『名前と人間』 東京：岩波書店。

田浪亜央江 2008年 『〈不在者〉たちのイスラエル 占領文化とパレスチナ』 東京：インパクト出版会。

津川康雄 2003年 『地域とランドマーク 象徴性・記号性・場所性』 東京：古今書院

〈外国語〉

Al-Haj, Majid. 1995. *Education, Empowerment, and Control: The Case of the Arabs in Israel*. Albany: State University of New York Press.

Bentahila, Abdelali. 1983. *Language Attitudes among Arabic-French Bilinguals in Morocco*. Clevedon: Multilingual Matters Ltd.

Benvenisti, Meron. 2000. *Sacred Landscape: The Buried History of the Holy Land since 1948*. Los Angeles: University of California Press.

Iram, Yaacov and Schmida, Mirjam. 1998. *The Educational System of Israel*. Westport: Greenwood Press.

Rouhana, Nadim N. 1997. *Palestinian Citizens in an Ethnic Jewish State*. New Haven, Conn.: Yale University Press.

Spolsky, Bernard and Shohamy, Elana. 2009. "Language in Israeli Society and Education". *International Journal of the Sociology of Language*, Vol.137, Issue 1: 93-114.

Stendel, Ori. 1996. *The Arabs in Israel*. Brighton: Sussex Academic Press.

- Suleiman, Yasir. 2004. *A war of Words: Language and Conflict in the Middle East*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Talmon, Rafael. 2001. "Some Syntactic and Stylistic Features of Interest in Galilean Arabic Folk-Tales". Rosenhaouse, J. and Elad-Bouskila, A. (eds.), *Linguistic and Cultural Studies on Arabic and Hebrew: Festschrift for Professor Moshe Piamenta on his 80th Birthday*. Wiesbaden.
- بدوي, السعيد محمد. 1973. مستويات العربية المعاصرة في مصر. القاهرة: دار المعارف بمصر.
- مجمع اللغة العربية. 2004. أعمال المؤتمر الأمل لمجمع اللغة العربية. القدس: وزارة التربية والثقافة والرياضة.
- مرعي, محمد أمارة عبد الرحمان. 2004. سياسة التربية اللغوية تجاه المواطنين العرب في إسرائيل. كفر قرع: مركز دراسات الأدب العربي, معهد إعداد المعلمين.

紛争と子どもたち
—ネイティヴ・アーティスト、記録すること、表現すること—

“Documentation” and “Representation” of Native Artists:
Experiences of Indigenous Children under Conflict

細谷広美*
Hiromi Hosoya

Abstract

The present study aims to examine the cultural and racial aspects of conflict, focusing on minorities. First, I discuss the experiences of indigenous children by analyzing the works of an Andean folk artist and the results of my fieldwork. Second, I consider the relationship between the act of documentation and the representation of conflict with respect to native artists.

Peru's internal conflict began with the armed revolt of the Communist Party of Peru-the Shining Path (SL) in 1980. Thereafter both the SL and the state agencies, including the national army, the police, and self-defense committees, carried out massive massacres of local people in Andean areas. According to the Final Report of the Truth and Reconciliation Commission, which was presented in 2003, the number of deaths and missing people (*desaparecidos*) from 1980 to 2000 is approximately 70,000.

One of the remarkable characteristics of this conflict is that 75% of the victims spoke indigenous languages, mainly Quechua. Most Peruvians ignored the massacres in Andean areas until the attacks reached districts populated by the middle class (mostly white) in the capital. Internally Displaced Persons (IDC) from Andean areas to urban areas were recognized simply as “migrants”. Meanwhile, indigenous children were treated as the “pioneers” (*pionero*) or slaughtered by the SL. In addition, state agencies considered these children as “weeds” (*mala hierba*) and tried to exterminate them. Therefore, this study examines the racial and postcolonial dimensions of this conflict.

Edilberto Jiménez, an Andean folk artist and speaker of Quechua, recorded the testimonies of the indigenous people and made line drawings. His works evoke Huamán Poma de Ayala's chronicle, which is composed of narration and line drawings and is regarded as an important visual document of Peruvian colonial times. This study discusses that similar to Poma's drawings, Jiménez's works represent a vision of the indigenous people under conflict, but at the same time also represent his own vision as an artist.

* 成蹊大学文学部教授、Professor, Faculty of Humanities, Seikei University
E-mail: hhiromi@fh.seikei.ac.jp

“Q: And babies?”

“A: And babies.”¹

I. はじめに

本稿は、紛争下で子どもたちがおかれる状況についての考察と、ネイティヴ・アーティストが紛争を経験した人々の証言をもとに絵を描くという行為、記録／表現に関する試論である²。

筆者は、成蹊大学アジア太平洋研究センターが主催した、アジア太平洋地域の子どもに焦点をあてた映画上映のシリーズ「アジア・太平洋の世界—スクリーンの中での出会い」(2009)では、映画『100人の子どもたちが列車を待っている』を上映する際の講師を担当した。これは、チリのピノチェト将軍による軍事独裁政権³の末期に、首都サンティアゴの貧困地区にあるカトリック教会でおこなわれた、子どもたちに映画づくりを教えるワークショップのプロセスを撮影したドキュメンタリー映画である。

現在筆者は紛争後に真実委員会が組織された南アメリカ諸国の平和構築のプロセスと、マイノリティとしての先住民の関係について、チリの研究者とともに調査研究をおこなっているが、チリでは文化人類学的意味での本格的なフィールドワークを実施したことはない。それ故、本稿では筆者が長年にわたって調査研究を続けてきている隣国ペルーの子どもたちと紛争、暴力、アートとの関係を扱うことで、この企画にささやかな貢献をしたいと考える。

本稿で扱うペルーの紛争は、1980年に先住民人口が多い山岳部の農村地域で、毛沢東系の集団「ペルー共産党—センデロ・ルミノソ」(El Partido Comunista Peruana: Sendero Luminoso, 以下SLと略す)が武装闘争を開始したことによってはじまった。1980年から2000年までに起こったことを調査する目的で2001年に組織されたペルー真実和解委員会(Comisión de Verdad y Reconciliación)が⁴、2003年に提出した最終報告書

¹ ベトナム戦争に反対する芸術家たちが、ニューヨーク近代美術館(MoMA)と芸術労働者連盟(Art Workers' Coalition)の協同制作として、ベトナムのソンミ村のミライ集落で、米軍が住民を無差別に虐殺し壊滅状態にした事件の写真を用い作成したポスターに用いられた言葉。この言葉は殺戮に参加した兵士との以下のやりとりからきている。ただし、ポスターはMoMAの評議会の反対を受けた。

「きみはなにをしたんです？」

「M-16を彼らに向けました」

「何故？」

「彼らが攻撃してくるかもしれないからです」

「子どもと赤ん坊でしょう？」

「そうです」

「それが攻撃してくるかもしれない？子どもと赤ん坊が？」

「駆逐艦に手榴弾を身につけているかもしれない。それを母親が子どもごと我々に投げつけてくるかもしれないからです」

「赤ん坊を？」(And babies?)

「そうです……」(And babies.) (生井2000:163-164)

² 本稿のもととなる調査にあたっては、科学研究補助金基盤研究B「越境するアーティストたち—ヒスパニック系のアーティストたちとアートシステムの関係」(研究代表 細谷広美 2002～2005年度)、科学研究補助金基盤研究B「格差社会における紛争後の平和構築の実態と課題：ペルーの真実委員会と先住民」(研究代表 細谷広美 2010～2013年度)の助成を受けた。記して感謝の意を表したい。

³ ピノチェトによる軍事クーデターはCIAの支援を受けて1973年9月11日におこなわれており、「もうひとつの9.11」(実際には2001年の同時多発テロより先に起こっているが)と呼ばれている。

(CVR2003)によると、この間の犠牲者数はペルー独立後最大の約7万人⁴であり、このうち75%が先住民言語の話者であったと推計されている。すなわち、ペルーはラテンアメリカ諸国のなかでも先住民人口の割合が高いことを考慮しても⁵、紛争の犠牲者のうち先住民の割合が著しく高かったのである。

また、犠牲者の54%がSLによるもの、37%が警察や政府軍、そしてこれらが組織させた自警団を含む国家エージェンシーによるものと報告されている⁶。その他には、紛争の最中でどちらによるものか判別できなかったケース、もう一つのゲリラ集団トゥパック・アマル革命運動（Movimientos Revolucionarios Tupaq Amaru: MRTA）による被害などが含まれる。

本稿ではまず、この紛争について人種・民族的側面に焦点をあてて概観した後、ペルーの先住民系の民俗芸術家エディルベルト・ヒメネスが、先住民の人々におこなったインタビュー調査をもとに描いた絵と証言を紹介しつつ、紛争の実態と紛争下で子どもたちがおかれた状況をみていく。その後ネイティブであることと、記録及び表現という行為の関係性について考察する。

II. 紛争と人種・民族

SLは、山岳部に位置するアヤクチョ県の中心アヤクチョ市にある国立サン・クリストバル・デ・ワマンガ大学の元哲学教授であったアビマエル・グスマン・レイソノをリーダーとして武装闘争を開始した。SLの中核となったのは、山岳部の都市在住の大学生を中心とするメスティソ（mestizo混血）の若者たちであった。中国を訪問したことのあるグスマンは、中国革命をおこなった毛沢東の戦略「農村から都市へ」に倣い、ペルー山岳部の農村部で武装闘争を開始し、山岳部の地方都市に勢力を拡大し、最終的には首都リマを制圧するという戦略をとった。グスマンが武装闘争を開始したアヤクチョ県は、ペルーの中でも最も貧しい県の一つである。

しかし、SLが中国革命に倣って農村部で武装闘争を開始した際、ここにペルー社会が抱える歴史、社会・文化、人種・民族的特異性が横たわっていた。すなわち、ペルー社会の脈絡においては、農民と先住民はほぼ同義語だったのである。

南アメリカに位置するペルーは、現在のチリからコロンビアに至る広大な領域を支配下においたインカ帝国の中心クスコが位置していた国である。スペインはイサベル女王の支援を受けたイタリア出身のコロンブスがアメリカ大陸に到達した後、新大陸の征服事業に乗り出した。インカ帝国はスペイン人征服者フランシスコ・ピサロとスペイン人に協力したインカ帝国に支配された現地の諸民族によって滅ぼされた。ピサロ一行は、

⁴ 犠牲者数は死者と「行方不明者（desaparecido）」から構成される。「行方不明者」は、SLもしくは国家エージェンシーによって連れ去られ、死者となっている可能性が高いが、遺体が確認されていない人々を意味する。

⁵ 人種、民族に関する統計は、何を基準とするかによって数値が異なってくるが、たとえば在日ペルー大使館のホームページでは、メスティソ（混血）52%、インディヘナ32%、ヨーロッパ系12%、その他4%（2006年6月現在）となっている。

⁶ ただし、この割合については、SLの行為に比して、現実には政治的理由から国家エージェンシーによる行為のほうが調査しにくいことを視野にいれる必要がある。

1532年にペルー北部の街カハマルカで、インカ皇帝アタワルパを捕え幽閉し、翌1533年に皇帝を処刑した。莫大な利益を得たスペインは征服事業を推進し、ポルトガルが支配した現ブラジルの地域を除いた南アメリカのほぼ全域をその支配下においた。こうして南アメリカは、19世紀初頭に独立が達成されるまで、植民地支配を受けることになった。

さらに、植民地支配が長期に及んだ南アメリカのスペイン領では、植民地宗主国からの独立も特徴あるものとなった。宗主国からの独立は、征服の時点でヨーロッパの人々によって支配された先住民の手によってではなく、入植してきたヨーロッパ系の人々の子孫クリオリョ（criollo）たちによっておこなわれたのである。このため、人種的観点からみれば、植民地時代に醸成された人種間のヘゲモニー関係、すなわちヨーロッパ系の白人が上位に位置し、混血のメスティソ、先住民、黒人が従属的地位にあるという構造は、独立によって大きく変わることがなかった。独立によって駆逐されたのは、最上位に位置していた本国出身の白人ペニンスラル（peninsular）⁷たちであり、植民地宗主国からの独立を達成した新大陸生まれの白人クリオリョは、各国のエリート層を構成することになった。

このようなことから、独立後の国民国家建設においても南アメリカでは、人種的観点からみれば、ヨーロッパ系の人々が主導権を握り、先住民系の人々は周縁的位置づけにおかれてきた。数の上では凌駕する先住民系の人々を、少数のヨーロッパ系の人々が支配するという構造が、独立後も温存されてきた。

また、征服とともにスペイン人が太平洋に面した場所にリマを建設し、植民地支配の拠点としたことは、その後のペルー社会を特徴づけることになった。この南アメリカにおけることは紛争の展開にも大きく影響を与えた。

独立後リマはペルー共和国の首都となり、国家の中心として機能してきた。南アメリカは、南北8000kmにわたって6000m級の山を含むアンデス山脈が縦断している。このため、ペルーの自然環境は大きく太平洋岸の海岸部（costa: コスタ）、山岳部（sierra: シエラ）、熱帯雨林地域（selva: セルバ）に分けられる（図1、2）。しかし、海岸部にリマが建設されたことで、この分類は同時に社会、文化的分類とも密接に結びつくようになった。すなわち、リマを中心とする海岸部には、白人、メスティソの人々が多く居住し、土着化しつつもヨーロッパ文化を継承する文化を展開してきた。他方、山岳部は先住民人口が多く、アンデス文化とよばれる先住民文化が色濃くみられる。ちなみにインカ帝国の中心であったクスコは、海拔約3400mの高地に位置している。熱帯雨林地域はほとんど人口密度が低い地域であり、移動性が高いためにインカ帝国も征服することができなかった先住民の小集団が居住しているが、現在は資源開発で注目されている。

山岳部に農村地域が広がることから、ペルーでは国民統合の推進にあたって、少数の集団が散在する熱帯雨林地域の先住民を除いて、先住民の大半を構成するケチュア語話者⁸を中心とする山岳部の先住民を、社会的には「先住民」（indígena）としてではなく、その生業によって「農民」（カンペシノ/ナ、campesino/a）として位置づけてきた（Hosoya2003; 細谷2005a）。それ故、毛沢東に倣って「農村から都市へ」という戦術をと

⁷ スペインがイベリア半島に位置することから「半島人」の意。

⁸ ケチュア語はインカ帝国の公用語だった言語で、インカ帝国の拡大及び、植民地統治の便宜にともない普及した。ケチュア語話者は南アメリカに約600万いると推計されている。

ったSLが武装闘争を開始した山岳部の農村地域は、ペルー社会の脈絡においては、同時に先住民地域でもあったのである。実際、SLが最初の攻撃をおこなったアヤクチョ県のチュスチ村は、ケチュア語話者の人々の村であった。

また、リマを中心とする海岸部と山岳部が、アンデス山脈によって隔てられていることにより、首都の白人系の人々にとって、先住民や先住民文化の存在は、同じ国内であっても物理的距離以上に心理的距離が生じることとなった。この点、ペルーは同様に先住民人口の割合が高いが、首都が山岳部に建設された隣国ボリビアやエクアドルとは、社会、政治的状况が異なる。

それだけでなく、紛争の進展との関連において看過できないのは、首都リマの白人系の人々からみれば、アンデス山岳部の人々は「セラノ (serrano)」という一つの括りになるが、山岳部の脈絡においては、メスティソと、「農民」(カンペシノ/ナ)として総称される先住民の人々の間には、社会・文化的区分があるという点である。首都の人々からみれば微細な差異であっても、山岳部の社会的脈絡においては差別をともなった大きな差異となっている。このような山岳部と海岸部の認識の相違は、首都において、山岳部の「農民＝先住民」とSLが、人種、社会・文化的に同質であるとみなすことにもつながった。真実和解委員会の最終報告書においてすら、SLのリーダーであるグスマンが教鞭をとっていた国立サンクリストバル・デ・ワマンガ大学の学生のなかでSLに参加した若者の多くが、農村部出身の子弟であったとする誤った見解がみられる⁹。そして、このような国内における誤った認識は、国際社会においても長期にわたって誤った認識を引き起こしてきた。

SLが武装闘争を開始した当時の政権を担っていたベラウンデ・テリー大統領(1980-85)は、当初SLの活動を軽視しており、シンチ (shinchi) と命名した叛乱軍鎮圧のための特別警察のみを派遣した。しかし、SLはすでに武装闘争を開始しており、またシンチと「農民＝先住民」の間には、言語を含む人種的、文化的相違があったため、効果をあげることができなかった。このため、SLの勢力は拡大していき、ついにベラウンデ大統領は1982年末に非常事態宣言地域に政府軍を派遣することを決定した。

しかし、このことはSL、政府軍双方による住民の大規模な虐殺を招くことになった。山岳部に派遣された政府軍は、SLのメンバーと住民を明確に区別することができないまま、SLによって支配されているという情報が入った村に対して掃討作戦を展開した。ペルーを代表する映画監督フランシスコ・ロンバルディ (Francisco J. Lombardi) の映画『狼の口 (La boca del lobo)』(1988)は、海岸部から派遣された政府軍が、山岳部に駐留し、言語を含めて人種・民族、文化的背景が異なる先住民たちの村で、村に侵入し支配する見えない敵SLの活動によって、精神的に追い詰められていき、最終的には罪のない住民を無差別に虐殺するに至る様子を架空の村を舞台に克明に描いている。

また、これは植民者の恐怖とも関連づけられる¹⁰。かつて、新大陸で植民地支配をおこなった征服者たちは、征服者であり植民地支配者である一方、支配される側の先住民に対して、少数者としての恐怖を感じてきた。征服者、植民者の数への恐怖、異質な存

⁹ 国立サン・クリストバル・デ・ワマンガ大学の文化人類学者Jeffery Gamarra教授は、SLに参加したワマンガ大学の学生の多くが農民の子弟ではなく、都市出身の若者たちであったことをデータによって示している (Gamarra2010)。

¹⁰ マイケル・タッシングはその著のなかで、「恐怖の文化 (Culture of terror)」(Taussig 1987) について論じている。

在への恐怖は、山岳部に派遣された政府軍にもみられた。映画『狼の口』は、海岸部出身の若い兵士の視点から、少数者として山岳部の村に駐留するなかで、次第に恐怖を募らせていき、ついには戦闘員として武装した政府軍の兵士が、武器をもたない民間人である村人全員を、女性や子どもを含め虐殺するに至るプロセスを描く。

政府軍が山岳部の非常事態宣言地域に派遣された直後の1983年から1984年の犠牲者数は、真実和解委員会の調査対象となった1980年～2000年のうち最も多く、犠牲者全体の28%を占めている。

SLの勢力が拡大するなか、ピクトル・ポライをリーダーとする労働組合を基盤とした都市型ゲリラのMRTAも蜂起した。こうしたことから、ペルーは未曾有の危機的状況に陥っていく。そして、SLは1988年に首都への本格的攻撃を宣言した。しかし、リマ首都圏は人口集中が著しく約800万人の人口を有する大都市であり、この時点でSLが浸透していったのは、山岳部からの移住者たちが多く居住する貧困地区や国立大学等であった。こうしたなか、1990年には日系人フジモリへの政権交代が起こる。そして、1992年になると、ミラフローレス区やサン・イシドロ区等、白人を中心とする中産階級以上の人々が居住する首都リマの中核部へも、車爆弾等による大規模な攻撃がはじまった。

しかしながらその直後に、まずMRTAのリーダーピクトル・ポライが逮捕され、さらに1992年9月14日に、SLのグスマンが逮捕された。カリスマ的リーダーであったグスマンの逮捕により、テロ活動は徐々に鎮静化していった。

この紛争の特徴は先述のように、先住民の人々に犠牲が集中していたことにあるが、紛争が拡大した背景には、1992年に首都リマの中産階級以上の人々が居住する地区で本格的な攻撃がはじまるまで、国内でも山岳部で起こっていたことに、ほとんど関心が向けられなかったことにある。確かに首都でも80年代から停電がおき、戒厳令が敷かれることがあったが、首都リマの特に中産階級以上の人々がテロ活動を身近に意識しはじめたのは90年代、とりわけ1992年以降であった。90年代に入るまでは、左翼系の人々の間にすら、SLは貧しい農民のために闘っている組織なので、SLが農民を殺害しているというのは政府の捏造であるというイメージが広く流布していた。このようなイメージは国際社会にも影響を与えてきた。

さらに、紛争地域で生存権を脅かされ、「国内難民」(Internally displaced peoples: IDP)となって都市部や他地域に移住した人々は、長年にわたって単純な「国内移民」(migrants)とみなされてきた。それどころか、全体の40%以上の犠牲者をだし、紛争が最も激しかったアヤクチョ県からの移住者は、往々にして移住先でSLの仲間とみなされ偏見にさらされた。このため、国内難民となったアヤクチョ県出身の人々が、近隣の人々に出身地を隠したり偽ったりせざるをえない状況も生まれた。アヤクチョ県出身の人々に対する検閲でのチェックも厳しく、軍や警察にテロリストの容疑で逮捕される可能性も高かった。

図3は紛争の犠牲者数の推移を表している。全体を通じて最も被害が大きかったのは、先述のようにベラウンデ大統領が非常事態宣言地域に政府軍を派遣することを決定した直後の1983年から1984年である。図4は県別の犠牲者数を示している。最も多いのはアヤクチョ県であるが、上位5位もすべて先住民人口が多い山岳部の県で占められている。図5は、アヤクチョ県と首都リマの時系列での犠牲者数の割合の推移を示す。ここに示されるようにアヤクチョ県の犠牲は80年代に集中しており、一方リマ首都圏では90年代以降に増加している。ちなみにこの間の政権はベラウンデ・テリー政権(1980-85)、

アラン・ガルシア政権（1985-90）、フジモリ政権（1990-2000）である。

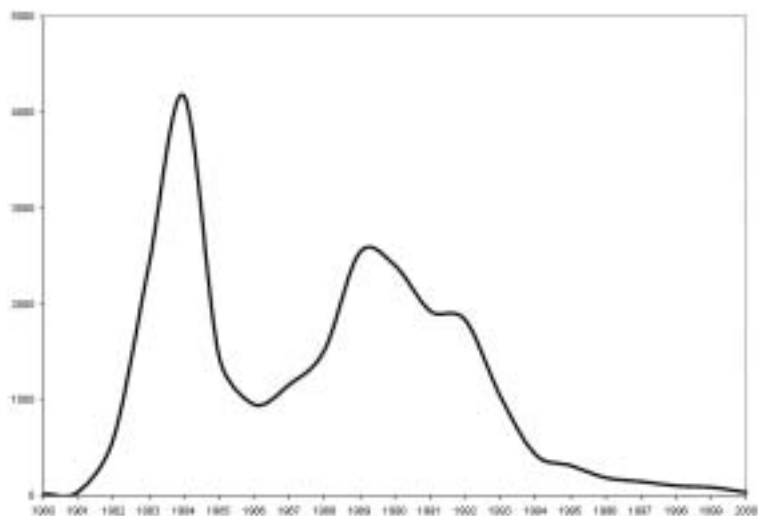


図3 1980年～2000年の死者及び行方不明者数の推移（CVR 2003）

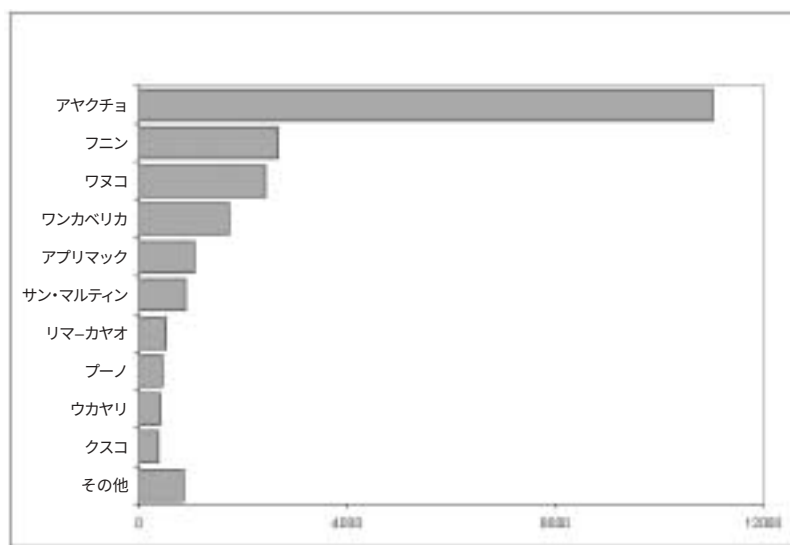


図4 1980年～2000年の県別死者及び行方不明者数の推移（CVR2003）

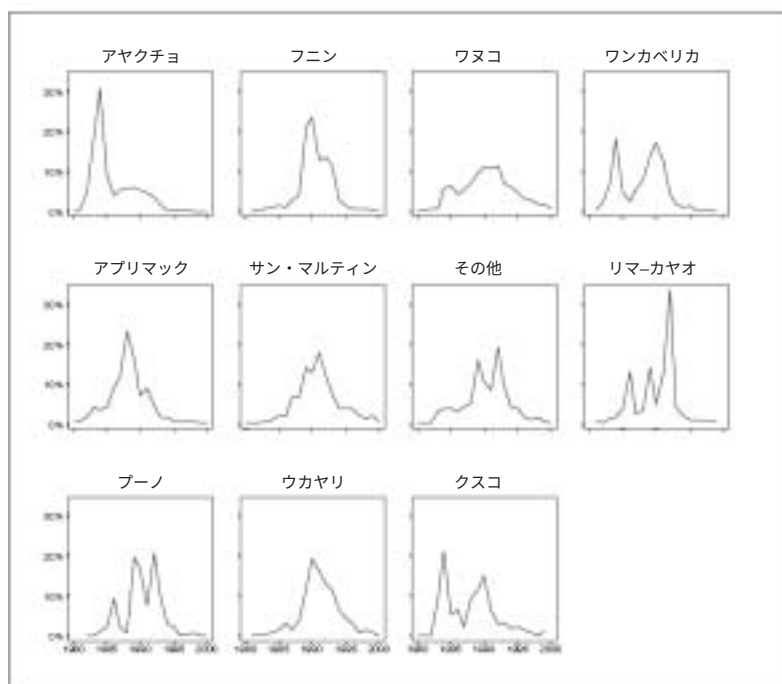


図5 1980年～2000年の各県の死者及び行方不明者の年度別割合の推移（CVR2003）

以上のような紛争の進行の経験的差異は、山岳部の人々と首都リマの人々の間の紛争像の認識の相違にも反映されている。真実和解委員会の活動がおこなわれる際、国内においては民主的に選出された政権下で起こったことについてまで調査する必要があるのかという議論が起こった（Cueva 2006）。リマにマスメディアが集中する国内世論の主要な関心は、被害が深刻であった山岳部と異なり、1992年以降のフジモリ元大統領による権威主義的政権下での人権侵害や汚職を明らかにすることにあつたからである。

しかし、国民統合が先住民地域まで十分及んでいなかった80年代に、直接選挙の制度をもつペルーで民主的な選挙がおこなわれたのかどうかという点は検討する余地がある。また、民主政権のもとで、往々にして大規模な虐殺がおこりうるということは、すでに国際社会の共通認識となっている。真実和解委員会の調査対象期間の政権のうち、フジモリ元大統領は、裁判により禁固25年の刑が確定している。しかし、フジモリ元大統領が政権を担った90年代よりもはるかに多くの犠牲者をだした80年代の政権に関しては、被害が大きかった山岳部を除いてその責任を問う議論がおこなわれてきていない。ペルーの現大統領（2006-2011）は、85年～90年に政権に就いたアブラ党のアラン・ガルシア大統領であり、すでに2016年の次々期大統領選に向けての準備もはじめている。このような政治的背景もあり、真実和解委員会による最終報告書が提出された後も、紛争下の行方不明者の行方の調査、秘密基地の発掘作業、補償、裁判等は遅々として進まずにきている。

III. 紛争と子どもたち

ここで、ペルーの民俗芸術家エディルベルト・ヒメネスが、ペルー政府機関、真実和解委員会、人権団体で仕事をするなかで得た証言と、それをもとに描いた絵を紹介しながら¹¹、紛争下で先住民地域でおこったことを、主として子どもたちに焦点をあててみていくことにしよう。

エディルベルトは、ペルーの、なかでもアヤクチョ県の民俗芸術として知られるレタブロを制作するヒメネス家の一員である。レタブロは、もともとは携帯用の祭壇として箱の中に聖人像を入れて持ち歩くために制作されていたが、1940年代頃からインディヘニスモ¹²の影響を受け、アンデスの人々の生活や祭り等を表現した作品が制作されるようになった。エディルベルトの父故フロレンティノ・ヒメネスは、ペルーを代表するレタブロ作家の一人であり、彼の作品についての本も出版されている（Clemente 1987）。その子どもたちはエディルベルトを含め全員がレタブロ制作を学んでおり、兄弟のなかにはイタリアやアメリカに居住し、レタブロ制作を続けている者もいる。なかでも末っ子のエディルベルトは、父によって兄弟のなかでも最も才能があると評価されてきた¹³。

筆者がエディルベルトとはじめて出会ったのは1988年のことであった。エディルベルトの父フロレンティノ・ヒメネスのアトリエを、国立サン・クリストバル・デ・ワマンガ大学の文化人類学者に案内されて訪問した際に、教え子でもあったエディルベルトを紹介された。エディルベルトが当時制作中であったレタブロは、アヤクチョ県の農村部の人々の経験と、先住民の人々の世界観を融合した類を見ない作品であった。（写真1）



写真1（著者撮影）

¹¹ エディルベルトは2005年に開催された日本ラテンアメリカ学会第26回研究大会（於早稲田大学）に、地域コンソーシアムの助成を受けて来日し、会期中「エディルベルト・ヒメネス・キスベ線描画展」を開催するとともに、筆者が代表者となったワークショップ「先住民の虐殺と記憶—ペルーの「暴力の時代」」で発表をおこなった。ここで紹介するのは、そのとき展示された作品の一部であり、日本語訳は筆者の手による。この場を借りて、地域コンソーシアム、日本ラテンアメリカ学会及び第26回研究大会実行委員会に感謝の意を表したい。

¹² Indigenismo（先住民主義）。ただし、インディヘニスモは先住民の人々によってではなく、先住民ではない知識人によって推進された運動である。詳しくは細谷1997。

¹³ 筆者がフロレンティノ・ヒメネスに存命中におこなったインタビューによる。

その作品の内容は次のようなものである。SLの容疑で政府軍に連れ去られた夫が、牢に入れられ拷問を受けた後殺害される。遺体は打ち捨てられて、それを野犬が食い荒らす。夫を探し、また危険を逃れ、疲れ果てた妻は乳飲み子と幼子とともにアンデスの土着の神である山の神の洞窟で眠る。洞窟は山の神が所有する黄金で光輝くとともに、下方からは紛争によって流された血が溢れていて、家族の姿をみて、哀れに思った山の神とキリスト教の神は、夫の魂を天上へと導く。

伝統的なレタブロ作品は、先述のように箱の中に聖人像がおさまられているシンプルなものであったが、インディヘニスモの影響を受け、民俗芸術としてアンデスの人々の祭りや生活を表現するようになっていったことで、空間を横に2つ、3つ、4つに仕切った作品構成がおこなわれるようになった。しかしながら、エディルベルトの作品は、このような民俗芸術としてのレタブロの従来の空間構成とも全く異なる独創的な構成をしており、物語性のある独自の世界を生み出している¹⁴。

当時ヒメネス一家はすでにアヤクチョ県の中心の街ワマンガ（アヤクチョ市）に住んでいたが、アヤクチョ県のケチュア語話者の村で、ケチュア語を母語として育ったエディルベルトにとって、アヤクチョ県の農村部で起こっていたことは身近であった。1988年の時点では、アヤクチョ県をはじめとする山岳部で起こっていることは、首都リマには十分伝わっていき、他方、山岳部では農村部のみならず都市部でも街全体が常に死の危険にさらされ¹⁵恐怖に覆われていた。また密告が横行することで誰が敵であり味方であるかも判別できない状況にあったので、人々が自分の経験を話すことは困難であった。エディルベルトのレタブロ作品はこのような状況下で制作されている。

その後、エディルベルトはケチュア語とスペイン語のバイリンガルであることを生かし、政府機関や真実和解委員会、人権団体で仕事をし、証言をもとに絵を描きはじめた。それ故、彼の作品は証言と絵から構成されている。西洋的な意味での美術教育を受けたことのない彼の作品は、3次元の世界を2次元に移したかのようなレタブロの特徴を受け継いでいる。ここで、エディルベルトの作品をおいながら、紛争下で山岳部の先住民の人々が経験したことを、子どもたちに焦点をあててみていくことにしよう。

作品1はSLが村に侵入したときの様子を表している。ペルーの村や街はスペインの空間構造が移植されており、中心に広場があり、その周辺に村の主要機関、教会や集会所、学校が集まっているという構造をもつ。村に侵入したSLたちはこの中心広場に村人たちを集めている。正面にたつ男がもつ紙に描かれたPCPという文字はSLの正式名称の一部「ペルー共産党（Partido Comunista Peruana）」の略である。描かれた図像はSLのシンボルマークである。紛争の時代にはSLが人家や建物にこのマークを描いていった。

ここではその大半が「オホタ」と呼ばれる古タイヤで作ったサンダルをはいている村人に比して、SLのメンバーはほとんどが靴をはき、なかには人種的に白人系の身体的特徴が色濃くみられるSLも混じっている。先住民村では、血統や身体的特徴は同じであっても、オホタを脱いで街に住みスペイン語を話すようになった人々をqala（脱いだ人）と呼び、メスティソとして村に居住する先住民の人々とは区別する。アンデスにおいて

¹⁴ この作品は、現在ペルー問題研究所（Instituto de Estudios Peruanos）の図書室に展示されている。

¹⁵ たとえば、アヤクチョ市内には現在もフロンテラ（Frontera：境界）という地名が残るが、これは、そこから先がSLの開放地区であったことを示す。

作品1



「SLが来たとき」

私たちは平穏に暮らしていました。ただ、ペレス兄弟や他の人々が「金持ちはおしまいだ」といっていました。(中略)・・・ところが、1983年12月に、武装した見知らぬ男女が侵入してきて、村人たち全員を調べました。学校に入って教員たちと話をした後、私たちに金持ちは絶えなければならないと説明しました。そして、彼らの歌を歌わせました。それから村の役職者たちを集め、そのなかからSLの責任者を任命しました。翌日彼らはチャビ村の方角に向かいました。約15日たってSLは再び村に戻ってきました。そして、村長のレオニダス・ロカ氏とラウル・フアレス氏を殺害しました。

人種区分は、必ずしも血統や身体的特徴のみではなく、使用言語や社会的地位、経済的要因等を加えて総合的におこなわれる。先述のように、侵入してきたSLのメンバーと山岳部の先住民の人々は、首都リマの人々の目からは同質にみえても、山岳部の先住民村の社会的脈絡では明白に区別される存在であった。

作品2にみられるように、SLたちは村人たちに対して、村が常にSLたちによって見張られていることを告げ、警察組織や政府軍に密告をしてはならないと命令した。また、アンデスの先住民村では、その内部において多少の貧富の差はあっても、都市在住のメスティソ、さらにはリマ首都圏の白人の中産階級以上の人々との間にある格差に比べれば、ほとんどの人々が貧困層に区分される微々たるものであった。しかし、SLは中心広場に人々を集め、村の有力者や商人等を、搾取階級としてその面前で公開処刑し、恐怖を植えつけた。

作品3に示されるように、1982年末にベラウンデ政権が非常事態宣言地域に政府軍を派遣することを決定してから、先住民の人々にとってはさらに過酷な状況が展開するようになった。SLは村の人々を恐怖で支配し、食糧等を供給させ、「革命教育」をおこなった。一方、政府軍は農民たちにSLと闘うために自警団を組織させた。このため、アンデスの農村地域には、SLに従えば政府軍による攻撃を受け、政府軍に従えばSLの攻撃を受けるという状況が生じた。女性や子どもも区別なく殺害されていった。

さらに、作品4にみられるように人々はSLの嫌疑がかかると、正規の手続きをふまずに殺害された。住民同志の近隣間の争いや嫉妬に基づく密告によって、SLと全く関係ない人々が、SLの容疑で軍や警察組織に連行されたまま姿を消す(行方不明)ということも各地でおこった。

作品2



「責任者は従わなければならないと言った」

午後30人以上のSLのメンバーたちがチリウア村に来て、村人たちを集会所に集め、我々は貧しい人々のために闘っており、我々は新しい『政府』で、我々が命令するから、ベラウンデ政権に奉仕してはならない。大統領は同志『ゴンサロ』（訳注 SLのリーダー、アビマエル・グスマンのこと）であると告げました。党に参加することを義務づけ、党を憎むのは金持ち連中だけで、我々は金持ちを殺さなければならないと宣言しました。党は1000の目と1000の耳もっているのです、誰一人貧しい人々のための党を侮辱することはできない、と告げました。

作品3



「SLはイエルバブエナ村を根こそぎにした」

政府軍はSLと戦うために、村人に自警団を組織させました。1983年5月、村人たちが集まって学校で寝ていた真夜中に、100人単位のSLがイエルバブエナ村に侵入してきました。SLは即座に女性や子供を含めた村人たちを捕まえ集めました。SLは、村が農民自警団を組織したことを非難し、一人一人連れ出し、外で待っていたSLの部隊に引き渡しました。外で待っていた部隊は人々を殴り、山刀で刺しました。たくさんの父親や母親たちが子供たちとともに殺害されました。虐殺は4時間以上にも及び、明け方になるとSLたちは家々を見回って略奪しました。その後、村人の中からSLの責任者を強制的に任命して去って行きました。

作品4



「チュンギ・カサの墓穴」

1984年3月、チュンギ郡の中心に政府軍の基地が設営されました。それ以来兵士たちは、様々な村を恒常的にパトロールしました。たくさんの村人がテロリストの容疑で捕まり基地に連行されました。多くの逮捕者が人気のないところに連れていかれ、拷問を受けた後、裁判もないまま殺害されました。

「私が川で衣服を洗っている時、兵士たちがテオドシオ・ヴィルチェス氏をその妻子とともに連行していくのをみかけました。テオドシオ氏は息子の1人を背負い、妊娠中の彼の妻はもう一人の息子の手をひいていました。兵士は5人位いて、そのうちの1人はつるはしとスコップを持っていました。それで、私は兵士たちが彼らを殺害しようとしているのだと思い、息を潜めていました。後に私は一家がチュンギ・カサ（訳注 地名）で殺害されたことを知りました」

エディルベルトが真実和解委員会や人権関係のNGOであるCOMISEH（Comisión de Derechos Humanos）のもとで、集中的に聞き取り調査をおこなったチュンギ村では、作品5に示されるようにSLが村人たちに村を離れて行動をとることを強制した。土地と強く結びついた農牧業を営む村人たちは、食糧とわずかな必需品を持って移動を強いられた。しかも、SLと行動をとることで、村人たちは見つかったら政府軍や警察、自警団によって保護されるどころか、SLのメンバーとみなされることになった。このため、人々は政府軍、警察、自警団に発見されることを恐れ、山中に身を潜めて、野生の動物のように生き延びなければならなかった。また逃げながらも食糧は確保しなければならなかったので、密かに作物を栽培したが、このような畑が発見されると収穫の際に待ち伏せしていた政府軍、警察、自警団に襲われ殺害されることもあった。作品6は発見された人々がいかに残虐に皆殺しにされたかを示している。

作品7は、内戦のなかで民間人を、人間を殺害することができる戦闘員に変えていった方法が示されている。政府軍や警察は「容疑者」¹⁶として逮捕した人々を村人たちの目の前で殺害したり¹⁷、犬を殺害して内臓をひきだしてみせたり、殺害した犬の肉を食

¹⁶ 容疑者はあくまで容疑者であるが、捕えた個人が本当にSLの仲間であるかを確かめる正規の手続きがとられることはなかった。紛争下にあった山岳部では、国家エージェンシーにSLのメンバーの容疑をかけられることは、SLとみなされたことを意味していた。

¹⁷ エディルベルトの絵では、集めた村人たちの前で容疑者の耳を切り落とし、本人に食べさせる様子も描かれている。

作品5



「村を去らない者は裏切り者だ」

(SLは)村の責任者を任命すると、責任者たちは村人全員に村から去るように命令しました。家や、家の物や、村を捨て、政府軍に見つからないように山や洞窟や窪地に行って暮らさなければなりません。山の動物のように、飢えや渇き、寒さにふるえて隠れて暮らしました。私たちの物は持って行くことができず、家族で子供たちとともに最低限の物、毛布や皮の敷物、鍋、ジャガイモ、トウモロコシなどを背負いました。大半の者がジャングルに行き山に逃げた者はわずかでした。「同志たち」(訳注 SLのこと)は、退去しない者は党の裏切り者であり、卑怯者は死に値すると言いました。恐怖から私たちは山に小屋をつくり、動物のように私たちの敵である政府軍や、後には自警団から身を隠して暮らしました。音をたてないようにし、ヘリコプターが来たときには山に隠れ、野性の鹿のように息をひそめていました。そうして暮らしていました・・・

作品6



「夜は昼のようであった」

SLたちは村の役職者たちを殺害し、村人たちに家や所有物を放棄するように命令しました。それ以来、人々は恐怖でSLに従って山で暮らすことを強いられました。SLは村人に、もし家にいたら政府軍に殺されると告げました。村人たちは1983年から1986年まで、転々と移動しつつ暮らしました。1985年1月、村人のグループのひとつが、エスタカユク(訳注 地名)で家に泊める決心をしてくれたある婦人の家で眠っていました。夜明けの4時に、家はシンチス(訳注 この場合は政府軍もしくは特別警察)に囲まれました。大人や子供が外で眠っていたところを撃ちはじめました。シンチスは扉を皮ひもで結んで閉めてから、発砲し手榴弾を投げ込み、全員を殺害しました、人々は逃げるできませんでした。それから信号弾をつけ、あたりは夜であったにもかかわらず昼のようになり、そして人々を中に入れたまま火をつけました。

作品7



「頭だけ持って戻ってきた」

あるとき、シンチスは私たちに、約15人の自警団とともにニナバンバ方面にいっしょに行くように命じました。歩いてサン・イグナシオに着いたとき、一人の若い女性を捕まえました。彼女はセンデロ・ルミノソのリーダーの一人のようでした。夜になって私たちは、石と木の下で眠りましたが、シンチスは彼女を強姦し、それからリーダーが、彼女を別の場所に連行するように命じ、連れて行かれました。その後すぐに、まだ血が滴っている彼女の頭だけ持って帰ってきて、私たちに捨てに行くようにと命じました。私たちみんなは肝を冷やしましたが、捨てに行きました。その途中、乳房を切り取られ片隅に打ち棄てられた首のない女性の遺体を見つけました。戻ってくるとシンチスはさらに、まだこれも捨ててこなければならないと、彼女の乳房を渡したので、頭を捨てたその地獄のような現場に再び行かなければならませんでした。自警団は沈黙のうちに私たちをみました。そしてシンチスは『これは死に対して恐怖をもたないようにするためだ。我々は汚らしいテロリストたちを根絶やしにしなければならぬ。お前たちは恐れてはならない、単に犬を殺すようなものだ』と言いました。

べさせるなどのことをしている。人間を殺したことがない人々に恐怖を植えつけ、かつ日常生活の倫理に反して、他者を殺すことができるようにするために、人間を人間としてみなさなくするための「教育」をおこなっていったのである¹⁸。

それでは、このような状況下で子供たちはどのような経験をしたのであろうか。SLはカンボジアのボル・ポト政権と比較され「アンデスのクメール・ルージュ」とも評されてきている。作品8にみられるように、家族の単位を尊重せず、SLと行動をともにすることを強制された村では、成人男女、大人と子どもを分け、子どもたちは革命の先覚者として「パイオニア」とよばれた。SLやMRTAが子どもたちを誘拐することもあり、最初は手伝いとして使われ、後には戦闘員に仕立て上げられていった。十分な食料もないままSLと行動をともにすることを強いられた子どもたちは、常に空腹を感じていた。作品9では、つつい畑のサトウキビを口にした幼い子どもを、見せしめのために、子どもたち全員の前で処罰した出来事が描かれている。さらに、傷ついた我が子を前にしても、手をさしのべれば息子がSLからより過酷な処罰を受ける可能性があるために、何もしてあげることができない母親の無言の苦悩が語られている。

作品10では、政府軍、警察組織、自警団の追及を逃れるのに足手まといになったため、

¹⁸ これは戦争や内戦の一つの姿であり、たとえばアメリカ軍においても、射撃練習の的を円心から人間の形状にする等、兵士が人間を撃つことができるようにするための研究がおこなわれてきている。日本においても、イラクにPKOが派遣された際には、自衛隊員に対して至近距離で人間を撃つことができるようにする訓練がおこなわれている。

作品8



『『パイオニア』の子供たち』

SLのメンバーは、村人たちと同様に子供たちにも教練をしました。そのために、村人の責任者と子供たちの責任者を任命しました。子供たちを両親から引き離し、歌い遊ぶことを訓練し、それから反乱集団鎮圧のための政府軍を前にどのようにふるまわなければならぬか訓練しました。

「私たちに歌わせ、ぼろきれのボールで遊ばせ、武器であった棒をもたせ、ばらばらにではなく2人ずつ逃げなければならぬと教えました。私たちは『個人主義』でいてはならず、ともに食べお腹をすかせていなければなりませんでした・・・」

作品9



「空腹」

SLは村人たちを恐怖と罰で支配しました。子供たちも同様に、とても小さい頃からSLのリーダーたちを敬い従うことを教え込まれました。子供たちは両親から引き離され、「パイオニア」と呼ばれました。教練をしたセンデロ・ルミノソの責任者は年長者で、従わない子供たちは全員厳しく罰せられました。

「パイオニアの子供として他の子たちといっしょにいました。私は7歳になったばかりでしたが、いつも母と引き離されていました。私は思い出します、ある時お腹がすいたのでこっそりとサトウキビ畑に行きサトウキビを食べました。戻ってくると、責任者は子供たちを輪にならせ、私の服をすべて脱がせ、輪の真ん中で気絶するまで鞭打ちました。目を覚ましたとき、立ち上がることができませんでした。一人の子が私の母のそばに連れて行ってくれましたが、母はとても哀しそうに私を見つめるだけでした。処罰の理由として、どうして一人でサトウキビを食べに行ったのか、どうして個人主義なのだといわれました」

作品10



「ウエルタ・ワイコにおける子供の虐殺」

私たちは恐怖につつまれ、食事を用意することができたのは夜だけで、塩はなく、山のあらゆる野生の動物のように生きていました。政府軍が来たとき、子供たちは物音を立てないように静かにしていなければなりませんでしたが、空腹や渇きのせいで子供たちが泣くことがありました。このため、SLのリーダーが子供たちを全員殺すように命じました。ウエルタ・ワイコ（訳注 地名）で女性たちは我が子を殺すように命じられました。しかし、その後、SLたち自身が、縄を用いたり、首に手をあてて子供たちを絞殺したりしました。母親たちは殺すと脅されたので止めることができませんでした。SLたちが自分の赤ちゃんを殺害している間、恐ろしさにただ泣くか、目を覆うことしかできませんでした・・・

SLが母親たちに我が子を殺害することを命じた場面が描かれている。もちろん、母親たちにそのようなことができるはずもなく、最後にはSLが母親たちの目の前で子供たちを殺害していった。

他方で、作品11にみられるように、政府軍もSLと同様に幼い子どもたちを容赦なく虐殺していった。これはいずれSLになるかもしれない「雑草 (mala hierba)」を、早目に根から断つという理由によるものであった。作品12でも女性や子どもが大量に無意味に虐殺されていった様子が描かれている。女性たちはレイプされた後に殺害された。また作品13に示されるように、紛争は多くの孤児を生みだした。それだけでなく、子どもたちは自分の家族が残忍な方法で殺害されるのを目の当たりにしたり、傷つけられた家族の遺体を目にするという経験をしている。こうした経験は深いトラウマになっている。

作品14に示されるように、内戦下では多くの女性たちが簡単にレイプされ、また夫を殺害された妻たちは、生活手段がないまま幼い子どもを抱えて未亡人となった。筆者が1990年代半ばにアヤクチョ県の農村部で調査をはじめた際も、正確な数値の調査をおこなったわけではないが、被害が大きかった地域では、村の人口構成が若年層と未亡人の割合が著しく高いびつな構成になっていることがみてとれた。

作品15では軍の施設でおこなわれた虐殺が語られている。男の子の「おじさん、僕を殺さないで、あなたのために歌を一つ歌いますから」という言葉は、ホロコーストを描いたクロード・ランズマン監督の映画『ショア』（1985年）の冒頭に登場する、絶滅収容所の生存者の一人となった歌が上手だった少年を想起させる。そして、赤子も無意味に殺害された。さらに、紛争下では政府軍、警察組織、自警団がSLの容疑で民間人を殺害した場合、家族が遺体を埋葬しようとする、その家族もSLとみなされ逮捕もしくは

作品11



「無情」

政府軍や自警団は誰にも同情しませんでした。センドロ・ルミノソたちも女性、子供、老人まで殺害しました。その日、政府軍と自警団は女性たちを捕まえ、子供を奪い、ある家に閉じ込めました。最初に女性たちを殺害し、その後子供たちを殺害しました。私は自分の目で家に閉じ込められ山刀で殺害された子供たち全員を見ました。血があふれていて、そこで私も2歳になったばかりの我が子を見つけました。縄で首を絞められて殺害されたようでした。

作品12



「リリオ・カカ、惨劇」

リリオ・カカ（訳注 地名）では、最後までみとどけることすら難しいほどひどい暴虐のかぎりがつくされました。リリオ・カカはオロンコイ村から2時間の場所にあります。自警団はチリウア村、オロンコイ村、イエルバプエナ村から、ほとんどが女性、子供ばかりの多くの逮捕者をそこまで連行してきました。女性たちは惨劇にみまわれる以前に強姦されました。「女性たちを強姦した後、捕まえた人々を全てリリオ・カカに連れていき、崖から突き落としました。この事件から3日後、私は家族の遺体を捜しに崖の下に行きました。その惨状を前に私は恐怖で凍りつきました。体はばらばらになって、腸は飛び出し、頭や腕があちらこちらにちらばっていました。子供たちの小さな体は完全にばらばらになっていました。死者の衣服はぼろぼろで、一部は木に引っかかっていた。それを目撃して、ただ泣くだけで、何もできませんでした」

作品13



「私の父は逃げられなかった」

・・・私の母はスイルヨック（訳注 地名）で1986年に殺害されました。それ以来、私は父と2人きりで、軍や農民自警団から逃げ回りながら転々として暮らしていました・・・

私は農民自警団が山刀と手榴弾を持って来るのを見つけたので、お父さんに『見て、来るよ』と言って走り、トトラ（訳注 草の一種）が茂っている陰に隠れました。お父さんは私たちの服や毛布を背負っていたので逃げることができませんでした。捕まり両手を縛られ、体を蹴られ、鼻をそかれ、首を切られました。そして、自警団は血に塗れたお父さんの体をそのまま打ち棄てていきました。それで、私は隠れていたところからこっそりと出て、お父さんに近づき、頭を持ち上げ、まだ生きていると思って話しかけました。お父さんはなんとか私を見、そして傍らで泣く私の両腕のなかで息絶えました。

作品14



「現在の夫は政府軍の司令官に私と結婚したいといった」

（母や息子が殺害された後）、私の夫ブラウリオ・カストロもプチュコリョの近くの「モンテ・ローカル（野营地）」で、自警団に殺害されました。捕えられ、殴ったり蹴ったりされた後、山刀で刺されました。・・・それから私は政府軍の基地に連れていかれ、そこで軍のために料理をしました。そこには、オロンコイ、チャビ、ワルワ（訳注 各々地名）からたくさんの人々が捕まっていました。警察も政府軍も職権乱用をし、女性を尊重せず、特に未亡人に対してはひどい扱いをしました。自警団が軍の基地に来て、軍の司令官にこの女が気に入ったという、妻として引き渡しました。政府軍は女性のことなどなんとも思いませんでした。それ故、現在の私の夫も司令官に私と結婚したいといい、司令官はそれでは今度は彼がお前の夫だから、夫として受け入れなければならない、と言って引き渡しました。私は子供たちのために受け入れざるをえませんでした。もしそうしなければ殺すと脅されたからです。

作品15



「チュスチ・ワイコには何人の亡骸があるのだろう」

政府軍の基地の傍らには、常に秘密墓地があります。チュスチ・ワイコ（訳注 地名）には約250人が埋まっているといわれています。

「セスペデス隊長は私の姉とその6人の子供たちを殺害しました。自警団と穴を掘った後、なんら同情もなく一人一人リボルバーで頭を撃っていきました。私の姉は泣きながら『殺さないで下さい、お願いします、隊長様。あなたにお仕えますから』と訴えました。兵士に捕まえられた姉の息子は『おじさん、僕を殺さないで、あなたのために歌を一つ歌いますから』といいましたが、地面に放られ頭を撃たれました。末っ子は1歳くらいでしたが、死んだ母とともに穴におち、血まみれのなかで這い這いをしていました。しかし、セスペデスは何の同情もなく撃ちました。それを知っても、政府軍が見張っていたので私は泣くこともできませんでした。夜、さめざめと泣きました。禁じられていたので喪に服することもできませんでした。死者の喪に服していることが軍に知れたら殺されました。神のみがチュスチ・ワイコに何人の亡骸があるか知っています。逮捕者はすべてその場所に埋められました。昼間に自警団が穴を掘り、夜間に無実の者たちが兵士たちに殺害されていきました」

殺害される可能性があったため、埋葬できないという状況があったが、軍の施設内では悲しむことすら許されなかったことが語られている。

政府軍の基地では連行した人々への拷問、殺害がおこなわれており、遺体は基地周辺や近隣にまとめて埋められたり、捨てられたりした。発掘調査が進んでいるアヤクチョ市にあった軍の施設には炉があり、そこで遺体が焼却されていた¹⁹。真実和解委員会の調査では確認された秘密墓地の数だけでも4600以上に及ぶが、委員会による調査時点で発掘調査がおこなわれたのはわずか3カ所のみである。秘密墓地の調査には専門家のグループと費用が必要であり、真実和解委員会による最終報告書の提出後も、その大半が未調査のままとなっている。アヤクチョ県では、最も大規模な虐殺がおこなわれた83年～84年からすでに30年近くを経ており、行方不明者たちの行方を捜す作業が遅々として進まないまま、手掛かりとなる直接の記憶をもつ家族や関係者が亡くなりつつある。秘密墓地の発掘調査は、現実には時間との闘いとなっているが、依然として政治的問題と、これまで指摘してきたペルー社会が抱える人種差別をはじめとする諸問題が立ちはだかっている。

¹⁹ 2010年8月に、この秘密墓地の発掘に携わっている政府機関で筆者がおこなったインタビューによる。基地の傍らにあった秘密墓地は長期にわたって使用されており、大規模であるため調査が完了するまでに数年間かかる予定である。まだ調査中なのでデータは公にされていないが、発掘に従事する政府機関が所持する発掘現場の写真を見る限り、非常に多くの人々がそこで殺害されていたことがみてとれる。

この基地での虐殺は80年代を中心に90年代初頭までおこなわれている、このうち85年～90年はアラン・ガルシア政権下でおこなわれたものである。それ故、2016年の大統領選挙への出馬を予定している、現アラン・ガルシア政権（2006-2011）の交代にともない発掘のデータが失われないよう、国際社会が監視していく必要があるだろう。

IV. 「記録すること」「表現すること」

次にエディルベルトの作品そのものについてみていくことにしよう。アンデスでは17世紀初頭に、ワマンガ（現アヤクチョ県）出身で、スペイン語を学んだ先住民出身の年代記作者（クロニスタ）ワマン・ポマ・デ・アヤラが、文章と絵からなる年代記（クロニカ）『新しい記録と良き統治』（*El Primer Nueva Cronica y Buen Gobierno*）を著した。この年代記は、正しいスペイン語やラテン語が使われていない記録として軽視されてきたが、ポマが描いた絵をとともなうことで、現在は植民地期のヴィジュアル資料を含む貴重な記録としての評価を受けており、多くの専門家がその研究に従事している。ケチュア語を母語としており、ケチュア語で人々からきいた証言と絵から構成されるエディルベルトの作品は、同じアヤクチョ県出身のポマの年代記を彷彿とさせる。

それだけにとどまらない。先住民に対する人種差別、文化的ヘゲモニー関係は、独立後もペルー社会に内在してきた。紛争下でおこったことを調査した真実和解委員会の構成委員ですら、ほとんどがリマ在住の白人系の人々で占められており、先住民系の人々は一人も加えられていない。委員会によるアンデスの先住民地域での調査も、その多くが都市在住のメスティソたちの手によって実施されている。真実委員会²⁰による調査は限られた期間のなかで調査をするという限界を有するが、ペルーの真実和解委員会はさらに、インターカルチュラルな状況下でおこった紛争を、インターカルチュラルな条件下で調査するという課題を抱えていた。この意味で、先住民村出身で、人類学を学んでおり、かつ政府機関や人権団体の一員として各地の先住民村で長年にわたって仕事をした経験があり、さらにケチュア語の知識が豊富な²¹エディルベルトの作品は、紛争の実態を伝えるうえで重要な位置を占めている。そして、紛争を先住民の視点から記録したという点でも、ポマの年代記とエディルベルトの作品には相関性がある。

ところで、エディルベルトの作品は、通常の作品とは異なる成立過程をもつ。エディルベルトはアンデスの農村部で人々の紛争下の経験をききはじめたとき、録音機を用いたり、聞きながらすべてをメモに書きとることが困難であるという状況にしばしば直面した。2001年からおこなわれた真実和解委員会による調査以降は、アヤクチョ県の人々にとっても紛争について語ったり、証言をすることができる環境がある程度生まれている。しかし真実和解委員会による調査以前は、紛争下で長期にわたってSLと国家エージェンシーの双方によって命の危険にさらされ、密告への不安に怯えてきた人々の間には、恐怖と他者への不信が深く根を下ろしており、個々の経験を他者に語ることは困難であった。

さらに、トラウマをともなった経験を語ることは、当時の状況を多かれ少なかれ追体験することを意味しており、話者が話しながら泣き出すという場面にもしばしば遭遇する。このようなことからエディルベルトは、録音することを申し出たり、その場ですべ

²⁰ 真実和解委員会は、真実委員会として総称される。南アフリカの委員会が真実和解委員会という名称であったために、この名称のほうが多く知られているが、実際には真実委員会は紛争や社会の性質によって多様であり、たとえば軍政下で行方不明者がでたアルゼンチンのように和解を拒否している例もある。

²¹ ケチュア語は地域によって非常に多様であり、もともとは文字がなかったため、書記方法も統一されていない。それ故、ケチュア語の聞き取りや通訳、翻訳には、単にバイリンガルであるだけでは不十分で、ケチュア語の豊富な知識を要する。

て書きとめることができなかった場合は、ノートに彼のみが理解できる線や図を素早く描き、その後、これらをもとに絵を描いた。エディルベルトの絵の多くはそのような成立過程をもつ。それ故、これらの絵は、必ずしも作品とすることを意図して描かれたものではなかった。所属していた人権団体等がエディルベルトの絵に注目し、展覧会を開催し、研究機関の支援等を受け、本（Jiménez 2009）として出版されることになったのである。

しかしながら、これらの作品には、証言や記録として重要であるというだけでなく、アンデスの記録者と称されるワマン・ポマの絵と同様、先住民の血をひくエディルベルト自身の対象との関係性や視点、時には証言者が語った証言以上の事柄が表現されている。たとえば、作品3は、背景が漫画のスクリーントーンのように手書きの線で、執拗に埋め尽くされている。エディルベルトによると、この一つ一つが刃^{やいば}の切っ先を表わしている。当時同様の虐殺が各地でおこっており、背景に描かれた無数の刃は、アンデスの人々に向けられた多くの刃を表現している。それ故、この作品はある特定の個人が経験したことをケチュア語で聞き取り、それをもとに描かれているが、同時に描かれた場面は、当時山岳部の各地で起こっていた出来事を普遍化している。

作品14に描かれた無数の顔も、レイプされ苦難を経験した多くの女性たちを表現している。このため、エディルベルトの作品をみると、私たちは語り手の「語り/証言」をききながら（読みながら）、ある場面を垣間見る観客となる。が、同時に作品は、その背景に、時には群衆をあらわしストーリーの担い手ともなった古代ギリシアの演劇の合唱隊「コロス」のような存在を感じさせる、群集劇を思わせる構成にもなっている。

作品4に目を移すと、そこでは政府軍の兵士たちが、SLの容疑にある家族を皆殺しにして埋める様子が描かれている。この兵士たちの背景は、波打つような線で埋め尽くされている。この作品は、知人の家族が連れ去られるところを目撃した人物の証言をもとに描かれているが、一方で背景を埋め尽くす線は、エディルベルトによると、兵士たちの不安を映しだしている。山岳部で残虐な行為をした兵士たちのなかには、徴兵された農村部出身の子弟も含まれている。命令系統と上下関係が絶対の軍のなかで、殺害を命令される兵士たちの不安が、背景の線によって表現されているのである。実際、内戦状態となったアヤクチョ県では、家族や親戚、友人たちのなかに軍に属する者がおり、他方でSLの仲間に加わった者もいるという状況が存在した。軍も一枚岩ではなく、末端部分の兵士たちが、命令に従って殺害を強行していく慄きが、作品のもととなった証言を超えて表現されている。

最後に描き手に焦点をあてると、空間を執拗に手書きの線で埋め尽くしていく表現は、先住民の血をひくエディルベルトにとって、一種の写経のような行為となっていると考えられる。アヤクチョ県では誰もがいつ命を失うかわからない状況に長期にわたっておかれ、持続的に緊張状態を強いられた。それだけでなく、真実委員会に関する研究においては、これまで、調査にあたる人々のメンタルヘルスについて議論されてきている（ヘイナール2006等）。これは多くの苦悩をともなう非人間的内容の証言に、接し続けることにより引き起こされる。ペルーの真実和解委員会の委員たちも、調査時はメンタルヘルスのケアを受けている。空間を手書きの線で丹念に埋めていくエディルベルトの表現は、描くことが祈りや癒しの行為につながる、そのような対象と表現者の関係性のなかから生まれてきているのではないだろうか。

V. おわりに

本稿では、ペルーの紛争を先住民に焦点をあて考察し、紛争下の子どもたちの姿、及びネイティヴ・アーティストによる作品を、記録/表現という観点からみてきた。

『写真論』等を著したスーザン・ソントグは、ニューヨークの画廊で開催された、1890年代から1930年代にアメリカ合衆国のいくつかの小さな町で行われたリンチによる黒人の犠牲者の写真展について次のように書く。

リンチの写真は人間の悪と非道を語っている。それはことに人種差別によって野放しにされた悪の極限を考えさせる。・・・写真は記念として撮られ、その幾枚かは絵葉書になった。歯を見せて笑う見物人たち、そのほとんどが日曜日には教会に行く善良な市民であるはずの人々が、木に吊るされた、裸で焼け焦げ、手足を切断された死体を背景に、カメラの前でポーズをとっている、そんな絵葉書は一、二枚にとどまらない。・・・われわれはこのような残虐が「野蛮人」の仕業ではなく、信念の体系や、人種差別の反映であること、或る人種を他の人種とくらべて劣った人間だとする定義が拷問や虐殺を正当化することを理解するだろう、と。しかし、おそらくこの人々は実際に野蛮人であったのだ。おそらくほとんどの野蛮人はこんな顔をしているのだ（ソントグ2003:90-91）。

ソントグは、「日曜日には教会に行く善良な市民」が、残虐な方法で殺害され木に吊るされた黒人の死体の前で並んで記念写真を撮り、絵葉書にすらしたことを論ずる。黒人は同じ人間とはみなされなかったのだ。ペルーで起こった紛争は必ずしも人種主義の帰結ではないが、しかし、先住民地域で展開した大規模な虐殺に国内の関心が向けられないまま拡大していった背景には、人種差別が存在している。そしてその後の平和構築のプロセスにおいてもこの人種主義がみられる。人種差別は他者を同じ人間としてみなさないことによって起こる。そして、戦争も敵である他者を同じ人間としてみなさないようにする。ペルーでおこった虐殺は、コロニアリズムを発端とする人種差別が存在する社会に、国家エージェントと叛乱軍の紛争が加わり展開した、ポストコロニアル的殺戮であった。

ペルー真実和解委員会は、その報告書においてペルー社会に内在する人種差別について指摘した。しかし、紛争後の平和構築のプロセスにおいて、必ずしもこの提言が十分生かされてきたとはいえない。政治的要因があるとはいえ、行方不明者の行方の調査、秘密基地の発掘、被害者への補償等、具体的な対応は遅々として進まずにきている。統計上は目覚ましい経済成長を遂げる一方で、ネオリベラリズムの政策とグローバル化の進展は国内格差をますます拡大している。

ペルーの真実和解委員会は、国際的には南アフリカと同様に成功例ととらえられてきている。しかし、独立後も現在にいたるまで人種差別が続いてきたペルー社会において、移行期正義²²の回復すべき基点はどこに位置するのであろうか。

筆者は、先住民地域で調査をしている際、紛争の時代に政府軍が村に来て村人たちを

²² ペルーの紛争後の平和構築と移行期正義についてはHosoya 2010 参照。

殺害した話をききながら、話者が時にはSLの蜂起以前に大地主（*hacendado*）が土地の収奪や搾取に抗議する農民＝先住民に対して、政府軍を派遣したことによっておこった暴力へと時間を遡行し、再び紛争の時代の政府軍の暴力に戻る、という経験をしている（細谷2005b）。また、アンデスの山岳部には密かに人々の脂肪を抜き取り死に至らしめるピシュタコという妖怪が存在するが、この妖怪は教会がアンデスの人々にカトリック教への改宗を強要した植民地時代には、カトリックの司祭の姿をとり、大地主が農民＝先住民を奴隷同然に酷使した近代においては白人、メスティソの姿をとり、そして紛争の時代には政府軍の兵士の姿をとるようになった。つまり、ピシュタコは征服以降、先住民の人々に繰り返し加えられてきた暴力を、妖怪という姿で表象してきている（細谷2002）。

SLの武装闘争とともに始まった紛争は、ペルーの先住民の人々にとっては植民地時代以来続いてきた、人種差別と密接に結びついた暴力の延長線上に位置する。それ故、移行期正義の移行はすでに存在していた場所への回帰ではなく、これからあるべき場所への到達となる。この意味で、ペルーの紛争後の社会の平和構築は、再構築を意味するのではなく、文字通り新たな構築を意味する必要があるといえるだろう。

参考文献

<日本語文献>

- 生井英考 2000 『負けた戦争の記憶——歴史のなかのベトナム戦争』、東京：三省堂。
- ソntagグ、スーザン 2003 『他者の苦痛へのまなざし』北条文緒訳、東京：みすず書房。
- ヘイナー、プリシラ 2006 『語りえぬ真実——真実委員会の挑戦』阿部利洋訳、東京：平凡社。
- 細谷広美 1997 『アンデスの宗教的世界——ペルーにおける山の神信仰の現在性』、東京：明石書店。
- 2002 「植民地主義と他者表象——ペルーの『ピシュタコ』をめぐる語りの諸相」山路勝彦・田中雅一編『植民地主義と人類学』、西宮：関西学院大学出版会、415-443頁。
- 2005a 「歴史とポストコロニアルペルーウチュラハイ村事件と先住民のテロ経験」、遅野井茂雄・村上勇介編『現代ペルーの社会変動』（JACS連携研究成果報告）、国立民族学博物館地域研究企画交流センター、大阪、53-89頁。
- 2005b 「暴力の時代の歴史化をめぐる断章—証言と余白」、関雄二・木村秀雄編『歴史の山脈—日本人によるアンデス研究の回顧と展望』、国立民族学博物館調査報告55、大阪、189-199頁。
- 細谷広美編 2004 『ペルーを知るための62章』、東京：明石書店。

<外国語文献>

- Clemente, Edilberto Huertas 1987. *Vida y obra de Florentino Jiménez Toma Ayacucho*: Centro de Desarrollo Agropecuario.
- Cueva, Eudaldo González 2006. "The Peruvian Truth and Reconciliation Commission and the challenge of impunity" Naomi Roht-Arriaza & Javier Mariezcurrena *Transitional*

Justice in the Twenty-First Century: Beyond Truth and Justice. Cambridge: Cambridge University Press, pp.70-93.

CVR 2003. Informe Final. CVR

Gamarra, Jeffrey Carrillo 2010. *Generación, memoria, y exclusión: La construcción de representaciones sobre los estudiantes de la Universidad de Huamanga (Ayacucho): 1959-2006*. Ayacucho: Universidad Nacional de San Cristobal de Huamanga (Proyecto Hatun Nan UNSCH).

Hosoya, Hiromi 2003. *La memoria post-colonial: Tiempo, espacio y discursos sobre los sucesos de Uchuraccay*. Lima: Instituto de Estudios Peruanos (IEP).

_____. 2010. "Transitional Justice for Whom?: Globalization of Human Rights and the Peruvian Truth and Reconciliation Commission", 2nd International and Transdisciplinary Workshop for Globalization: Its Light and Shadow, Sophia University (manuscript), Tokyo.

Jiménez, Edilberto 2009. *Chungui : Violencia y trazos de memoria*. Lima: Instituto de Estudios Peruanos (IEP).

Taussig, Michael 1987. *Shamanism, Colonialism and the Wild Man: A Study in Terror and Healing*. Chicago: University of Chicago Press.

ダルマを投影すること
—映画と現代社会への仏教の伝達—

Projecting the Dharma:
Film and the Transmission of Buddhism in the Contemporary
World

中上淳貴*
Atsuki Nakagami

Abstract

This paper is based on the two presentations given at Seikei University, both organized by The Center for Asian and Pacific Studies. One presentation was in 2009 when the film “The Cup” (1999) was shown. The other was in 2010 when the Center held a symposium on “Asia-Pacific, Children and Films”, where I gave a presentation on this film as one of the panelist.

The purpose of this paper is to give an explanation about the background of this film and to analyze the intentions of the director, Khyentse Norbu, who is a renowned Tibetan Buddhist Master. “The Cup” was inspired by true events, with warm irreverent humor and wisdom. It reveals many insights into a culture that struggles with noble dignity to maintain its ancient traditions and identity.

The first chapter deals with the distinctive characteristics of this film. Compared to films directed by Western directors which deal with the Tibetan issue, Khyentse Norbu’s approach is unique in presenting the social and human conditions from the internal insight of Buddhist philosophy. Spiritual lineages and activities by Khyentse Norbu are dealt with in the second chapter, in order to facilitate the understanding of the ideas behind the film. In the third chapter, analysis is made to clarify his reason for making the film as a medium of transmitting Buddhism. The final chapter deals with the symbolic meaning of the cup, which Khyentse Norbu refers to as a metaphor for culture, though for him, the essence of Buddhism is considered beyond culture.

Transmission of Buddhism in the contemporary world is a somewhat demystification process according to Khyentse Norbu. Both the film and Buddhist practice share the similar characteristic of being a strong medium in order to know how the human mind is conditioned and restricted. In this sense, making use of the film can be, for Khyentse Norbu, one of the preferred tools for projecting the Dharma.

* 東京大学大学院総合文化研究科博士課程在籍、Doctoral student, Graduate School of Arts and Sciences, The University of Tokyo
E-mail: cc097204@mail.ecc.u-tokyo.ac.jp

I. はじめに

私が担当した映画『ザ・カップ』（1999）という作品は、他の先生方が担当されたものと異なる点が二つあります。一つは、現実の社会問題などを追ったドキュメンタリー作品ではなく、実話をもとに製作された映画作品であるということです。もう一つは、この映画は、欧米人の監督によるものではなく、ブータン国籍のアジア人の監督によるもので、しかも一般の人ではなく、チベット仏教の僧侶によって製作されたものだということです。ですから、これら二つの点、特に後者の点において、他の作品とは異なる角度、視点から今回の特集に対してアプローチできるのではないかと考えています¹。

この映画は、一見すると美しいヒマラヤの自然に包まれた仏教寺院での温かいふれあいや、子ども達を優しく見守る大人の姿や子ども同士の思いやりを描く、平和な物語を描いたものとしても受け取ることができます。けれども、この映画の背景には、チベット亡命社会における、伝統と近代化、宗教と世俗化といった主題が、根底にあるようです。さらに、宗教者でもあるこの監督の問題意識は、自らの文化的伝統が育んできた精神性の中核にある仏教を、いかに次の世代へと伝達していくのかという点に置かれています。それは、高い精神性を目指す人間のあり様を、この伝統がいかに子供たちへと伝えていくことができるかという問いかけへの、監督自身による一つの回答の試みであり実践でもあるということです。

近年、生命倫理や環境、現代医学、心理学、教育学、さらには物理学や脳神経科学といった幅広い分野で、仏教の考え方が注目されています。こうした潮流は、世界的な展開をみせており、特に欧米社会では、それらの影響力に対するメディアやアカデミズムの関心も高まっています。1989年にダライ・ラマが、ノーベル平和賞を受賞し、チベットの社会状況や精神文化に対する関心が一般化したことは、近年のこうした変化にとっての大きな契機となりました。1990年代には、映画界でもベルナルド・ベルトリッチ監督の『リトル・ブッダ』（1993）をはじめ、ブラッド・ピット主演の『セブン・イヤーズ・イン・チベット』（1998）や、ダライ・ラマの自伝をもとにした『クンドゥン』（1998）などが製作され、関心呼びました。

こうした仏教の新しい潮流がもつ特徴は、一つには伝統的に信仰されてきたアジア地域を主とした枠組を超えて、世界中の各地域で広がりを見せ、その影響が社会現象化していることです。とくに欧米諸国では、アメリカ仏教やヨーロッパ仏教という呼称が、すでに一部のメディアやアカデミズムにおいても定着しつつあることから、こうした状況が窺えます。アメリカでは、セレブたちが仏教へと改宗し、ダライ・ラマの人気は衰えを知らず、若者文化への影響についても、腕に巻かれた数珠が物珍しいものと看做されなくなるなど一般にも身近なものとなり、年々仏教に親しむ人口も加速しつつあるといえます。ヨーロッパ諸国でもイギリス、フランス、イタリア、ロシアなどを中心に、仏教徒の数が300万人を超えるという統計もみられます。歴史学者のアーノルド・J・トインビーは、「仏教と西洋の出会い、20世紀のもっとも有意義な出来事である」と述べていますが、21世紀に入ってその影響は、ますます大きなものとなりつつあります。

¹ この論文は、2009年10月1日（木）に行われた上映会での解説、及び2010年1月23日（土）に行われたシンポジウム「アジア太平洋／子どもたち／映画」（成蹊大学アジア太平洋センター主催）の第1部において行われた講演をベースにしたものです。

このような世界的な潮流の一方で、映画『ザ・カップ』は、西洋人によるチベット及び仏教文化の投影ではなく、アジア人による仏教の内側からの投影と捉えることもできるかもしれません。実際、この映画を観て感じるのは、チベットに対する欧米メディアの扱い方と、この映画の監督によって表現されるものとは、根底的な部分で異なっているということです。表現の手法や技術的な次元をこえて、この質的な違いは何に由来するのでしょうか。また同じ子供を扱うにしても、映画に登場する子供たち自身の容貌もさることながら、子供たちに対する大人たちの眼差しのあり方には、本質的な部分で微妙な差異が存在しているように思います。ここでは、こうした問いを出発点としながら、映画『ザ・カップ』とその周辺における、この監督の映画製作に対する射程について考えてみたいと思います。

II. 映画『ザ・カップ』の特徴

映画の撮影には、インドのヒマチャル・プラデーシュ州のビルというチベット人亡命者たちが多く住む村にあるチョクリン寺が選ばれました。そして、この映画に登場する僧侶たちの多くは、この寺で暮らす現役の僧侶たちです。ですから当然、映画キャストとしては完全に素人です。ビデオカメラを見たこともない僧侶が何人もいたそうですし、映画の中で登場するチベットから亡命したばかりの少年の一人は、実際に撮影を開始した日からさかのぼっても、インドに来てから10日しか経っていなかったそうです。イラン人映画監督のアッバス・キアロスタミは、素人のキャストを使った自然な演出を試みたことでも有名ですが、『ザ・カップ』の監督もキャストに本物の僧侶たちを起用することで、最も等身大の寺院生活を描こうとしました。その意味でこの映画は、ある種のリアリズムを追求したものとも言えるかもしれません。脚本は英語で書かれていましたので、監督がキャストたちに撮影のその場その場で意味を伝え、それを暗記した上でその日毎の撮影を行ったそうです。僧院では、経典の暗誦は必須ですので、彼らにとって脚本を暗記することはさほど困難ではなかったようです。撮影は、およそ2か月間、実際のお寺で行われましたので、実際の僧院生活は制限を受ける訳ですが、それでも欠かさず朝4時には起床して、撮影前に日課の勤行を済ませてから撮影が始められたそうです。また撮影の場所や日程、キャスティングからフィルムの選別に至るまで、すべてが伝統的なチベットの占星術にもとづく「モ」と呼ばれる占いによって決められたそうです。チベットの人たちは非常に縁起をかつぎますので、この映画製作も彼らの伝統に従って進められました。

1. あらすじ

この映画の舞台設定は、インドにあるチベット亡命社会の、とある僧院ということになっています。映画の脚本は、監督自身が僧院のなかの教育係（僧侶たちの規律や規範を監督する係）をしていた時に、若い僧侶たちが夜中にサッカーを観るために寺院を抜け出したという、実際に起きた話をもとに作られました。一般的に私たちは、僧院といえば非常に静粛かつ厳格なイメージをもつ傾向にありますが、この映画はそんな私たちの先入観を打ち破ってくれます。どうやらそれは監督の意図でもあったようです。この映画では、どの少年僧も非常にわんぱくで、僧坊にはサッカー選手のポスターが一面に

貼ってあり、中には夜になるとワールド・カップを観るために寺を抜けだしてTVを見せる店に行く者までいます。ある日、主人公を含む小坊主たちが、夜寺を抜け出したことが教育長に見つかります。その罰として料理当番をさせられているのにもかかわらず、ある小坊主は決勝戦をどうすれば観戦できるかということばかり考えています。

どうしても決勝戦が観たい小坊主たちは、思案したあげく一日だけ許可をもらって、なんとか決勝戦をこのお寺で見せてもらえるよう教育長に嘆願し、彼が今度は僧院長に話をしに行きます。ただ僧院長は、テレビも見たことがないし、サッカーが何かも見当がつきません。「それは戦争か？暴力はあるのか？セックスは？」そう教育長に尋ねると、「いえ、暴力はたまにあります、性描写は皆無です」と答えます。そこで僧院長が「やけに詳しいね」と返すと、教育長はにこーとして、照れ笑いをかくしきれません。

いずれにせよ、決勝戦を観るために、僧院にテレビとアンテナを持ち込んで観戦することが許可され、小坊主たちは喜んでみんなからお金を集めて回ります。けれども、どうしてもお金が少しだけ足りません。主人公の小坊主は、「僧侶なんだからお金や物に執着しちゃいけない」と言って、新しくチベットから着いたばかりの少年僧から、彼が大事にしている母親から送られた腕時計を借りてそれを質に入れ、なんとかテレビが観られる環境を整えます。そして、ようやく決勝戦が観られる訳ですが、主人公の小坊主は、さっき質に入ってしまった腕時計のことを気にしている、新しくチベットから亡命して出家したばかりの小坊主のことが気になって仕方がありません。それで自分の部屋に戻って、自分が大切にしていたサッカーシューズや母親の形見の短刀を取り出して、それを代わりにしてお金を工面しようと思案しているところに、教育長がやってきます。小坊主の話を聞いた教育長は「お金はなんとかする、お前はビジネスが下手だなあ、いい僧侶になれるぞ」と言って、この小坊主に優しい眼差しを注ぐ、そうしたシーンがあって、この映画は穏やかな余韻を残しながら終了します。僧院長のラストの言葉は、8世紀にインドの学僧が著した『入菩薩行論』のチベット語訳の偈頌から引用されたもので、この映画の根底を流れる仏教の考え方を端的に表現したものです。

2. この映画の社会背景

ここで、この映画の背景にあるチベット人を取り巻く社会状況について、触れておきたいと思います。1959年にダライ・ラマがインドへ亡命すると、その後を追うように数万人のチベットの人が世界中に亡命の地を求めて旅立ちました。その後、チベット本土では宗教活動が著しく制約されていて、仏教をはじめとした伝統的なチベット文化を自由に守り伝えていくことが困難な状況です。亡命した高僧に一目会ったり、本格的な修行をおこなう環境を手にしたるために、生命の危険を冒してまでヒマラヤを越え、ネパールやインドの亡命チベット人社会を目指す大人や子供たちが現在も後を絶ちません。

海外で亡命生活を送るチベット人は、14万人以上存在すると言われています。そのうち、インドには10万人、ネパールには2万人、ブータンには1,500人程が暮らしています。日本でも、はっきりした統計がないので分かりませんが、私の周りにもそうした知人が何人かいて、大学で勉強したり働いたりしています。2008年まで毎年2千人前後が、そして現在では数百人が今でもチベット本土から隣国へと亡命しています。彼らは非常に過酷なヒマラヤ越えをおこなう訳ですが、彼らの3分の1が子供だと言われています。

この映画にも登場する、チベットから新たにやってきた子供たちと同様、彼らはチベット人としての尊厳をもつことのできる、より良い教育環境を求めてやってくる訳です。

映画『ザ・カップ』では、こうした苦難の状況、あるいは社会問題といったものを、正面から扱うといったアプローチは取っていません。観客はそうした現実が背景にあることを、多少ユーモアを含んだ非常に何気ない会話などのシーンを通して、自然に気付くという程度にしか扱われていません。これは、『セブン・イヤーズ・イン・チベット』や『クンドゥン』などのハリウッドが製作した他のチベット問題を扱った作品のアプローチとは著しく異なるものです。この映画をご覧になった方の多くが、ユーモラスな演者たちの存在とともに、非常に大らかで優しい時間が流れているのに少なからず気付かれたかもしれません。一方で、私たちはこの映画の社会的背景には、中国によるチベット政策によって苦しんでいる人々がいて、故国を亡命し、異国の地で生活を送らざるを得ない亡命者たちがいるという現状について、メディアを通して多くの情報を得ています。ではいったい、この明るさやユーモラスな感覚はどこからやってくるのでしょうか。彼らは、現在の窮状をどう受け止めているのでしょうか。

この感覚の由来の一端は、チベット人たちが他のなによりも大切にし、尊いものとして携えてきた、仏教の底流にある考え方、価値観あるいはその実践にあるようです。チベットに関する社会、経済、言語、文化と、日常生活のあらゆる領域に、この仏教の考え方が多かれ少なかれ浸透しているという事実は、すでに周知のことであるように思います。ですから、これらを対象とした研究に関しても、仏教に対する理解が、必然的に不可欠なものとなります。そうした条件を欠いてしまうと、どうしても表面的な分析にならざるを得ず、その内実に迫ることは極めて困難です。ここでは、映画『ザ・カップ』を媒介として、その根底をなす仏教の眼差し、視点、あるいはアプローチといったものの内実が、いかに描写されているのかについて、明らかにしていきたいと思います。

III. 映画監督として、僧侶として

1. 監督について

この映画を作ったケンツェ・ノルブ監督は、ブータンやチベットでは、ゾンサル・ジャムヤン・ケンツェ・リンポチェとして知られる、チベット仏教の僧侶です。彼は、1961年にブータンにて、チベット人の父親とブータン人の母親の間に生まれました。彼は7歳の時に、19世紀に東チベットで起きたリメー（無宗派）運動の中心的人物であるジャムヤン・ケンツェ・ワンポ（1820－1892）、そしてその転生者のゾンサル・ジャムヤン・ケンツェ・チュギ・ロド（1894－1959）の生まれ変わりの活仏として認定されます。12歳までインド・シッキム州のガントックにある王宮僧院で教育を受け、その後再びブータンを経て、さらに23歳まではインドのウッタラカンド州の仏教学堂（サキヤ・カレッジ）にて、教育を受けました。

先代のリメー運動の精神を引き継ぎながら、ダライ・ラマを含むチベット仏教四大宗派のすべての系譜の高僧たちから伝授を受け、さらには哲学の伝授とは別に、20世紀後半のもっともすぐれた高僧たちから主たる密教の灌頂の伝授も受けています。これまで何度もリトリート（中長期の籠り行）を行い、毎年数か月間は孤独かつ厳格なリトリートを実践するといった、修行者としての伝統的なあり方を受け継いでいます。彼は、東

チベットのデルゲにあるゾンサル寺の継承者であり、ブータンとインドに仏教学堂を、ブータンとシッキムに二つの瞑想センターを組織しています。伝統的な修道をおこなうと同時に、映画という媒体について強い関心を寄せる彼は、今日のチベット仏教界でも非常にユニークな僧侶の一人とみなされています。

彼が初めてテレビを観たのは13歳の時で、映画を観ることの楽しみを覚えたのが19歳の頃でした。その後、映像表現のもつ力、また音や動画をとおした物語のもつ感覚的な影響力といったものの虜になりました。正式な映画製作の訓練を受けたことはないそうですが、1993年にベルトリッチ監督の『リトル・ブッダ』の宗教部門アドヴァイザーとして撮影に協力し、そこで映画術を学んだことが大きな転機となりました。当時、彼は自らの出自を隠しながらロンドン大学東洋アフリカ学院（SOAS）の修士課程に在籍して比較宗教学を学んでいました。そして、映画狂いのチベット僧がいるということを知りつけたベルトリッチ監督が、彼に撮影協力を依頼します。大学では授業から抜け出して夢中になって映画を観たとのこと。映画監督の中では、小津安二郎、タルコフスキー、サタジット・レイらの影響を受けました。1983年に初めて日本を訪れて以来、日本の文化にも造詣が深く、日本の映画俳優の三船敏郎や原節子らは、かねてからの大ファンだそうで、谷崎潤一郎や芥川龍之介などの小説にも影響を受けたそうです。1995年に24分間のブータンの村落生活を描いた作品『Ette Metto』を製作したのが、彼が映画監督として携わった初めての作品のようです。この『ザ・カップ』という作品は、彼にとっての2作目ということになります。

3作目は『Travelers and Magicians』（2003）という作品で、日本では2004年の福岡国際映画祭で『旅人とマジシャン』として初公開されました。あるインタビューで、ケンツェ・ノルブ監督は「（『ザ・カップ』では）欧米の聴衆にある程度譲歩したが、3作目では譲歩しなかった」と語っています。確かにこの映画は、『ザ・カップ』に比べるとエンターテインメント性という面が後退して、より物語の内容に目を向けさせるものとして製作されており、別の次元で大変心に残る作品です。様々なメディアの広報では、「ブータンの民話と、語り部の伝統が生き生きと描写されていて、ブータンの文化を反映したテーマと表現スタイルをもった、100%ブータン映画」と宣伝されています。この映画で採用されている語り部の手法というのは、ある物語中に別の物語を展開させるというものです。まず映画に登場する主人公の男と行者との出会いがあり、その行者がある男の物語を話し出し、さらにその男が酩酊状態で幻覚あるいは夢想する話が、すべて同時進行で展開するといった、三段階の入れ子状の世界を描いています。この映画は、神秘的な物語と現実との交差が綾なすストーリー展開が印象的です。主人公のドンドゥップという男の話は、川端康成の『伊豆の踊り子』に着想を得たものなのだそうです。

ケンツェ・ノルブ監督の映画製作の大きな特徴の一つには、撮影現場付近のインドやブータンの村人たちがキャストやスタッフの食事をまかなうことを申し出たり、彼の弟子たちや彼の人物を慕う人材の多くが製作に協力したり、といったことが挙げられます。彼は近い将来、仏陀の生涯を題材とした映画製作をすることを夢見ているそうで、あるインタビューでは、「芸術的な才能だとか、単なる仕事としてではなく、本当に仏陀の生涯に対して心をこめて仕事ができるスタッフとともに映画作りをしたい」と語っています。最近では、南インドの踊り子を題材とした映画製作に取り組んでいるということです。

2. リメー運動とその精神

こうした旺盛な映画製作への意欲とは別に、ケンツェ・ノルブ監督の僧侶としての側面、つまり彼の宗教者としてのチベット仏教における精神的な系譜について、少しお話ししたいと思います。

チベット仏教は、中国や日本と同じ、北伝仏教（大乘仏教）の流れを受け継いでおり、その信仰は、チベットのみならず、モンゴル、ロシアの一部、ネパール、ブータン、そしてインドのシッキムやラダックなどの各地域で根付いています。近年では、亡命した高僧や学僧たちの影響により、ヨーロッパやアメリカ、台湾やマレーシアなど世界各国にもチベット仏教が着実に広がりつつあることは、先述したとおりです。チベット仏教は、ニンマ派、カギュ派、サキャ派、ゲルク派といった四宗派を中心に構成されており、仏教渡来以前の土着宗教であったボン教と合わせて、チベットの内外で広く信仰されています。高僧の中には、複数の伝統を継承しているものも少なくないため、こうした宗派意識は、時代や地域によって必ずしも明確なものではありません。しかしながら、歴史の過程において、一部の宗派間で対立や抗争が生じたことは事実です。

こうした状況の中、19世紀に東チベットのカム地方を中心として、宗派間の争いを捨て、これまでの伝統が継承してきた精神的エッセンスを再統合していく運動が生まれます。この運動は、「宗派・分類（ris）が無い（med）」という意味で「リメー運動」と呼ばれ、20世紀を経て現在までその精神が受け継がれています。19世紀に起きたこの運動の中心的人物だった一人が、ジャムヤン・ケンツェ・ワンボでした。一般に「ケンツェの系譜」と称される、第三代目の転生活仏として認定されているのが、ケンツェ・ノルブ監督です。

ケンツェ・ノルブ監督の活動における独特のスタイルは、このリメー運動の精神の延長にあるものです。それは、各宗派の伝統を尊重しつつも、その境界を越えて、より自由な立場から、心の探究をおこなう試みです。映画という新しいメディア等の利用を臆せず、新しいものと古いもの、俗なるものと聖なるもの、あるいは西洋と東洋といった垣根を越えていく、彼の活動スタイルは、リメー運動の21世紀版と呼ぶうるものです。

3. ケンツェ・マンダラについて

実際に、ケンツェ・ノルブ監督による伝統的な枠組みを超えた活動は、現在でも様々な形で進行中です。彼は1989年以来、「シッダールタズ・インテント」と呼ばれる、国際的なネットワーク組織を通して、様々な文化的な価値観をもつ地域社会における仏教理解の促進に取り組んでいます。この組織は、世界中の彼の弟子たちを中心として運営されています。また彼は、インドとブータンに拠点をもち、「芸術と黙想」を中心とした様々な活動を展開する、「ディア・パーク」と呼ばれる組織のディレクターもつとめています。

2001年には「ケンツェ財団」と呼ばれる非営利組織を設立し、「仏教の説く智慧と慈悲の教えに関する学問および実践に従事する、個人と団体をサポートするための支援体制を整備する目的」において活動を展開しています。この財団は、アジア、アメリカ、オーストラリア、ヨーロッパ各地に支部をもち、様々な活動の資金提供を行う拠点として機能しています。僧院での教育や運営、仏教書の出版や翻訳の助成、仏教に関する修習や修行を願う個人や団体に対する奨学金の支給など、幅広い活動を展開しています。また、カリフォルニア大学バークレー校と提携をし、大学基金を設立することで、伝統

的なチベット仏教とアカデミズムの世界を、有効かつ着実に結び付ける環境作りにも取り組んでいます。ケンツェ・ノルブ監督は、近年、北京大学やイエール大学、オックスフォード大学に赴いて、講演会やレクチャーを開催しており、海外の教育現場における若い学生たちとの意見交換や、伝統的な枠組みに囚われない環境での交流に積極的に関与しています。さらには、「ロータス・アウトリーチ」と呼ばれる慈善活動のための組織を設立し、おもに子供たちを対象とした生活支援や教育普及、そして文化状況の改善のための活動も展開しています。

近年の活動の中で特に注目されるのは、インドで2009年3月に、チベット語仏教經典翻訳者たちとの国際的なミーティングを開催し、同年6月に「ブッディスト・リテラリー・ヘリテージ・プロジェクト (BLHP)」と呼ばれるプロジェクトを発足させたことです。このプロジェクトは、チベット大蔵經典（カンギュル、テンギュル）を、100年かけて英訳をおこなうという、壮大な計画をもっています。様々な言語への翻訳について、各国の翻訳者たちと連携する形で進められており、世界規模での今後の仏教の展開にとって、このプロジェクトがもつ影響力は計り知れないものがあります。

ケンツェ・ノルブ監督のイニシアティブによって始められたこれらの活動は、寺院や建造物等の建立といったハード面に重点を置くのではなく、ソフト面である「人への投資」を主たる目的としているそうです。様々な活動を支え継続させていくためには、人に対する投資が不可欠です。しかも、それが伝統的な仏教の考え方にもとづく枠組みで支えられ、かつ外面的な伝統に囚われることのない自由な活動として結実することで、その成果は着実に波紋を広げつつあるようです。

IV. 媒体としての映画

1. なぜ映画か

映画『ザ・カップ』が1999年に公開されて以来、各国の新聞や雑誌にこの映画のレビューが数多く掲載されています。インタビュー記事には、映画製作の理由について尋ねる質問がかならず見受けられ、ケンツェ・ノルブ監督のそれらに対する返答は、その度ごとに多少異なっています。あるインタビューでは、映画製作の理由をたんに「映画が好きだから」と語り、メッセージ性をもつ映画を作ることは、そもそも意図していなかったと述べています。しかしながら、そうした前置きを経ながらも、なぜ映画の製作に取り組むのかについて語っていますので、それらのインタビューを参考としながら、少しずつその真意に迫ってみたいと思います。

まず、映画製作の意図を簡潔に語っているインタビュー記事からの引用をご紹介します。

この映画には、これといった精神的、政治的なメッセージはありません。とはいえ、欧米の人たちに向けて、チベットに対する先入観を脱神秘化したかったのだと思います。さらにはチベット人たちに向けて、カメラや電話やファックスといった近代技術が生んだものは、彼らにとっての脅威の対象としてではなく、利用できるものだということを理解してほしいのです。

映画製作に関しての監督の微妙な言い回しや、ニュアンスについてお伝えするために、少し長いですが別のインタビューも引用しておきます。ここでは、映画と仏教の修道についての関係についても述べられていることも、注目したいと思います。

Q. なぜサッカーについての映画を作ったのですか。

A. 僧院で暮らしてきて気付いたのですが、どこの僧院でも大抵の僧侶たちはサッカーの熱烈なファンだったということです。宗教とサッカーの試合にはどこか共通点があるのかもしれないですね（笑）。ふつう僧侶と言ったら敬虔で規律正しい姿を思い浮かべるでしょう。しかし彼らも人間だということを忘れてはいけません。僧院での規律正しさといったものは一つの理想であって、ゴールなんです。

Q. 宗教とサッカーとの関係というのは…。

A. そうですね、それが必ずしも要点だとは思いませんね。『ザ・カップ』という映画は、亡命生活やモダンな価値観との遭遇といった、現在のチベット文化や社会の試金石となるものです。ただ、このことはチベットだけの問題ではなく、世界中の伝統文化が直面している問題です。私が、映画に登場する教育長の矛盾した立場と、自分を重ね合わせて考えている理由は、このことにあります。彼は、引き裂かれたポジションに立っていますよね。一方で、彼は何らかの基本的な規律なしには、仏の教えの本質を保持していくことが困難なのは理解しています。他方で、彼はサッカーの試合に勝利することが、いかに重要なのかも知っているのです。彼にできることがあるとすれば、それはいったい何なのでしょうか。

Q. あなたは、歴史に名のあるケンツェの系譜の第三代目の転生者として、幼少期から認定されている訳ですが、そんなあなたが映画を製作している理由を聞かせてください。あなたは、自らの精神的な伝統や組織運営の役割を軽視してはいないでしょうか。

A. 間違った転生者を選択してしまった悲運でしょうか、けれどもそうではないです。私は、自分の役割を逃れているとは思いませんし、逃れることなんてできないでしょう。私は、今でも自分が受け継いだすべての僧院と仏教学堂を組織していますし、毎年欠かさずリトリートを実践しています。いずれにせよ、このリトリートなくしては成り立ちません。他の何でもなし、自らと自らの心と向き合うということは、何よりも大切なことです。映画にも、私たちが誰であるかということを示すことができる、潜在的な可能性があります。（映画において）音やイメージに魅惑され幻想が生まれるプロセスと、（仏教の修道において）私たちの盲目的で無邪気な意識作用によって幻想が生まれるプロセスは、良く似ています。お分かりでしょうか。私が好きなスーフィーの民話を引用しましょう。ある夜中に、男が自分の胸の上で彼を絞め殺そうとしている怪物と出会う夢をみる話です。この男が恐怖心から起き上がると、実際に彼の上で座っている怪物を見つけます。「いったい私はどうなってしまうんだ」と彼が大声で叫ぶと、怪物が答えます。「知ったことか、お前の夢なんだから」と。どう思いますか。私たちは、ホラー映画を観に行ったりした時、これと同じことをしているのではないのでしょうか。

「映画のなかに精神的なメッセージはありますか。あなたにとって映画とは、ダルマを説くひとつの手段なのでしょうか」という質問では、以下のように答えています。

ある人から「仏教の僧侶なのになぜ映画をつくるのですか」と言われ、こうした質問に多少困惑することがあります。僧侶が映画を作ることは、神聖な約束事を破壊して、ある種の聖域を侵していることのように思えるのでしょうか。多くの人たちが、映画と言えば、お金や暴力やセックスのことをすぐに想起してしまうのも理解できます。ハリウッドやボリウッドで製作される大概の映画がそうしたテーマを扱っていますね。けれども、小津安二郎やサタジット・レイやミケランジェロ・アントニオーニらの映画を観れば、映画製作はかならずしもそうしたテーマを扱う必然性はなく、たんに表現の道具であることが分ります。映画は媒体であって、仏教は科学です。科学者が映画監督であることもできるし、それはセールスマンが政治家であることができるのと、同じことです。

2. イメージの彼方へ

これらのインタビュー記事は、この映画のレビューも含め、各国の新聞や雑誌などの出版物やインターネットなどのメディアを通して相当数知ることができます。しかしながら、ここで引用したインタビュー記事をとおしても、いくつかの要点を指摘することができますと思います。

まず始めに取り上げたいのは、「メッセージ性」についてのケンツェ・ノルブ監督による言及です。最初の引用記事で「この映画には、これといった精神的、政治的なメッセージはありません」と述べています。この言葉は、一見矛盾しているかのように思えますが、何気ないこの言葉のしぐさの背後には、現代を生きる私たち、あるいは近代社会を生きる人間のもつ特質に対して、彼が非常にデリケートに対応しようと試みているのがみとれます。通常、私たちは何らかの行為や表現活動に対して意味を付加し、それが流通していくことを評価する傾向にあります。私たちの心や行為がもつ幻想的な性質について語る、ケンツェ・ノルブ監督が意図するメッセージ性とは、この意味で非常に繊細な意味を帯びることになります。芸術や仏教思想は、そうした人間のもつ性向に対して、様々なアンチテーゼの提示を試みるものであると、理解することもできるのではないのでしょうか。弁証法的なある種の否定によって、固定化されたイメージとして事物が定着することを、回避しようとしていると考えることもできます。

このことは同じ引用で、「チベット及びチベット仏教の脱神秘化」ということについて語られていることから理解できるように思います。別のインタビューでも、「映画を撮影したり原稿を書きなおしたりしているうちに、映画が伝達できるメッセージがもつ利点について考えるようになりました。一般的に欧米の人たちは、チベットやチベット仏教について、ある種の先入観をもっているようです。彼らは、チベット仏教の修行者たちは食事をしたり寝たりテレビを観たりしない、と考えたりします。それは真実ではないし、私たちがもつ人間的な側面を理解することは重要なことです」と語っています。これらの言葉の背景には、おもに欧米諸国ですでに定着している神秘的なチベット、厳格で生真面目なチベット仏教徒といったイメージに対する、ケンツェ・ノルブ監督によるアンチテーゼの提示という意図があることが分ります。この映画が、実話をベース

としており、僧院生活でのリアルな側面を描いたものであるということの意味は、幻想の彼方にある何ものかではなく、現実の自然なイメージを回復することにつながります。固定観念や先入観をいかに乗り越えられるのかという、監督の思想実践の一つが、映画という表現であるように思われます。

さらに、一般的な世界の観衆に対してではなく内側に対しては、「近代化による利点を提示する」という意図があったことに言及しています。チベット人やブータン人など、彼らの多くが伝統的な社会で暮らしています。ケンツェ・ノルブ監督は、そうした人たちに対して、近代化は脅威ではなく、良い目的のために利用できるということを伝えようとしています。ほんの最近までテレビを観る習慣もなかったような、伝統的な生活を送ってきた彼らにとって、近隣の大国からもたらされる近代化の波は、ある種の脅威として映るでしょう。しかし、近代化や科学技術がもたらすものは脅威ではなく、それらを正しい態度と正しい動機で用いることができれば、大きな利点があるということを示したかったのだと思います。別のインタビューでも、「それら（近代化や科学技術）は、私たちが自らのもつ価値を失ったり、過度に魅了されてしまったり、消費することに価値をおくようになったとき、脅威となるものです。中国やインドといった大国には含まれたブータンのような国では、近代化の影響は必至です」と語っています。この言葉からは、これらの伝統的な国の行く末を案じる監督の様子が窺えます。

3. 僧侶も人であるということ

この映画では、現代の僧院生活の様子がいきいきと描かれていました。そこには、サングラスをかけ、サッカーへの情熱を壁に落書きしたりする、現代の十代の若者と変わらない人間の姿があります。通常、メディアが映し出す僧院での様子は、背筋をびんと張った僧侶たちが読経を行い、問答をし、厳格な戒律を守る、型どおりのイメージを伝えるものがほとんどです。レポーターが息を殺して儀礼を取材したり、瞑想の横に佇んだり、何か別世界を探索するかのような情報が、私たちの先入観を形作っています。けれども、実際にチベットやネパール、インドにある僧院を訪れてみますと、そこには私たちと変わることのない、人間的な性格をもった僧侶たちが日々の暮らしを送っているという、当たり前の現実気付くことになります。この映画は、様々な苦難や、近代化の波に洗われながらも、高い精神性を目指して日々努力する、僧侶としてのあり方や生き方といったものを、監督独特のリアリズムで描写したものです。

映画『ザ・カップ』とは別に、この監督のインタビューや映画製作のメイキング映像が収録された『インサイド・ザ・カップ（Inside the Cup）』（2007）という作品があり、この点についての私たちの理解を補ってくれます。この作品の中に、ケンツェ・ノルブ監督が仏教と修行者に対しての、彼の思想について語っている箇所がありますので、そこから引用してみます。

私たちは、仏教と、仏教の修行者とを区別して考えるべきです。仏教は哲学です。けれども仏教徒はふつうの人間だと捉えるべきです。そして、人間であるからにはたくさんの欠点があるわけです。だから彼らは門徒となって、修行者として欠点を乗り越えようと試みるのです。二千年前にはワールド・カップもなければ、テレビなどありませんでした。二千年前の修行者は、洞窟での瞑想にも、より卓越していたかもしれません。けれども、彼らは仏教徒として、

少なくともそうした欠点を乗り越えようと努力しています。そのことが、私にとっての大きな励みなのです。

人間であるからにはたくさんの欠点がある、それを認識することで乗り越えていく可能性もある。それが仏教の修行者が意味するもので、哲学としての仏教は、何らかの見解を示し、それを各個人が吟味することで各々の道を開いていくことを促すものです。ケンツェ・ノルブ監督が、京都のとある禅宗の修行寺に滞在していた時、夜中にお寺を抜け出して近くの盛り場までサッカーの試合を観戦しに行ったという逸話を聞いたことがあります。この映画をとおして、私たちが感じる明るさやユーモアは、こうした人間としての弱さや自然なあり様に対する、監督の洞察に源泉があるようです。

先のインタビュー記事の引用で、監督はさらに、「幻想を生み出す心の探究」として、映画と仏教を位置付けていることが理解できます。「映画にも私たちが誰であるかということを示すことができる潜在的な可能性」があり、それは「幻想が生まれるプロセス」に関わるものであると語っています。私たちが誰であるか。この探求は、私たちにとっての永遠の課題であるように思います。ケンツェ・ノルブ監督は、映画がもつ可能性と仏教とを、非常に深い洞察をもって、聴衆に提示しようとしていることが分ります。別のインタビューでも、「自らがいかに条件付けられているか、いかに制約されているか」ということに関しての詳細な検討が必要なのは、映画製作も仏教も同じことだと語っています。

4. 映画製作の射程

ケンツェ・ノルブ監督は、先の『インサイド・ザ・カップ』という作品で、彼の映画に関する思想について端的に語っていますので、その言葉を引用したいと思います。

映画についての私の考えとは、私たちの人生は、まるで映画、あるいはシネマであるかのようなことです。そこには俳優がいて、演出家がいて、ドラマがあり、ロマンスがあり、すべてがそこで起こるのです。精神的な修行についての根本的な考え方、もしくは目的というのは、まさしく実際の人生における格闘をいかに統制し、打ち勝つことで、私たち自身を讃え、自らの意のままにシナリオを描くことができるようにすることなのです。たいていの場合、私たちはそれに失敗するでしょう。なぜなら、私たちは感情や我執に凌駕されてしまっているからです。そして、それらの感情が物語を作り出し、私たちに口出しする時間さえ与えません。

私たちの日々の生活では、リハーサルをしている時間はありません。二度のチャンスはないのです。チャンスは通常一度だけです。何か思いついた瞬間に、それは既に一度きりのもので、ふつうはそれが最後のチャンスとなることでしょう。精神的な訓練をするということの美德は、この点にかかっています。そこでは、やり直しをすることができるのです。自分自身の欠点や様々な行為について深く内省し、欠点を改め、行為をより純粋なものへと変化させていく試みがなされます。そこでは、すべてのことが可能です。

私たちは日常の中で自分自身をつねに演出しています。そして本当に多くのことがらを経験しているのだと言います。恋におち、嫌悪し、怒り、悲しみ、

喜び、争い…。しかし、実際のところ、それらすべては、自らが作り上げ、自らが演出したものです。その舞台では、あなた自身が俳優であり、あなた自身が観客でもあります。しかしながら私たちは、同時に良き批評家でいなければならないのを忘れてはいけません。さもないと、あなたは自分自身の演出したものを、それが非常に良いもので、現実的で、確信できるものだと考え、そうすることで自分が作り上げた舞台に、がんじがらめになってしまうでしょう。それほど人生は強力なものなのです。それらに対する理解を得ることが、根源的な自信と勇気を手に入れるための道を開くのです。

映画『ザ・カップ』とその監督の思想のもつ射程が、少しずつ明らかになってきたような気がします。ケンツェ・ノルブ監督は、「(私にとって) 良い映画を作ること、良い仏教修行をすることと同じであって、映画を作ること、寺院を建立するよりも効果的に教えを説くことができる」とも語っています。映画製作という行為は、彼自身にとっても、一人の人間としての心の探究の試みとして、位置付けられているようです。こうした言葉の背後には、非常に謙虚な修道者としての姿を感じ取ることができるような気がします。ダライ・ラマの伝記をもとに製作された映画『クンドゥン』の中でも、もっとも印象的なシーンの一つに、インド国境に迫り着き国境警備のインド人の軍人に対して、「私はただの人間、仏に仕える一人の僧だ」とダライ・ラマが語った場面がありますが、ケンツェ・ノルブ監督の語る言葉にも、どこかで共鳴するものがあるように思います。彼の映画製作の射程には、仏教の考え方に根差した人間の本性に対する深い洞察が存在しています。それは、単に映画と人生を重ね合わせるという意味以上に、「私たちが誰であるのか」ということを知り抜くことで、より高い精神性を獲得していく道を開いていく行為であるように思います。

V. ダルマの投影

1. 「器」が象徴するもの

次に、『ザ・カップ』というタイトルが、象徴しているものについて考えてみたいと思います。この映画の日本語版のタイトルは『ザ・カップ：夢のアンテナ』となっていますが、チベット語の原題は『ポーパ (phor pa)』です。日本語で訳しますと「器、茶碗、お椀」の意味です。チベットの人たちにとって、この「ポーパ」は通常木製で、この器でバター茶を飲んだり、ツァンバ（チベット人たちの常食で麦こがし粉）を食べたりするもので、日常生活では欠かすことのできないものです。巡礼に行く時も、これを着物の懷に入れて肌身離さず持ち歩く生活の必需品です。

この「器」も、時代や地域によって、様々な材質で作られたり、装飾が施されたりし、時には宗教的な儀礼で用いられることで象徴的な意味が加わることがあります。単に中に何かを注いだり保ったりする器、あるいは受け皿であったものが、その機能と分離して、儀式的宴や吊いの儀礼に用いられたりしながら、宗教的、象徴的な意味を帯びることになる訳です。例えば、ケルト神話における「大釜」や、アーサー王伝説の「聖杯」などは有名です。アーサー王の伝説では、悟りを開くことが、「聖杯の探究」として物語では描かれています。器は、日常生活の必需品であると同時に、魔術的な力をもつも

のの象徴でもある訳です。

チベットやブータンでは、高僧や偉人たちを招待したりする際、祝賀が行われる会場付近や道中において、空の水桶や空き箱といった類の、うつろになったものが上向きをした状態にあることがないよう、細心の注意を払って準備を整える慣習があります。彼らは、それらが縁起の悪いもの、不吉なものと捉え、桶にはなみなみと水を湛えさせ、客人の茶碗には常にお茶を注ぎ、空になることがないよう腐心しています。こうした細かい作法が、吉祥を招くと信じられています。

またうつろな器は、無限の豊穰性の象徴とも結びつけられることがあります。様々な文化は、個々の器にあらゆる幻想を注ぎ込むことができる訳です。こうした無限の可能性についても、様々な比喩が用いられたいしています。チベット仏教の経典の中では、仏法を聞くべき修行者の態度、あるいは資質を、しばしば三つの器に例えて説明されていることがあります。この場合、修行者という器に仏の教えを注ぐという比喩が用いられている訳です。それら器の比喩とは、器にひびが入っていると教えをいくら注いでも漏れていってしまうし、器が逆さに向いていては何も入らない、また上を向いていたところで器の中に毒が付いていたとしたら教えが注がれてもたちどころに不純なものに変質してしまう、という三つを指します。こうして、修行者として正しい器を備えることが重要であるといって、法を聞く態度を戒める訳です。

こうした器に、何を注ぐのかは個々の文化や宗教的信条に委ねられています。現代の国家間における代理戦争とでもいうべき、サッカーのワールド・カップの場合、試合での優勝国は、銀杯を手にする栄誉を得ます。この場合、器は獲得されるべきゴール、目標としての性格を帯び、その器の中には、国の威信や名誉、そしてお金が、見えない豊穰のワインとして注がれることになります。ワールド・カップの期間中、選手や応援者たちの心は、終始この器に奪われることになる訳です。

映画『ザ・カップ』での、もう一つの「器」は、仏の教えを保持する器としての象徴をもっています。映画の冒頭のシーンで、銀の器に上等なバターを注いで作られたチベット式の灯明が登場します。このバター灯明は、仏壇に毎日欠かさず捧げられるもので、仏教では、生きとし生けるもののもつ煩惱、あるいは無明の道が、仏法の明かりで灯されるよう、祈りと共に捧げられるものです。映画の中で、たびたび登場する、在家の行者の仏壇には、灯明の器の代用品としてコカ・コーラの缶が用いられていました。このシーンは、グローバリズムの影響（コカ・コーラ化やマクドナルド化としばしば称されることがあります）が、ヒマラヤ山中の寺院にまで及んでいて、伝統的な文化や外装を代替しつつある現実を、印象的に物語っています。外形や外装は、それぞれの時代や場所に応じて変化しますし、個々の文化がそこに何を入れるべきかについて選択し、それを価値あるものとして保持しようとするかは様々です。そして、それが文化的な多様性を生み出しているのだと思います。

2. 文化のなかの知恵

現在、チベット仏教の世界にも大きな時代の変化が訪れています。チベット文化の中で、何世紀にもわたって保存されてきた仏教は、故国から追われることによって世界中の国々へと散りばめられていきました。他方、ヒマラヤ地域での伝統的な生活や慣習においても、近代化の波が押し寄せてきています。そうした現実を直視した際、ある宗教的伝統を継承し、それを後の世代へと伝えていくためには、どのような方法があり得る

のでしょうか。

ケンツェ・ノルブ監督は、あるインタビューで「高僧としての立場上、適切なことをしているとお考えでしょうか」という、多少冷やかしまじりの質問に対して、以下のよう

に答えています。

私が西洋化されていると感じる人たちがいるということをししばしば耳にしますが、それは欧米人たちとの部分的な交友関係からくるものでしょう。けれどもそれは間違いです。多少現代的であるのは、本当かもしれません。ただ仏教の教説そのものに関して言えば、より西洋や近代的な世界に仏教を改変させる試みには、まったくもって反対です。その必要はないし、仏教はいつの時代にも最新版としてあり続けています。仏陀が説いたその日から教説の本質は変化せず、また変化する必要もありません。仏法を近代化するような試みをする者は重大な誤りを犯すことになるでしょう。…私たちは、文化と仏教を区別しておくことも重要です。時代を経て様々な国々に仏陀の叡智が伝播するに伴い、その教えは、時代や場所に特有の文化や伝統と不可分なものとなりました。文化は不可欠です。というのは、文化なくしては教えを伝える媒体がなくなってしまうからです。仏法が「お茶」であるとするならば、文化はそれを注ぐ「器」といえます。「お茶」を欲する者にとって、「器」よりも「お茶」そのものがより重要です。「器」も必要かもしれませんが、より本質的なものではありません。したがって、私が「器」に固執してはいない、ということと言えるかもしれません。必要とあれば、「器」も取り換えなければいけないでしょう。その意味で私は現代的な心をもっていると言えるかもしれません。

映画『ザ・カップ』を通して、ケンツェ・ノルブ監督が表現しようとしたのは、伝統的な文化が、時代とともに変化し、さらには新しい地域での文化接触によって変化したとしても、その核心にある精神性さえ保持することができれば、あらゆる困難を乗り越えて、自信をもって次世代へと伝えることができるということではないのでしょうか。彼は、「仏教の本質は文化を超えるもの」とであると語っています。菩提樹の下で、一人の人間が見つけた心の本質についての洞察が、様々な地域で受容され、個々の文化を生み出して行く。この意味で、現代技術が生んだ映画という媒体は、ケンツェ・ノルブ監督が好んで選択した「ダルマの投影」のための、一つの現代的な手段であったのだと思います。

VI. おわりに

映画『ザ・カップ』をとおして、私たちの眼前には様々な主題が現れることになりました。それらに関する議論は、私の予想を遙かに超えて、日常的な「現実」を相対化する力をもつ、映画と仏教の両者に共通した基底への考察へと展開することになりました。映画も仏教もともに、心という現象の性質に対する内省と洞察に関わる技術であり哲学であるということを、この映画の製作者は示そうとしているように思います。そして、時代や場所とともに自ら演じる「舞台」が変化したとしても、私たち自身が、よき批評

家である必要性を説いています。彼はまた、何が道徳的に良いか悪いかを示すことなく、「私たちが何であるか」を理解することが、より本質的なことなのだと思います。この意味で、仏教が宗教としてではなく、哲学的伝統を継承するものとして、世界中の現代を生きる人たちに受容されている事実は、特に驚くべくことでもないのかもしれないかもしれません。

この映画に登場する大人や子供たちが、亡命者であるという運命にありながらも、明るいたくましさを湛えており、私たちがそうした印象を受けるのは、大人たちが安定した精神的価値に根差し、それを子供たちに伝えようと腐心する姿が、物語全体を支えているからなのだと思います。そうして、「根源的な自信と勇気を手に入れるための道を開く」ことのできた子供たちが、次の時代を担うことになるのです。

チベットから亡命した多くの高僧たちは、伝統的な価値観を自らの文化に保ちつつ、アジアの中で近代化をいち早く成し遂げた日本という国に、並々ならぬ関心を抱いている、ということをししばしば耳にしたことがあります。とくに、仏教の長い歴史を有する日本が、いかに近代化の過程でその特質を損なわずに、現代社会の中で持続させているのかについて、自分たちが現在直面している状況を顧みながら模索しているのだと思います。こうした眼差しに、現代の日本がいかに応えうるのかという問題は別にしても、ここには彼らの次世代に対する深い思慮から生じた思いを感じることができます。

今まさに日本でも、これまでの伝統的な仏教が果たす役割が問い直されています。また同時に既存の仏教学の中からも現代的な課題に対する要請や、学問のあり方そのものに対する根本的な問いかけが、浮上しているように思います。こうした議論は、仏教に限らずとも、今後の日本における知的伝統のあり方をその本質的な基底から問い直していくことにつながるのではないのでしょうか。

最後になりましたが、この映画『ザ・カップ』の上映会を含め、シンポジウムを企画して下さいました、アジア太平洋研究センターのスタッフの方々にお礼の言葉を申し上げます。ありがとうございました。

参考文献

<日本語文献>

- 小野田 俊蔵 2010年「チベット仏教の現在」『須弥山の仏教世界』沖本克己編集委員、福田洋一編集協力、東京：佼成出版社。
- ルノワール、フレデリック 2010年『仏教と西洋の出会い』今枝由郎・富樫嚶子訳、東京：トランスビュー。
- 2002年『チベット仏教・菩薩行を生きる一精読・シャーンティデーヴァ「入菩薩行論」』ソナム・ギャルツェン・ゴンタ・西村香訳注、東京：大法輪閣。

<外国語文献>

- Dzongsar Jamyang Khyentse 2007. *What Makes You Not a Buddhist*. Boston: Shambhala.
- Prebish, Charles S. and Martin Baumann eds. 2002. *Westward Dharma: Buddhism Beyond Asia*. Berkeley: University of California Press.
- Seager, Richard Hughes 1999. *Buddhism in America*. New York: Columbia University Press.

Williams, Duncan Ryuken and Christopher S. Queen eds. 1999. *American Buddhism: Methods and Findings in Recent Scholarship*. Richmond: Curzon.

サバルタンを表象すること —インドについての映画に描かれた女性と子ども—

Representing the Subaltern Women and Children Described in Films on India

井上貴子*
Takako Inoue

Abstract

Whenever we, the intellectuals of advanced countries, take up issues such as poverty of the people of developed countries, we, as the subject, may regard them as the object of relief. We should aware of the power of representation which functions between us and them. It is difficult for our gaze to exempt from the prerogative position given to us. Even though we reconstruct them as the subaltern, it still indicates merely the “Other” without face, name, and voice. That is why G. C. Spivak asks in her article, “Can the subaltern speak?” The purpose of this article is to evoke the discussion on how we can approach to the subaltern and how we can learn the way of listening to their voice.

In this article, I will discuss on the power of representation based on the theoretical perspectives attained by the *Subaltern Studies* group after the Spivak's intervention. I will particularly focus on two films, *Bandit Queen* (1994) and *Born into Brothels: Calcutta's Red Light Kids* (2004) that describe issues on women and children. As the better comprehension of these films, first I will explain the theoretical perspectives of the *Subaltern Studies* and Spivak's works, and give the brief introduction to the Indian film scene and to general issues on women and children. Then I will proceed to analyze above two films. I will explore how the power of representation works in these films through their analysis.

I. はじめに

人間にとって基本的な衣食住にほとんど不自由を覚えることなく、いわゆる先進国の日本で暮らす私たちが、いわゆる途上国のインドの貧困に目をむけ、そこに暮らす女性や子どもに対して「かわいそうだ」と憐憫の情を抱くとき、私たちは、彼らを自分たちとは異なる「弱者」として捉えている。そのとき私たちは、自らを彼らとは異なる「強

* 大東文化大学国際関係学部教授、Professor, Faculty of International Relations, Daito Bunka University
E-mail: fwgd0462@mb.infoweb.ne.jp

者」の立場に位置づけている。私たちは彼らに救いの手を差し伸べたいと考え、NGOに協力したり寄付をしたりするかもしれない。それが彼らにとってどのような意味をもつかといったことにまで思いを馳せることは少なく、何か「よいことをした」と自己満足しているのかもしれない。

インドの貧しい女性や子どもは、インドの社会問題を取り上げた映画の格好のテーマになってきた。こうした映画はまた、私たちが彼らについて考えるときの情報源にもなってきた。しかし、そもそも「彼らについて描く」とはどういうことなのか。彼らは描かれることはあっても、自ら描くことはない。描くすべを知らない。「表象の権力」とは、「強者」が「弱者」になり代わり、「弱者」としての彼らを「他者」の領域にカテゴライズする行為である。「表象の権力」が作動する場には承認・共感・感謝・協働は生まれない。それでは、いかにして私たちは「表象の権力」とは異なったやり方で、インドの貧しい女性や子どもに近づくことができるのだろうか。

本稿では、インドで1980年代に盛んになったサバルタン・スタディーズ（Subaltern Studies）の知見を手がかりに、インドの女性や子どもを題材とした2本の映画を取り上げ、「私たちと彼ら」について考えてみたい。

II. サバルタンと表象の権力

サバルタンとは、イタリアの共産主義者アントニオ・グラムシの用語で「匿名の民衆」を表す言葉である。この言葉は、インド近代史の専門家たちが集まって「サバルタン・スタディーズ」と題された一連の論文集を1982年より刊行する際¹、シリーズのタイトルとして用いられ、新たな意味を付与された。サバルタン・スタディーズ・グループがめざした歴史叙述とは、端的に言えばインド・ナショナリズムを扱う歴史叙述におけるエリート主義を打破し、民衆の政治を描き出すことである。従来のインド近代史研究は、植民地支配者による歴史叙述、インドのナショナリスト・エリートによる歴史叙述の二つのエリート主義に支配されてきた。前者は、インド・ナショナリズムを植民地支配への反応、すなわちイギリスがもたらした諸制度と文化の総体に対処しようとした現地エリートによる「学習過程」と捉える。後者は、インド・ナショナリズムを土着のエリートが植民地支配に立ち向かい、民衆を解放に導いた大事業と捉える。サバルタン・スタディーズ・グループは、このようなエリート主義を打破するために、民衆が自律的にナショナリズムの形成や発展に貢献した、すなわち民衆が主役となった政治の領域に焦点をあてた歴史叙述を試みた（グハ他 1998: 11-23）。

しかし、サバルタンを従属状況におかれた匿名の民衆として捉えたところで、簡単にエリート主義から逃れられるわけではない。サバルタンとは誰かを考える際、まず、それが単純な比較のための用語ではないことに注意が必要である。すなわち、エリートとサバルタンという二項対立は対等な関係にはなく、その間是不平等な権力関係で結ばれている。さらに、匿名の民衆を「サバルタン」の名でカテゴライズすることによって、サバルタンが一枚岩であるかのように錯覚し、内部の多様性が捨象されてしまう危険性

¹ 現在、Vol.11まで刊行されている。

を認識する必要がある。現実には、先進国／途上国、都市／農村、高カースト／低カースト、男／女、大人／子供など、不平等な権力関係で結ばれたさまざまな二項対立の重層性によって、サバルタンは何重にも規定されていることに注意を払わなければならない。では、先進国の日本に暮らし、その社会で発言権をもつ研究者は、途上国の農村部の低カーストの貧困家庭の少女のおかれた立場をいかに知り得るのだろうか。いかに描くことができるのだろうか。

以上のようなサバルタン・スタディーズの潮流に批判的に介入したのが、スピヴァク (Gayatri Chakravorty Spivak) である。彼女は「サバルタンは語ることができるか」という問いを発する。彼女は、サバルタンはこれまで語られてきた、すなわちエリートがサバルタンに代わって語ってきたのだという。語りは聞かれることによってはじめて成立するのであり、サバルタンの声は聞こうとしなければ聞こえてはこない、すなわち、サバルタンは語ることができない (スピヴァク 1998)。ではどのようにしたらサバルタンの声を聞くことができるのだろうか。サバルタンが語る時 (サバルタンでなくなる時) とは、私たちがサバルタンの声を聞くすべを学ぶ時である。さらに彼女は、洗濯屋のリスト (グローバル・ランドリー・リスト) に新たな項目をつけても何の意味もないのと同様に、新たなサバルタンを見出し、項目として付け足すことには何の値打ちもないという (同上書 116)。すなわち、彼女が問題にしているのは、サバルタンよりもむしろ私たち自身なのである。私たちは、私たち自身のとるべき態度をサバルタンから学ばなければならないのである。そのために彼女は、ポストコロニアルの知識人であることの特権をわざと「忘れ去ってみる」ことを試みる。

このことは「表象の権力」を考える上で非常に重要である。私たちがサバルタンについて語るときには表象の権力がつきまとう。なぜなら、サバルタンは顔も名も声も持たない全き弱者として私たちの前に立ち現れるからである。だから、表象の権力を行使することから免れるためには、私たちはサバルタンから学び知るなかで、自らの特権を忘れ去って、サバルタンから答えが返ってくるようなしかたで、問いかけなければならない。「学び」は共感や感謝のないところからは生まれない。私たちはサバルタンに敬意を払いながら「学び」を授けてもらうために、サバルタンの下に出かけていくのである。

以上の知見に基づき具体的に映画を取り上げていくが、その前に、映画の背景として知っておくべき点として、インド映画及び女性と子どもをめぐる諸問題について概略を記しておく。

III. インド映画の世界

本節ではインド映画について概観する。インドは世界有数の映画大国といわれ、今日では年間製作本数が1000本以上にものぼる。1912年に初めて国産映画が製作されて以来、娯楽の中心として、あるいは政治的プロパガンダのメディアとして、さらに重要な輸出産品として、映画はインド社会に根付いてきた。本稿で取り上げる映画はインド製作の映画ではなくインドについての映画であるが、インドの社会や文化を知るうえで映画の存在は重要である。

1980年代までのインド映画は大きく娯楽映画と芸術映画に分かれていた。娯楽映画は

一般に「マサラ・ムーヴィー」とも呼ばれ、歌や踊りのシーンを多く含むミュージカル仕立ての映画である。マサラとはスパイスのことで、歌と踊りに加えて一本の映画に愛、涙、笑い、アクションなどあらゆる要素が詰め込まれているため、そのような名で呼ばれる。全体として、庶民にはほとんど実現できないような豊かな暮らしや、夢や希望の世界を描く作品が多く、悪漢は必ず滅び、身分を越えた愛は必ず実するというハッピーエンドが相場である。一方、芸術映画は、映像美を追求した作品やインドの社会問題を正面から捉えたシリアスな内容が多く、主に知識人と欧米向けに製作されている。歌や踊りのシーンもなく、庶民の実生活をめぐる諸問題に鋭く切り込む芸術映画は、娯楽に供する一般の映画館では上映されないため、庶民にはふれる機会がほとんどない。芸術映画のほとんどは政府や海外の諸団体による芸術奨励のための資金援助がなければ製作費がまかなえず、商業ベースに乗ることは少ない。

しかし、近年では娯楽映画と芸術映画の境界はあいまいになってきた。歌や踊りのシーンが挿入され、有名俳優が出演し、恋愛やアクションなども含むマサラ的要素を取り込みながら、今日的な問題、たとえばテロや暴力事件、在外インド人との関係やジェンダーのゆらぎ、家族関係などをテーマとした映画も増えてきた²。しかし、こうした社会問題の描写はステレオタイプ化しがちで、最終的に問題が解決してハッピーエンドという作りのものが多い。悲劇的な結末や予想を裏切る展開は批判や反発を受けがちで、一般的に夢と希望を喪失しないために配慮した描写となっている。

芸術映画が行き詰まりをみせ、娯楽的要素が主流となるなかで、90年代以降、ドキュメンタリー映画の製作が盛んになってきた。その背景には、インドでNGO活動が活性化したことも影響しているだろう。しかし、直接的な取材方法や過激な描写が国内での批判や反発を受ける覚悟が必要で、海外での上映や海外の諸団体の援助を求める監督も多い。本稿で取り上げる映画のうちの一本はドキュメンタリーであるが、アメリカ人監督によるものである。また、もう一本は在英インド人監督によるものである。このようにインドと海外との協力によって製作される作品も年々増加し、海外で特に高い評価を得るようになっていく³。

IV. 女性と子どもをめぐる諸問題

本稿で取り上げるインド映画は女性と子どもをテーマとして描いた作品である。したがって、これらの映画の社会背景となる女性と子どもをめぐる問題について簡単に概説しておく必要があるだろう。インドは広大で多様で、地方によって言語や民族ばかりで

² たとえば、日本でも公開された『ディル・セ〜心から (Dil Se)』(マニ・ラトナム Mani Ratnam 監督、1998年)は東北インドの反政府運動を題材に、ジャーナリストと自爆テロを計画するテロリスト・グループの女性との間の悲劇的な恋を描いて物議をかもした。このほかにも、マニ・ラトナム監督作品にはヒンドゥーとイスラームの対立に翻弄される夫婦など社会問題を正面から取り上げたものが多い。

³ たとえば、2001年にヴェネツィア国際映画祭金獅子賞を受賞したミラー・ナーイル (Mira Nair) 監督の『モンスーン・ウェディング (Monsoon Wedding)』、2009年にアカデミー賞作品賞をはじめ8部門を受賞したダニー・ボイル (Danny Boyle) 監督の『スラムドッグ\$ミリオンネア (Slumdog Millionaire)』などがある。なお、インド映画に関する文献は日本でもいくつか出版されているが、最近のものとしては(山下・岡光 2010)が非常に充実している。

なく慣習もさまざまであることは一般によく知られているが、ここで重要なのは多様な慣習を逐一紹介することではないし、多様性自体が問題なのでもない。それよりもむしろ、英領期以降に、特に北インドの高カースト女性の慣習がインド全土に広まり、画一的な女性観が形成されていったことが問題なのである。

北インドの高カースト女性の慣習において典型的な特徴として挙げられるのは、特に婚姻慣習をめぐるもので、カースト内婚、父系相続、上昇婚、処女性の重視等の様々な制限がある。また、女性の婚姻をめぐる諸問題は子どもをめぐる諸問題に直結している。特に女子の場合、それは深刻である。父系相続の下では、父系の血統の維持が妻に課せられた最大の義務である。そのために貞節が美德とされ、パルダ（pardā）と呼ばれる女性隔離の慣習によって、女性の行動は著しく制限された。女性には後継となる男児の出産が強要され、不妊女性は忌避され、多妻婚が蔓延した。女性を上位の男性に嫁がせる上昇婚が好まれ、適切な婚姻相手を早く見つけて結婚させようとするため、年の離れた男性との間の幼児婚も広く行われた。また、花婿家族は花嫁家族に多額のダウリー（持参財）を要求するため、女兒の誕生が続くと花嫁家族の経済的負担は莫大なものとなる。女兒誕生は歓迎されず、ダウリーの負担を軽減するための女兒殺しが蔓延した。このような婚姻慣習に由来する女性の地位の低さの問題は、イギリスの近代的な価値観の下でインドの後進性の象徴とみなされ、19世紀以降のヒンドゥー宗教社会改革運動のなかでいち早く注目され、女性の地位向上は改革の目標となった。

最も早い時期に改革の対象として浮上したのがサティー（satī 寡婦殉死）である。婚姻して夫と男子をもつ女性は最も吉なる存在とみなされる一方、夫に先立たれた寡婦は不吉な存在として忌み嫌われた。寡婦は頭を剃り、白いサリーを着て、装飾品をつけることも許されず、再婚も禁止され、みじめな暮らしを強いられた。一方、夫の遺体を焼く火で生きながら焼かれて夫と共に殉死するサティーは、貞節な良き妻——サティーという言葉自体、「良い」という意味を表すサットという語の女性形である——を表す象徴的な行為であり、死後は女神として祭られた。この慣習はインドにおける女性蔑視と迷信的なヒンドゥー教の象徴として批判された。文献には自らサティーを選択する女性が多く存在したと記されているが、現実的に寡婦は忌み嫌われ、再婚が禁止されているため、みじめな暮らしを強いられるかサティーを選ぶかの二者択一しか選択肢がない。この二者択一から逃れようとしても、寡婦は実家でも受け入れてはもらえないため、婚家からも実家からも逃げ出すとしたら、売春以外の経済的自立の道が閉ざされてしまう。寡婦には生きるための選択肢がほとんどなかったのである⁴。サティーは1829年に植民地政府によって法的に禁止されたが、実際には1980年代まで存続していた。

また、幼児婚の蔓延は幼くして寡婦となる悲惨な例を多数生み出した。年端もいかない幼女でありながら、生涯人々から忌み嫌われる寡婦としてのみじめな暮らしを送るのか、貞女の鏡としてサティーを選ぶのか、婚家からも実家からも離れて生きる術を売春に求めるのか、それぐらいしか選択肢がないのである。植民地時代から徐々に婚姻年齢は法的に引き上げられ、今日ではムスリム以外の場合、女性は18歳、男性が21歳と定められているが⁵、現実的には、特に農村や特定のコミュニティの間で、いまだに幼児婚

⁴ スピヴァクはサティーをめぐる言説を脱構築し、女性蔑視にも女神賛美にも共通する特権的な視線を明らかにした（スピヴァク1998: 81-115）。

⁵ ムスリムの場合は、宗教的マイノリティの権利保護として、シャリーア（イスラーム法）に基づき、初潮後は婚姻可能とされている。

が公然と行われている。また、男児を生むことが義務である女性には、読み書きや計算などの基礎的な教育も必要とはされず、むしろ、学校という存在は女性の貞節を脅かすものとされ、女子教育の浸透も著しく遅れた。

ダウリーの問題は、今日、以前よりも深刻さを増している。というのも、花婿家族が、花嫁を自殺と見せかけてガソリンをかけて焼き殺し、別の女性と再婚するダウリー殺人が後を絶たないからである。これは現代版サティーともいわれる。もちろん、法的にダウリーは禁止されており、その内容も強化されているが、ダウリー殺人は花婿家族が共謀して行い、証拠隠滅を図るため、証拠不十分で不起訴となるケースがほとんどである。ダウリーの負担軽減のための女兒殺しも、今日、さらに陰湿な形で継続している。というのも、1980年代以降、科学技術の発達により、羊水検査や超音波検査による胎児の性別判定の技術が発達し、女兒だと判明すると中絶するケースが増えたからである。特に北インドの都市部では、女兒の出生率がますます低下している。また、これらの地域では女性の平均寿命も非常に低い。胎児の性別判定は1994年に法的に禁止されたが、ダウリーの額よりも違法な中絶の費用の方が経済的負担は少ないし、金目当てに簡単に法を犯す医師も後を絶たない（井上 2007）。

以上のような問題の背景として、カーストとの関係に言及することも重要だろう。カースト制度は、一般にヴァルナ (varṇa) とジャーティ (jāti) という二つの概念に基づいて説明されている。ヴァルナとは、『マヌ法典』をはじめ古代のサンスクリット語によるヒンドゥー法典類に記された制度で、基本的に司祭階級のバラモン、王侯や士族などのクシャトリア、一般庶民のヴァイシャ、上位三ヴァルナに仕えるシュードラの四つに分類され、その下に、四ヴァルナに属さない不可触民が位置づけられている。基本的に、ヴァルナはサンスクリット語の法典類を記したバラモン男性たちの世界観を反映しているといえるだろう。一方、ジャーティは婚姻・職業・食事・自治と相互依存などの社会関係によって規定されており、バラモンを除いてヴァルナと共通のカテゴリーは存在しない。今日、インド社会で機能しているカーストとはジャーティを指している。ジャーティには、地域や民族などによって非常に多様な数千に及ぶ種類があり、そのヒエラルキー、上下関係のあり方は、ヴァルナ概念とはかなりのずれが存在する。

女性の地位はカーストとも密接に結びついている。先述のように厳格な婚姻慣習は、主に北インドの高カーストで広くみられるものであった。しかし、低カースト、特に農村や職人などの間では女性が重要な労働力であったため、寡婦になったり離婚して実家に帰ったりした場合でも、労働力として受け入れられてきたし、全く再婚の道が閉ざされていたわけでもなかった。しかし、植民地支配下で、イギリスの民族調査や国勢調査などによってカースト・ヒエラルキーの固定化が進むと、カーストの地位向上運動が盛んになり⁶、高カーストの慣習を低カーストが模倣することによって、カースト全体の地位の向上をめざすサンスクリット化と呼ばれる現象が広まった。これによって、高カーストの慣習が一気に低カーストに浸透、特に、高カーストの婚姻慣習は低カーストにとって模倣しやすかったため、ダウリー、幼児婚、寡婦再婚禁止など女性にとって不利な

⁶ イギリスは、ヴァルナをジャーティの上位概念として採用し、各ヴァルナに多数のジャーティを従属させることによって、ジャーティ間のヒエラルキーの明確化をめざした。そのため、より高いヴァルナへの位置づけを目指すジャーティ集団が増加したのである。

慣習が低カーストにまで拡大することになった。

以上のような社会状況の下で、インドでは早くから女性の地位向上運動が盛んになり、女子教育も進んだが、今日に至ってもこれらの問題が完全に解決されたわけではない。法的な効果には限界があり、長年の慣習はなかなか変化しない。むしろ、こうした慣習は現代社会に合わせて形を変えながら存続し、さらに陰湿化しているのである。

V. 映画『女盗賊プーラン』の場合

本節からは、具体的な映画を取り上げて論じる。最初に取り上げるのは、映画『女盗賊プーラン (Bandit Queen)』(シェーカル・カプール Shekar Kapur 監督、1994年)である。この映画は「これは真実を描いた物語である」という言葉から始まり、実在の人物であるプーラン・デーヴィー (Poolan Devi, 1963-2001) の半生を描いている。まずは、その生涯を概観しよう。

プーランは、1963年、インド、ウッタル・プラデーシュ州の農村でマッラー (舟乗り) カーストに生まれた。11歳で結婚したが婚家で虐待を受けて追い出され、実家の村でも迫害を受けたため、村を出て盗賊団に入った。彼女は豊かな者から盗んで貧しい者に与える女義賊として知られるようになったが、1981年に、強姦に対する復讐として、ベフマイー村のタークル (地主) カーストの男性22人を殺害するという事件を起こして指名手配された。1983年には時の首相インディラ・ガンディー (Indira Gandhi) の司法取引に応じて投降し、その後11年間の獄中生活を送った。1994年に釈放された後は仏教に改宗した。1996年、社会主義党より国会議員に立候補して当選した。しかし、彼女はベフマイー村虐殺事件の恨みを買って、常に殺人の標的にされており、ついに2001年、ニューデリーの自宅前で射殺された。なお、彼女は1997年に初来日、1999年の二度目の来日では京都精華大学で講演も行っている。

女盗賊プーランの存在は、1980年前後からマスコミで度々取り上げられ、人々の間に「女ロビンフッド」として知れわたり、「プーラン神話」とでもいえる物語が徐々に形成されていった。ちなみに、私がインドのデリー大学に留学した年は1983年で、ちょうど彼女が投降した年にあたる。翌年にはインディラ・ガンディー首相が暗殺されており、世界の変わり目を肌で感じさせる激動の時代であった。

プーランが獄中にいたとき、女性ジャーナリストのマラ・セン (Mala Sen) によって書かれたのが、『プーラン・デヴィの真実 (India's Bandit Queen: The True Story of Phoolan Devi)』(Sen 1991) である。この本の記述に基づき、在英インド人監督のシェーカル・カプールによって映画『女盗賊プーラン (Bandit Queen)』が製作された。しかし、カプール監督は完成前にこの映画をプーラン本人に見せなかった。というのも、「真実の物語」と銘打ちながら、プーラン本人の立場から見れば事実とは異なる部分や、プーラン自身を辱めるようなシーンが多く含まれていたのである。確かに、残酷なレイプの後にプーランが村人の前で辱めを受けるシーンなど、目を覆いたくなるようなシーンも含まれており、センセーションをあおるような作り方がされていることは否めない。その意味で映画としての話題性は十分だったかもしれないが、プーラン本人に対する誠実さを著しく欠いていたことも事実である。プーランは監督を提訴し、映画は一時上映禁止となった。とにかく、現実のプーラン自身が全く意図しないところでプーラン像が

形成され、「プーラン神話」は一人歩きしていった。

その後、プーランの自伝『*Moi, Phoolan Devi*』が出版されることになった。これは、フランスのフィクソ社によって企画されたものだが、プーラン自身は全く教育を受けておらず読み書きができない。すなわち、語られる存在ではあっても語るすべを知らない「サバルタン」だった。そこで、プーランが釈放された後に、出版社がプーランにコンタクトをとり、1995年にプーラン自身の語りを録音、テープおこしの後に内容の刈り込みと原稿作成が行われ、出来上がった原稿をプーラン自身の前で読み上げて同意を得、翌96年に出版されることになったのである。この自伝は、『女盗賊プーラン上巻・下巻』（デヴィ 1997年）として邦訳出版された。

以下に、『女盗賊プーラン下巻』のエピローグからプーラン自身の語った言葉を引用してみたい（デヴィ 1997: 243-244）。

わたしが何も話さないうちから、なんと多くの人がわたしについて語ってきたことだろう。なんと多くの人がわたしの写真を撮り、それをいかに自分勝手に使ってきたことか。虐待され、辱められて、なお生きている貧しい村娘を、人々は軽蔑してきた。一中略一

わたしはあらゆる種類の盗賊を見てきた。殺し屋はわたしの命を取りに来た。記者はわたしの記事を取りに、映画監督は映画を撮りにやってきた。まるでわたしという人間が存在しないかのように、わたしには何の権利もないかのように、みな好きなことをやり、言ってきた。一中略一

生まれ、カースト、肌の色を問わず、また男であろうと女であろうと、だれもが尊厳をもっている。それを、わたしは証明したかった。わたしは敬意を払ってほしかった。「プーラン・デヴィは人間だ」と、言ってほしかった。ほかの人たちが、当たり前のように言ってもらっていたように。

プーランが、殺し屋と記者と映画監督を同列に並べていることには、特に注意を払うべきである。このことは、記者や映画監督によって表象の権力が作動する場が、殺し屋がプーランを殺しに来る場と同じであることを意味している。我々は、プーランをかわいそうに思い、一方的に同情して援助しようとしたり、救済の要請に応えようとしたりするかもしれない。しかしその前に、プーランの自伝が、人は他者に対してどうあるべきかという根源的な問いを我々につきつけていることに目を向けるべきだろう。彼女は幼児婚を強要され、婚家で虐待され、実家に戻っても村人から白い目で見られ、盗賊の仲間に入ってはじめて人間的な扱いを受けたという。しかし、盗賊仲間の恋人を殺され、復讐を決意する。彼女の死を賭した復讐は正義なのか。それ以外に選択肢はなかったのか。プーランは安定した生活を送るための経済的援助を求めたわけでは決してない。プーランが求めたのは、一人の人間として当然払われるべき敬意を払ってほしいということだった。ところが、記者や映画監督は彼女の語りに真摯に耳を傾けることはなかった。サバルタンである彼女の声を聞くすべを学ぼうとはしなかった。それどころか、特権的な立場を最大限に利用した植民地エリートやナショナリスト・エリートと同じ、自らのための「物語」を構築した。そこにプーラン自身は存在しない。

後にプーラン自身の声を聞くすべを学ぶ努力をした人々によって、プーラン自身の声が届けられることになった。このときプーランはサバルタンではなくなったといえるの

かもしれない。

VI. ドキュメンタリー映画『未来を写した子どもたち』

映画『未来を写した子どもたち (*Born into Brothels: Calcutta's Red Light Kids*)』(ロス・カウフマン Ross Kauffman、ザナ・ブリスキ Zana Briski 製作・監督・撮影、2004年)は、第77回アカデミー賞ドキュメンタリー部門最優秀賞を受賞したドキュメンタリー映画である。この映画は、ニューヨークの写真家ザナ・ブリスキとカルカッタの売春窟に生まれ育った子どもたちとの出会いと交流を描いている。彼女は取材のために訪れたカルカッタの売春窟に暮らす子どもたちの直面する厳しい現実を目の当たりにして、彼女自身ができる唯一のこととして「写真教室」を開く。初めてインスタント・カメラを手にした子どもたちがファインダー越しに捉えた世界は、人々の感動を呼び、子どもたちに夢と希望を与える。しかし、彼らのおかれた状況は一朝一夕に変えられるものではない。彼女は子どもたちを売春窟の外の世界へ見学旅行に連れ出し、教育の重要性を理解しない親たちを辛抱強く説得し、子どもたちの環境を変え、教育を与えるために奔走する。

映画製作が進行中の2002年、ブリスキは、子どもたちの撮影した写真の展覧会や印刷販売などを通じて集めた資金で、子どもたちの教育を支援することと写真家を世界各地に派遣することを目的とした支援基金「Kids with Cameras」を設立した。この基金は、カルカッタのほかにハイチ、エルサレム、カイロでも活動を展開している。地元のNGOやコミュニティ組織などと連携して写真のワークショップを開催し、カメラの特性と撮影方法を指導した後、子どもたちは自由に撮影する。できあがった写真は皆でみせあい、批評しあう。これによって、子どもたちは自分自身の価値と他者に対する敬意を学んでいく。

この映画を理解する前提として、先述の女性問題やカースト問題に加えて、インドの売春問題についても概観する必要があるだろう。今日、都市の売春窟は、法的規制にもかかわらず、ますます強固な存在として形成されるに至っている。都市売春を需要の側面からみると、第一に、農村の貧困世帯の若年男性が都市に出稼ぎ労働者として集まる現象、すなわち、農村から都市への男性人口の流出によって、都市売春の需要が高まっていることを挙げるべきだろう。第二に、若年人口の男女比の極端なアンバランスが指摘されている。先述のように、特に北インドの都市部では、胎児の性別診断が普及した結果、女兒出生率がますます低下する傾向にある。供給の側面からみると、第一に、農村の貧困家庭の口減らしとして女兒の寺院奉納や人身売買等のルートが存在することが挙げられる。第二に、離婚女性や寡婦の経済的自立の道として売春が最も手っ取り早い手段であることを挙げるべきだろう。さらに、近年では中流家庭の女子の社会的不満や不適応も指摘されている。

女兒の寺院奉納は、インドに特有の売春ルートとして根強く残っている。災厄の除去と一家の繁栄を願って女兒をヒンドゥー寺院に奉納する習慣は古くから存在した。奉納された女兒は神と婚姻したとみなされ、人間の男性とは通常の婚姻生活を送らない。そのために決して寡婦になることがなく、彼女たちは吉なる女性とみなされた。奉納された女性の財産は母から娘へと相続され、彼女たちは後継の子をもうけるために婚姻外の

男性と関係をもった。女兒が誕生したら寺院奉納して後を継がせたが、男児の場合には一般女性と結婚させた。また、男性にとっては、吉なる女性と関係をもつことは特権的な立場を保証するものとみなされた。結果的に、彼女たちはカーストに似たコミュニティを形成していった。このような慣習は、植民地時代に宗教の名の下に行われる売春として非難され、法的に禁止されていたが、現実的には農村の口減らしや一時的な現金収入目当ての一種の売春ルートとして、女兒の寺院奉納は現代まで存続している⁷。

貧困家庭にとって女性の売春は家計を支える重要な収入源である。一方、寡婦や離婚女性は、経済的自立の道として売春を選ばざるをえないような環境が存在する。いずれにせよ、いったん売春に入れば、そこから抜け出すのは容易ではない。親や男性や子どもたちを含めて家族全員が女性の売春による収入に依存して生活するようになるため、売春は家族の生業となってしまうのである。女性が経済的に自立するための選択肢が不足しているために、売春をやめることによって家族の生活が維持できなくなることも多い。そのため、女性団体によって推進される売春撲滅運動に対して、娼婦の反対運動が起こったこともある。

寡婦や離婚女性に対する社会的差別も根強く存在し、貧困家庭では、教育を受けさせるにしても男子が優先され、女子教育への無関心が蔓延している。売春防止に関する法的整備は、英領期に売春防止法が成立して以来、継続的に強化されているが、現実的にはほとんど効果がない。また、カーストの高低にかかわらず、売春を選ばざるをえない場合が多いのも確かで、高カースト女性の場合には、寡婦や離婚者になると経済的自立への選択肢が極めて少なく、低カースト女性の場合には、貧困家庭の口減らしとして売春が手取り早いのである。映画の中でも、最高位のカーストであるバラモンでありながら、家族の生業として売春を強いられる女の子が登場する。このことは、売春がカースト差別や貧困といったインド社会の一般的な問題だけに由来するわけではないことを示しているだろう。

次に、NGOあるいはボランティア組織との関係について考えてみたい。映画製作の進行中に、子どもたちの支援基金「Kids with Cameras」が設立されたことは先述の通りである。このドキュメンタリー作品が舞台としている売春窟は、その存在が映し出されるだけでも十分に衝撃的でセンセーショナルかもしれない。しかし、それは子どもたちにとっては見慣れた日常風景のほんの一部にすぎないだろう。ドキュメンタリーとは生の現実そのものではなく、メディアを駆使して発言することが可能な特権的な立場にいる人の手を経て切り取られ、再構成されたものである。その光景が衝撃的であればあるほど、人々の同情心を集めるには有効である。実際、この映画と同様に社会問題を鋭く描いたドキュメンタリー映画はNGOの宣伝媒体として効果的な存在となっている。それは、NGO活動の成果報告として、活動資金を集めるための広報として機能する。おそらく、どのNGOもこの効果的なメディアを利用したがるだろう。

筆者は、この映画に登場する子どもたちが単に広報に利用されただけなのではなく、ブリスキ自身が子どもたちの声に真剣に耳を傾け、子どもたちに敬意を払い、子どもたちから学ぶことによって、自分自身が成長することを喜びとしているのだと信じたい。

⁷ 寺院奉納された女性は、デーヴァダーシー（神に仕える女）と呼ばれる。英領期のデーヴァダーシー問題については、拙著（井上 1998a, 1998b）で詳細に論じた。

そして、子どもたちの一人一人が自分自身の価値に気づき、自らの足で立ち上がろうとしているのだと信じたい。とはいえ、実際にはNGOは善でもなければ中立でもないし、すべてのNGOが正義というわけでもない。近年では、NGOのアカウンタビリティをめぐる諸問題が噴出しており、特定の政治家や宗教団体と癒着したり、援助資金の使途が不明瞭であったりする場合も多い（井上 2009）。

しかし、社会問題の所在もまた明白であり、カルカッタをはじめとするインドの都市に売春窟が存在し、そこで人々が日常生活を営んでいることは動かしがたい事実でもある。それを直視するなかで、私たちはいったいどうすべきなのだろうか。善意の資金提供——往々にしてそれは彼らのためではなく自らのためである——の前に、理解と感謝、共有と承認の意を示すことができるだろうか。彼らに敬意を払い、声を聞くすべを学ぶことができるだろうか。今日のグローバル化する世界のなかで、私たちの生活は第三世界の困難の上に成立していること、それが厳然たる現実だということを認めること、まずはそこから出発しなければならない。それが理解と感謝への足がかりになるのではないだろうか。ここでもまた、問われているのは彼らの生活よりもむしろ、私たちの立ち位置の方なのである。

VII. 再びサバルタン・スタディーズの知見から

私たちが途上国の子ども、あるいは貧困家庭の女性でもよい——について語るときには、自らの存在を知らず知らずのうちに高みにおいて表象の権力を無意識に行使する危険性がつきまとう。声を聞くすべを学ぶために、まずは「先進国の大人」と「途上国の子ども」とか、「高カーストの男性」と「低カーストの女性」といった不平等な権力関係を変えることができないという事実を、私たちが自覚する必要がある。それがいとも容易に表象の権力につながってしまうことを知る必要がある。では、たとえば途上国の子どもたちから声を聞くすべを学ぶにはどうしたらよいのだろうか。プーランが語ったように、私たちは同じ人間同士として、途上国の子どもたちに敬意をもって接しなければならないだろう。そのうえで、ブリスキがそうしたように、子どもたちのために表現活動と教育の場をもうけたならば、それをサバルタンが語りはじめるための、あるいはサバルタンでなくなるための出発点として捉え直すことが必要だろう。そのためには、表現活動と教育の場を、スピヴァクの指摘する「洗濯屋のリスト」、すなわち、項目を一つ付け加えただけのものにするのではなく、それを私たちが声を聞き共に学ぶ場に行き届くかどうかにかかっている。私たちの責務とは、そうした場を築くことなのかもしれない。

ジャーナリストや研究者の特権的な立場についても同様である。ジャーナリストや研究者は、公正中立な立場で客観的な事実に基づいて、記事や論文や本を書くことを信条としている。しかし、真の公正中立・客観的な立場とは神の立場に他ならないこと、すなわち現実にはあり得ないことを自覚すべきである。意図的であるか否かにかかわらず、ジャーナリストや研究者は、常に自分の議論にとって都合のよい一方の側に加担してしまうかもしれない。そうであるならば、そのことを認識して自らの立場を明らかにし、常に自らに問いかけることが必要だろう。「私はいったい何様なのだ、私は他者と人間的に真摯に向き合ってきたのだろうか。他者に敬意を払ってきたのだろうか」と。プーラン

の素朴な語りは、私たちにとっても非常に重い問いかけなのである。

参考文献

〈日本語文献〉

- 井上貴子 1997 「Review プーラン・デヴィ、武者圭子訳『女盗賊プーラン』、『へるめす』1997年5月号、116-118頁。
- _____ 1998a 「南インドのデーヴァダーシー制度廃止運動——英領期の立法措置と社会改革を中心に」『史学雑誌』第107編第3号、1-34頁。
- _____ 1998b 「南インドのデーヴァダーシー制度廃止運動とその影響——デーヴァダーシーとカースト協会の活動を中心に」、歴史科学協議会編『歴史評論』6月号 No.578、84-100頁。
- _____ 2007 「伝統と近代の狭間で苦悩する女性たち——現代インドの女性問題」、広瀬崇子・近藤正規・井上恭子・南埜猛編著『現代インドを知るための60章』、東京：明石書店、208-212頁。
- _____ 2009 「インドにおけるNGOの現状と課題」、『大東アジア学論集』第9号、大東文化大学大学院アジア地域研究科、45-58頁。
- グハ、R. G.、パーンデー、P. チャタジー、G. スピヴァック 1998 『サバルタンの歴史——インド史の脱構築——』竹中千春訳、東京：岩波書店。(Essays taken from *Subaltern Studies*, Vol. I 1982, Vol.II 1983, Vol.III 1984, Delhi: Oxford University Press.)
- スピヴァック、ガヤトリ C. 1998 『サバルタンは語ることができるか』、東京：みすず書房。(G. C. Spivak, 1988. *Can the Subaltern Speak?* Champaign: University of Illinois Press.)
- セン、マラ 1998 『プーラン・デヴィの真実』、東京：未来社。(Mala Sen, 1991. *India's Bandit Queen: The True Story of Phoolan Devi*.)
- デヴィ、プーラン 1997 『女盗賊プーラン上巻・下巻』、東京：草思社。(Phoolan Devi with Marie-Thérèse Cuny and Paul Rambali, 1996. *Moi, Phoolan Devi*.)
- 山下博司・岡光信子 2010 『アジアのハリウッド——グローバリゼーションとインド映画』、東京：東京堂出版。

〈外国語文献〉

Subaltern Studies, Vol.I - Vol.XI, 1982-2000 Delhi: Oxford University Press.

War and International Order in Japan's International Legal Discourse: Attitudes among Japanese International Lawyers during the 1920s¹

Urs Matthias Zachmann*

Abstract

This study of international legal discourse in 1920s Japan argues that the main drive of the discourse of international law in interwar Japan was not so much about criticizing the *positive* law of the time, but rather aimed *outside* of the narrow confines of "Western" international law in an attempt to break western hegemony and create an autonomous normative sphere for Japan beyond Euro-genetic international law. Although this becomes most apparent in Japan's course since 1931, such an ambition had been there all along in the 1920s, albeit carefully cloaked in the terms of cooperation with the western great powers. Thus, one could argue that even prior to the Manchurian Incident of 1931, which is often seen as the watershed in Japan's foreign policy, the argumentative basis for Japanese expansion in Northeast Asia had been laid. The study tries to demonstrate this through an analysis of comments of Japanese international lawyers on the two most emblematic institutions of the interwar "new diplomacy", i.e. the League of Nations and the Kellogg-Briand Pact, and positions them within the wider context of political discourse in Japan at the time.

I. Introduction

The modern international law of today, which originated in the twentieth century, is often characterized and thereby distinguished from its classical nineteenth century predecessor by two major strands of development: firstly, international law's gradual universalization, i.e. its non-discriminating application not only to the great powers of Europe and the US, but increasingly to other countries outside the Western hemisphere, as well; and secondly, the progressive containment and eventually complete outlawry of war and armed conflict among states except for collective sanctions and the right to national self-defense (Vitzthum 2007).

* Japan Center, Ludwig-Maximilians-University Munich, Germany
E-mail: u.zachmann@lrz.uni-muenchen.de

¹ Part of this research has been conducted as Visiting Fellow at the Center for Asian and Pacific Studies of Seikei University in August and September 2009. I thank Professor Yoichi Kamejima and the staff of CAPS for their generous hospitality. I also thank the members of the Enlarged Study Group at Seikei University and Professor Kuniyasu Miura for the stimulating discussion and the thoughtful comments when I had the honor to present a draft of this paper in the Study Group in September 2009.

The beginnings of these developments are usually seen in the wake the First World War (although their roots arguably could be traced back to events even earlier than this). The “Great War” gave rise to idealistic sentiments in the diplomatic and international legal community whose most emblematic and influential expressions were the first explicitly “universal” international organization, the League of Nations in 1920, and the Pact of Paris (also called Kellogg-Briand Pact) of 1928, which outlawed war and called for peaceful settlement of conflicts. The influence of these events can be observed even today in the almost universal membership of states in the United Nations (as of 2007, the UN counted 192 member-states), on the one hand, and the prohibition of interstate violence in Art. 2 No. 4 UN-Charter as well as the establishment of the International Criminal Court on the basis of the Rome Statute of 1998 (in force since 2002), on the other hand.

However, as it is well known, the course of development between those hallmarks then and now was neither smooth nor uncontentious, as it led the world through another global war and a subsequent Cold War. Even today, critics point out the weakness of the United Nations and the lack of support of the ICC by some of the world’s leading powers, indicating that, again, international law is “in crisis” (Simm 1980; Vitzthum 2007, 30-31). Thus, considering the continuities, one could argue that crisis is, in fact, a permanent condition of modern international law and that its structural roots could be best understood if going back to its historical roots in the early interwar years.

Japan played a pivotal role in the development of modern international law, especially so when considering the two major strands, i.e. universalization and outlawry of war: Japan was the first non-Western country which acceded to the hitherto all-Western international society on equal terms in international law (Suganami 1984; Gong 1984) apart from the Ottoman Empire, which was dissolved in 1922 anyway. Japan, however thrived, and the speed and apparent ease with which Japan succeeded in integrating itself into the international legal community surprised and alarmed European onlookers such as Carl Schmitt, who in 1950 famously observed in *Der Nomos der Erde*:

During the 1880s and 1890s, Asian states appeared in the international legal community [Völkerrechtsgemeinschaft] as well. But while among the Ibero-American states there existed at least an idea of a wide-ranging international law special to this continent [...], those Asian states strangely oblivious of any problems at all just slid into an international law which appeared to be still fully Eurocentric. This, however, changed and thereby became an indiscriminatingly universal law. (Schmitt 1997, 204)

It is well known that Carl Schmitt, unlike his more idealistic contemporaries, did not cherish the thought of a “universal law”, but saw the ills and inadequacies of modern international law rooted in the very fact of its universalization. However, as we shall see presently, the apparent ease and obliviousness to problems of adaptation with which Japan (and other Asian countries) “slid” into the new order, was only that, an appearance, behind which lay a much more complex process and an acute awareness of Japan’s

“outsider” position towards a Eurocentric international order which, eventually, led to Japan’s intermittent secession from it in the 1930s.

In the second strand of development, the outlawry of war, too, Japan played a crucial, albeit not necessarily constructive role. A signatory to the Kellogg-Briand Pact, Japan was the first state which, through the Manchurian Crisis (1931-1933) proved to the world that the system of conflict prevention and resolution was yet far from effective and needed reform. Neither could the international community prevent Japan’s lasting occupation of Manchuria nor did the Pact prevent the second Sino-Japanese War (1937-45) which, for its larger part, was an undeclared, “factual war”. Thus, in turn as a reaction to Japan’s actions during the 1930s and 1940s, the Charter of the United Nations turned the outlawry of war into a comprehensive ban on armed conflicts between states (Art. 2 No. 4).

Despite Japan’s crucial role in the development of today’s international law, studies of the subject in Western languages are scarce and, due to space constraints, mostly limited to overviews of the development (e.g. Itō 1969, Ōnuma 1986, Owada 1999, Matsui 2002, Yanagihara 2004). The situation is better in the Japanese-language literature, with recent monograph-length studies of the Japanese discourse on international order during the interwar and early postwar years (Sakai 2007) or of Japan’s role in the outlawry of war during the 1920s and 1930s (Ikō 2002) and a host of essay-length studies on special aspects of these subjects. Especially Japan’s role in the outlawry of war has attracted considerable attention by Japanese scholars (e.g. Matsui 1979, Fujita 1997, Matsui 1999, Yanagihara 2001), no doubt inspired by the question of Japan’s responsibility during the war and the singular position of Japan in the postwar world due to the “Peace Constitution” of 1947.

Summing up the literature on Japan’s role in the outlawry of war, the general conclusion seems to be that “[m]ost Japanese scholars writing during the wars were of the opinion that a change in the idea of war was not yet realized even by the Briand-Kellogg Pact” (Yanagihara 2004, 200) and that this idea underwent a radical change only in the postwar years, due to Japan’s defeat. Instead, it is argued, Japanese scholars in line with the official foreign policy of Japan pursued multiple strategies by either taking recourse on outdated notions of “self-preservation” (Ikō 2002, 233-235) or trying to “dodge” the Kellogg-Briand Pact by invoking the right to national self-defense or the concept of “factual war”, i.e. denying the existence of a formal war altogether (Matsui 1979; Yanagihara 2004, 200).

The present study concurs with these views, but would like to make the point that the main drive of the discourse of international law in Japan was not so much about criticizing the positive law of the time, but rather aimed *outside* of the narrow confines of “Western” international law and open up the possibilities of a normative space which would be autonomously dominated by Japan instead. This becomes most apparent in the project of an “East Asian International Law” (*Tōa kokusai-hō*) which accompanied the declaration of the Greater East Asia Co-Prosperity Sphere (*Dai-Tōa kyōeiken*) in 1940 (cf. Matsui 2004). However, it is the aim of the following study to demonstrate that such an ambition to preserve an autonomous space for Japan in East Asia had been there all

along in the 1920s, although always carefully cloaked in the terms of cooperation with the western great powers. Thus, one could argue that even prior to the Manchurian Incident of 1931, which is often seen as the watershed in Japan's foreign policy, the argumentative basis for Japanese expansion in Northeast Asia had been laid and that this argument consciously tried to "transcend" the western binarism of legal or illegal war.

The following study seeks to analyze the Japanese discourse on international law during the 1920s from a broader perspective as embedded in the political discourse of the time. This has the advantage of accentuating even further that, contrary to Carl Schmitt's outside perspective of the apparent ease with which "Asian States" (especially Japan) slid into the Eurocentric international legal order, there were considerable reservations to this process, even during the "liberal" and internationally minded 1920s. This perspective helps to see Japan's foreign policy and international legal discourse of the 1920s and 1930s in greater continuity and thus gives a somewhat more realistic picture of the often idealized 1920s.

II. War and International Order in the Versailles-Washington System I: Japan and the League of Nations

1. The position of the Japanese Government

Japan, as it is well known, was very reluctant to join the League of Nations in 1920 and would very well have done without it (Un'no 1972, Shimazu 1998, Tamai Kiyoshi kenkyūkai 2004, Burkman 2007). The "Great War" as such was a distant affair and certainly not accompanied by the traumatic experiences that led to the surge of political idealism in postwar Europe. On the contrary, Japan's experience was largely positive, as it gained territorial possessions through entering the war against Germany (namely Shandong and the northern part of Micronesia), improved its position in China through the notorious "Twenty-One Demands" and, finally, was invited to the Paris Peace Conference in 1919 as a "great power". Accordingly, the Japanese government sent its delegation primarily with the mission to secure its newly acquired territorial possessions and for long ignored US-President Wilson's intention to found "open covenants of peace, openly arrived at" as first and most central item of his postwar agenda (Burkman 2007, 34-35; Manela 2007, 97-98).

Reservations among the more conservative Japanese leadership against the League of Nations were manifold and had much to do with Japan's experience with international politics since the middle of the nineteenth century. Thus, it has been observed that Japan's position vis-à-vis the great powers of Europe and the US during the "opening up" of the country had thoroughly ingrained a "siege mentality" in the minds of its leaders (Conroy 1966) and that therefore "no people has been more aware of the costs and benefits of sharp competition in the world system" (Cumings 1993, 35) than the Japanese. Whatever the truth to these observations, it is easy to see why Japanese leaders thought that in international competition, their country fared best in contained, bilateral situa-

tions (such as the wars fought with China and Russia or the alliance concluded in 1902) rather than in multilateral settings such as the treaty revision process or the Tripartite Intervention of 1895. Thus, even diplomats and politicians who stand for Japan's relatively "internationalist" foreign policy of the 1920s, such as Shidehara Kijūrō (1872-1951), were somewhat reluctant to leave the accustomed practices of late nineteenth-century diplomacy and enter the age of multilateral "open" diplomacy. Shidehara voiced his fears that Japan would not be able to "communicate" its interests to the other parties effectively enough in the following somewhat jocular comment:

If such a round-table conference will be convened, it is already a foregone conclusion that we, with delegates like me who just sit there with dumb faces and awkwardly participate in the discussions, will suffer disadvantages. It would be most annoying [*mei-waku shigoku*], if our fate should be decided by such a multilateral conference. If possible, I would rather that this arrangement [the League of Nations] would not come into existence. However, since it seems that this cannot be stopped anymore, we have no other choice than to adapt ourselves to these new developments [*taisei junno*] and to thoroughly analyze the new situation. (Shidehara heiwa zaidan 1955, 136-137).

Considering that Shidehara was one of the most prolific linguists in the Japanese diplomatic corps, it is very unlikely that he saw the difficulty of Japanese diplomats merely limited to matters of expression when voicing his reservations against the League of Nations.

However, such was Japan's intent to preserve its prestige and position as a minor great power among the other western powers that it readily acquiesced to the establishment of a permanent "multilateral conference" in the shape of the League of Nations and, in fact, became quite an active participants in its various organs and sub-organizations during Japan's term of membership until 1935 (in some sub-organizations as late as 1938). The same rationale applied to Japan's participation in the Washington Conference of 1921/22 and the resulting naval limitation treaty and again, in the London Naval Conference of 1930. It is well known that the Japanese concerns that their voice would be drowned out in the multitude of interests in a "multilateral conference" was not wholly unfounded: the Paris Peace Conference eventually rejected Japan's stipulation for a racial equality clause in the Covenant (Ōnuma 1987; Shimazu 1998). Japan's cooperation in the naval limitation agreement, too, was considered by the public as another example of its weak position in the "new diplomacy" and met with fierce protest and violence from ultranationalist terrorists in Japan.

2. Reactions among the Public

The public reaction to the founding of the League of Nation was diverse and certainly not only negative (Tamai Kiyoshi kenkyūkai 2004). Naturally, the diversity of opinions would reflect the variety of political views which co-existed during the politically more liberal days of the "Taishō democracy". On the one hand, there was, of course, the "classi-

cal” nationalist view of the *taigaikō-ha*, the strong foreign-policy advocates, who would reject the results of the Paris Peace Conference as being detrimental to the interests of Japan and, for that matter, to any country other than the two key powers Britain and the US. The most iconic text for his kind of position is an essay which the young Konoe Fumimaro (1891-1945), son of the nationalist politician Konoe Atsumaro (1863-1904) and later prime minister during the crucial early war years, published in December 1918, shortly before he left with the official representative for Japan to the Paris Peace Conference. In this essay titled “I reject a pacifism solely on the terms of Britain and the US”, Konoe railed against an unjust peace which, under the pretext of “democracy” and “humanity” tried to fix the *status quo* in favor of the great powers and stifle the energy of such emerging powers like Japan.

But I deeply regret that our people has the tendency to be taken in by the talk of the Americans and Britains and without any hesitation or qualifications blindly trust and adore their kind of democracy and humanity. [...] They cannot see the conscious or unconscious egoism which lies behind their so-called democracy and their so-called humanity. They forget their own position as Japanese and unconditionally and uncritically praise a League of Nation in the interest of Britain and the US. [...] When I say that one has to think in the interest of the Japanese people I simply mean that we have to assert the legitimate right of existence of the Japanese [*Nihonjin no seitō naru seizon-ken*] and be prepared to fight, if this right is unlawfully or inappropriately contested. This is what justice and humanity demand. To keep peace while one's own right of existence is infringed upon, that is a violation of humanity. Pacifism and humanism are not necessarily identical. For the sake of humanity, sometimes one has to give up peace. (Konoe 1918, 23-24)

It is patently clear that Konoe's raillery against the “unfair” postwar order assumes a special meaning only in hindsight, with the knowledge of Japan's foreign policy in the 1930s and of Konoe's role in it. In this sense, the text is more representative for the latter period. As Konoe himself indicates, for the time being, his more liberal contemporaries carried the day, especially such luminaries of the “Taishō democracy” as Yoshino Sakuzō (1878-1933) or Ishibashi Tanzan (1884-1973).

Yoshino Sakuzō, for example, from early on argued that, after the cataclysm of the First World War, the idea of “perpetual peace” on earth was not a merely theoretical possibility anymore, and that it was Japan's duty to join the League of Nations to guarantee its realization in practice (Yoshino 1996). The First World War had had the salutary effect that the great powers now took international law and the idea of a collective security system more seriously (whereas before, their politicians had only paid lip service to these). Yoshino declared that three principles were necessary preconditions for establishing an efficient League of Nations: firstly, the completion of a Covenant of the League of Nations; secondly, the enactment of laws for the enforcement of international law; and thirdly, the establishment of international sanctions (Yoshino 1996, 6). Yoshino interpret-

ed the First World War as an early example of international sanctions against Germany's wayward behavior. Similarly, in a typical mixture of liberalism and Japanese nationalism, Yoshino justified "sanctions" against Chinese leaders:

In China, too, where tyrants and militarists like Yuan Shikai [1859-1916] and Duan Qirui [1865-1936] time and again stage coup d'états and suppress the rights of Parliament, there is a growing determination among the people that this can't be right and something has to be done about it. Whenever the power of justice is violated, this power gains in strength as a reaction to it. But once this justice has become the public opinion, it has assumed the power of the strictest sanctions which are utterly impossible to suppress anymore. (Yoshino 1996, 8)

In conclusion, Yoshino rejected those among his country-fellows who, like Konoe, spoke out against Japan joining the League as extolled by US-President Wilson (1856-1924):

There is a great discussion going on in Japan whether to join the League or not, but I think that we are already way past this question and it is more important to prepare the people how to deal with the League. There are people who argue that Japan's geographical position is far away from the West and that, therefore, there is no need to join the League. But this a foolish opinion which should not be adopted: It is what narrow-minded people devoted to the past say, who still think that Japan should follow the isolationism of feudal times. In an age where mankind of the whole world relies on each other and helps each other politically, economically and spiritually, there is no distance near or far. The world is one functional organism. Especially after the War and focusing on China, our country must form close economic ties with the West. In the China Question, Japan has the chance to merge with the West, spiritually and materially. If Japan will state its claims to superiority in East Asia at the Peace Conference, there will be some people in the West who, in exchange, will demand concessions. But hasn't Japan sent man-of-wars into the Mediterranean and fought side by side with the Allies for the same aims? Surely, Japan has a right as much as Britain, the US, and Japan to actively participate in the great undertaking of rebuilding the world and realizing perpetual peace on earth. (Yoshino 1996, 12-13).

Yoshino's brother-in-mind, Ishibashi Tanzan, was even more radical in proposing the establishment of a "world government" with a full-fledged division of powers as the essential precondition for a lasting world peace. In 1919, Ishibashi welcomed the League of Nations as the seminal institution for such a new centralized world order:

The core of the League of Nation consists in the establishment of an impartial central institution as necessary precondition for international coexistence, in other words, a nation-oriented world government [*minpon-teki kokusai seifu*]. [...] The internation-

al legislative organ discusses all problems which arise in international intercourse and enacts, revises or abolishes international norms. The international executive organ as Secretariat of the League of Nations coordinates the necessary administration. Just like a domestic court of justice, the international judicative organ hears international law cases and settles them by judgment. If only these three organs are established in the international arena, all issues can be solved by these institutions, whether they are armament problems, maritime issues, or race disputes. (Ishibashi 1970-72, 126-127)

The utopian quality of Ishibashi's vision is breathtaking. Whereas Yoshino, too, claimed that "the world is one functional organism", he still imagined Japan as hegemon in the East, i.e. with a sort of sovereign role in the ordering of the world, Ishibashi negates such aspirations by transferring this competence wholly to a world forum. It is likely that the majority of Japanese liberals who followed Yoshino's line might not have been ready to go as far as Ishibashi.

3. The Position of Japanese International Lawyers

The reactions of Japanese international lawyers reflected the diversity among the public, although there existed a clear line between international legal praxis and academia and between the generations. The cases of Tachi Sakutarō (1874-1943) and Yokota Kisaburō (1896-1993) demonstrate this very clearly. Both were professors of international law at Tokyo Imperial University. Tachi, moreover, was the chief legal advisor of the Foreign Ministry until his death in 1943 (Ichimata 1973, 114-123). As such, he accompanied the Japanese delegation to the Paris Peace Conference in 1919.

As official advisor, it does not come as a surprise that Tachi would share the rather cool attitude of the Japanese Government to the League of Nations and would express his reservations in his scholarly publications, as well. Like all international lawyers of his age, Tachi was raised in the tradition of classical international law and met the new move towards supra-national institutions with great skepticism. In his early commentaries on the League of Nations, he sought to minimize its relevance in order to guarantee that the principle of state sovereignty would remain as powerful as possible. He argued, for example, that the League of Nations, despite its English and French title, was not a league of nations, but that the constitutive members were the sovereign states (Tachi 1921, 58-60). However, the title did indicate that the League was not a "state above the states" (*kokka ijō no kokka*) or any other independent legal person, but just that: an association of sovereign states (*shuken-koku no ketsugō*, Tachi 1921, 60).

However, Tachi's strategy of minimizing the claims of the League of Nations was no more visible than in his assessment of the League's power to limit armed conflict. Tachi eventually reduced the function of Art. 12-16 of the Covenant effectively to the "cooling-off period" of Art. 12, after which a state was free to wage war whenever it chose to do so (Tachi 1921, 69). He argued that, under the current condition, any wider limitations on warfare were impossible, as the League was not in the position to protect the interests of a member state adequately, yet. Like Konoe Fumimaro, Tachi argued that under the

existing order, which benefitted a few great powers, peace was a precarious proposition:

But to persuade a nation of the benefits of peace, it does not suffice to merely point out the disadvantages of making war one's *national trade*, like the Germans had done. One also has to explain the positive, tangible benefits of peace for a nation. No nation will be persuaded by sweet words alone. But it will be no small task to make all nations of the world realize the benefits of peace and shoulder the onerous burdens of the League of Nations, as long as there are still nations which in peacetimes monopolize the huge natural resources, completely shut out other nations from these and refuse to share a piece of the so-called "spot in the sun" [*himukai no basho*, i.e. the German *Platz an der Sonne*], and as long as some nations take it as their mission to suppress and persecute nations of different race, language, culture or thought. (Tachi 1922, 14)

This criticism was obviously directed against Britain, which was most blamed by the Japanese for the rejection of Japan's proposal to include a racial equality clause in the League of Nations Covenant (see Ōnuma 1987).

Yokota Kisaburō, on the other hand, is famous for having supported the idea of international institutions from the very beginnings of his career as international lawyer right through the oppressive 1930s and well into the postwar years (Tabata 1997, 2-10). A disciple of Tachi, Yokota soon became attracted to the liberal theories of the Vienna School of international law, especially of the "Pure Theory of Law" of Hans Kelsen (1881-1973). This interest was sparked first with Kelsen's treatise on the problem of sovereignty and the theory of international law (*Das Problem der Souveränität und die Theorie des Völkerrechts*, 1920) which he found by accident in a Tokyo bookstore and of which he published an early review (Yokota 1974, 190). However, Yokota was an idiosyncratic Kelsenian at best, who used the front of a "pure theory of law" to construct a rather lofty vision of an international legal order of his own, which bore remarkable parallels with Ishibashi's vision of a world government at the same time.

One of the most characteristic features of Yokota's theory in prewar times was his conscious effort to systematize international law according to the division of powers in a state and thus to draw a more or less explicit parallel between a state and the international legal order as a "world state". This isomorphism of municipal and international legal order can be best seen in his 1933/34 textbook on international law (*Kokusaihō*, 2 vols.), whose preface clearly spelt out Yokota's community-based position:

Secondly, this textbook describes international law from the position of the international legal community [*kokusaihō dantai*]. International law is the legal order of the international legal community as a legal community. It is not merely the external law of single states. An enquiry into international law must place the international legal community at its center, not the single states. (Yokota 1933/34, 1-2)

Yokota then proceeded to describe the existing international legal order *as if it were* a

municipal legal order, i.e. according to the division of power into legislative, executive and judiciary branches. In this schema, armed conflict between the states as “citizen states” of a world state necessarily was viewed as an “international tortious act” (*kokusai fuhō kōi*), in a perfect parallel to the German law of torts.

Yokota’s attempt to describe the international legal order “from the position of the international legal community” eventually was bound to fail. Too strong was the “position of the sovereign state”, and the structure of Yokota’s vision too lofty to grasp the realities of international law in his times. Thus, despite the theoretical claim that armed conflict should constitute an unlawful act, Yokota had to concede in his textbook that the League of Nations Covenant said no such thing, and that the mechanisms for the prevention of war were still unsatisfactory (Yokota 1938/40, Vol 2, 152-153, 156-157).

Despite its considerable academic influence in the 1920s, Yokota’s interpretation of international law and the tradition he represented, i.e. liberal European international law, soon came under critique as being too idealistic and ignoring the political, economic and historical realities of the time. Critics from early on attacked liberal international law as upholding the status quo and sought to “overcome” its positivist pretensions by claiming that European international law was not made to fit the situation in the “Far East” and therefore not applicable. As the criticism of the League of Nations has shown, this was not a new line of criticism which arose only in the 1930s, but ran in a straight line through the 1920s, and was only temporarily disguised by Japan’s cautious and ostensibly cooperative official foreign policy in the 1930s. This becomes even more apparent in Japanese reactions to the Kellogg-Briand Pact of 1928.

III. War and International Order in the Versailles-Washington System II: Japan and the Kellogg-Briand Pact (1928)

1. The position of the Japanese Government

The Kellogg-Briand Pact of 1928, which ostensibly sought to outlaw recourse to war as a means to settle international controversies and commanded nations to seek redress by pacific means, is considered a milestone in the development of international law and is the predecessor of today’s general prohibition of armed conflict in Art. 2 No. 4 of the UN Charter (Wallace 1997). However, despite the lofty declarations and the epoch-making quality of the Pact in hindsight, the history of its origin and its historical interpretation (for both, see Ferrell 1952; Roscher 2004) hardly could have inspired informed observers at the time with optimism that the Pact would have any effect at all, at least not outside of Europe.

The Kellogg-Briand Pact was but one expression of a frantic search for stability and security in Europe which drove the foreign policy of the European great powers throughout the 1920s. With the Treaties of Locarno (1925), a modicum of stability was achieved and the first outlines of a revised security framework in place which might have guaranteed some peace in Europe, if it had been allowed to develop (Weiß 2006). Thus, the

threat of imminent war had receded somewhat in Europe by the second half of the 1920s. Consequently, the Kellogg-Briand-Pact had its origin less in a direct attempt to strengthen this European security network further, but in a plan of the French Foreign Minister Aristide Briand (1862-1932) to win the US as an ally of France and, thus, to bolster its strategic position in Europe. In April 1927, Briand publicly proposed to the “American people” the eternal rejection of war as a means to settle disputes between the two nations, and proposed a pact to the US Government under President Calvin Coolidge (1872-1933), accordingly. However, neither Coolidge nor his Secretary of State Frank B. Kellogg (1856-1937) - nor the majority of the American public, for that matter - wanted to relinquish its isolationist policy and commit itself to a security treaty with a European power. After six months of impassivity, the US Government therefore reacted to the offer by making a counter-offer to *all* great powers and, through the multi-lateralization of the proposed pact, sought to neutralize its bi-lateral “sting”.

As it turned out, the multi-lateralization also resulted in making the Pact virtually ineffective. The notes which were exchanged between the great powers during negotiations and which are now accessible in a meticulously researched collection of sources to the Kellogg-Briand Pact (Yanagihara 1996) show that, for all the lofty pretensions of the short text of the Pact, the powers each sought to maintain the normative status quo as much as possible and circumvent an adversative effect which the outlawry of war might have on their national interests. Thus, France itself insisted that the outlawry of war would not curtail the possibility to self-defense in case of an aggression, although the definition of an “aggressive war” has remained elusive unto this very day. Moreover, Britain declared its reservations concerning the pact in that it excluded its applicability to “certain regions” in the world which were of vital importance to the Empire (Yanagihara 1996, vol. 1, 154-55). As a matter of convenience, Britain never clearly defined those “certain regions”, but at the time they were thought to include Egypt and Persia. However, at no times it left any doubt that, in doing so, it consciously modeled its policy on the American Monroe Doctrine and thereby sought to establish its own “British Monroe Doctrine” (Ferrell 1952, 197, Fn. 17). Thus, for the European great powers, the Kellogg-Briand Pact, which was signed in 1928 in Paris, was little more than an exercise in “public diplomacy” to win the hearts and minds of the people, or - more to the point - of the electorate.

For the Japanese government, however, the situation was somewhat different. Whereas the danger of war had receded somewhat in Europe, armed conflict was an almost daily reality in East Asia and for Japan increasingly, as well. When the US suggested the pact to the Japanese Government in 1927, the Guomindang was just about to complete its “Northern Expedition” (between 1926 and 1928) on the continent, which however, did *not* end armed conflict, but merely resulted in the Guomindang’s internal strife and warfare against the Communists. Despite Foreign Minister Shidehara Kijūrō’s declaration of a non-interventionist policy in China in 1924, the Japanese Government repeatedly undertook military interventions on the mainland, Shidehara’s government in 1925 in Manchuria, Tanaka Giichi (1864-1929) in 1927 and, again, in April 1928 in Shandong.

The latter expedition led to the stationing of Japanese troops in Shandong until March 1929, i.e. for almost a year. Moreover, not only did the Japanese Government undertake expeditions to the mainland, parts of the Japanese Kwantung Army, too, became restless and executed unauthorized interventions. The assassination of the Manchurian warlord Zhang Zuolin (1875-1928) in June 1928 took place only a couple of months before the signing of the Kellogg-Briand Pact.

Thus, while the European great powers could view the outlawry of war with some detachment, for the Japanese Government the ramifications of the Pact for Northeast Asia were a most pressing matter at the time of the negotiation of the Pact. One of the most contentious issues during the deliberations of the Japanese Government therefore was whether Japan, like Britain, should declare a reservation for certain regions in which Japan had to protect its “special interests”, i.e. for Manchuria and Mongolia, and whether Japan should add that, because of the “grave China problem”, Japan might be forced to send troops, again, to China (Yanagihara 1996, Doc. 36). However, the Cabinet eventually decided against it. One of the reasons was that Japan, considering its repeated interventions on the continent, did not want to incite any more suspicion among Western onlookers as was already harbored against Japan’s intentions on the continent. However, apart from this, the reason for not adding a specific reservation to the Pact pointed rather in the other direction, that it would *limit* Japan’s measures of action on the continent and therefore possibly disadvantageous in the future. This was the position of Mori Kaku (1862-1932), at the time Tanaka’s most trusted and influential advisor in matters of foreign policy. Mori argued in the Cabinet meetings that in order to uphold Japan’s freedom of action by a formal measures, Japan would have to declare Manchuria and Mongolia as protectorates (*hogo-ryō*). However, he continued:

The concept of self-defense in international law has the disadvantage that it is vague, but at the same this is an advantage, as it makes a wide interpretation possible. In the future, this flexibility will serve us well to explain our actions in China. If, however, we would add an interpretative reservation to the Pact in order to mend this vagueness of the term self-defense, then a reservation which was ample enough not to limit the freedom of our future actions would without necessity provoke an unfavorable reaction of the public opinion. If, however, we would narrow down the scope of our reservation with regard to public opinion, this would have the effect that it could not justify our actions anymore. (Yanagihara 1996, vo. 1, 195-196)

Mori therefore advised to do nothing and, if necessary in the future, point out Britain’s reservation concerning “certain regions” and demand equal rights for Japan. Eventually, this was adopted as the official line of the Japanese Government towards the Kellogg-Briand-Pact.

2. Reactions among the Public

The reactions among the Japanese public were from being enthusiastic (Tamai

Kiyoshi kenkyūkai 2005). If the Pact had been intended as a public diplomacy measure to impress the electorate favorably, this certainly failed to do so in Japan. The general tendency among the Japanese public was that it welcomed the idea of the outlawry of war *in general*, but in the majority thought the Kellogg-Briand Pact in content and effectiveness as inadequate. The *Jiji shinpo* summed this aptly up in a headline of April 1928: “The intention is good, but the outcome doubtful” (*Shui wa yoi ga, kōka wa gimon da*) (Tamai Kiyoshi kenkyūkai 2005, 97).

The main reason for the largely negative attitude towards the Pact - apart from the voices of such dedicated internationalists as Shidehara Kijūrō or Takayanagi Kenzō (1887-1967) - were the numerous deficiencies of the Pact: the lack of sanctions, if a state waged an “aggressive war”, and the lack of means to enforce the outlawry of war with a rapid deployment force or a “police”; the reservations of France, Britain and the US concerning the remaining possibility of self-defense or “certain regions”. These reservations were well known and the object of scorn and derision. For example, a satirical *senryū* in the official organ of the oppositional party, *Minsei*, playfully scoffed at the many reservations:

The Treaty for the Renunciation of War [*Fusen Jōyaku*] in the truest sense of the word contains a lot of additions [*fusen*]. (Tamai Kiyoshi kenkyūkai 2005, 218)

Finally, it should be added that one of the most striking characteristics of the public reaction to the Kellogg-Briand Pact is a certain double standard concerning Japan and the rest of the world: Thus, like Konoe Fumimaro and Tachi Sakutarō previously in the case of the League of Nations, the Pact of Kellogg-Briand Pact was, yet again, interpreted as an “egoistic” and “arrogant” device of the Anglo-American hegemons to unilaterally exclude others from “certain regions” in the world and cement the *status quo* of the existing order - which was only advantageous to them - by outlawing war. At the same time, the majority took it for granted that Japan had a natural right of self-defense in Manchuria and Mongolia, and the only issue of contention even among liberal commentators was, whether the Japanese Government should have made added a formal reservation to this effect (Tamai Kiyoshi kenkyūkai 2005, 27). As it is well known, this double standard became even more explicit and pronounced in the 1930s, but was well established already in the 1920s.

3. The Position of Japanese International Lawyers

Like the Japanese public, the majority of international lawyers in Japan met the Kellogg-Briand Pact with profound skepticism. However, there is a telling difference in the reasons for their rejection: If the Japanese public criticized the Pact for its apparent lack of efficiency, Japanese international lawyers, on the other hand, rejected the Pact even for the little efficiency it might have. More fundamentally speaking, international lawyers shunned even the *idea* of outlawing war as too premature at this stage of development of the international order.

These reasons for rejection become most apparent in the writings of Tachi Sakutarō and Taoka Ryōichi (1898-1985). Tachi viewed the Pact as a largely political document (Tachi 1928) which rather betrayed the diction and thinking of diplomats, not lawyers. He criticized the vague phrasing of the text and the imprecise relation between the absolute prohibition of war in the text of the Pact itself and its modifications in the reservations. Thus, Tachi predicted difficulties in the application of the Pact in the future. However, even more fundamentally, Tachi foresaw the “auto-destructive” tendency of the Pact:

For the Treaty for the Renunciation of War to be kept for a long time, it will be necessary to develop methods to settle international disputes peacefully. In today's international intercourse, since a nation has to foster its own interests and those of its people, if the conflict of interests will assume the nature of an international conflict, a simple prohibition of war will not be kept, as long as there are no means provided to solve this conflict peacefully. Thus, the Treaty for the Renunciation of War may be valuable as such, as it demonstrates ambition to prevent war between the signatories and to promote world peace. However, in its effectiveness, it very much relies on the development of solutions by international jurisdiction, arbitration, by the League of Nations and other means of settlement, as well as the development of international norms. (Tachi 1928, 19)

Taoka Ryōichi was even more strident in his rejection of a treaty for the renunciation of war as too premature (Taoka 1932). Contrary to the public opinion and Tachi Sakutarō, Taoka did not view the many reservations as a problem or hindrance for its efficiency; most of these reservations were implicitly contained in the preamble and the text of the Pact, anyway. However, Taoka criticized that the Pact would leave a nation virtually defenseless against “attacks” which did not meet the criteria of an “aggressive war”, i.e. against aggressions which took forms. In the light of the Manchurian Incident (1931), under whose influence Taoka wrote, this was obviously directed against the Chinese boycotts of Japanese goods and the alleged violations of rights of “Japanese” settlers in Manchuria, which was one line of justification for the Japanese occupation of Manchuria. Thus, Taoka argued, the cardinal defect of the Pact was that it allowed war was a self-defense (*jiei*), but prohibited war as a means of self-help (*jiryoku kyūsai*) and thereby rendered a nation defenseless against “other attacks”. Thus, Taoka drew the following conclusion:

In my opinion, the real defect of the Treaty for the Renunciation of War lies not in its many reservations, but that it prohibits any measure of self-help of one state against another unlawful state without, however, providing a *substitute*. If violent action is presently forbidden among individuals in the municipal sphere, it should not be forgotten that the state, on the other hand, provides a system which punishes the unlawfully acting individual. In a society in which public power [*kō-kenryoku*] is weak,

acknowledging the possibility of self-help by the victim is a legal necessity. The international society is such a society. (Taoka 1932, 33)

By pointing out the difference between a national society with a state monopoly on the use of force and the international society with no such monopoly, Taoka directly criticized the analogy of municipal and international order which formed the background of liberal interpretations of international law such as Yokota Kisaburō's (see also Matsui 2002, 8-10; Matsui 2003, 11-13). Thus, Taoka re-introduced political reality into the discourse of Japanese international law and thereby set the dominant tone of the 1930s. Eventually, he declared the Kellogg-Briand Pact a *bel idéal* in theory, and a political instrument of American foreign policy to contain inner-European conflicts in practice (Taoka 1932). Thus, Taoka implied its inapplicability to the East Asian situation.

IV. Conclusion: The Manchurian Incident as an “Aftermath” of the 1920s

The eminent Japanese diplomat and scholar Owada Hisashi once observed on Japan's course in modern times that “one is struck by the fact that Japan has by and large been practicing her diplomacy in conformity with the existing international legal order, though there has been a big exception to this general statement, involving the period of about fifteen years from the early 1930s to 1945, the period when Japan turned into a power to challenge the *status quo* of the prevailing international order” (Owada 1999, 370). Although one might concur with this observation for the factual record of Japan's foreign policy, the above study of attitudes towards war and international order during the 1920 demonstrates that there was a darker undercurrent to this conformity, which constantly sought to overcome the *status quo* and aimed at a legal order *outside* the realm of a Western-dominated international legal order. This becomes most apparent in the writings of Japanese international lawyers at the time. Thus, the Manchurian Crisis of 1931-1933 to some extent can be interpreted as a realization in actuality of what had existed as a potential all along during the 1920s (cf. Zachmann 2010). These undercurrents betray a deep sense of unease with a Eurocentric international legal order, which was, of course, often politically motivated. However, as it points at a deeper problem of the existing order even now (Ōnuma 2005), it should not be easily dismissed, all the more as the line of argumentation which Japanese international lawyers pursued at the time often bears close resemblance of the argumentative strategy “emerging nations” pursue today.

References

- Burkman, Thomas. 2007. *Japan and the League of Nations: Empire and World Order, 1914-1938*, Honolulu: University of Hawaii Press.

- Conroy, Hilary. 1966. "Lessons from Japanese Internationalism". *Monumenta Nipponica*, Vol. 21, No. 3/4, 334-345.
- Cummings, Bruce. 1993. "Japan's Position in the World System". In Andrew Gordon, ed. *Postwar Japan as History*, Berkeley: University of California Press, 34-63.
- Ferrell, Robert H. 1952. *Peace in Their Time: the Origins of the Kellogg-Briand-Pakt*. New Haven: Yale University Press.
- Fujita, Hisakazu. 1997. "Nihon ni okeru sensō-hō kenkyū no ayumi". *Kokusaihō gaikō zasshi*, Vol. 96, No. 4/5, 52-85.
- Gong, Gerrit W. 1984. *The Standard of "Civilization" in International Society*. Oxford: Clarendon Press..
- Ichimata, Masao. 1973. *Nihon no kokusaihō-gaku o kizuita hitobito*. Tokyo: Nihon kokusai mondai kenkyū-jo.
- Ikō, Toshiya. 2002. *Kindai Nihon to sensō ihō-ka taisei*. Tokyo: Yoshikawa kōbunkan.
- Ishibashi, Tanzan. 1970-72. "Kokusai renmei no chūshin jigyō" (*Tōyō keizai shinpō*, Feb. 5, 1919), in: *Ishibashi Tanzan zenshū*, ed. Ishibashi Tanzan zenshū hensan iinkai, Vol. 3. Tokyo: Tōyō keizai shinpōsha, 125-128.
- Itō, Fujio. 1969. "One Hundred Years of International Law Studies in Japan", *The Japanese Annual of International Law*, No. 13, 19-34.
- Konoe, Fumimaro. 1918. "Eibei hon'i no heiwa-shugi o hai-su", *Nippon oyobi Nipponjin*, No. 746, S. 23-26.
- Manela, Erez, 2007. *The Wilsonian Movement: Self-Determination and the International Origins of Anticolonial Nationalism*. Oxford: Oxford University Press.
- Matsui Yoshirō. 1979. "Nihon gunkoku-shugi no kokusaihō-ron: 'Manshū jihen' ni okeru sono keisei". In: Tōkyō daigaku shakai kagaku kenkyūjo (Htsg.), *Senji Nihon no hō-taisei*. Tokyo: Tōkyō daigaku shakai kagaku kenkyūjo, 361-405.
- _____. 1999. "Modern Japan, War and International Law". In A. Nisuke Andō, ed. *Japan and International Law: Past, Present and Future. International Symposium to Mark the Centennial of the Japanese Association of International Law*. The Hague: Kluwer, 7-28.
- _____. 2002. "The Social Science of International Law: Its Evolution in Japan", *The Japanese Annual of International Law*, No. 45 (2002), 1-33.
- _____. 2004. "Gurōbaru-ka suru sekai ni okeru 'fuhēn' to 'chiiki': 'Dai-Tōa kyōeiken' ron ni okeru fuhēn-shugi hihan no hihan-teki kentō". *Kokusaihō gaikō zasshi*, Vol. 102, No. 4, 1-22.
- Ōnuma, Yasuaki. 1986. "'Japanese International Law' in the prewar period - perspectives on the teaching and research of international law in prewar Japan". *The Japanese Annual of International Law*, No. 29, 23-47.
- _____. 1987. "Haruka naru jinshu byōdō no risō: Kokusai renmeikiyaku e no jinshu byōdō jōki teian to Nihon no kokusaihō-kan", In Ōnuma, Yasuaki, ed. *Kokusaihō, Kokusai Rengō to Nihon*. Tokyo: Kōbundō, 427-480.
- _____. 2005. "A Transcivilizational Perspective on Global Legal Order in the

- Twenty-First Century: A Way to Overcome West-centric and Judiciary-centric Deficits in International Legal Thoughts” In: Ronald St. John MacDonald und Douglas M. Johnston eds. *Towards World Constitutionalism: Issues in the Legal Ordering of the World Community*, Leiden: Martinus Nijhoff, 151-189.
- Owada, Hisashi. 1999. “Japan, International Law and the International Community”. In N. Ando, ed. *Japan and International Law Past, Present and Future: International Symposium to Mark the Centennial of the Japanese Association of International Law*. Den Haag: Kluwer Law International, 347-378.
- Roscher, Bernhard. 2004. *Der Briand-Kellogg-Pakt von 1928: Der “Verzicht auf den Krieg als Mittel nationaler Politik” im volkerrechtlichen Denken der Zwischenkriegszeit*, Baden-Baden: Nomos.
- Sakai, Tetsuya. 2007. *Kindai Nihon no chitsujo-ron* (The Political Discourse of International Order in Japan). Tokyo: Iwanami.
- Schmitt, Carl. 1997. *Der Nomos der Erde im Völkerrecht des Jus Publicum Europaeum*. Fourth edition. Berlin: Duncker & Humblot.
- Shidehara heiwa zaidan, ed. 1955. *Shidehara Kijūrō*. Tokyo: Shidehara heiwa zaidan.
- Shimazu, Naoko. 1998. *Japan, Race and Equality: the Race Equality Proposal of 1919*. London: Routledge.
- Simma, Bruno. 1980. “Völkerrecht in der Krise”, *Österreichische Zeitschrift für Außenpolitik*, Vol. 20, 273-284.
- Suganami, Hidemi. 1984. “Japan’s Entry into International Society”. In Hedley Bull and Adam Watson, eds. *The Expansion of International Society*. Oxford: Clarendon Press.
- Tabata, Shigejirō. 1997. “Waga kokusaihô no hatten ni tsukusareta futari no sendatsu. *Kokusaihô gaikō zasshi*, Vol. 96, No. 4/5, 1-17.
- Tachi, Sakutarō. 1921. “Kokusai renmei no honshitsu ni kanshite”. *Kokusaihô gaikō zasshi*, Vol. 20, No. 5, 54-70.
- _____. 1922. “Kokusai renmei no mokuteki”. *Kokusaihô gaikō zasshi*, Vol. 21, No. 10, 1-12.
- _____. 1928. “Fusen jōyaku no kokusaihô-kan”. *Kokusaihô gaikō zasshi*. Vol. 27, No. 10 (Dec. 1, 1928), 1-19.
- Tamai Kiyoshi kenkyūkai (Keiō gijuku daigaku hōgakubu seiji gakka). 2004. *Pari kōwa kaigi to Nihon no masu media*. Tokyo: Keiō gijuku daigaku hōgakubu seiji gakka Tamai Kiyoshi kenkyūkai.
- _____. 2004. *Fusen jōyaku to Nihon no masu media*. Tokyo: Keiō gijuku daigaku hōgakubu seiji gakka Tamai Kiyoshi kenkyūkai.
- Taoka, Ryōichi. 1932. “Fusen jōyaku no igi”. *Hōgaku* (Tōhoku daigaku). Vol. 1, No. 2, 1-35.
- Un’no, Yoshirō. 1972. *Kokusai renmei to Nihon*. Tokyo: Hara shobō.
- Vitzthum, Wolfgang Graf. 2007. “Begriff, Geschichte und Rechtsquellen des Völkerrechts”. In W. Graf Vitzthum, ed. *Völkerrecht*. Fourth edition. Berlin: De Gruyter Recht, 1-79.

- Wallace, Cynthia D. 1997. "Kellogg-Briand-Pact (1928)". In: Rudolf Bernhardt (ed.), *Encyclopedia of Public International Law*. Vol. 3. Amsterdam: North-Holland, 76-79.
- Wei, Norman. 2006. "Vor achtzig Jahren: Konferenz und Vertragswerk von Locarno". *Die Friedens-Warte: Journal of International Peace and Organization*. Vol. 81, 101-116.
- Yanagihara, Masaharu. 2001. "Sensō no ihō-ka to Nihon". In Kokusaihō gakkai, ed. *Nihon to kokusaihō no 100-nen*, Vol. 10: *Anzen hoshō*. Tokyo: Sanseidō, 263-287.
- _____. ed. 1996. *Kokusaihō senrei shiryō-shū I: Fusen jōyaku*. 2 Vol. Tokyo: Shinzansha.
- _____. 2004. "The Idea of Non-Discriminating War and Japan". In Michael Stolleis and Masaharu Yanagihara, eds. *East Asian and European Perspectives on International Law*. Baden-Baden: Nomos, 179-201.
- Yokota, Kisaburō. 1933/34. *Kokusaihō*. 2 vols. Tokyo: Yūhikaku.
- _____. 1938/40. *Kokusaihō*. 2 vols. 2nd ed. Tokyo: Yūhikaku.
- _____. 1974. "Keruzen to watakushi". In Ukai Nobushige and Nagao Ryōichi (eds.), *Hansu Keruzen*. Tokyo: Tōkyō daigaku shuppankai, 1974, 188-197.
- Yoshino, Sakuzō. 1996. "Kokusai renmei wa kanō nari" (*Rikugō zasshi*, January 1919). In: *Yoshino Sakuzō senshū*, Vol. 6. Tokyo: Iwanami shoten, 3-13.
- Zachmann, Urs Matthias. 2010. "Krieg und Ordnungsdenken im völkerrechtlichen Diskurs Japan, 1919-1960: Studien zur Geistesgeschichte der Zwischen- und frühen Nachkriegszeit". Unpublished Habilitation thesis, Ludwig-Maximilians-University Munich.

「恐怖からの自由」は保障できるか？
国際平和と安全に関する近年の政策議論
—国内避難民の保護の観点から—

Can “Freedom from Fear” be guaranteed?
– Reconsidering recent policy debates
on international peace and security
from the perspective of IDP protection –

墓田 桂*
Kei Hakata

Abstract

The issue of internally displaced persons (IDPs) has been gaining momentum. Policy initiatives undertaken by private actors, successive Representatives of the UN Secretary-General on the IDP issue, and some interested governments and international agencies have been instrumental in forging the international response.

There are, however, other policy debates on international peace and security which have not necessarily been associated with IDP-related policies and practices, but which could be deemed relevant in assuring wider protection of IDPs. One of these is the “humanitarian protection” and subsequent policy debates concerning this type of activity. The “protection of civilians in armed conflicts”, a theme of UNSC deliberations since 1999, offers another perspective in enhancing the protection of displaced and non-displaced vulnerable populations. The “Responsibility to Protect”, articulated by the ICISS, is also a theme which might be central to the protection of endangered IDPs and other populations.

This article reconsiders these developments from the perspective of IDP protection. It is based on two pillars. First, it studies the issues related to the protection of civilian populations in armed conflicts, including “humanitarian protection” activities. In this regard, while welcoming the mainstreaming of the protection, the author proposes to clarify the centrality of each type of activity to the protection. Secondly, the potential and limits of the “Responsibility to Protect” concept are explored, whereby the author suggests that utilizing the R2P concept as such for the IDP cause might have counter-productive results.

To ensure more effective protection, it is necessary, the author says, to reconsider the possibilities of IDP protection in a comprehensive and varied way, not limited to IDP-specific policy debates. However, it is argued that global advocacy tools should be chosen cautiously by IDP advocates in order not to hamper the possibilities of dialogue-based IDP protection, nor undermine achievements thus far.

* 成蹊大学文学部准教授、Associate Professor, Faculty of Humanities, Seikei University
E-mail: hakata@fh.seikei.ac.jp

I. はじめに

国際社会が抱える重大な人道問題の一つに国内避難民問題が挙げられる。国内避難民とは、武力紛争、一般化した暴力、人権侵害、自然災害または人為的な災害などによって移動を強いられつつも、自国内に留まる人びとのことである¹。現在、世界で2,600万人はいると推定される(IDMC 2009:8)。かつて国内避難民は国際社会から半ば見捨てられた状態にあったが、1990年代以降、国内避難民問題への国際的な関心が急速に高まり、国際連合(以下、国連)において具体的な取り組みが進んだ(墓田2005)。1992年の「国内避難民に関する国連事務総長代表」(以下、事務総長代表)²のポストの創設、1998年の「国内強制移動に関する指導原則」の国連人権委員会への提出はその一例である(GPID日本語版作成委員会2010)。また、機関的な取り組みとして、国連では「クラスター・アプローチ」の下、各クラスター(分野)で関連する機関の活動を調整し、国内避難民問題に対応しようとの方針が定まっている。このように国連の対応においては一定の方向性が見出されたところである。

こうした展開を下支えしてきたのは、過去二代の事務総長代表³や国内避難民の問題に関心を寄せる民間のアクター(NGO、シンクタンク、研究者など)が各国政府や国連機関を巻き込んで行った政策議論やアドボカシー活動であった。そうしたなか、国内避難民の保護とは無縁とは言えない政策議論や活動が別のところでも行われてきたことは注視すべきである。

すでにIASCを中心に国内避難民の保護の方法論について検討がなされ(Bagshaw and Paul 2004)、保護クラスターにおいても実践的な議論がなされている。また、それらに先駆けて人道的アクター⁴が紛争の現場では「人道的保護」と称される活動を試みてきており、これまでの経験を基に、保護の方法論について議論を重ねてきた。こうした実践的な議論は、国内避難民についての狭義の議論とは異なる枠組みでなされたものだが、現場レベルでは国内避難民の保護に直結するものである。同様に、国連安全保障理事会(以下、安保理)が力を注いできた「武力紛争における文民の保護」に関する政策議論も国内避難民に特化したものではないが、彼らの保護を考える上で留意すべき要素である。さらには、ルワンダとスレブレニツァの惨事を繰り返すまいと提唱された「保護する責任」も、極限の状態において人びとの安全を確保しようという点では国内避難民の保護と無関係ではない。いや、無関係どころか、国内避難民の保護の中心に位置する概念で

¹ 「国内強制移動に関する指導原則」の序(2)では、国内避難民とは、「特に武力紛争、一般化した暴力の状況、人権侵害もしくは自然もしくは人為的災害の影響の結果として、またはこれらの影響を避けるため、自らの住居もしくは常居所地から逃れもしくは離れることを強いられまたは余儀なくされた者またはこれらの者の集団であって、国際的に承認された国境を越えていないものをいう」と述べている。

² 2004年にヴァルター・ケーリン氏が就任した際、代表職の名称は「国内避難民の人権に関する事務総長代表」に変更された。また、2010年6月には、同代表の職務は新設される「国内避難民の人権に関する特別報告者」に引き継がれることが決定している(人権理事会決議14/6)。

³ 初代の事務総長代表のフランシス・M・デン氏(在任期間は1992年から2004年まで)および二代目の事務総長代表のヴァルター・ケーリン氏(在任期間は2004年から2010年まで)は、国内避難民問題に関する国連の取り組みを促す役割を果たしてきた。ケーリン氏は「国内強制移動に関する指導原則」の起草者の一人。デン氏は現在、「ジェノサイドの予防に関する事務総長特別顧問」を務める。

⁴ 本稿では「人道的アクター」を人道的な活動に携わる国連および国際機関、国際およびローカルNGOの総称として使用する(軍や軍事組織は除く)。国際機関と民間団体という隔たりや、職務権限もしくは活動方針の違いは小さくないが、武力紛争などの場面で人道的アクターが成し得ること(または成し得ないこと)に着目した場合、一定の共通項があると考えられるからである。

あるかもしれないのである。

方法論は異なれども、これらの議論や概念は、国内避難民を含めた市井の人びとをいかにして武力紛争や虐殺の恐怖から守るかという視点に立脚するものである。人道目的の軍事行動、特に強制的な武力行使といった手段に対しては異論もありえよう。しかし、国内避難民の保護をより確実なものにするためには、国内避難民問題に特化した政策議論の枠に留まらず、保護の可能性を包括的かつ多面的に考える必要がある。本稿はその点を踏まえ、①武力紛争における人びとの保護と、②「保護する責任」の概念という二つの分析軸に沿って、国際平和と安全に関する近年の政策議論を国内避難民の保護の観点から考察するものである⁵。

なお、国内避難民の保護の第一義的な責任は彼らが所在する国家が負っており、その前提に立てば、国際社会がこの問題に取り組むには当事国と対話を行うことが重要である。この基本姿勢は歴代の事務総長代表や国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) が実践してきたものであり、今後の取り組みにおいてもこの点に大きな変化はないと思われる。また、人道目的で行われる軍事行動が国内避難民の保護につながったことはこれまでも皆無ではないが、国内避難民の全体像から見れば限られた事例である。これらの点をあらかじめ確認しておきたい。

II. 武力紛争における人びとの保護

国内避難民に関する狭義の政策議論とは切り離された形ではあるものの、人道的アクターの間では、これまでの実践を踏まえ、武力紛争下の人びとを保護するための方法論が議論されてきた。他方、安保理においても「武力紛争における文民の保護」⁶を議題に掲げて同様の趣旨の議論が行われてきた。まずは、これらの議論を軸に、武力紛争において国内避難民を含めた一般の人びとを実効的に保護するための方策と問題点を検証する。

1. 「保護」をどのように構想するか

近年、人道的な活動に携わる国連機関やNGOが、武力紛争の状況において一般住民の保護に関与するようになった。第二次大戦後、国際人権法や国際人道法が加速度的に整備されたものの、最大の課題はこれらの法の遵守をいかに確保するかであった。狭義の人権保障の取り組みとは接点の薄かった人道的アクター、さらには平和維持活動 (PKO) が、武力紛争下で生じるさまざまな危険や恐怖から一般住民を保護しようと試みている。これまでの法的アプローチとは異なる形ではあるが、こうした試みが国際人権法や国際人権法の実効的な履行の確保につながることが期待されるのである。とは言え、「保護」自体が(「平和」を語るのと類似して)包括的な概念であり、多様な論点や方法論を提起す

⁵ これらの二つの分析軸はそれぞれ異なる性質の議論を惹起するが、国際法で言うところの *jus in bello* と *jus ad bellum* の問題をなぞらえることにもなる。2010年3月の「難民法研究会」での山本哲史氏(東京大)の指摘。

⁶ 英語では *Protection of civilians in armed conflicts* と表される。英語の *civilians* について、本稿では、安保理の政策議論の文脈では「文民」の訳語を、その他の一般的な文脈では「一般住民」「人びと」などの訳語をあてる。

ることになる。したがってこの問題についての議論も混乱しがちとなるのだが、国内避難民の保護の観点を織り込みながら、問題点を整理してみたい。

(1)国内避難民の先にある課題

緊張を抱えた国の中に入って国内避難民の保護に関わることは、パンドラの箱を開けるようなものである。武力紛争や人権侵害などによって移動を余儀なくされた国内避難民の中には避難先で安全を得た人もいれば、避難先や避難の途中で(再び)身の危険に遭遇する人もいる。しかし、問題はここ先である。紛争や迫害の危険にさらされながらも、住み慣れた土地や生活の場から離れることのできない(または積極的に望まない)住民もいるだろう。その土地に留まる人たちは、状況が悪化するにつれ、安全な場所を求めていずれは逃れるかもしれない。いや、逃れるよりも早く、武装勢力に追放されるかもしれない。体力のある人であれば避難や移動もできるが、体の弱っているお年寄りや身体に障がいを持った人たちは動くこともままならないだろう⁷。また、住んでいる街や村が包囲されたり、雨季などで道が閉ざされたりした場合、住民がその場に閉じ込められてしまう可能性もある。その場合、「避難」という、自らを守る最後の手段すら望めなくなる。

脆弱な人びとは何も国内避難民に限らない。すでに避難した人たちだけを保護すればそれで良いのか、それとも避難民とはなっていないが人命の危機にさらされ、場合によってはより脆弱な人びとにも保護の手を差し伸べる必要はないのか。それは国内避難民の問題を考える際に避けては通れない問題である。Humanitarian Policy Groupの報告書は、人道活動の改革の動きによって国内避難民の優先順位が高まったものの、その陰で住民全体のニーズに対応するためのより包括的なアプローチが犠牲となったと警鐘を鳴らしている(O'Callaghan and Pantuliano 2007:13)⁸。国内避難民のアドボカシーに加わる者は、このような指摘に真摯に耳を傾けなくてはならないだろう。

人道的アクターが試みてきた保護の活動をめぐる議論や、安保理での「武力紛争における文民の保護」の政策議論は、国内避難民を含め、武力紛争下で危機にある人びとを救済しようとするものであり、武力紛争という場面に限っては、国内避難民問題に関する狭義の政策議論よりも踏み込んだ対応策を提示している⁹。国内避難民との関連で検証しなければならない理由もそこにある。

(2)多様なアクター、異なる保護のアプローチ

それでは、実際にはどのようなアクターが存在し、どのような保護のアプローチが想定しうるのだろうか。

武力紛争においては、国連の安保理が決議の採択や外交交渉を通じて紛争当事者に人道規範の遵守を要求することがあるが、このような政治レベルでの働きかけは人びとの保護を確保する上で必要不可欠である。安保理はアクターであると同時に、フォーラム

⁷ クロアチアのクライナ地区でクロアチア軍によって行われたOperation Stormにおいて、逃げ遅れた多数の老人が攻撃や殺害行為の犠牲となったことが伝えられている(Paul 1999:23)。

⁸ そうした懸念はグローバル・レベルの保護クラスターでの議論にも反映されたようであり、2007年には、UNHCRの保護の範囲は、国内避難民を受け入れている住民や強制移動の危機にある住民など、その他の「被災した住民」を含むことが合意された(O'Callaghan and Pantuliano 2007:13)。

⁹ ただし、自然災害や開発計画による住民の強制移動の問題のように、すべての国内避難民が武力紛争という文脈の中で捉えられるものではない。国内避難民の問題は別途、包括的に対応していく必要がある。

でもある。政治指導者や外交団などの政治的アクターが安保理という多国間外交の場や二国間外交の場でさまざまな働きかけを行うこともあろう。また、状況に応じて安保理はPKOや多国籍軍の派遣を決定ないしは許可することもあろう。その場合、現地に展開するこれらの軍事的アクターが一般住民の保護に貢献する可能性がある。そして、人道援助の文脈であれ平和構築の文脈であれ、保護における人道的アクターの役割は小さくない。まずは、UNHCR、世界食糧計画(WFP)、国連児童基金(UNICEF)、国際移住機関(IOM)、国連開発計画(UNDP)といった実働型の国際機関の活動が想定される¹⁰。また、実働型ではないが、国連の人道援助活動を調整し、アドボカシー活動に従事する緊急援助調整官(ERC)¹¹と国連人道問題調整事務所(OCHA)、現地に展開する人道調整官・常駐調整官、さらには各国および各テーマに関する事務総長特別代表(あるいは特別報告者)の役割も重要である。さらには、NGOではあるが国際人道法によって特別な地位を与えられている赤十字国際委員会(ICRC)を始めとして、国境なき医師団(MSF)、OXFAM、CARE、Save the Children、World Visionなどの実働型の国際NGOが展開することも考えられる。加えて、ローカルNGOの中には国際NGOが展開する以前から保護を試みているものもいよう。なお、多くの場合、現地の惨状を外界に伝え、世論を左右し、諸国家に対して行動を促す役割をメディアや一部のNGO¹²が担っている。これらは保護の中心的なアクターではないとしても、広義のアクターとして捉えても良いだろう。

これらのさまざまな政治的、軍事的、人道的アクターは異なる行動原理や職務権限(あるいは活動方針)を有するため、保護のアプローチも異なり、全体としてみれば多様な保護の可能性を提示している。そこで、紛争下の一般住民の保護を検証したホルトとバークマンの研究(Holt and Berkman 2006:35-44)を手掛かりに、しかし加筆修正を施しつつ、考える保護のアプローチを表1(次ページに掲載)のとおり整理してみたい。

このうち強制的軍事行動のアプローチは極めて例外的な手段ではあるが、進行している虐殺から人びとを救うには、根本原因の物理的除去が必要となることがあるだろう(それは20世紀の歴史が教えるところである)。このアプローチは後述する「保護する責任」の思考とも重なり合う。なお、一般的に保護の手段として論じられることは少ないが、人道的救出のアプローチを筆者にて加えた。交渉を通じてであれ、軍事行動を通じてであれ、国際社会が正規軍や武装勢力の危害から一般住民を守り切ることができないのであれば、人道的救出(humanitarian evacuation)は保護の手段として検討されるべきだろう¹³。紛争避難民が世界に多く存在する事実は、内外の政治的アクターが紛争の発生や拡大を許してしまったために、人びとは逃れることによって自らを保護しようとしたことの証左でもある。人道的救出が民族浄化の戦略に加担する可能性は排除できないが、パトロールなどの活動よりも確実に人びとの安全を確保できるかもしれない。

これらの多様なアプローチが存在するが、実際のところは、それぞれのアクターが自

¹⁰ 国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)も近年では平和構築活動の枠内で人権のモニタリングを行っているが、紛争地で人権保護活動を行う実働型のアクターと言えるには道のりは長く、現時点では対象外とする。

¹¹ 緊急援助調整官は、OCHAの長を兼ねる人道問題担当の国連事務次長。

¹² ここではアドボカシー活動に特化したNGOに加え、アドボカシー活動を行う一部の実働型のNGOを想定。

¹³ 人道的救出は保護の手段として顧みられることはないが、過去にUNHCRが関与した大規模なオペレーションとしてはコソヴォ難民の救出があり、その際にガイドライン(UNHCR 1999)が出されている。しかし、その後、制度的に議論された記録は少なくとも公開資料としては残っていない。

表1 保護のアプローチ

I 法に基づくアプローチ
国際人道法や国際人権法によって紛争当事者に課され、義務として履行される保護(国際刑事裁判の進展による抑止力や、司法・立法分野の国際協力による環境整備も想定される。後者には「国内強制移動に関する指導原則」の国内法化を含む。)
II 交渉・折衝・説得によるアプローチ
安保理、各国政府、人道的アクターなどが紛争当事者に要求し、その結果得られる保護(ただし、安保理およびその周辺、紛争当事国の首都・州都・市町村等、どのレベルでどのように交渉・折衝・説得するかは状況によって異なる。場合によっては、グローバルな世論喚起による後押しを含む。)
III 人道援助のアプローチ
人道援助物資およびサービス(食糧、給水、基礎医療、身分証明書の発行、安全情報の提供等)を一般住民に提供し、生命の維持ないしは生存の確保に貢献するという意味での保護
人道援助やサービスの実施方法の工夫を通じて、人びとの安全が高まることによる保護
IV 平和維持のアプローチ
PKOや多国籍軍が治安や安全を確保し、人道援助の提供を側面的に支援する(「人道的空間」を確保する)という意味での保護
PKOや多国籍軍の展開が敵対的攻撃への抑止に貢献することによって得られる保護(難民キャンプ、安保理が設定する「安全地域」およびその他の一般住民の居住区での警備やパトロールがもたらす保護を含む。)
V 強制的軍事行動のアプローチ
大量殺戮、民族浄化、ジェノサイドなどの行為を根本的に制止する目的で行われる強制的軍事行動によってもたらされる保護
VI 人道的救出のアプローチ
差し迫った危険から人びとを救出し、安全な地域(国内外)に移動させることによってもたらされる保護(国外の場合は庇護ないしは暫定的保護の提供が想定される。)

※ホルトとパークマンの研究を参考に筆者にて作成

らの適性或職務権限(または活動方針)に基づいた活動を実施することになる。言うまでもなく、人道的アクターが強制的軍事行動を実施することは考えられないし、その逆に軍事的アクターが人道援助に関与する場面は限定的である¹⁴。たとえ職務権限や活動方針に則ったアプローチであっても、関与の是非を判断し、実施可能性と妥当性を検証したならば、一つのアクターが特定の場面でとりうる選択肢はますます限られてこよう。それでも、全体としてみれば「保護」のアクターとアプローチが多様であることには変わりなく、保護を包括的に捉えようとすればするほど、異なるアクター間で共通の認識を得にくくなることが指摘されるのである¹⁵。

¹⁴ イラクやアフガニスタンでは安定化戦略の一環として米軍やNATO軍が人道援助アクターの役割を果たす機会は増えているが、軍事的アクターの活動の全体像から見れば、人道援助は限定的な活動であろう。

¹⁵ 論じられる「保護」について、ダースィ(James Darcy)は「我々は同じことについて語っているのだろうか?」と問いかけ、アメリカ海兵隊員の「一般住民を保護したいなら、悪い奴らを殺しに行け」という発言を引き合いに出し、アクターによって保護に関する認識が大きく異なることを指摘した。2007年4月、Overseas Development Instituteで開かれた、「一般住民の保護への政治的および人道的アプローチ」をテーマにした会合でのダースィの報告(ODI 2007)。

2. 人道的アクターによる保護 ―「人道的保護」の可能性と限界―

人道的アクターは具体的にどのように人びとを保護しようと試みてきたのか。それは、「人びとが多数殺害されているときに、食糧や援助物資を配給するだけで許されるのか」といった現場からの問いかけへの実践的な回答でもあった。1990年代のボスニア紛争などでは、多くの住民が援助物資を得ながらも、武装勢力の攻撃から保護されることなく亡くなっていったが、論者たちは国際社会への批判を込め、これらの人びとを「栄養の生き届いた死者」(well-fed dead)と呼んだ¹⁶。そうした極限の状況において人道的アクターに何ができるかが問われ、冷戦後の混乱期から現在に至るまで、紛争下の人びとを保護しようと無数の努力や工夫が重ねられてきたのである。ここでは各種フォーラムでの議論を参考に、人道的アクターにとっての保護の方法論を検証してみたい。

(1)「保護」の意味するところ

人道的アクターにとって「保護」は何を意味するのか。機関間常設委員会(IASC)を含め(IASC 2004:41)、人道的アクターによって頻繁に引き合いに出される1999年のICRCワークショップで人道的アクターが合意した定義をここでも引用しておく。

「保護の概念は、関連する法(すなわち人権法、国際人道法および難民法)の文言と精神に従い、個人の権利の十分な尊重を確保するためのすべての活動を含むものである」¹⁷。

先ほど紹介したホルトとバークマンの研究が示すように、武力紛争下において一般住民を保護するにはさまざまなアプローチが想定される。「十分な尊重」や「すべての活動」に言及する上述の定義が示すように、人道的アクターが目指す「保護」は包括的な概念であるが、実働型の人道的アクターにとっての選択肢は自ずと限られている。いくつかの代表的な活動や行動を見ておきたい。

①サービスや物資の供与における保護への配慮、またはこれらを通じた保護の向上

人道的活動を行う際に、受益者の安全に配慮した工夫が頻繁になされている。国内避難民のキャンプから離れて水や薪を取りに行く女性が性暴力に遭う事態を避けるため、給水施設をキャンプ内(または身近なところ)に設置したり、燃費の良い改良かまどを提供し、薪を取りに行く回数を減らすなどして、危険を軽減する工夫がなされている。また、援助物資を提供する際、女性に配給することによって女性のエンパワメントを促すこともできるだろうし、キャンプの設営に女性を参加させることによって女性が危険に感じる要素を軽減することも可能となる。これらは保護に配慮した活動と言えよう。さらには、UNHCRによる身分証明書の発行や、居住区の周囲や移動先(帰還先など)の治

¹⁶ 1990年代、ブルッキングス研究所のコーエンはwell-fed deadという言葉を書作で多用し、その結果、この言葉は彼女の名前とともに広まった。Cohen and Deng (1998:10)にwell-fed deadの使用例がある。

¹⁷ 原文は、“The concept of protection encompasses all activities aimed at obtaining full respect for the rights of the individual in accordance with the letter and spirit of the relevant bodies of law (i.e. human rights law, international humanitarian law and refugee law).”となっている。ICRC, *Third Workshop on Protection, Background Paper*, 7, January 1999, Geneva, ICRC, cited in O’Callaghan and Pantuliano (2007:5)。

安情報の提供など、保護に関連した活動も受益者にとっては重要である。

②存在することによる保護

すべての場合において有効とは限らないが、人道的アクターが住民のそばに存在し、さまざまな場面で介在することによって、住民の保護に貢献できる場合がある。ボスニア紛争で実際に行われ、それ以来、「存在による保護」(protection by presence)として知られる手法である¹⁸。一定の抑止効果が期待できるのみならず、積極的な(proactive)介入を伴えば、人権侵害の防止や停止にもつながると考えられる。その一方で、部外者にとって特定しやすい場所(国内避難民のキャンプなど)や比較的安全な地域にしか外国人スタッフが展開していない場合もあり、すべての紛争地をカバーすることは難しい。人道的アクターの存在に恐れをなさない武装集団に対してはこの方法は有効に機能しないだろう。また、「存在による保護」が政治的アクターの無関与のアリバイ作りに利用されることも考慮に入れておかなければならない。

③交渉・折衝・説得(場合によっては世論喚起による後押しを含む)を通じた保護

国民を保護することが国家の責任だとすれば、その責任が果たされていない場合、国際社会が当事国に対して保護を求めて働きかけを行うことは当然の流れである。人道的アクターがそうした働きかけを行うとすれば、多国間外交の場のみならず、当事国の首都・州都・市町村といったさまざまなレベルが想定される。実際、ニューヨークやジュネーブで政治的アクターが当事国の代表に保護を促したとしても、それが本国に伝わり、当事国の外務省から治安担当の省庁に伝達され、村のレベルにまで指示が適切に届くとは考えにくい。当事国の適切なレベルで、人権侵害の即時停止、各種許可証や査証の発行、居住区の安全確保の要請、武装勢力への対応といった事項を申し入れ、その必要性を説得できなければ、人びとの保護は図れないだろう¹⁹。また、この場合、現場に存在することが前提となる。なお、世論喚起をすることで人びとの保護が高まる場合があるかもしれないが、公開アドボカシーについては積極論と慎重論の両方が存在する。

人道的アクターによるこれらの活動や行動は、「人道的保護」(humanitarian protection)と呼ばれることがある²⁰。UNHCRやICRCといった保護の職務権限が与えられている機関や団体と異なり、所定の権限を持たないNGOによる保護の取り組みに言及する際に用いられる言葉である。しかし、人道的保護という考え方には、UNHCRのデュリウのように違和感を表明する向きもある(Durieux 2009)。ICRCのあるスタッフも専門家会合の場で、人道的活動のすべてが「保護」という括りで論じられる傾向に異論を唱えた(HPG n.d.:para. 24)。たしかに、物理的な危険から人びとの身体や安全を守る行動が、改良かまどの普及や身分証明書の発行などよりも保護の中心に位置しなければならないことは

¹⁸ この手法の精緻化を試みたマニュアル(Mahony 2006)も存在する。

¹⁹ 人道的アクターのための交渉方法は、Mancini-Griffoli and Picot (2006)に詳しく紹介されている。

²⁰ この用語は、例えば、Slim and Eguren (2003)やSlim and Bonwick (2005)などでも用いられる。なお、日本のNGOはこれらの活動を片仮名で「プロテクション」と言い表している(外務省NGO研究会2008)。片仮名を使用したのは、「保護」だけでは言い表せない要素を含む包括的な概念であると認識されるからだろう。外務省NGO研究会(2008:2)は、「プロテクション」を「受益者の権利保障をあらゆる事業の中で確保していくこと」と位置付ける。

論を俟たない。その一方で、保護の主流化(mainstreaming)が進んだことにより、「保護」と「援助」との区別が一層難しくなり、そうした諸々の活動や行動が「保護」に包括される現実がある。しかし、「保護」の文脈で語られる活動や行動を細かく見るならば、間接的に保護を促す活動から、物理的な危機から直接保護する行動までさまざまであり、危険からの保護との関係性はそれぞれに異なる。このことは「保護」を論じる上で重要な点である。

そこで、本稿では保護の主流化を歓迎する立場をとりつつも、人道的保護と呼ばれる活動については、表2に示したように、①「保護に配慮した活動」(protection-sensitive activity)、②「保護に関連した活動」(protection-related activity)、③「保護的行動」(protective action)、④「物理的保護」(physical protection)の4つに分けて捉えることを提唱したい²¹。例えば、先ほど紹介した国内避難民のキャンプ内での改良かまどの導入などは「保護に配慮した活動」であり、人権侵害や攻撃を中止させるための交渉は「保護的行動」とみなすことができよう。簡単に整理できるものではないが、たとえ大まかなものであったとしても、類型化の試みによって、包括的に語られる「保護」の本質と、個々の場面での優先順位とがより明確になると考えられる。

表2 人道的アクターによる人道的保護の類型

① 保護に配慮した活動(protection-sensitive activity)
受益者への危険を軽減させる、または受益者の人権に配慮した要素をサービスや物資の供与に取り入れること(改良かまどの導入、身近な場所での井戸の設置、ジェンダーを意識した援助の提供方法など)。
② 保護に関連した活動(protection-related activity)
身分証明書の発行、居住地域や避難民の移動先(または帰還先)の治安情報の提供すること。
③ 保護的行動(protective action)
政府当局や武装勢力との交渉・折衝・説得を通じて住民の安全を確保すること。存在することによって、攻撃への抑止を図ること。
④ 物理的保護(physical protection)
存在することによって受益者の安全を図ること、それが難しい場合には、差し迫った危険から人びとを救出し、安全な地域に移動させること。

(2)可能性と限界

実定法として存在する規範であっても、その実効的な遵守が確保できなければ、人びとにとってはなきに等しい。国際人権法の諸条約で想定される個人通報制度や国別審査制度では発生中の人権侵害に迅速に応じることは困難であるし、国際人道法で役割が定められているICRCにしても、世界で発生している紛争のすべての場面で介在できることは限らない。そうした状況を克服すべく、さまざまな人道的アクターが従来とは異なる形で武力紛争下の人びとの権利と生存を守るために取り組んできた。このことは歓迎すべきであろう。と同時に、人道的アクターが保護に関与するにつれ、彼ら自身が紛争の犠牲となる危険性が高まったことにも留意する必要がある。1997年から2008年までの12年間だけでも人道的アクターの間で犠牲者711人、負傷者539人、誘拐被害者368人を

²¹ これらの表現は筆者のオリジナルではなく、すでに人道的保護の議論で使用されているものであることを付記しておく。

出すに至っている(Stoddard *et al.* 2009:11)。紛争下の人びとの保護は、このような代償の上に成り立っていることをあらためて認識しておきたい。

しかし、命を賭してまで行われる人道的アクターによる保護の試みは、どれだけ人びとの必要に応じられるのだろうか。概して保護は包括的な取り組みとして提示されがちであるが、先に説明したとおり、「保護」と呼ばれる実践の中には「保護に配慮した活動」、「保護に関連した活動」、「保護的行動」、「物理的保護」といった異なる側面がある。物理的保護の典型的な事例であるが、2008年のグルジア紛争においては、UNHCRが住民の避難のための輸送手段を提供し、適切なタイミングで人びとの安全確保に貢献したことがあった(墓田2009:18)。しかし、保護を唱えながら、「保護に関連した活動」や「保護に配慮した活動」がなされる場合(それは最近の傾向でもあるのだが)、それらの活動の陰で本質的な保護の意味が失われていないかを問わなければならない。つまり、砲撃、焼き討ち、追放、殺人、誘拐、強奪、性暴力、四肢の切断といった事態に、保護と称した活動が本当に対応できているかということである。保護的行動あるいは物理的保護が必要とされているにもかかわらず、人道的アクターが保護に配慮した活動のみに従事している場合、受益者の必要性と提供者の活動には乖離があると言わざるを得ない。しかし、それは人道的アクターの責に帰すべき問題ではない。

国境なき医師団UKのデュボイスは、「我々は、人道的保護の限界を理解し、受け入れなければならない」と述べ、「我々、人道援助に携わる者たちは、保護と呼んでいるものについて正直にならなければならない。『保護』という言葉が一般人にとって多くを伝達することを知らず、限界がある危険性の軽減あるいは意識の向上は、『保護』活動という名前で呼ばれるべきではない」と言い切る(DuBois 2010:4)。限界の中で可能な限り保護を図ろうと人道的アクターが努力しても、それが受益者の真の必要性に込んでいるかは別問題である。丸腰の人道的アクターがなしうることにはそもそも限界がある。人道的アクターがすべての仕事を抱え込む必要はないのであって、政治的アクターや軍事的アクターがそれぞれに異なるアプローチで人びとの保護を図っていく重層的な対応が重要である。

紛争の根本的解決がなければ、人道的アクターの活動は「焼け石に水」となってしまう。穿った見方をすれば、そもそも政治家や外交官が解決できない武力紛争という問題の後始末を人道的アクター(またはPKOに参加する軍事的アクター)が担ってきたのである。国連難民高等弁務官時代の緒方貞子はこう述べている。「平和なくして、人道援助だけでは惨禍を回避することはできない。国連PKOと人道援助は極めて重要であるが、平和が訪れなければ、これら自体が戦争に束縛されてしまう。政治的解決を見つけるための政治的意思に代替するものはない。平和維持と人道的行動が実効的であり続けるためには、そのような政治的責務が欠かせない」(Ogata 1995:127)。緒方のこの主張は今でも正しい。紛争解決のための政治的努力を続けた上で一般住民の保護の試みであるならまだしも、人道援助や「人道的保護」の取り組みが政治的解決不在の免罪符として利用されることには慎重に対応しなければならぬ。人道的な活動は政治的解決の代替策とはなりえないことを、人道的アクターの側から絶えず発信しておく必要があるだろう。

3. 国連安保理での「武力紛争における文民の保護」の議論

安保理での「武力紛争における文民の保護」の議論は、PKOを含めた国連全体での対応を念頭に置きながら、紛争下の人びとの安全を確保しようとするものである。いわゆる

人道的介入をめぐる従来の学術的な論争は介入の是非論に終始し、具体的な保護の方法論を顧みることは多くはなかった(もっとも、後者は現場を知る実務者に委ねたほうが良いのかもしれない)。そのことを考えれば、安保理においてより本質的な議論が始まったと言うべきなのかもしれない。

(1) 背景と経緯

1999年頃から、国際平和に関する1990年代の国連の活動を総括しようとする動きが活発化した。その発端となったのは紛れもなく、いずれも安保理が関与しつつも、80万人に及ぶ犠牲者の発生を食い止めることができなかったルワンダでの虐殺と、多数の住民が「民族浄化」の犠牲になったボスニア・ヘルツェゴビナでの紛争である。これらの出来事は国際刑事裁判の実施と普及につながった一方で、国際平和の維持における国連の役割を省みる動きに結び付いた。アナン事務総長(当時)が2000年3月に召集した「国連平和活動パネル」はそうした試みの代表的存在である(UN 2000a)。また、後述する「保護する責任」という概念を生み出した「介入と国家主権に関する国際委員会」も、ルワンダやスレブレニツァでの反省に基づいて2000年9月に設立されたものである。

こうした動きとは別に、1998年に提出された二つの事務総長報告書、すなわち『アフリカにおける紛争の原因と恒久的平和および持続可能な開発の促進』(UN 1998b)と『紛争状況における難民等への人道援助のための保護』(UN 1998a)での分析を踏まえて、「武力紛争における文民の保護」という新たな課題が安保理の場で論じられることとなった。その流れを作り出したのは、ピアソン以来PKOに多大な貢献を行い、1997年の対地雷禁止条約の調印でも成功を収めたカナダ政府であった。1999年2月、安保理議長国であったカナダは「武力紛争における文民の保護」(Protection of civilians in armed conflicts)という議題のもとで公開討論を開催した。「人間の安全保障」(human security)²²を外交方針に掲げた同国のアクスワージー外相(当時)自らが冒頭説明を行い、ベラミーUNICEF事務局長(当時)、ソマルガICRC会長(当時)、オトゥヌ子供と武力紛争に関する事務総長特別代表(当時)などが討論に加わった。この年の9月にはこの議題での最初の事務総長報告書『武力紛争における文民の保護』(UN 1999)が提出され、安保理は決議1265(1999)を採択した。1999年2月に討議を開始してから現在(2010年7月)まで、この議題に関して安保理は5本の決議と8本の議長声明を採択するとともに、事務総長から7本の報告書を受理している²³。

(2) 議論の内容

「武力紛争における文民の保護」の枠組みで論じられたテーマは多岐にわたる。これはひとえに、一般住民の状況、カテゴリーおよびニーズ、保護のアプローチ、さらには保護を施すアクターが多様であるからだろう。これまでの決議、議長声明および事務総長

²² 「人間の安全保障」と訳したものの、カナダ政府が提案したhuman securityは、日本政府が推進したhuman securityあるいは「人間の安全保障」という日本語の下で語られるものとは必ずしも同一ではないことに注意する必要がある。人間の安全保障のさまざまなアプローチについては、福島安紀子(2007)に詳しい。

²³ 直近の動きとしては、2009年11月に安保理決議1894(2009)が採択され、2010年7月、安保理でこのテーマに関する公開討論が開かれている。

報告書では多岐にわたるテーマが取り上げられているが、安保理は、紛争被災民²⁴の保護に関連して自らが考慮すべき事項を示した「覚書」(Aide Memoire)(UN 2009a)を作成している。この「覚書」は考えられる対応策を網羅したガイドライン的な文書でもあり、議論を俯瞰するには適していると思われる。概要を表3(次ページに掲載)に記しておく。

(3)意義

安保理が武力紛争下の一般住民の保護に関与することは、国内避難民の保護にとってどのような意義を持つのだろうか。また、安保理での議論の展開をどのように解釈すべきだろうか。あわせて考えてみたい。

安保理での過去10年あまりにわたる議論を通じて、国内避難民を含めた紛争下の一般住民の脆弱性への認識が高まったことは歓迎すべきことだろう。安保理はすでに1990年代に決議の中で難民や国内避難民を含めた「弱者グループ」(vulnerable groups)に言及するようになった。これには、紛争下で苦しむ人びとへの国際的な関心が高まったことや、PKO活動が実際にそうした人びとと接点を持つようになったことが背景にあるが、「武力紛争における文民の保護」の議論がそうした機運を制度的に維持することに貢献したとも推察できよう。こうした認識の高まりは、具体的には保護の主流化を推し進めることとなった。つまり、国連機関の活動において人びとの保護が無視できない要素として論じられ、またPKOの職務権限にも一般住民の保護が含まれるようになり²⁵、それぞれの分野で保護に向けた創意工夫がなされてきたのである。国内避難民の問題に特化したものではないものの、政治的アクターが安保理での議論を通じて、国内避難民を含めた脆弱な人びとの保護の必要性を認識し、問題の理解を深めてきたことは意義深い(決議や議長声明の文面を信じるならばではあるが)。

この議論をめぐっては、国連の場でのアクター間の関係やフォーラムに期待される役割に興味深い変化が見られる。すでに1990年代、安保理の討議に難民高等弁務官が臨時に招かれることがあったが、「武力紛争における文民の保護」に関する公開討論は、より制度的な形で人道的アクターと政治的アクターとが接する場を提供してきた。これまでも定期的に緊急援助調整官が安保理の討論に参加してきており、人道的アクターの見解を政治的アクターに対して表明する機会となってきた。人道的アクターにとっては格好のアドボカシー活動の場となったことは確かである。また、安保理での「武力紛争における文民の保護」の議題設定を契機に、国連での人道問題に関する議論の重点が総会から安保理に移行したことも注目に値しよう²⁶。総会での審議が国連の組織改編につなが

²⁴ conflict-affected populationは「紛争被災民」と訳されることが多いが、直接の被害を含めて、紛争がもたらすあらゆる影響を受ける人びとと理解すべきだろう。

²⁵ 安保理決議1894(2009)は、PKOの計画策定と職務権限において一般住民の保護の必要性を考慮に入れることなどを再確認するとともに、事務総長に対しては関係各国と協議の上、一般住民の保護のための「運用上の概念」(operational concept)を策定するよう求めている(para.18-24)。なお、Holt *et al.* (2009)がPKOによる文民の保護について詳細な分析を行っている。

²⁶ ヨルダン政府の提案を受けて、総会は1980年代から「新国際人道秩序」の議題で人道問題を討議してきた。そこでの議論がフランス政府の提案による「人道アクセス」を促す決議43/131や、緊急援助調整官の事務所(後に国連人道局(DHA)と命名され、1997年にOCHAに改編)を設立した決議46/182に結び付いた経緯がある。しかし、「武力紛争における一般住民の保護」の議論が始まって以降、総会での議論にもはや勢いは見られず、人道問題に関する議論の重心が安保理・OCHA・国連PKO局の三者間に移ってしまったように見受けられる。ヨルダンのゼイド王子(元駐国連大使)が上述の三者間の政策議論に深く関与してきたのも示唆的である。

表3 保護に関して考慮すべき事項

① 紛争被災民の一般的な保護の関心事項	
a) 紛争被災民の保護・援助	紛争被災民の基礎的なニーズに関する紛争当事者の責任；国際人道法および人権法に反して行われる一般住民への暴力または虐待への対応（非難、即時中止の要請）；紛争当事者に人道法厳守を要請（殺人、身体の切断、残虐的取扱い、個人の尊厳に対する侵害、レイプ、性的隷属、強制売春・妊娠・断種、その他性的暴力、および生存権の侵害の禁止について）；一般住民の保護への貢献をPKO等の職務権限に含めること（状況次第、ケース・バイ・ケースで）
b) 強制移動	紛争当事者に強制移動の回避・予防・対応を要請；移動の自由、出国し、庇護を求める自由；キャンプの安全確保（PKO等の職務権限にも導入）；地域機関を通じた国内避難民・難民に関する政策・活動・アドボカシーの発展；安全で、自発的かつ尊厳のある帰還と再統合
c) 人道アクセス・人道援助従事者の安全	人道アクセスへの障害の撤去；人道援助の円滑化の義務；紛争当事者に人道法厳守を要請（住民を飢餓状態に置くことの禁止、人道的かつ公平な救援活動への合意について）；PKO等による人道援助の提供（状況次第、かつ要請に応じて）；人道援助従事者の安全確保（攻撃の批難、即時停止の要請）
d) 戦闘行為の遂行	一般住民に対するすべての暴力行為・虐待への対応（非難、即時中止の要請等）；紛争当事者に人道法厳守を要請（直接攻撃、巻き添えになるような攻撃、人道援助従事者や物資・施設への直接攻撃等の禁止について）
e) 小火器・軽兵器、地雷、爆発性戦争残存物	不法な小火器・軽兵器の管理・流通の縮小（これらの武器回収措置を含む）；部分的な売却禁止；爆発性戦争残存物（クラスター爆弾を含む）のマーキング・除去・破壊等
f) 法の遵守、説明責任、法の支配	人道法・人権法を尊重し、尊重を確保するための紛争当事者による対応（部隊への研修を含む）；ジェノサイド・人道に対する罪・戦争犯罪・深刻な人権侵害における不処罰の終止（そのための措置・協力を含む）；法の支配の復旧と強化を通じた被害者の保護
g) メディアと情報	報道関係者の保護；扇動的発言の阻止・防止；メディアを通じた国際人道法・人権法の周知
② 紛争に被災した子どもに関する特別な保護の関心事項	
紛争下の子どもへの虐待（非難、即時中止の要請）（虐待には強制徴兵・徴用、殺害・傷害、レイプ・その他の性的虐待、誘拐、学校や病院への攻撃、子どもへの人道アクセスの拒否を含む）；紛争下の子どもに関連した人道法・人権法厳守の要請；紛争下の子どもの保護をPKO等の職務権限や和平交渉の議題に導入すること	
③ 紛争に被災した女性に関する特別な保護の関心事項	
人道法・人権法厳守の要請（レイプ、性的隷属、強制売春・妊娠・断種、その他性的暴力の禁止について）；性的暴力を回避・予防し、性的暴力から保護するための紛争当事者による是正措置（軍紀の徹底を含む）	

※具体的事項は抜粋・要約しつつ、「覚書」を基に筆者にて作成した

ることがあったとしても、武力紛争で脆弱化した人びとを実効的に保護するには、安保理の関与が必要であることを誰しもが認識していたからであろう。

このテーマに取り組む安保理の姿勢について、ある論者は「アイデンティティの危機」と評した(Viotti 2007:151)²⁷。果たしてそうだろうか。

「武力紛争における文民の保護」は、「本来国家間紛争の防止と鎮圧を主要な任務としていた安保理が、紛争犠牲者である弱者の保護に、積極的に関与するようになった」(清水2006:47)ことを象徴する議題である。国連では総会が1960年代末頃から武力紛争における一般住民の保護に関心を寄せてきたが²⁸、実効性に乏しく、波及効果もさほど大きくなかった。結果としてICRCにほぼ任せきりにしていた紛争下での人道規範の遵守の確保に、現在、安保理は独自の手段と方法で取り組もうとしている。こうした安保理の姿勢に、「戦争の惨害から将来の世代を救う」という国連憲章の理念や人間の安全保障という新たな理念を実現しようという努力の跡を見出せるのではなかろうか。その意味では、新たなアイデンティティを築こうとしているようにも思われる。もちろん、安保理の各理事国にとっては、国家の安全保障があつての人間の安全保障であろう。さらに言えば、現在の安保理は、拒否権に見られる意思決定の方法、対応における二重基準や政治的偏重、人道的アクターへの責任転嫁といった数々の問題を抱えている。また、イラクやアフガニスタンのように、国連PKO以外の軍事的アクターが安定化戦略と称して人道援助の場面に参入することには、人道援助の中立性や公平性を脅かすとして異論も多い。政治的アクター・軍事的アクター・人道的アクターの相互関係は無謬の状態からは程遠いのが現実である。しかし、武力紛争において人びとの実効的な保護を確保するには、強大な権限と手段を有する安保理の関与が必要となる場面がある。そうであるならば、この問題への安保理の関与を真っ向から否定するのではなく、制度上の不備を前提に、改善策を探っていくほうが現状では遥かに有益であろうと思われる。

III. 「保護する責任」の概念

武力紛争下で人びとの保護を確保しようと人道的アクターがさまざまな形で取り組んできたことを理解した上で、ここからは人道的アクターの活動にも関係する「保護する責任」という概念を考察してみたい。「保護する責任」の概念の根底には、武力紛争を含めた極限の状態で著しい人権侵害が発生した場合、人びとを保護するために諸国家はどのように行動するべきかという問いがある。この概念は人道的危機の状態にある国内避難民やその他の住民の保護にとってどのような結果をもたらすのだろうか。従来の人道的介入をめぐる議論を簡単に整理した後、「保護する責任」の概念が現れた背景と経緯、この概念の内容、そして底流にある国家主権の考え方を検証し、最後に、国内避難民の保護との関係性を含め、その意義について考えてみたい。

²⁷ この論者は、安保理は*jus in bello*の分野に進入していながら、元来の*jus ad bellum*の職務権限から分離できておらず、また、人道行動に固有の中立性と公平性を達成できていないとも指摘する(Viotti 2007:152)。

²⁸ 1968年12月19日付決議2444 (XXIII)、1970年12月9日付決議2675 (XXV)など。

1. いわゆる人道的介入について

人道的目的で行われる強制的な軍事行動、あるいは人道的側面を持った軍事活動（PKOを含む）は「人道的介入」と呼ばれることがある²⁹。表現力に富み、行動の合法性ないしは正当性を訴えるには格好の言葉であるだけに、さまざまな背景で使われている。混乱を避けるためにも、簡略ながら概念の整理をしておきたい³⁰。

ここでは、人道的介入を、「他国で集団殺害や迫害やはなはだしい人権侵害など、深刻な人道上の危機が起きている場合、それをやめさせる目的で、その国に対して武力行使を含む強制的な介入を行うこと」（国際法学会2005:499）と理解しておく。その上で、この用語を「人道的」と「介入」の二つに分けて、これまでの議論を次のように説明しておく。すなわち、主権尊重から派生する内政不干渉、武力不行使という国際法の原則に鑑みれば、他国への介入は、それ自体は違法な行為である。しかし、それが大規模な人道上の危機において人命を救うという目的で行われる場合、その行為の国際法上の違法性は阻却される、あるいはされないというのが、人道的介入をめぐる議論ないしは論争の要点であった。

そもそも人道的介入の問題は、国連が発足する以前から存在し、国連が発足してからも国連とは別個の問題として議論された経緯がある。冷戦の最中、国連の集団安全保障制度が機能しない状況において、人道的危機に際して国連を代替するかのような国家による人道目的の軍事行動が慣習法上合法となりうるか否かという点が論じられた（梅田1996:224）。しかし、冷戦が終結し、国際平和と安全の維持において国連が一定の役割を担える状況になると、今度は、安保理が主導または許可する軍事行動との関連で人道的介入が語られるようになった。人道的介入という用語は多種多様な行動を含むようになり、概念的な混乱が生じる結果となったのである³¹。

人道的介入という言葉はアプリアリな価値判断を伴うものであることも認識しておく必要がある。人道的危機に際して国連憲章第7章に基づいて行われる軍事行動は、当事国の同意がなくとも手続き上違法な介入ではないが、その介入で行われた個別の戦闘行為や使用された武器が国際人道法に照らし合わせて合法であったかという問題は別である。その点から言えば、軍事行動を「人道的」と形容することには慎重でなければなるまい。さらには、安保理決議が得られないままに行われた軍事介入の場合、「人道的」という形容詞を使えば、正当性を強調する側に立ってしまうことにも留意すべきである。

2. 背景と経緯

冷戦終結後、安保理が平和維持における機能不全の状態から脱却すると、学説などは安保理の（あるいは安保理周辺の）行動との関連で人道的介入を論じるようになった。この流れを作ったのが、1991年のイラク北部でのクルド難民の危機とほぼ同時期にソマリアや旧ユーゴスラビアで発生した人道的危機への国際社会の対応である。また、1980年

²⁹ 「干渉」という言葉を使う論者もいるが、ここでは「介入」を使用する。

³⁰ 人道的介入をめぐる議論に関しては、Lillich (1973), Ronzitti (1985), Schweigman (1993), Seybolt (2007)、梅田 (1996)、最上 (2001)、望月 (2003) など多数の文献がある。

³¹ 英語やフランス語の *intervention* には「状況を変えようとして意識的に関与・行動する」といった意味があり、国家間関係の文脈以外でも広く使われる用語である。「人道的行動」といった意味の *humanitarian intervention* を国際法の観点で論じようとするから混乱が起きるのかもしれない。

代後期にすでにフランスで唱えられた「干渉の権利」(droit d'ingérence)や「干渉の義務」(devoir d'ingérence)といった論点も議論を賑わした³²。

そうしたなか、1994年のルワンダと1995年のスレブレニツァでの虐殺、1999年のコソヴォ危機は、それぞれ異なった観点で議論を引き起こした。すなわち、ルワンダとスレブレニツァにおいては、国際社会が事態に適正に対処できず、虐殺の進行を食い止めることができなかったことへの批判が起きたのに対して、コソヴォの危機では安保理から明示的な許可が得られないまま人道的危機を打開しようとした北大西洋条約機構(NATO)の軍事行動の是非が問われたのである。こうした展開を受けて、アナン事務総長(当時)は1999年9月の国連総会で、「次世紀における安保理と国連全体にとっての主要な課題が浮かび上がってきた。それは、大規模で制度的な人権侵害はそれがどこで起きようとも許されないという原則の下に団結することである」と訴えた(UN Press Release 1999)。そして、翌2000年4月に発表された『ミレニアム報告書』においても次のように問いかけた。「人道的介入が主権に対する許されざる挑戦であるとしても、ルワンダ、スレブレニツァのような事態に、――我々が共有する人間性の教えのすべてに背く大規模で制度的な人権侵害に、どのように応じるべきだろうか?」(UN 2000b: para.217)。

すでに1999年2月、カナダ政府の提案を受けて安保理は「武力紛争における文民の保護」を議題に掲げたが、これとは別に同国政府はアナン事務総長の問いかけに応じる形で、2000年9月、12人の有識者からなる「介入と国家主権に関する国際委員会」(International Commission on Intervention and State Sovereignty: ICISS)を立ち上げた。エヴァンス元豪外相とサハヌーン元国連事務総長特使が共同議長を務めるICISSは、パリや北京など世界12都市で開かれた会合を経て、2001年12月、『保護する責任』(ICISS, 2001)と題した報告書を国連事務総長に提出した³³。

この報告書の中で人道的介入に代わるものとして提唱されたのが、報告書の題名ともなった「保護する責任」(Responsibility to Protect, R2Pとも略される)である。先に言及した「武力紛争における文民の保護」は国連機関やPKOの活動を念頭に置いた、人びとを保護するための実践的な議論であるのに対し、「保護する責任」は以下に述べるように、大量殺害などの事態から人びとを保護するために諸国家と国際社会が実現すべき理想を唱えた概念である。

3. ICISS報告書『保護する責任』

ICISSの委員を務めた国連大学上級副学長のタクールは、この報告書は以下の3つのことを目指したと述べている(Thakur 2005:181)。第一に、人道的介入の議論を「保護する

³² これらの「権利」や「義務」は、合法性を主張するのみならず、介入の必要性を訴えるような論調の中で唱えられた。なお、「干渉の義務」を提言したベタティ・パリ第二大学教授とクシュネール人道行動担当閣外大臣(国境なき医師団の創始者の一人であり、現在はフランス外相)の働きかけで、1988年12月8日、国連総会で決議43/131が採択されている。決議は「干渉の義務」を定めたものではないが、慎重な言い回しながらも、自然災害やその他の緊急事態においては人道援助組織の業務を容易にするよう諸政府に促している(para. 4)。「干渉の義務」「干渉の権利」の議論に関しては、Bettati et Kouchner (1996)を参照。

³³ 「保護する責任」に関しては、Thakur (2005), Welsh *et al.* (2005), Evans (2008), Bellamy (2009)、上杉(2006)、千知岩(2004)を参照。

責任」という概念に置き換えることで、既存の規範的合意を再設定すること。第二に、「保護する責任」を国家レベルでは国家当局に、世界レベルでは安保理にそれぞれ位置付けること。そして第三に、人びとの保護を目的とした介入が行われる際には、効率的に、効果的に、かつ適切な権威、手続きおよび注意をもって行われるよう確保すること、である。

報告書の画期的な点は、「保護する責任」という新たな概念を打ち出すことによって、これまでの人道的介入の議論に見られた二項対立から脱却しようと試みたことである。また、人道目的の軍事行動の基準を述べることによって、手続き的には合法とみなされる安保理の行動を一定の枠にはめようと試みたことも特筆すべき点である。ただ、この問題に関する国際社会の合意を目指したもののだけに、安保理の常任理事国の国内問題（チェチェン情勢やチベット情勢）に目をつぶるなどの政策的配慮も見受けられる。もっとも、ICISSの基準に従えば、これらの国内問題は外部からの介入を招くような規模ではないということなのかもしれない。

ここからは「保護する責任」の意味と適用条件、そしてその根底にある国家主権についての考え方を詳しく見てみる。

(1)「保護する責任」の意味するところと適用の条件

報告書は概ね以下の論理で国家と国際社会の「保護する責任」を説明している（ICISS 2001:2.30-2.32）。

「国家主権は責任を伴い、国民を保護する主要な責任はその国家自体に所在する」との原則（(1)基本原則A.）の下、保護する責任は、まずは直接影響を被っている人びとが所属する国家に所在する。このことは、国際法と主権国家システムのあり方を反映しているのみならず、人びとの状況に実際の変化をもたらすには国家が最適であるという現実に沿っている。当事国が元々の保護する責任を有するとしても、残りの責任はより幅広い諸国家のコミュニティに帰属する。この代替責任は次の場合に作動する。当事国が明らかに保護する責任を履行しようとししない、またはできない場合や、その国家自体が犯罪や残虐な行為の加害者である場合などである。代替責任という考え方に従えば、危機に瀕した人びとや深刻な脅威にさらされている人びとを支えるためには、より幅広い諸国家のコミュニティが行動をとる必要がある。

報告書は主権国家から国際社会に「保護する責任」が移る過程をこのように説明した上で、「保護する責任」を①「予防する責任」、②「反応する責任」、そして③「再建する責任」の3つに分けている。つまり、人道目的の軍事行動を含む「反応する責任」の前提として、まずは事態の悪化を予防する責任を、そして、軍事行動が行われた場合には当事国を再建する責任を総合して考えなければならないと言うのである。これらは予防外交や平和構築を重視する1990年代以降の国際社会の趨勢を反映したものではあるが、ワイスが指摘するように、「軍事介入をより受け入れられやすいものにするために、保護する責任に“付け足された”と見るべきであろう³⁴。報告書の主題はやはり「反応する責任」の箇所ですべられる人道目的の軍事行動である。

³⁴ ICISSの研究チームの責任者を務めたワイス(Thomas G. Weiss)がベラミーに宛てたメールでの見解(Bellamy 2009:52)。

人道的危機を打開する究極的な手段として軍事介入を肯定している以上、「保護する責任」には正戦論の影響があることは否定できないが、報告書ではあくまでもやむを得ない状況でのみ軍事介入が認められるとしており、具体的には以下の表4に示される諸条件を付している（ICISS 2001:4.15-4.17）。

表4 軍事介入の諸条件

① 正当な権限 (right authority)	安保理が決議を採択することが望ましい。
② 正当な理由 (just cause)	大規模な人命の喪失や民族浄化といった理由があること。
③ 正当な意図 (right intention)	体制転覆を目的とせず、被害を食い止める、あるいは危害を加えている政府を無能力化するためだけの介入であること。
④ 最終手段であること (last resort)	他の平和的な解決手段(交渉、停戦監視、仲介努力)が成功しない場合にのみ介入できる。
⑤ 均衡のある手段 (proportional means)	人道的目的を達成するための必要最小限の手段であること。
⑥ 合理的な展望 (reasonable prospects)	介入することによって事態が悪化する場合、介入は許されない。

現在のところ、安保理の決議を得たという条件であれば、人道目的の軍事行動は手続き的に合法であるという見方に異論を唱える向きは少ないだろう。しかし、安保理などの適切な機関の決議を得ることなく行われた場合、こうした行動が果たして実定法の規範として受け入れられるかについては、今後の成り行きを慎重に見守る必要がある³⁵。

(2)「責任としての主権」の考え方

ここで報告書での議論の中心にもなった国家主権の考え方にも触れておきたい。「保護する責任」を提唱するにあたり、ICISSは「国家主権は責任を伴う」(State sovereignty implies responsibility)という基本的な立場をとった。この点についてタクルは、「我々はフランシス・デンに知的な恩義(intellectual debt)を負っている」と述べている(Thakur 2005:196)。共同議長を務めたエヴァンスが認めるように、「保護する責任」の根底にはデンが提唱した「責任としての主権」(Sovereignty as responsibility)という概念があった(Evans 2008:35-37)。これは、「主権には、国民の安全と福利を確保する国家責任の規範的概念という前向きな解釈が与えられなければならない」(Deng 2000)と考えるデンが、国内避難民に関する国連事務総長代表として、コーエンらの協力者とともに実践してきた思想でもある。それは、デン代表の下で作成された「国内強制移動に関する指導原則」

³⁵ ICISSは、安保理、総会または地域機関の承認を得ることなく行われる人道目的の軍事行動について、正当性を認める提言に関して合意はできなかったとしつつも、こうした行動を全面的に否定する立場はとらなかった。しかし、仮にこのような行動がICISSの課す条件を満たし、成功のうちに行われたと世論が受け止める場合は、国連の名声や信頼に重大な影響をもたらすだろうと述べている(ICISS 2001:6.36-6.40)。

にも反映されている³⁶。「保護する責任」の考え方と、デンらが唱え、実践してきた国内避難民の保護の理念が、国家に国民の保護の第一義的責任を置くという点においては重なり合うのである。

デンの思想は、共同執筆者として著した『責任としての主権 アフリカにおける紛争管理』(Deng et al. 1996)に記されている。同書はこう述べる。

「主権はいくつかの責任を伴うものであり、それに対して政府は説明責任を負わなければならない。そして、政府は、国民に対してだけではなく、究極的には国際社会に対して説明責任を負っている。言い換えれば、良い統治への責任を実効的に履行することで、国家はその国家主権の保護を正当に主張することができる」(Ibid.:1)。「正当性を有するには、主権は責任を実証しなくてはならない。それは、国民に一定レベルの保護を確保し、国民の基本的ニーズを提供することを最低限、意味している」(Ibid.:27)。

人権保護が国際的関心事となり、国家主権の絶対性が過去のものとなるなかで、デン元代表は国内避難民問題への取り組みにおいて主権概念をこのように再定義しようとした。国連事務総長の名代として諸国の最高責任者や政策担当者たちと会い、国家主権がもたらす制約を肌身で感じながら国内避難民の保護を説いて回ったデンならではの、自らの経験に基づく理論だろう。それだけに「責任としての主権」概念の有効性あるいは汎用性は高いということかもしれない。

国内避難民の国際的保護は、国民の保護において第一義的な義務と責任を負う当事国政府に保護を促し、これをいかに実効性のあるものにするかという点に集約される。デンが提唱した「責任としての主権」は、その取り組みを進めていく上で基本となる思想である。ただ、その弱点は、国家が崩壊した場合、あるいは国家自身が自国民を迫害している場合には無力だということである。ICISSの論法に従うならば、これらの場合、すなわち国家が第一義的な責任を果たさない場合には、外部からの関与や介入を想定した「反応する責任」に道が開かれるということなのだろうが。

4. 意義

ICISSによって「保護する責任」の概念が提示された時期は、コソヴォ危機以降、9.11以前の、人道目的での軍事行動の是非が国際社会で盛んに論じられた時期と重なる。たしかに9.11以降のテロとの戦いの中でこの問題は隅に追いやられ、または2003年のイラク戦争を受けて人道的介入への疑念が再燃した感はあるが、「保護する責任」はその後、2005年の世界サミットの『成果文書』(UN 2005:para.138-139)で言及され、国際社会から一定の理解を得た形になっている。また、ICISS報告書に先駆けて、アフリカ諸国は、重大な事態(戦争犯罪、ジェノサイド、人道に対する罪)におけるアフリカ連合(AU)の

³⁶ 例えば、指導原則の原則3(1)は、「国家当局は、その管轄内にある国内避難民に対して保護および人道的援助を与える第一義的な義務および責任を負う。」と述べている。「責任としての主権」の思想は指導原則の文面に反映されているばかりではなく、指導原則自体がその具現化を試みたものと理解すべきだろう(池田2008:36)。

介入を認める条項を含んだAU設立規約を採択している³⁷。これは、「保護する責任」は決して西側先進国だけの理念ではないことを主張する根拠ともなろう³⁸。このような理解の広まりを考えれば、実定法上の義務ではないとしても、今後、人びとに衝撃を与えるような人道的危機の事態が発生した際、「保護する責任」の考え方が諸国家の判断に何らかの影響を及ぼす可能性は残されている。

もっとも、この概念自体が「すでに確立された概念のための新たな装い」であって、『保護する責任』が正式に宣言されたからといって、国際システムはさほど進展していない」と見るボワソン・ドゥ・シャズルヌとコンドレリのような識者たちも存在する(Boisson de Chazournes et Condorelli 2006:16)。彼らは、「そして、それはとても残念なことであると言わなければならない。そうした進展は、驚愕すべき悲劇が繰り返すことを避けるためにも必要不可欠なのである」と現状を嘆く(*Idem.*)。

たとえそれがボワソン・ドゥ・シャズルヌとコンドレリが指摘するようにすでに確立された概念であったとしても、時代の変化に応じて(時には新たな形で)再確認することの意味はあろう。繰り返しになるが、世界サミットの『成果文書』で謳われたとはいえ、「保護する責任」、とりわけ軍事行動としての「反応する責任」が国際法の義務として問われるまでに国家間関係のあり方が変化した訳ではない。加えて、この概念が国際政治の二重基準ないしは現実主義に影響されやすいものであることも理解しておかなければならない³⁹。しかし、狭義の国家間関係に留まらない、さまざまなアクターが交わるグローバルな社会空間の中で、国家がどのように振る舞うかが見られ、試される機会は今後もあるだろう。言説としての「保護する責任」が広まったことにより、少なくともその空間においては、国家の責任が一段と問われることになったと言えよう。

それでは、国内避難民の保護の観点から見た場合、「保護する責任」はどのような意味を持つのだろうか。

ルワンダやスレブレニツァで起きたような大量虐殺の事態に直面し、「保護する責任」が何らかの国際的な対応を促し、国内避難民を含めた人びとを救済するとともにさらなる強制移動を阻止できるなら、この概念の有効性を語ることができるかもしれない。しかし、2003年に勃発したダルフル危機に際しては、スーダンのバシル大統領が国際刑事裁判所に訴追されたものの⁴⁰、国際社会は30万人とも伝えられる犠牲者⁴¹と470万人の

³⁷ 2000年7月に採択。ルワンダでの虐殺を防げなかったことへの反省に立ってのことだろう、これまでも介入される側にあり、国家主権にことのほか敏感であったアフリカ諸国がAU設立条約で介入権を積極的に認めたことは意義深い。AU設立規約で謳っているのは「権利」であって「義務」ではないが、それでも大きな進展であろう。AU設立条約と介入権については、Kioko (2003), Murithi (2003)を参照。

³⁸ 人道目的の軍事行動を謳うAU設立条約がすでに存在していたことは、「保護する責任」についての国際的な合意を形成する上での助力となったようである(Bellamy 2009:77-81)。

³⁹ 例えば、2009年1月のイスラエルによるガザ地区への攻撃の際、「保護する責任」の主要な提唱者であったエヴァンスはこの理念を積極的に唱えようとしなかった。エヴァンス自身の言葉ではないが、同氏が総裁を務めたInternational Crisis GroupのHPには、ガザ地区での危機に関しては保護する責任の原則が一部適用される側面があることを認めつつも、紛争当事者の責任を定義するより有効で有益な手段が(他にも)あると記されている(2010年2月11日閲覧)。

⁴⁰ 2008年7月、国際刑事裁判所の主任検察官がバシル大統領に対して逮捕状を請求、同裁判所から同大統領に対しては2009年3月には戦争犯罪と人道に対する罪で、2010年7月にはジェノサイドの罪でそれぞれ逮捕状が発付されている。

⁴¹ Reuter通信社が主宰するAlertNetでは「国連が伝えるところとして」30万人の犠牲者の数を伝えているが、国連の主要な報告書ではダルフル紛争の犠牲者数は記されていない。武力紛争の最中に死傷者数や避難民の数を調査すること自体が困難な作業であり、正確な数値は得られにくい(Daponte 2007)。

紛争被災者(266万人の国内避難民を含む)(UN 2009c:3)の発生を阻止できなかった。これらが「保護する責任」が提唱されて以降の出来事であることを考えれば、その有効性に疑問符がついても仕方がない。ただ、その一方で、グローバルな社会空間においては、「保護する責任」や反ジェノサイドを御旗に、スーダン政府の責任を追及するアドボカシー活動に弾みがついていることも確かであり⁴²、人びとを動かす政治的な原動力を備えた概念であることは否定できない。スーダンの文脈ではないとしても、この概念を唱えるアドボカシー活動が、他の文脈で国内避難民や一般住民の保護に貢献する可能性は否定できない。

それでは、国連機関にとってはどうだろうか。2008年2月には「保護する責任に関する事務総長特別顧問」のポストが設置され、国際的な合意形成を促す努力もなされている。強いて言うなら、「ジェノサイドの予防に関する事務総長特別顧問」(2007年からはデン氏が務める)のようなアドボカシー的な役割が期待されるアクターにとっては「保護する責任」は有用な手段であるかもしれない⁴³。しかし、その他の国連機関、とりわけUNHCRなどの実働型の機関にとっては、国内避難民の保護を促すにしても、このままの形では使いにくい概念だろうと思われる。国内避難民の保護を促す際に、軍事介入を示唆しているとも受け取られかねない「保護する責任」に言及することは非現実的だからである。ニューヨーク、ワシントンあるいはロンドンでアドボカシー活動を行うには適した道具であっても、ハルツーム、モガディシオあるいはその他の現場で責任者と折衝する際に援用できるとは限らない。

2009年の事務総長のフォローアップ報告書『保護する責任の履行』(UN 2009b)で提示された履行戦略は、国家と国際社会の保護能力の強化に比重を置いた内容となっており、軍事介入という選択肢を論じることには慎重な姿勢を示している(山下2009、The Economist 2009)。2003年に始まったイラクへの米軍の介入やアフガニスタンでの「テロとの闘い」という流れの中で、国家主権に執着する傾向が強まり、「保護する責任」に対する慎重な姿勢が促されたとしても不思議ではない。「保護する責任」への抵抗が今後増すとすれば、国連がこの概念の具現化(operationalization)や主流化を図っていくには困難が予想されよう。しかし、それらの取り組みによって2005年の世界サミットで得られた最小限の合意が損なわれるのであれば、具現化や主流化には固執はせず、究極的な手段を正当化する論法としてこの概念を手付かずのまま残しておくことも考えられよう。

「武力紛争における文民の保護」の取り組みに関連してではあるが、保護の包括的な思想を構想する際、「保護する責任」の原則とは切り離すべきという意見がある(Wilton Park 2009:para.12)。それは国内避難民問題との関係においても同様であろう。「保護する責任」は軍事介入のみを意味するものではないのだろうが、この概念には「隠された意図」(hidden agenda)があると見る国家も少なくない。また、ルワンダや南アフリカのような推進派は存在するものの、唱えてきたアクターの顔ぶれや唱えられた文脈の選択性から、西側先進国主導の課題という印象は拭い切れない。こうした状況に鑑みれば、先

⁴² 例えば、ジェノサイドと人道に対する罪を防ごうと、アメリカの民主党系シンクタンクCenter for American Progressが立ち上げた「enoughプロジェクト」によるアドボカシー活動など。

⁴³ それでもデン特別顧問の声明(同特別顧問のHPを参照)を分析するならば、カナダやタンザニアでの会合で「保護する責任」に言及することはあっても、スーダンでの会合においての声明あるいはスリランカ情勢についての声明ではこの概念に言及しないなど、選択的に用いているようである。

入観をもって受け止められる「保護する責任」の概念をそのまま国内避難民の保護に援用することは逆効果ともなり、国内避難民の保護の取り組みを後退させることにもつながりかねない。それよりも、デンがかつて唱えた「責任としての主権」など、異なる言葉で表される同種の概念を念頭に置きつつ、主権国家との対話を通じて国内避難民や一般住民の保護を求めていくほうが、人道的アクター、さらには国内避難民のアドボカシー活動に携わる者にとって、現実的で効果的な進め方であろう⁴⁴。「保護する責任」の概念を援用することによって、対話を通じた国内避難民の保護の可能性を狭め、主権国家との対話における積み重ねを犠牲にしてしまう危険があることには十分に留意すべきだろう。

IV. おわりに

武力紛争、極度の人権侵害、大量虐殺などの事態、とりわけこれらに直面した人びとの救済にいかに応じることができるか。冷戦終結後、政治的・軍事的・人道的アクターがそれぞれに試みてきたことである。それはまさに「恐怖からの自由」をいかに確保するかという試みでもあった。人道的アクターの保護活動のあり方についての議論、安保理における「武力紛争における文民の保護」の議論、そしてICISSによる「保護する責任」の提唱のいずれも、人びとを恐怖から解放し、安全を確保しようという、人間の安全保障の取り組みであったと評することができよう⁴⁵。

国内避難民の数は2,600万人とも言われる。もちろん国内避難民のすべてが武力紛争に直面している訳ではなく、武力紛争を逃れ、一定の安全を得た国内避難民も多く存在する。しかし、武力紛争という場面に限って言えば、国内避難民についての狭義の政策議論だけでは有効な対応策を打ち出すことはできない。本稿の前半で検証したような「人道的保護」の活動を含めて、さまざまなアクターによる保護の可能性を幅広く構想していく必要があろう。

ところで、「保護する責任」については、国内避難民のアドボカシー活動の第一人者であるコーエンが最近の論考で、「保護する責任」と国内避難民の保護とを結び付けるための12の提言を行っている(Cohen n.d.)。彼女自身、この概念の適用が国内避難民の問題を悪化させてしまう可能性があることを認めつつも、この両者の関係を模索し、「保護する責任」の戦略が国内避難民のニーズに沿うようにすべきと唱える(Cohen n.d.:18)。しかし、「保護する責任」のアドボカシー活動との連携は国内避難民の保護の促進にとっては逆効果であるというのが筆者の見解である。もっとも、「保護する責任」の理念を真っ向から否定するものではない。国内避難民のための対話ベースの取り組みにおいて、当事国に極限の事態を思い起こさせる概念を用いることには難があると考えるまでである。

⁴⁴ 実際、2007年2月のUNHCR執行委員会(EXCOM)との非公式の話し合いにおいてUNHCRが用意した文書(UNHCR 2007)は「国内避難民を保護する責任(responsibility to protect)は何よりもまず国家の責任である」と述べ、「責任」という言葉には何度も言及するが、ICISSが提唱した「保護する責任」(Responsibility to Protect)を引用することはなかった。

⁴⁵ このうち「武力紛争における文民の保護」の議題設定およびICISSの設置については、「人間の安全保障委員会」や「人間の安全保障基金」の設置といった日本政府主導の動きとは別に、カナダ政府が独自に推進した人間の安全保障の取り組みと見ることもできよう。

グローバルな社会空間の中にあっては、人権擁護や人道援助に関する多種多様な政策議論やアドボカシー活動が存在する。国内避難民の保護との関係で言うならば、これらの動きに関与することの長短を見極め、場合によっては連携を図り、場合によっては距離を保ちながら、国内避難民のみならず、その先にいる脆弱化した人びとも関心を寄せることが重要であろう。

(2010年7月脱稿)

参考文献

《日本語文献》

- 池田丈佑 2008年 「「ポスト・アウシュヴィッツ救出原理」としての『保護する責任』」『社会と倫理』(南山大学社会倫理研究所)第22号：26-41.
- 上杉勇司 2006年 「紛争下の社会的「弱者」の保護 ―「保護する責任」の観点から」日本平和学会編『グローバル化と社会的弱者』(早稲田大学出版会)第31号：22-46.
- 梅田徹 1996年 「国際法における人道的干渉をめぐる議論の変容」『現代国際社会と人権の諸相(宮崎繁樹先生古稀記念)』205-237. 東京：成文堂.
- 外務省NGO研究会 2008年 外務省NGO研究会「人間の安全保障におけるプロテクション」参加NGO一同作成『プロテクション・フィールドガイド』東京：難民支援協会.
- 国際法学会(編) 2005年 『国際関係法辞典』東京：三省堂.
- 清水奈名子 2006年 「国連安全保障理事会と弱者の保護 ―冷戦後の実行を中心として」日本平和学会編『グローバル化と社会的弱者』(早稲田大学出版会)第31号：47-66.
- 千知岩正継 2004年 「人道的介入論の最近の動向とその課題 ―『介入する権利』から『保護する責任』へ―」『政治研究』(九州大学政治研究会)第51号：163-197.
- 墓田桂 2005年 「国内避難民問題に対する国連の対応」島田征夫編著『国内避難民と国際法』第2章：73-119. 東京：信山社.
- _____ 2009年 「グルジアにおける国内避難民問題 ―恒久的解決はいかにあるべきか―」『成蹊大学一般研究報告』第42巻：1-28.
- 福島安紀子 2007年 「いま新たに『人間の安全保障』を考える ―「人間の安全保障」は21世紀のグローバル・ガバナンスの理念になるか―」『慶應法学』第8号：1-74.
- 最上敏樹 2001年 『人道的介入 ―正義の武力行使はあるか―』東京：岩波書店.
- 望月康恵 2003年 『人道的干渉の法理論』東京：国際書院.
- 山下光 2009年 「ブリーフィング・メモ 保護責任論の理想と現実」『防衛研究所ニュース』2009年12月号(通算138号)：1-4.
- GPID日本語版作成委員会(代表：墓田桂) 2010年 「国内強制移動に関する指導原則―日本語版」成蹊大学アジア太平洋研究センター編『アジア太平洋研究』No.35：149-166.

《外国語文献》

- Bellamy, A.J. 2009. *Responsibility to Protect: The Global Effort to End Mass Atrocities*. Cambridge: Polity.
- Bagshaw, S. and Paul, D. 2004. *Protect or Neglect? Toward a More Effective United Nations Approach to the Protection of Internally Displaced Persons*. The Brookings-

- SAIS Project on Internal Displacement and The UN office for the Coordination of Humanitarian Affairs, Inter-Agency Internal Displacement Division, November.
(http://www.brookings.edu/~media/Files/rc/papers/2004/1123humanrights_bagshaw/protection_survey.pdf [accessed 24 February 2010])
- Bettati, M. 1996. *Droit d'ingérence: Mutation de l'ordre international*. Paris: Editions Odile Jacob.
- Bettati, M. et Kouchner, B. (eds.). 1987. *Le devoir d'ingérence*. Paris: Editions Denoël.
- Boisson de Chazournes, L. et Condorelli, L. 2006. "De la « responsabilité de protéger », ou d'une nouvelle parure pour une notion déjà bien établie." *Revue générale de droit international public*, vol. 110, No.1:11-18.
- Cohen, R. n.d. *Reconciling R2P with IDP Protection*.
(http://www.brookings.edu/~media/Files/rc/articles/2010/0325_internal_displacement_cohen/0325_internal_displacement_cohen.pdf [accessed 2 July 2010])
- Cohen, R. and Deng, F.M. 1998. *Masses in Flight: The Global Crisis of Internal Displacement*. Washington, D.C.: The Brookings Institution.
- Daponte, B.O. 2007. "Wartime estimates of Iraqi civilian casualties." *International Review of the Red Cross*, Vol. 89, No. 868, December 2007:943-957.
- Deng, F.M., et al. 1996. *Sovereignty as Responsibility: Conflict Management in Africa*. Washington, D.C.: The Brookings Institution.
- DuBois, M. 2010. "Protection: fig-leaves and other delusions." *Humanitarian Exchange*, Humanitarian Practice Network, Number 46, March:2-4
- Durieux, J.-F. 2009. *When 'protection' meets 'humanitarian'....* Keynote Paper, International Conference: 'Protecting People in Conflict and Crisis: Responding to the Challenges of a Changing World', September.
(<http://www.rsc.ox.ac.uk/PDFs/keynotepaperdurieuxwebsite.pdf> [accessed 25 February 2010])
- Evans, G. 2008. *The Responsibility to Protect: Ending Mass Atrocity Once and For All*. Washington, D.C.: The Brookings Institution.
- _____. 2009. *NATO and the Responsibility to Protect*. Presentation to Shadow NATO Summit, Brussels, 31 March.
(<http://www.crisisgroup.org/home/index.cfm?id=6036&l=1> [accessed 11 February 2010])
- Holt, V.K. and Berkman, T.C. 2006. *The Impossible Mandate? Military Preparedness, the Responsibility to Protect and Modern Peace Operations*. Washington, D.C.: The Henry L. Stimson Center.
(<http://www.stimson.org/pub.cfm?id=346> [accessed 10 February 2010])
- Holt, V.K. et al. 2009. *Protecting Civilians in the Context of UN Peacekeeping Operations: Successes, Setbacks and Remaining Challenges*. Independent study jointly commissioned by the Department of Peacekeeping Operations and the Office for the Coordination of Humanitarian Affairs, November.
([http://www.reliefweb.int/rw/lib.nsf/db900sid/EGUA-7XVSZJ/\\$file/unocha_protecting_nov2009.pdf?openelement](http://www.reliefweb.int/rw/lib.nsf/db900sid/EGUA-7XVSZJ/$file/unocha_protecting_nov2009.pdf?openelement) [accessed 14 July 2010])

- IASC (Inter-Agency Standing Committee). 2004. *Implementing the Collaborative Response to Situations of Internal Displacement: Guidance for UN Humanitarian and/or Resident Coordinators and Country Teams*, September.
(http://www.unicef.org/emerg/files/IASC_policy_package.pdf [accessed 10 July 2010])
- ICISS (International Commission on Intervention and Sovereignty). 2001. *The Responsibility to Protect*, Report of the International Commission on Intervention and Sovereignty, Ottawa: International Development Research Centre.
- ICRC (International Committee of the Red Cross). 1999. *Third Workshop on Protection, Background Paper*, 7, January, Geneva: ICRC, cited in O'Callaghan and Pantuliano (2007:5).
- IDMC (Internal Displacement Monitoring Centre). 2008. *Internal Displacement: Global Overview of Trends and Developments in 2008*. April.
- Kioko, B. 2003. "The right of intervention under the African Union's Constitutive Act: From non-interference to non-intervention." *International Review of the Red Cross*, December, Vol. 85, No. 852:807-825.
- Lillich, R. 1973. *Humanitarian Intervention and the United Nations*. Charlottesville: University Press of Virginia.
- Mahony, L. 2006. *Proactive presence: Field strategies for civilian protection*. Geneva: Centre for Humanitarian Dialogue.
(http://www.crin.org/docs/HD_proactive_presence.pdf [accessed 10 February 2010])
- Mancini-Griffoli, D. and Picot, A. 2006. *Humanitarian Negotiation: A Handbook for Securing Access, Assistance and Protection for Civilians in Armed Conflicts*, Geneva: Centre for Humanitarian Dialogue.
(<http://www.hdcentre.org/files/HNN.pdf> [accessed 7 February 2010])
- Murithi, T. 2003. "The responsibility to protect, as enshrined in article 4 of the Constitutive Act of the African Union." *African Security Review*, Pretoria: Institute for Security Studies, Vol. 16., No. 3:14-24.
- O'Callaghan, S. and Pantuliano, S. 2007. *Protective action: Incorporating civilian protection into humanitarian response*, HPG Report 26, December.
(<http://www.odi.org.uk/resources/download/1020.pdf> [accessed 22 February 2010])
- Ogata, S. 1995. "The Interface between Peacekeeping and Humanitarian Action." in *New Dimensions of Peacekeeping*. D. Warner. (ed.). Dordrecht/Boston/London: Martinus Nijhoff Publishers, 119-127.
- Paul, D. 1999. *Protection in Practice: Field-Level Strategies for Protecting Civilians from Deliberate Harm*. RRN Network Paper 30, July.
(<http://www.odihpn.org/documents/networkpaper030.pdf> [accessed 15 February 2010])
- Ronzitti, N. 1985. *Rescuing Nationals Abroad Through Military Coercion and Intervention on Grounds of Humanity*, Dordrecht: Martinus Nijhoff Publishers.
- Schweigman, D. 1993. "Humanitarian Intervention under International Law: The Strife for Humanity." *Leiden Journal of International Law*, vol. 6:91-110.
- Seybolt, T.B. 2007. *Humanitarian Military Intervention: The Conditions for Success and Failure*. SIPRI/Oxford University Press.

- Slim, H. and Bonwick, A. 2005. *Protection: An ALNAP guide for humanitarian agencies*, Overseas Development Institute.
(<http://www.alnap.org/pool/files/alnap-protection-guide.pdf> [accessed 6 February 2010])
- Slim, H. and Eguren, L.E. 2003. *Humanitarian Protection: ALNAP Guidance Booklet Pilot Version*.
(<http://www.odi.org.uk/resources/download/1589.pdf> [accessed 7 February 2010])
- Stoddard, A. et al. 2009. *Providing aid in insecure environments: 2009 Update. Trends in violence against aid workers and the operational response*, HPG Policy Brief 34, April.
(<http://www.odi.org.uk/resources/download/3250.pdf> [accessed 3 March 2010])
- Thakur, R. 2005. "Intervention, Sovereignty, Protection" in *International Commissions and the Power of Ideas*. R. Thakur, A.F. Cooper and J. English (eds.). Tokyo: UNU Press, 180-197.
- UNHCR. 1999. *Updated Guidelines for the Humanitarian Evacuation Programme of Kosovar Refugees in the Former Yugoslav Republic of Macedonia*, 11 May.
(<http://www.unhcr.org/refworld/docid/3ae6b31b7b.html> [accessed 21 February 2010])
- _____. 2007. *The Protection of Internally Displaced Persons and the Role of UNHCR*, 27 February.
(<http://www.unhcr.org/refworld/docid/45ddc5c04.html> [accessed 15 February 2010])
- Viotti, A. 2007. "In search of symbiosis: the Security Council in the humanitarian domain." *International Review of the Red Cross*, Volume 89, No. 865, March:131-153
- Welsh, J. et al. 2005. "The responsibility to protect: Assessing the report of the International Commission on Intervention and State Sovereignty", in *International Commissions and the Power of Ideas*. R. Thakur, A.F. Cooper and J. English (eds.). Tokyo: UNU Press:198-220

《国連報告書・資料》(時系列順)

- UN (United Nations). 2009a. *Aide Memoire*, annex to the *Statement of the President of the Security Council*, S/PRST/2009/1, 14 January.
- _____. 2009b. *Implementing the responsibility to protect, Report of the Secretary-General*, A/63/677, 12 January.
- _____. 2009c. Office of UN Deputy Special Representative of the UN Secretary-General for Sudan/UN Resident and Humanitarian Co-ordinator, *Darfur Humanitarian Profile No. 34*, Situation as of 01 January 2009.
- _____. 2005. *2005 World Summit Outcome*, A/RES/60/1, 24 October.
- _____. 2000a. *Report of the Panel on United Nations Peace Operations*, A/55/305-S/2000/809, 21 August.
- _____. 2000b. *We the peoples: the role of the United Nations in the 21st century, Report of the Secretary-General*, A/54/2000, 27 March.
- _____. 1999. *Report of the Secretary-General to the Security Council on the Protection of Civilians in Armed Conflict*, S/1999/957, 8 September.
- _____. 1998a. *Report of the Secretary-General on protection for humanitarian*

assistance to refugees and others in conflict situations, S/1998/883, 22 September.

_____. 1998b. *The causes of conflict and the promotion of durable peace and sustainable development in Africa*, Report of the Secretary-General, A/52/871-S/1998/318, 13 April.

《その他資料・雑誌記事》(時系列順)

Wilton Park. 2009. *Peacekeeping and Civilian Protection*, Report on Wilton Park Conference WPS09/9, Monday 26 - Thursday 29 October.

(<http://www.wiltonpark.org.uk/documents/conferences/WPS09-9/pdfs/WPS09-9.pdf?634022252994596221> [accessed 20 February 2010])

The Economist. 2009. "Responsibility to protect: An idea whose time has come-and gone?" 23 July:58-59

ODI (Overseas Development Institute). 2007. *Political and humanitarian approaches to civilian protection*, 19 April 2007 13:00-14:30 - Public event, London

(<http://www.odi.org.uk/events/report.asp?id=186&title=political-humanitarian-approaches-civilian-protection> [accessed 20 February 2010])

Deng, F.M. 2000. *Acceptance Statement by Francis M. Deng*, The Rome Prize for Peace and Humanitarian Action, December 14.

(http://www.brookings.edu/speeches/2000/1214humanrights_deng.aspx [accessed 18 February 2010])

UN Press Release. 1999. *Secretary-General presents his Annual Report to the General Assembly*, 20 September.

(http://www.un.org/News/ossg/sg/stories/statments_search_full.asp?statID=28 [accessed 10 February 2010])

HPG (Humanitarian Policy Group). n.d. *Protection in practice: concepts, strategies and dilemmas*. A roundtable discussion hosted by the Humanitarian Policy Group with support of the Canadian Ministry of Foreign Affairs and the Displacement and Protection Support Section of OCHA.

(http://www.odi.org.uk/hpg/meetings/Genevaroundtable_meetingreport.pdf [accessed 25 February 2010])

《参照URL》

AlertNet

(www.alertnet.org)

International Crisis Group

(www.crisisgroup.org)

Office of the Special Advisor on the Prevention of Genocide

(www.un.org/preventgenocide/adviser)

国内強制移動に関する指導原則—日本語版

Guiding Principles on Internal Displacement - Japanese Version

With the Original and Authoritative English Version for reference

GPID 日本語版作成委員会(代表:墓田 桂)

池田丈佑 小澤藍 小坂順一郎 佐藤以久子 長嶺義宣 墓田桂 橋本直子 山本哲史

Committee on the Elaboration of the Japanese Version of the GPID

(Chaired by Kei Hakata)

Kei Hakata, Naoko Hashimoto, Josuke Ikeda, Junichiro Kosaka,
Yoshinobu Nagamine, Ai Ozawa, Ikuko Sato and Satoshi Yamamoto

Foreword by Walter Kälin, Representative of the United Nations Secretary-General on the Human Rights of Internally Displaced Persons

Since their development in 1998, the Guiding Principles on Internal Displacement have gained considerable authority around the world and are now viewed as the normative point of reference for addressing situations of internal displacement and guaranteeing the human rights of internally displaced persons (IDPs). Notably, they have been welcomed by various United Nations bodies, including the General Assembly, and recognized by Heads of State and Government in the 2005 World Summit Outcome as an “important international framework for the protection of internally displaced persons.” Many regional organizations have also acknowledged their importance and have urged member states to develop national laws and policies on internal displacement in accordance with the Guiding Principles. In Africa, they have been incorporated into binding regional instruments. As a result, the number of states that have referenced the Guiding Principles in their national laws and policies continues to steadily increase. This is a very welcome development, one that underscores that the primary duty and responsibility for protecting and assisting internally displaced persons rests with national authorities.

The Guiding Principles are a useful resource that can assist national authorities in all regions of the world discharge their responsibilities to prevent internal displacement and to protect those who have been uprooted and forcibly displaced from their homes and communities. In addition, they guide international actors and civil society in their efforts to complement and support national authorities in addressing the needs of IDPs during all phases of displacement and in facilitating durable solutions to this condition. The Guiding Principles are also a valuable tool that may be used by IDPs to empower themselves in realizing the rights they enjoy as citizens or habitual residents, including the right to non-discrimination. It is therefore essential that the Guiding Principles be disseminated widely and made accessible to IDPs in languages they understand. At the present time, the instrument has been translated into more than 40 languages.

I welcome the successful efforts of the Committee on the Elaboration of the Japanese Version of the Guiding Principles on Internal Displacement, which was chaired by Kei Hakata of Seikei University, to ensure that the Guiding Principles are now available in Japanese. The work of the Committee's experts will strengthen the Guiding Principles as a framework for protecting the rights of the internally displaced and assist government officials, civil society and the academic community in Japan in their continuing efforts to address situations of internal displacement around the world. In particular, in relation to Japan, it is hoped that its expertise in disaster management will be a source of inspiration for other countries when they incorporate the Guiding Principles into domestic laws and policies.

With a firm belief that dissemination and application of the Guiding Principles by diverse stakeholders will help relieve the plight of IDPs and those who are threatened with displacement, I now invite the readers of the Japanese version to lend their support to our common efforts.

ヴァルター・ケーリン国内避難民の人権に関する国連事務総長代表による序言(日本語訳)

国内強制移動に関する指導原則は、1998年に作成されて以来、世界中で少なからぬ権威を獲得し、現在では、国内強制移動の状況に対処し、国内避難民(IDPs)の人権を保障するための規範上の基準点とみられています。とりわけ、指導原則は総会を含むさまざまな国連機関から好意的に受け入れられ、2005年の世界サミットの成果文書において国家元首と政府首脳によって「国内避難民の保護のための重要な国際的枠組み」として認識されました。多くの地域的機関もその重要性を認め、加盟国に対しては、指導原則に従い国内強制移動に関する国内の法令や政策を整備するよう促しています。アフリカにおいては、指導原則は拘束力のある地域的な文書の中に組み込まれています。その結果、国内の法令や政策の中で指導原則に言及した国の数は着実に増え続けています。これは大いに歓迎すべき進展であり、国内避難民を保護し、かつ、国内避難民に援助を与える第一義的な義務と責任は国家当局にあることを強く示しているものです。

指導原則は、世界のあらゆる地域の国家当局にとって、国内強制移動を未然に防ぐ責任、ならびに自らの住居や居住地域から追い立てられ、移動を強いられた人々を保護する責任を果たす際の助力となる有益な存在です。さらに、指導原則は、国家当局が強制移動のすべての段階における国内避難民の必要に対処し、強制移動という状態への恒久的解決を促進するにあたり、国家当局を補完し、支援しようとする取り組みの国際的な主体や市民社会に対して指針を示します。また、指導原則は、国内避難民が市民あるいは居住者として享受する権利(差別を受けない権利を含む)を実現するため、自ら援用することが可能な貴重な手段でもあります。したがって、指導原則が広く周知され、また、国内避難民にとっては自らが理解する言語で利用しやすいものであることが重要です。現時点で指導原則は40を超える言語に翻訳されています。

指導原則が日本語でも利用可能となるようにという、GPID日本語版作成委員会(代表:墓田桂(成蹊大学))の取り組みが結実したことを歓迎します。委員会の専門家たちによるこの業績は、国内避難民の権利保障の枠組みである指導原則を強化するとともに、日本の政府関係者、市民社会および学術関係者にとって、世界中の国内強制移動の状況に対処しようとする継続的な取り組みにおける助力となるでしょう。特に、日本との関連では、災害管理における同国の知見が、他の国々が指導原則を国内の法令や政策に取り入れる際に、これらの国々にとっては有益な示唆になると期待されます。

さまざまな関係者による指導原則の周知と適用が、国内避難民、さらには移動を強制されつつある人々を苦境から救うことになると確信しつつ、日本語版の読者の皆様には、我々の共通の取り組みに力を貸して下さることを期待しています。

国内強制移動に関する指導原則
GUIDING PRINCIPLES ON INTERNAL DISPLACEMENT
(E/CN.4/1998/53/Add.2, 11 February 1998)

GUIDING PRINCIPLES ON INTERNAL
DISPLACEMENT

INTRODUCTION: SCOPE AND PURPOSE

1. These Guiding Principles address the specific needs of internally displaced persons worldwide. They identify rights and guarantees relevant to the protection of persons from forced displacement and to their protection and assistance during displacement as well as during return or resettlement and reintegration.

2. For the purposes of these Principles, internally displaced persons are persons or groups of persons who have been forced or obliged to flee or to leave their homes or places of habitual residence, in particular as a result of or in order to avoid the effects of armed conflict, situations of generalized violence, violations of human rights or natural or human-made disasters, and who have not crossed an internationally recognized State border.

3. These Principles reflect and are consistent with international human rights law and international humanitarian law. They provide guidance to:

(a) The Representative of the Secretary-General on internally displaced persons in carrying out his mandate;

(b) States when faced with the phenom-

国内強制移動に関する指導原則

序 範囲および目的

1. これらの指導原則は、世界各地に存在する国内避難民の具体的な必要に対処するものである。これらの指導原則は、強制移動からの人々の保護に関連する権利および保障ならびに強制移動が継続する間ならびに帰還または再定住および再統合の過程における人々の保護および援助に関連する権利および保障を特定する。

2. これらの原則の適用上、国内避難民とは、特に武力紛争、一般化した暴力の状況、人権侵害もしくは自然もしくは人為的災害の影響の結果として、またはこれらの影響を避けるため、自らの住居もしくは常居所地から逃れもしくは離れることを強いられたまたは余儀なくされた者またはこれらの者の集団であって、国際的に承認された国境を越えていないものをいう。

3. これらの原則は、国際人権法および国際人道法を反映し、かつ、これらの法と合致しているものである。これらの原則は、次のものに対して指針を示す。

(a) 国内避難民に関する事務総長代表（自らの職務の遂行にあたって）

(b) 国家（国内強制移動の現象に直面した

enon of internal displacement;

(c) All other authorities, groups and persons in their relations with internally displaced persons; and

(d) Intergovernmental and non-governmental organizations when addressing internal displacement.

4. These Guiding Principles should be disseminated and applied as widely as possible.

SECTION I - GENERAL PRINCIPLES

Principle 1

1. Internally displaced persons shall enjoy, in full equality, the same rights and freedoms under international and domestic law as do other persons in their country. They shall not be discriminated against in the enjoyment of any rights and freedoms on the ground that they are internally displaced.

2. These Principles are without prejudice to individual criminal responsibility under international law, in particular relating to genocide, crimes against humanity and war crimes.

Principle 2

1. These Principles shall be observed by all authorities, groups and persons irrespective of their legal status and applied without any adverse distinction. The observance of these Principles shall not affect the legal status of any authorities, groups or persons involved.

2. These Principles shall not be interpreted as restricting, modifying or impairing the provisions of any international human rights or international humanitarian law instrument or rights granted to persons under domestic law. In particular, these Principles are without prej-

場合)

(c) その他のすべての当局、集団および個人(国内避難民との関係において)

(d) 政府間組織および非政府組織(国内強制移動に対処する場合)

4. これらの指導原則は、できる限り広い範囲において周知が図られ、かつ、適用されるべきである。

第一部 一般原則

原則1

1. 国内避難民は、十分平等に、自国において他の者が享受するものと同一の国際法および国内法上の権利および自由を享受する。国内避難民は、国内避難民であることを理由として、いかなる権利および自由の享受においても差別されてはならない。

2. これらの原則は、特にジェノサイド、人道に対する犯罪および戦争犯罪に関して、国際法上の個人の刑事責任に影響を及ぼすものではない。

原則2

1. これらの原則は、自らの法的地位のいかんを問わず、すべての当局、集団および個人によって遵守されるものとし、また、いかなる不利な差別もすることなく適用されるものとする。これらの原則の遵守は、関係するいかなる当局、集団または個人の法的地位にも影響を及ぼすものではない。

2. これらの原則は、国際人権法もしくは国際人道法のいかなる文書の規定をも、または国内法により個人に与えられる権利を、制限し、変更しまたは侵害するものと解釈してはならない。特に、これらの原則は、他国に庇護を求め、かつ、他国においてこ

udice to the right to seek and enjoy asylum in other countries.

Principle 3

1. National authorities have the primary duty and responsibility to provide protection and humanitarian assistance to internally displaced persons within their jurisdiction.

2. Internally displaced persons have the right to request and to receive protection and humanitarian assistance from these authorities. They shall not be persecuted or punished for making such a request.

Principle 4

1. These Principles shall be applied without discrimination of any kind, such as race, colour, sex, language, religion or belief, political or other opinion, national, ethnic or social origin, legal or social status, age, disability, property, birth, or on any other similar criteria.

2. Certain internally displaced persons, such as children, especially unaccompanied minors, expectant mothers, mothers with young children, female heads of household, persons with disabilities and elderly persons, shall be entitled to protection and assistance required by their condition and to treatment which takes into account their special needs.

SECTION II - PRINCIPLES RELATING TO PROTECTION FROM DISPLACEMENT

Principle 5

All authorities and international actors shall respect and ensure respect for their obligations under international law, including human rights and humanitarian law, in all circumstances, so as to prevent and avoid conditions that might lead to displacement of per-

れを享受する権利を害するものではない。

原則3

1. 国家当局は、その管轄内にある国内避難民に対して保護および人道的援助を与える第一義的な義務および責任を負う。

2. 国内避難民は、国家当局に対して保護および人道的援助を要請し、かつ、国家当局からこれらを受ける権利を有する。国内避難民は、そのような要請を行うことにより迫害されまたは処罰されてはならない。

原則4

1. これらの原則は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教もしくは信念、政治的もしくはその他の意見、国民的、民族的もしくは社会的出身、法的もしくは社会的地位、年齢、障がい、財産、出生等のいかなる種類の差別または他のいかなる類似の基準による差別もすることなく適用されるものとする。

2. 児童(特に保護者のいない未成年者)、妊娠中の母親、若い児童を持つ母親、女性世帯主、障がいのある者および高齢者等一部の国内避難民は、自らの状態が必要とする保護および援助ならびに自らの特別の必要を考慮した待遇を受ける権利を有する。

第二部 強制移動からの保護に関する原則

原則5

すべての当局および国際的な主体は、人々の強制移動につながるような状態を防止しおよび回避するため、すべての場合において、人権法および人道法を含む国際法上の義務を尊重し、かつ、その尊重を確保する。

sons.

Principle 6

1. Every human being shall have the right to be protected against being arbitrarily displaced from his or her home or place of habitual residence.

2. The prohibition of arbitrary displacement includes displacement:

(a) When it is based on policies of apartheid, “ethnic cleansing” or similar practices aimed at/or resulting in altering the ethnic, religious or racial composition of the affected population;

(b) In situations of armed conflict, unless the security of the civilians involved or imperative military reasons so demand;

(c) In cases of large-scale development projects, which are not justified by compelling and overriding public interests;

(d) In cases of disasters, unless the safety and health of those affected requires their evacuation; and

(e) When it is used as a collective punishment.

3. Displacement shall last no longer than required by the circumstances.

Principle 7

1. Prior to any decision requiring the displacement of persons, the authorities concerned shall ensure that all feasible alternatives are explored in order to avoid displacement altogether. Where no alternatives exist, all measures shall be taken to minimize displacement and its adverse effects.

2. The authorities undertaking such displacement shall ensure, to the greatest practicable

原則6

1. すべての人は、自らの住居または常居所地からの恣意的な強制移動から保護される権利を有する。

2. 恣意的な強制移動の禁止には、次の場合における強制移動を含む。

(a) 強制移動が、影響を受ける住民の民族的、宗教的もしくは人種の構成を変更することを目的とするまたは変更する結果となるアパルトヘイト、「民族浄化」もしくは類似の慣行の政策に基づく場合

(b) 武力紛争の状況においては、強制移動が、関係する文民の安全または絶対的な軍事上の理由のために必要とされない場合

(c) やむを得ないかつ優先的な公共の利益によって正当化されない大規模開発事業の場合

(d) 災害においては、被災者の避難が自らの安全および健康のために必要とされない場合

(e) 強制移動が集団に科する刑罰として用いられる場合

3. 強制移動は、状況によって必要とされる期間を超えて継続してはならない。

原則7

1. 関係当局は、人々の強制移動を伴うあらゆる決定の前に、強制移動を全面的に回避するため、すべての実行可能な代替案が検討されることを確保する。代替案がない場合には、強制移動およびその悪影響を最小限にとどめるため、すべての措置がとられるものとする。

2. 強制移動を実施しようとする当局は、最大限実行可能な限り、強制移動の対象者に

extent, that proper accommodation is provided to the displaced persons, that such displacements are effected in satisfactory conditions of safety, nutrition, health and hygiene, and that members of the same family are not separated.

3. If displacement occurs in situations other than during the emergency stages of armed conflicts and disasters, the following guarantees shall be complied with:

(a) A specific decision shall be taken by a State authority empowered by law to order such measures;

(b) Adequate measures shall be taken to guarantee to those to be displaced full information on the reasons and procedures for their displacement and, where applicable, on compensation and relocation;

(c) The free and informed consent of those to be displaced shall be sought;

(d) The authorities concerned shall endeavour to involve those affected, particularly women, in the planning and management of their relocation;

(e) Law enforcement measures, where required, shall be carried out by competent legal authorities; and

(f) The right to an effective remedy, including the review of such decisions by appropriate judicial authorities, shall be respected.

Principle 8

Displacement shall not be carried out in a manner that violates the rights to life, dignity, liberty and security of those affected.

Principle 9

States are under a particular obligation to protect against the displacement of indigenous peoples, minorities, peasants, pastoralists and

対して適切な施設が設けられること、強制移動が安全、栄養、保健および衛生について満足すべき条件で行われることならびに同一家族の構成員が離散しないことを確保する。

3. 強制移動が武力紛争および災害の緊急段階の間以外の状況において行われる場合には、次の保障が満たされるものとする。

(a) 明確な決定が、強制移動に関する措置を命じる権限を法によって付与された国家当局によって行われること。

(b) 強制移動の理由および手続について、ならびに該当する場合には補償および移転について、十分な情報を強制移動の対象者に対して保障するための適切な措置がとられること。

(c) 強制移動の対象者の自由なかつ情報を与えられた上での同意が求められること。

(d) 関係当局は、移転の計画策定および管理運営に当事者(特に女性)を関与させるよう努めること。

(e) 必要とされる場合には、法の執行措置が権限のある司法当局によって実施されること。

(f) 効果的な救済措置(これらの決定についての適切な司法当局による再審理を含む。)に対する権利が尊重されること。

原則8

強制移動は、生命、尊厳、自由および安全に対する当事者の権利を害する方法で実施されてはならない。

原則9

国家は、自らの土地に対して特別の依存性およびつながりを有する先住民、少数者、小作農、牧畜民およびその他の集団の強制移動

other groups with a special dependency on and attachment to their lands.

SECTION III - PRINCIPLES RELATING TO PROTECTION DURING DISPLACEMENT

Principle 10

1. Every human being has the inherent right to life which shall be protected by law. No one shall be arbitrarily deprived of his or her life. Internally displaced persons shall be protected in particular against:

- (a) Genocide;
- (b) Murder;
- (c) Summary or arbitrary executions;

and

(d) Enforced disappearances, including abduction or unacknowledged detention, threatening or resulting in death.

Threats and incitement to commit any of the foregoing acts shall be prohibited.

2. Attacks or other acts of violence against internally displaced persons who do not or no longer participate in hostilities are prohibited in all circumstances. Internally displaced persons shall be protected, in particular, against:

(a) Direct or indiscriminate attacks or other acts of violence, including the creation of areas wherein attacks on civilians are permitted;

(b) Starvation as a method of combat;

(c) Their use to shield military objectives from attack or to shield, favour or impede military operations;

(d) Attacks against their camps or settlements; and

(e) The use of anti-personnel landmines.

Principle 11

1. Every human being has the right to dignity

を防止する特別の義務を負う。

第三部 強制移動が継続する間の保護に関する原則

原則10

1. すべての人は、生命に対する固有の権利を有し、この権利は法によって保護される。何人も、恣意的にその生命を奪われない。国内避難民は、特に次の行為から保護される。

- (a) ジェノサイド
- (b) 殺人
- (c) 略式または恣意的処刑

(d) 死の脅迫を伴うまたは死に至らしめる強制失踪（誘拐または非公認の抑留を含む。）

前記のいずれかの行為を行うとの脅迫および扇動は、禁止する。

2. 敵対行為に参加せずまたはもはや参加しない国内避難民に対する攻撃またはその他の暴力行為は、すべての場合において、禁止する。国内避難民は、特に次の行為から保護される。

(a) 直接的もしくは無差別な攻撃またはその他の暴力行為（文民への攻撃が許可される区域の創設を含む。）

(b) 戦闘の方法として飢餓の状態に置くこと。

(c) 軍事目標を攻撃から掩護または軍事行動を掩護し、有利にしもしくは妨げるための国内避難民の利用

(d) 国内避難民のキャンプまたは居住地に対する攻撃

(e) 対人地雷の使用

原則11

1. すべての人は、尊厳ならびに身体的、精

and physical, mental and moral integrity.

2. Internally displaced persons, whether or not their liberty has been restricted, shall be protected in particular against:

(a) Rape, mutilation, torture, cruel, inhuman or degrading treatment or punishment, and other outrages upon personal dignity, such as acts of gender-specific violence, forced prostitution and any form of indecent assault;

(b) Slavery or any contemporary form of slavery, such as sale into marriage, sexual exploitation, or forced labour of children; and

(c) Acts of violence intended to spread terror among internally displaced persons. Threats and incitement to commit any of the foregoing acts shall be prohibited.

Principle 12

1. Every human being has the right to liberty and security of person. No one shall be subjected to arbitrary arrest or detention.

2. To give effect to this right for internally displaced persons, they shall not be interned in or confined to a camp. If in exceptional circumstances such internment or confinement is absolutely necessary, it shall not last longer than required by the circumstances.

3. Internally displaced persons shall be protected from discriminatory arrest and detention as a result of their displacement.

4. In no case shall internally displaced persons be taken hostage.

Principle 13

1. In no circumstances shall displaced children be recruited nor be required or permitted

神的小および道徳的に健全であることに對する權利を有する。

2. 国内避難民は、自らの自由が制限されているか否かにかかわらず、特に次の行為から保護される。

(a) 強姦、身体の切断、拷問、残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰およびその他の個人の尊厳に対する侵害（例えば、ジェンダーに基づく暴力行為、強制売春およびあらゆる形態の強制わいせつ行為）

(b) 奴隷の状態に置くことまたはあらゆる現代的形態の奴隷制（例えば、婚姻への人身売買、性的搾取または児童の強制労働）

(c) 国内避難民の間に恐怖を広めることを目的とする暴力行為
前記のいずれかの行為を行うとの脅迫および扇動は、禁止する。

原則12

1. すべての人は、身体の自由および安全に対する權利を有する。何人も、恣意的に逮捕されまたは抑留されない。

2. この權利を国内避難民にとって実効的なものとするため、国内避難民は、キャンプに収容されまたは監禁されてはならない。そのような収容または監禁が例外的な状況において絶対的に必要である場合には、これらは、当該状況によって必要とされる期間を超えて継続してはならない。

3. 国内避難民は、自らの強制移動の結果としての差別的な逮捕および抑留から保護される。

4. 国内避難民は、いかなる場合においても、人質にとられてはならない。

原則13

1. 避難民の児童は、いかなる場合においても、徴集されまたは敵対行為への参加を要

to take part in hostilities.

2. Internally displaced persons shall be protected against discriminatory practices of recruitment into any armed forces or groups as a result of their displacement. In particular any cruel, inhuman or degrading practices that compel compliance or punish non-compliance with recruitment are prohibited in all circumstances.

Principle 14

1. Every internally displaced person has the right to liberty of movement and freedom to choose his or her residence.

2. In particular, internally displaced persons have the right to move freely in and out of camps or other settlements.

Principle 15

Internally displaced persons have:

- (a) The right to seek safety in another part of the country;
- (b) The right to leave their country;
- (c) The right to seek asylum in another country; and
- (d) The right to be protected against forcible return to or resettlement in any place where their life, safety, liberty and/or health would be at risk.

Principle 16

1. All internally displaced persons have the right to know the fate and whereabouts of missing relatives.
2. The authorities concerned shall endeavour to establish the fate and whereabouts of internally displaced persons reported missing, and cooperate with relevant international organizations engaged in this task. They shall inform

求されもしくは許可されてはならない。

2. 国内避難民は、自らの強制移動の結果として軍隊または武装集団に徴集される差別的な慣行から保護される。特に、徴集への服従を強要するまたは徴集への不服従を処罰する残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つけるいかなる慣行も、すべての場合において、禁止する。

原則14

1. すべての国内避難民は、移動の自由および居住選択の自由に対する権利を有する。

2. 特に、国内避難民は、キャンプまたはその他の居住地の内外を自由に移動する権利を有する。

原則15

国内避難民は、次の権利を有する。

- (a) 国内の他の場所に安全を求める権利
- (b) 自国を離れる権利
- (c) 他国に庇護を求める権利
- (d) 自らの生命、安全、自由もしくは健康が危険にさらされるおそれのあるあらゆる場所への強制送還または当該場所における再定住から保護される権利

原則16

1. すべての国内避難民は、行方不明の親族の消息および所在を知る権利を有する。
2. 関係当局は、行方不明であると報告された国内避難民の消息および所在を明確にするよう努めるものとし、また、この任務に従事する関連する国際的な組織に協力する。関係当局は、近親者に対して調査の進

the next of kin on the progress of the investigation and notify them of any result.

3. The authorities concerned shall endeavour to collect and identify the mortal remains of those deceased, prevent their despoliation or mutilation, and facilitate the return of those remains to the next of kin or dispose of them respectfully.

4. Grave sites of internally displaced persons should be protected and respected in all circumstances. Internally displaced persons should have the right of access to the grave sites of their deceased relatives.

Principle 17

1. Every human being has the right to respect of his or her family life.

2. To give effect to this right for internally displaced persons, family members who wish to remain together shall be allowed to do so.

3. Families which are separated by displacement should be reunited as quickly as possible. All appropriate steps shall be taken to expedite the reunion of such families, particularly when children are involved. The responsible authorities shall facilitate inquiries made by family members and encourage and cooperate with the work of humanitarian organizations engaged in the task of family reunification.

4. Members of internally displaced families whose personal liberty has been restricted by internment or confinement in camps shall have the right to remain together.

Principle 18

1. All internally displaced persons have the right to an adequate standard of living.

捗状況を伝達し、かつ、あらゆる結果を通知する。

3. 関係当局は、死亡者の遺体を収容しおよびその身元を特定し、その破損または切断を防止し、ならびに近親者への遺体の返還を容易にしたりは遺体を丁重に処理するよう努める。

4. 国内避難民の墓地は、すべての場合において、保護され、かつ、尊重されるべきである。国内避難民は、死亡した親族の墓地に立ち入る権利を有するべきである。

原則17

1. すべての人は、自らの家族生活を尊重される権利を有する。

2. この権利を国内避難民にとって実効的なものとするため、共にいることを希望する家族の構成員は、これが許可される。

3. 強制移動によって離散した家族は、できる限り速やかに再会が可能となるべきである。特に児童が関係する場合には、離散家族の再会を迅速に実現するため、すべての適切な措置がとられるものとする。責任当局は、家族による搜索を容易にするものとし、また、家族再会の任務に従事する人道的組織の活動を奨励し、かつ、これに協力する。

4. キャンプにおける収容または監禁によって個人の自由を制限された国内避難民の家族の構成員は、共にいる権利を有する。

原則18

1. すべての国内避難民は、適切な生活水準に対する権利を有する。

2. At the minimum, regardless of the circumstances, and without discrimination, competent authorities shall provide internally displaced persons with and ensure safe access to:

- (a) Essential food and potable water;
- (b) Basic shelter and housing;
- (c) Appropriate clothing; and
- (d) Essential medical services and sanitation.

3. Special efforts should be made to ensure the full participation of women in the planning and distribution of these basic supplies.

Principle 19

1. All wounded and sick internally displaced persons as well as those with disabilities shall receive to the fullest extent practicable and with the least possible delay, the medical care and attention they require, without distinction on any grounds other than medical ones. When necessary, internally displaced persons shall have access to psychological and social services.

2. Special attention should be paid to the health needs of women, including access to female health care providers and services, such as reproductive health care, as well as appropriate counselling for victims of sexual and other abuses.

3. Special attention should also be given to the prevention of contagious and infectious diseases, including AIDS, among internally displaced persons.

Principle 20

1. Every human being has the right to recognition everywhere as a person before the law.

2. 管轄当局は、状況のいかんを問わず、かつ、差別することなく、少なくとも、国内避難民に対して次のものを与え、かつ、これらを安全に得ることを確保する。

- (a) 不可欠の食糧および飲料水
- (b) 基本的な避難所および住宅
- (c) 適切な衣類
- (d) 不可欠の医療サービスおよび衛生設備

3. これらの基本的な物資の計画策定および配給への女性の完全な参加を確保するため、特別の努力がなされるべきである。

原則19

1. 国内避難民で、すべての傷者、病者および障がいのある者は、最大限実行可能な限り、かつ、できる限り速やかに、医療上の理由以外のいかなる理由によっても差別されることなく、自らが必要とする医療上の看護および手当を受ける。国内避難民は、必要な場合には、心理学的および社会的サービスを利用することができる。

2. 女性が有する健康上の必要（リプロダクティブ・ヘルス等女性のための保健に関する提供者およびサービスを利用する機会ならびに性的およびその他の虐待の犠牲者のための適切なカウンセリングを受ける機会を含む。）に対して特別の配慮がなされるべきである。

3. 国内避難民の間における接触伝染病および感染症（エイズを含む。）の予防に対しても特別の配慮がなされるべきである。

原則20

1. すべての人は、すべての場所において、法の前に人として認められる権利を有する。

2. To give effect to this right for internally displaced persons, the authorities concerned shall issue to them all documents necessary for the enjoyment and exercise of their legal rights, such as passports, personal identification documents, birth certificates and marriage certificates. In particular, the authorities shall facilitate the issuance of new documents or the replacement of documents lost in the course of displacement, without imposing unreasonable conditions, such as requiring the return to one's area of habitual residence in order to obtain these or other required documents.

3. Women and men shall have equal rights to obtain such necessary documents and shall have the right to have such documentation issued in their own names.

Principle 21

1. No one shall be arbitrarily deprived of property and possessions.

2. The property and possessions of internally displaced persons shall in all circumstances be protected, in particular, against the following acts:

- (a) Pillage;
 - (b) Direct or indiscriminate attacks or other acts of violence;
 - (c) Being used to shield military operations or objectives;
 - (d) Being made the object of reprisal;
- and
- (e) Being destroyed or appropriated as a form of collective punishment.

3. Property and possessions left behind by internally displaced persons should be protected against destruction and arbitrary and illegal appropriation, occupation or use.

2. この権利を国内避難民にとって実効的なものとするため、関係当局は、国内避難民に対し、自らの法的権利の享受および行使に必要なすべての書類（例えば、旅券、本人確認用の書類、出生証明書および婚姻証明書）を発行する。特に、当局は、新規書類の発行または強制移動の途中において紛失した書類の再発行について、これらまたはその他の必要書類を取得するために常居所がある地域に戻ることを要求する等の不合理な条件を課すことなく、容易なものとする。

3. 女性および男性は、それらの必要書類を取得する平等の権利を有し、かつ、自己の名義で必要書類の発行を受ける権利を有する。

原則21

1. 何人も、恣意的に財産および所有物を奪われない。

2. 国内避難民の財産および所有物は、特に次の行為から、すべての場合において、保護される。

- (a) 略奪
- (b) 直接的もしくは無差別な攻撃またはその他の暴力行為
- (c) 軍事行動または目標を掩護するために用いられること。
- (d) 報復の対象にされること。
- (e) 集団に科する刑罰として破壊されまたは没収されること。

3. 国内避難民が残置した財産および所有物は、破壊および恣意的かつ違法な没収、占拠または使用から保護されるべきである。

Principle 22

1. Internally displaced persons, whether or not they are living in camps, shall not be discriminated against as a result of their displacement in the enjoyment of the following rights:

(a) The rights to freedom of thought, conscience, religion or belief, opinion and expression;

(b) The right to seek freely opportunities for employment and to participate in economic activities;

(c) The right to associate freely and participate equally in community affairs;

(d) The right to vote and to participate in governmental and public affairs, including the right to have access to the means necessary to exercise this right; and

(e) The right to communicate in a language they understand.

Principle 23

1. Every human being has the right to education.

2. To give effect to this right for internally displaced persons, the authorities concerned shall ensure that such persons, in particular displaced children, receive education which shall be free and compulsory at the primary level. Education should respect their cultural identity, language and religion.

3. Special efforts should be made to ensure the full and equal participation of women and girls in educational programmes.

4. Education and training facilities shall be made available to internally displaced persons, in particular adolescents and women, whether or not living in camps, as soon as conditions permit.

原則22

1. 国内避難民は、キャンプに居住しているか否かにかかわらず、自らの強制移動の結果として、次の権利の享受において差別されてはならない。

(a) 思想、良心、宗教または信念、意見および表現の自由に対する権利

(b) 雇用の機会を自由に求める権利および経済活動に参加する権利

(c) 自由に結社する権利および共同体の事項に平等に参加する権利

(d) 投票する権利ならびに政府および公共の事項に参加する権利(この権利の行使に必要な手段を与えられる権利を含む。)

(e) 自らが理解する言語で意思疎通を図る権利

原則23

1. すべての人は、教育を受ける権利を有する。

2. この権利を国内避難民にとって実効的なものとするため、関係当局は、国内避難民(特に避難民の児童)が教育を受けることを確保するものとし、その教育は初等段階において無償かつ義務的なものとする。教育は、国内避難民の文化的アイデンティティ、言語および宗教を尊重するべきである。

3. 教育プログラムへの女性および未成年の女性の完全かつ平等な参加を確保するため、特別の努力がなされるべきである。

4. 教育および訓練の施設については、条件が許す限り速やかに、キャンプに居住しているか否かにかかわらず国内避難民(特に未成年者および女性)にとって利用可能なものとする。

SECTION IV - PRINCIPLES RELATING TO HUMANITARIAN ASSISTANCE

Principle 24

1. All humanitarian assistance shall be carried out in accordance with the principles of humanity and impartiality and without discrimination.

2. Humanitarian assistance to internally displaced persons shall not be diverted, in particular for political or military reasons.

Principle 25

1. The primary duty and responsibility for providing humanitarian assistance to internally displaced persons lies with national authorities.

2. International humanitarian organizations and other appropriate actors have the right to offer their services in support of the internally displaced. Such an offer shall not be regarded as an unfriendly act or an interference in a State's internal affairs and shall be considered in good faith. Consent thereto shall not be arbitrarily withheld, particularly when authorities concerned are unable or unwilling to provide the required humanitarian assistance.

3. All authorities concerned shall grant and facilitate the free passage of humanitarian assistance and grant persons engaged in the provision of such assistance rapid and unimpeded access to the internally displaced.

Principle 26

Persons engaged in humanitarian assistance, their transport and supplies shall be respected and protected. They shall not be the object of attack or other acts of violence.

第四部 人道的援助に関する原則

原則24

1. すべての人道的援助は、人道および公平性の諸原則に従い、かつ、差別することなく実施される。

2. 国内避難民に対する人道的援助は、特に政治的または軍事的理由のために転用されてはならない。

原則25

1. 国内避難民に対して人道的援助を与える第一義的な義務および責任は、国家当局に帰属する。

2. 国際的な人道的組織およびその他の適切な主体は、国内避難民を支援するために役務の提供を申し出る権利を有する。そのような申出は、非友好的な行為または国家の内政への介入と認められず、また、誠実に検討されるものとする。特に関係当局が必要とされる人道的援助を与える能力または意思を有しない場合には、その申出に対する同意は恣意的に保留されてはならない。

3. すべての関係当局は、人道的援助の自由な通行を許可しおよび容易にするものとし、また、人道的援助の提供に従事する者に対し、国内避難民への迅速なかつ妨げられることのない接触の機会を許可する。

原則26

人道的援助に従事する者、これらの者の移動およびその物資は、尊重され、かつ、保護される。これらを攻撃またはその他の暴力行為の対象としてはならない。

Principle 27

1. International humanitarian organizations and other appropriate actors when providing assistance should give due regard to the protection needs and human rights of internally displaced persons and take appropriate measures in this regard. In so doing, these organizations and actors should respect relevant international standards and codes of conduct.
2. The preceding paragraph is without prejudice to the protection responsibilities of international organizations mandated for this purpose, whose services may be offered or requested by States.

SECTION V - PRINCIPLES RELATING TO
RETURN, RESETTLEMENT AND
REINTEGRATION

Principle 28

1. Competent authorities have the primary duty and responsibility to establish conditions, as well as provide the means, which allow internally displaced persons to return voluntarily, in safety and with dignity, to their homes or places of habitual residence, or to resettle voluntarily in another part of the country. Such authorities shall endeavour to facilitate the reintegration of returned or resettled internally displaced persons.
2. Special efforts should be made to ensure the full participation of internally displaced persons in the planning and management of their return or resettlement and reintegration.

Principle 29

1. Internally displaced persons who have returned to their homes or places of habitual residence or who have resettled in another part of the country shall not be discriminated

原則27

1. 国際的な人道的組織およびその他の適切な主体は、援助を提供する場合には、国内避難民の保護上の必要および人権に妥当な考慮を払い、かつ、これに関して適切な措置をとるべきである。これらの組織および主体は、その際に、関連する国際的な基準および行動規範を尊重するべきである。
2. 前項は、保護の職務を有する国際的な組織の保護責任に影響を及ぼすものではなく、これらの組織の役務の提供が申し出られることまたはその役務が国家によって要請されることがある。

第五部 帰還、再定住および再統合に関する
原則

原則28

1. 管轄当局は、国内避難民が自らの意思によって、安全に、かつ、尊厳をもって自らの住居もしくは常居所地に帰還することまたは自らの意思によって国内の他の場所に再定住することを可能にする条件を確立し、かつ、その手段を与える第一義的な義務および責任を負う。管轄当局は、帰還しまたは再定住した国内避難民の再統合を容易にするよう努める。
2. 自らの帰還または再定住および再統合の計画策定および管理運営への国内避難民の完全な参加を確保するため、特別の努力がなされるべきである。

原則29

1. 自らの住居もしくは常居所地に帰還しまたは国内の他の場所に再定住した国内避難民は、移動を強いられていた結果として差別されてはならない。これらの国内避難民

against as a result of their having been displaced. They shall have the right to participate fully and equally in public affairs at all levels and have equal access to public services.

2. Competent authorities have the duty and responsibility to assist returned and/or resettled internally displaced persons to recover, to the extent possible, their property and possessions which they left behind or were disposed of upon their displacement. When recovery of such property and possessions is not possible, competent authorities shall provide or assist these persons in obtaining appropriate compensation or another form of just reparation.

Principle 30

All authorities concerned shall grant and facilitate for international humanitarian organizations and other appropriate actors, in the exercise of their respective mandates, rapid and unimpeded access to internally displaced persons to assist in their return or resettlement and reintegration.

は、すべての段階における公共の事項に完全かつ平等に参加する権利を有するものとし、また、公共サービスを利用する平等の機会を有する。

2. 管轄当局は、帰還または再定住した国内避難民に対してこれらの国内避難民が強制移動の際に残置または奪われた自らの財産および所有物を可能な限り回復することを支援する義務および責任を負う。それらの財産および所有物の回復が不可能な場合には、管轄当局は、これらの国内避難民に対して適切な補償または他の形態の適正な賠償を与え、またはこれらを取得することを支援する。

原則30

すべての関係当局は、国際的な人道的組織およびその他の適切な主体に対し、それらの組織および主体のそれぞれの職務の遂行にあたり、国内避難民の帰還または再定住および再統合を支援するための国内避難民への迅速なかつ妨げられることのない接触の機会を許可しおよび容易にする。

日本語版作成についての注記

「国内強制移動に関する指導原則」(以下、指導原則)日本語版は、1998年2月11日付『[国連人権]委員会決議1997/39に従って提出された「国内避難民に関する国連」事務総長代表、フランシス・M・デン氏の報告書 附属書』(*Report of the Representative of the Secretary-General, Mr. Francis M. Deng, submitted pursuant to Commission resolution 1997/39, Addendum, E/CN.4/1998/53/Add.2, 11 February 1998*)に記載された *Guiding Principles on Internal Displacement* (英語版原文)を日本語に訳したものである。ただし、指導原則の構成部分ではない *Introductory note to the Guiding Principles* は翻訳の対象外とした。

指導原則日本語版は、墓田桂(成蹊大学)の呼びかけで、池田丈佑(立命館大学)、小澤藍(外務省(専門調査員))、小坂順一郎(UNHCR)、佐藤以久子(桜美林大学)、長嶺義宣(ICRC)、橋本直子(IOM)、山本哲史(東京大学)、および代表を務める墓田で構成する「GPID日本語版作成委員会」(以下、委員会)が作成した(所属先はいずれも2010年10月時点のもの)。いずれも個人の資格で委員会に参加し、委員会での活動および提言は必ずしも各自の所属先の見解を反映したものではない。

日本語版作成の基本方針、訳文の根拠および出典、参考文献・資料については、研究資料と

して別途執筆された「国内強制移動に関する指導原則—日本語版注釈」(成蹊大学アジア太平洋研究センター編『アジア太平洋研究』No.35 (2010年)所収)を参照ありたい。

「国内避難民」の特徴を記述した序(2)については、墓田も執筆に加わった島田征夫編著『国内避難民と国際法』(信山社、2005年)で採用した日本語訳を概ね踏襲した。

作業の過程はおおよそ次のとおり。2009年11月、外部委託による下訳を基に墓田にて日本語版の試案を作成した後、試案を委員会メンバーで分担して精査した(墓田:序、小坂:原則1～原則4、山本:原則5～原則9、佐藤:原則10～原則15、墓田:原則16～原則18、池田:原則19～原則23、小澤:原則24～原則30)。その後、各メンバーから寄せられたコメントや提言を踏まえて、墓田にて素案を作成した。素案については、佐藤が原則10～原則15を再度精査し、池田が全体を精査した。また墓田も引き続き素案全体を精査した。佐藤と池田から寄せられた素案に対するコメントや提言を踏まえて、墓田にて作業原案を作成した。また佐藤が原則10～原則15を再度精査し、墓田にコメントを提供した。この段階で橋本と長嶺が作業に加わり、全体を精査し、墓田にコメントを提供した。墓田にて全体を精査し、最終原案を作成した。最終原案は池田と墓田で点検した。他方、ブルッキングス研究所経由で受領したケーリン代表による序言については、外部委託による下訳を基に墓田にて日本語訳案を作成した。墓田から委員会のメンバーに日本語版の最終原案および序言の日本語訳案を提示し、全員から了承を得た。上記の過程を経て、指導原則日本語版は2010年10月に完成した。

日本語版作成の一部の作業については、成蹊大学アジア太平洋研究センターの研究助成を利用した。同センターには重ねて謝意を表したい。また、委員会のメンバーでもあり、さまざまな場面でお力添え下さった佐藤以久子氏にも墓田より厚くお礼を申し上げたい。

最後に、指導原則日本語版に序言を寄せて下さったヴァルター・ケーリン国連事務総長代表、ならびに同代表との連絡調整を図りつつ、このプロジェクトを海外から応援して下さいだったBrookings-Bern Project on Internal Displacement副代表兼ブルッキングス研究所フェロー(当時)のアンドルー・ソロモン氏(Dr. Andrew Solomon)に深くお礼を申し上げる。

国内強制移動に関する指導原則—日本語版注釈

Annotations to the Japanese Version
of the *Guiding Principles on Internal Displacement*

墓田 桂(GPID日本語版作成委員会*代表)

Kei Hakata

(Chair, Committee on the Elaboration of the Japanese Version of the GPID)

はじめに

Internally displaced persons — 日本語では「国内避難民」と呼ばれる「国内で移動を強いられた人びと」の存在は、1990年代以降、国際社会、とりわけ国際連合(以下、国連)の関心事項となった。NGOコミュニティや一部の政府代表部による積極的な後押しを受けて、1992年3月、国連人権委員会は国連事務総長に対してこの問題を検証するための「代表」(representative)を指名するよう要請した(決議1992/73)。このポストには、ブトロス・ブトロス・ガリ事務総長から直接打診を受けたスーダンの元大使、フランシス・デンが就任する。デン代表は、国内避難民に関する諸問題を包括的に検証した報告書を作成した後、さまざまな研究者の協力を得て、国内避難民の保護に関連する法規範の取りまとめと分析に着手した。その最初の成果物、すなわち『法規範の編纂と分析』(*Compilation and analysis of legal norms*, E/CN.4/1996/52/Add.2, 5 December 1995)と題された大部の報告書が完成し、人権委員会に提出されたのは1995年12月のことであった。

『法規範の編纂と分析』での基礎研究を踏まえ、デン代表は国連総会と人権委員会からの一定の理解を得つつ、国内避難民の保護に関する規範的枠組みの構築という次の段階に進んだ。デン代表率いる作業チームは、1996年6月のジュネーヴ会合での草案作成から1998年1月のウィーン会合での最終調整に至るまで、幾度の会合を重ね、*Guiding Principles on Internal Displacement* (以下、*Guiding Principles*と略す)と題する文書を作り上げた。代表による報告書の附属書に記載され、1998年2月、人権委員会に提出された*Guiding Principles*こそが、デン代表らが示した回答であった。

国際人権法や国際人道法の規範は多々存在するものの、既存の諸条約において国内避難民の保護と援助は明示されていなかった。そうした現実を踏まえ、*Guiding Principles*は、この点についての国家の第一義的な義務と責任を明言し、既存の規範を国内避難民のさまざまな文脈

* 「GPID日本語版作成委員会」のメンバーは次のとおり。墓田桂(成蹊大学)〈代表〉、池田丈佑(立命館大学)、小澤藍(外務省(専門調査員))、小坂順一郎(UNHCR)、佐藤以久子(桜美林大学)、長嶺義宣(ICRC)、橋本直子(IOM)、山本哲史(東京大学)。所属先は2010年10月時点のもの。いずれも個人の資格で委員会に参加し、委員会での活動および提言は必ずしも各自の所属先の見解を反映したものではない。日本語版作成の一部の作業については、成蹊大学アジア太平洋研究センターの助成を利用した。

で再確認し、さらに、法的な基準が不明確なものについては明確にしようと試みたのである。法的拘束力のない形での規範の明文化であったが、合意形成や審議に多大な労力を要したであろう条約化に拘らなかったのも、国際社会の中にその機運がなかったことに鑑みれば、むしろ賢明な判断であった。

Guiding Principles は「世界人権宣言」と同じく 30 の条項からなる。その簡潔さ、使いやすさゆえに、各種アクターが多様な場面で活用してきた。国内避難民に関する活動における指針または国内避難民を抱える政府と接する際の指針として、セミナーなどの各種啓発活動の道具として、さらには国内避難民に関する法令、政策あるいは国際文書を策定する際の基準としてなど、使われ方は多岐にわたる。2005 年の「世界サミット成果文書」(総会決議 60/1)でも確認されたように、今や *Guiding Principles* が「国内避難民の保護のための重要な国際的枠組み」(para. 132)をなしていることは疑いのない事実である。1998 年当時、*Guiding Principles* を受理した人権委員会は「留意する」と応じるにとどめただけに(決議 1998/50)、わずかな期間で国際社会から受容された事実は注目に値しよう。

原文は英語であるが、国連事務局(国連公用語への翻訳)、国連人道問題調整事務所、国連難民高等弁務官事務所、ブルッキングス研究所およびその他の組織・団体・研究者によって 48 の言語にすでに翻訳されている。しかし、自動的に翻訳された国連公用語以外は国内避難民を抱える国や地域の言語での翻訳がほとんどで、日本語訳は存在しなかった。そこで、今回、我々独自のイニシアティブで *Guiding Principles* を日本語に訳し、「国内強制移動に関する指導原則」(以下、指導原則と略す)日本語版として世に送り出すこととなった(成蹊大学アジア太平洋研究センター編『アジア太平洋研究』No.35 (2010 年)に所収)。

本注釈は、指導原則日本語版で採用した訳文の根拠と出典を示す資料として作成した。**必ずしも指導原則の内容についての注釈ではない**ことをあらかじめ断っておく。日本語版を作成するにあたっては、全文にわたって下記 I. の基本方針に従うとともに、個別の原則の訳出においては下記 II. で示した諸点を考慮に入れた。

日本語版の上梓にあたっては、2004 年から「国内避難民の人権に関する国連事務総長代表」を務めてきたヴァルター・ケーリン氏が序言を寄せて下さった。1998 年 2 月に人権委員会に提出された報告書の附属書はその導入部分で *Introductory note to the Guiding Principles* を掲げているが、これは指導原則の構成部分ではなく、また、1990 年代の経緯に関する記述が目立つため、日本語版では代わりにケーリン代表による序言を掲載した。序言については、指導原則を翻訳した際の基本方針や留意点には必ずしもこだわらず、口語表現により近い日本語で訳した。また、「国内避難民の人権に関する国連事務総長代表」の名称については、今後、「国内避難民の人権に関する特別報告者」に変更することがすでに決定しているが、寄せられた序言のままとした。

指導原則の日本語版作成に携わったメンバーは、いずれも国内避難民の置かれた状況に深い関心を寄せ、それぞれの立場でこの問題に関わってきた研究者や実務者である。日本語版を作成する過程において、各メンバーからは自らの研究や実務体験を踏まえた貴重な指摘と提言が寄せられた。これらの多くは名前(敬称略)とともに本注釈の中で記してある。ただし、それらの記述は必ずしも各自の所属先の見解を反映したものではないこと、また、本注釈の文責は筆者(墓田)にあることをあらかじめ断わっておく。

《翻訳の底本、参考文献・資料について》

指導原則の翻訳にあたっては、1998 年 2 月 11 日付『(国連人権)委員会決議 1997/39 に従って提

出された〔国内避難民に関する国連〕事務総長代表、フランシス・M・デン氏の報告書 附属書』(Report of the Representative of the Secretary-General, Mr. Francis M. Deng, submitted pursuant to Commission resolution 1997/39, Addendum, E/CN.4/1998/53/Add.2, 11 February 1998)に記載された指導原則の英語版原文を底本とした。

翻訳の際の基本的な参考資料として、Walter Kälin, *Guiding Principles on Internal Displacement : Annotations* (ASIL/The Brookings Institution, 2000)を参照した(以下、*Annotations*と略す)。これは、指導原則の起草に深く携わったケーリン氏による注釈本である。また、国際人権法および国際人道法を中心とした条約の原文および日本語公定訳(以下、公定訳)を訳出の際の参考資料とした。ただし、**翻訳作業の便宜性により本注釈で言及する条約に偏重が見られたとしても、それは指導原則の作成にあたって起草者が手本とした条約の偏重を必ずしも意味するものではない。**また、**本注釈で言及する条文の公定訳の中には、指導原則との関係性はないが、訳出の着想を得たものも多々含まれる**ことを断わっておく。指導原則の英語版が一般的に正文(authoritative version)と認識されているが、原文の意味を特定したり、訳語を確認するために各言語版(フランス語版、スペイン語版、ポルトガル語版、中国語版)を参照した箇所もある。さらに、法令の用語法を確認するため、総務省行政管理局が運営する「法令データ提供システム」、林修三著『法令用語の常識』(第3版、日本評論社、2003年)および法制執務研究会編『新訂 ワークブック 法制執務』(ぎょうせい、2007年)を必要に応じて参照した。

I. 基本方針

1. 日本語公定訳の尊重

指導原則の原文のベースとなったのは、国際人権法と国際人道法の各種条文である。この事実は、指導原則とこれらの条文との間に一定の関係性があることを意味している。指導原則の日本語版がこの関係性を示唆するためには、まったく新しい訳文を提示するのではなく、すでに日本において定着しているこれらの条約の公定訳を尊重することが重要と考えた。そこで、翻訳作業においては、ケーリン教授が著した*Annotations*を参照しながら、指導原則のベースとなった条約の文言を特定し、該当する箇所においては、その公定訳を拾い上げ、訳文に当てはめる作業を全文にわたって行った(主に筆者が担当)。しかし、公定訳との整合性を図りつつも、公定訳が原文の意味を忠実に伝えていないと思われる場合には公定訳を採用せず、原文に忠実な独自の訳を試みた。また、指導原則にはベースとなった条約の言い回しを応用している箇所が多々あるが、そのような箇所では公定訳の言い回しを同じく応用して、訳文を作成した。

2. 法文の表記方法の尊重

指導原則は各種条約の条文をベースに作られているため、日本語訳の作成においても法律文書の表記方法を尊重した。特記すべきものは、以下のとおり。

(1) 接続詞andとorの訳し方

接続詞andとorについては、基本形としてそれぞれ「および」と「または」を訳語とした。その上で、andが二段階で使われる場合には、大きな括りには「ならびに」を、小さな括りには「および」を用いた。また、orが二段階で使われる場合には、大きな括りには「または」を、小さな括りには「もしくは」を用いた。三段階の場合も法文の表記方法に従った。また、並列的接続詞と選択的接続詞が混じった文では、「ならびに」「もしくは」はそれぞれ「および」「または」が存在する

ことを条件に使用した。例えば、小さな括りで「または」だけを用いる文章が並列的に存在する場合、これらの文章の大きな括りには「ならびに」ではなく、「および」を用いた(小さな括りで「および」が用いられていないため)。

なお、接続詞andで二つ以上の動詞句を結びつける場合、公定訳では結びつきの深い並列状態のときは「かつ」を用い、逆に結びつきが薄いときは「また」を用いる傾向にあるが、後者は「...するものとし、また、」と訳することが多い。この表現に倣った。

(2)and otherとor otherの訳し方

それぞれ「およびその他の」「またはその他の」と訳した。公定訳では「及び」「又は」を付けずに「その他の」と訳されることが多い。たしかに、other以下の語句が概念的により広いものを導入することもある(そうであれば「その他の」でも構わない)。しかし、対象となっている語句から漏れてしまうものを安全弁的にother以下で拾おうとする場合も少なからずあるように思われる。この場合には、むしろ「その他」と訳すべきであろう。ただ、「その他の」「その他」のいずれも法文らしい響きではあるが、接続詞が「および」なのか「または」なのか不明のままである。他方、公定訳を含めた各種法文では、「及びその他の」「又はその他の」といった表現は主流ではないが、皆無ではない(国連憲章第80条(2)の公定訳の「委任統治地域及びその他の地域」など)。そこで、分かりやすく、かつ、接続詞も正確に反映された訳文とするため、and otherとor otherはそれぞれ「およびその他の」「またはその他の」と訳した。

3.漢字表記と平仮名表記について

法令文書では平仮名表記による平易化の試みが導入されて久しい。訳文で使用する漢字については、内閣法制局の通知「法令における漢字使用等について」(昭和56年10月1日)を踏まえて、助動詞、接続詞、連体詞の多くを平仮名で表した。「及び」「並びに」「又は」「若しくは」の四つの接続詞も平仮名表記とした(これには文意を把握する上で重要な語句が浮かび上がるという効果もある)。指導原則の利用者の中には法律文書に必ずしも馴染みのない人も多く含まれることを想定して、法文特有の難解な文体をできるだけ和らげたつもりである。

なお、常用外漢字(2010年9月時点のもの)については、代用が難しい場合(「掩護」や「失踪」、あるいは平仮名表記ではむしろ分かりづらい場合(「強姦」)に限って使用した(文中にルビは振らなかった)。なお、平仮名表記が定着している「猥褻」は「わいせつ」に書き換えた。

4.訳語の統一または使い分け

同一の用語を訳出する際に、概念の拡散を防ぐため、文章内での訳語の統一を図った。しかし、それぞれの文脈で訳語を変えることが望ましいと考えられる場合は、その文脈に適した訳語をあてた。例えば、servicesは文意に応じて「サービス」と「役務」に訳し分けた。また、名詞assistanceは一貫して「援助」と訳出する一方で、動詞assistは「支援する」と訳した(名詞と動詞で区別したというよりも、それぞれ登場する文脈が違うため)。accessに至っては、文意に応じて訳語をすべて変えた。access toは、例えば、原則18(2)では「...を得ること」と訳し、原則25(3)と原則30では「...への...接触の機会」と訳した。

5.原文の受動態の扱いについて

国家間で締結された諸条約と比較すると、指導原則の原文は受動態の表現を多用している印象を受ける。もっとも、条約の原文でも受動態は多く用いられるが、指導原則では「国家当局は、...する」(条約ならば「締結国は、...する」)といった類の文が少ないために、受動態の表現が

目立つのかもしれない。そうした英文の受動態をそのまま日本語に訳すと不自然な訳文となることは否めない。例えば、原則25(2)は、「特に関係当局が必要とされる人道的援助を与える能力または意思を有しない場合には、その申出に対する同意は恣意的に保留されてはならない。」と訳したが、単刀直入に「...保留してはならない」と訳したいところである。しかし、この場合、英語の原文が「関係当局」という動作主の存在を薄めて、「同意」をめぐる状況に言及したものと理解し、訳文でも受動態を踏襲した。指導原則日本語版では、be prohibitedを「禁止する」と訳した公定訳の表現や、能動態で訳したほうが自然な日本語となる箇所を除いて、原文の受動態は基本的に受動態で訳した。受動態の訳出については、安西徹雄著『英語の発想』(ちくま学術文庫、2000年)の「第五章 受動態と受身」から示唆を得た。

II. 各原則の日本語訳への注釈

上記I.の基本方針を踏まえ、指導原則の個々の原則を訳出する際には、それぞれの文脈や文意に応じた工夫を施した。以下、原則ごとに説明する。

なお、本注釈において指導原則の原文または諸条約の原文もしくは公定訳を引用する際、筆者にて一部の箇所に下線を引いた(元の文章に下線はない)。日本語版で採用しなかった訳語には原則的に取り消し線を引いた(例えば、「国内強制移動民」)。また、日本政府が未批准(未署名も含む)の条約については、条約のタイトルは英語で記した。

Guiding Principles on Internal Displacementの訳し方について

- Guiding Principles on Internal Displacementは、「国内強制移動に関する指導原則」と訳した(「国内避難民に関する指導原則」ではなく)。筆者も執筆に加わった島田征夫編著『国内避難民と国際法』(信山社、2005年)の中では「国内避難民に関する指導原則」と便宜的に訳した経緯がある。しかし、指導原則の翻訳にあたり、本文に登場するdisplacementの訳語を確定し、その訳語をタイトルにも反映させた。
- Guiding Principlesは「指導原則」と訳した。この部分は島田征夫編著『国内避難民と国際法』での訳出を踏襲した。「アクターの行為を導く諸々の原則」という意味が伝わる訳だと思われる。一般的に使用される「指針」や「行動指針」に比べると「指導原則」の定着度は低いかもしれないが、この用語はそれなりに使用され始めているようである(ラムサール条約の第8回締約国会議(2002年)で採択された「湿地を効果的に管理するために、湿地の文化的価値を考慮するための指導原則」など)。

ちなみに、指導原則の中国語版では、簡体字ではあるが同じく「指導原則」の訳語を用いている。①国連公用語あるいは世界的な言語としての中国語での表記であること、②「指導」も「原則」も近代以降、日本語から中国語に輸出された和製漢語であり、いずれも両言語で共通した概念を示す言葉であること、③「指導原則」と訳しても間違った日本語ではないことに鑑みれば、日本社会の中で馴染みのある「行動指針」を使うよりも、漢字文化圏で「指導原則」に訳語を統一することのほうが意義深いと思われる(池田も同意見)。

- Internal Displacementは「国内強制移動」と訳した。完璧な訳語とは言えないまでも、「難民化」「強制移住」「強制移転」「避難」といった他の訳語候補の中では最善のものと思われる。

displacementという言葉は多義的である。この言葉が言及しうる範囲は、危険を察知して

の避難からその後の避難生活、人びとの追放や強制移送、居住権の剥奪などによって自らの土地を離れざるを得なくなる事態、さらには開発による強制移住や強制移転まで、実に幅広い。それゆえ displacement は文脈に応じてさまざまに訳することができる。「難民化」という訳も不可能ではない。少し古い事例だが、国際人道問題独立委員会 (ICHI) 報告書として出版された『難民化の力学——人は、なぜ追い立てられるのか』(原題は *REFUGEES: The Dynamics of Displacement*、日本語訳(緒方貞子監修)は第三文明社より1990年に刊行)では、displacement を「難民化」と訳している。そのような訳出が許される文脈ならこの訳語でも良いだろう。しかし、国内避難民のための文書の中で国内避難民に言及するのに「難民化」では具合が悪い。

それでは、「(強制)移住」と訳してはどうだろうか(「強制」については後述する)。とりわけ開発計画で移住を強いられた住民という文脈においては適訳だろう。しかし、これは日本語に限られたことかもしれないが、「移住」という言葉が示唆する永続性は、移動を強いられたすべての人に該当するとは限らない。また、「戦時における文民の保護に関する1949年8月12日のジュネーヴ条約」(以下、ジュネーヴ第四条約)第49条(2)では displacement は「移送するもの」と訳されるが、「移送」は当局が住民を他の場所に移す行為には適しているものの、異なる文脈では使いづらい。「移転」も同じであろう。結局のところ、これらのいずれの言葉も displacement の現象の一面しか表現できない。

残されたのは「避難」と「(強制)移動」である。戦争や災害を避けて逃れる行為、あるいは避難先での生活に言及するならば「避難」という訳語がふさわしい。また「避難」は「国内避難民」というすでに定着した用語の一部を成しており、馴染みのある訳語である。しかし、武力によって人びとを強制的に追放する行為、あるいは人びとが追放される状況を想定するならば、「避難」という言葉では現実を十分に反映できない(どの媒体であったかは分からないが、このことは緒方貞子がすでに1990年代に指摘していたと記憶する)。

先述のとおり、displacement という言葉には、人びとに移動を強いる各種の行為や政策、あるいは強いられた多様な状況が含まれる。そのような行為、政策または状況を包括的に表し、また、理由の如何にかかわらず「強いられた移動」という事実を示すには、「強制移動」という訳語しか残されていないように思われる。しかし、この訳語が絶対ということではない。指導原則日本語版においては文脈に応じた訳し分けは難しく、統一した訳語を与える必要があると考えたまでである。

「強制」の文字を補って訳すことについても説明しておく。まず、displacement を単に「移動」と訳すとなると、言及する範囲が日常の行為にも広がり、際限がなくなる。また、文脈に応じて「強制移動」「移動」と訳し分けるにしても、難しい判断を迫られるだろう。なぜならば、「強制」の度合いは個人の認識に基づくものであり、部外者が断定するのは難しいからである。言うまでもなく、国内避難民の避難や移動における非自発性ないしは強制の度合いはそれぞれに異なる(この点については、新垣修が「気候変動の影響による人間の移動 国際法からの一考察」『日本における難民訴訟の発展と現在』(現代人文社、2010年)、89-90頁で興味深い議論を展開している)。例えば、政情不安や気候変動によって居住条件が悪化した居住地を自ら放棄した人よりも、銃口を突き付けられて居住地を追放された人のほうが、移動における強制の度合いは高いと考えられる。しかし、移動することが生き延びるための最終手段であるような場合には、たとえ自主的な判断であったとしても、そのような行動を強いる何らかの要因がより大きなところで働いたと見るべきであろう(もっともこの場合、経済的に生き延びようと国内を移動する人たちをどのように捉えるか、つまりこれを一種の強制移

動と見るべきか否かという難題が生じるのであるが)。生活の改善を求めて初期の避難場所から他の場所に移動する国内避難民の場合についても、二次的(あるいはそれ以上の)移動が自主的な判断であったとしても、それが初期の強制移動の影響を受けてのことならば、強制移動の状態を引きずっていると見るべきだろう(ただし、二次的移動の末に他の住民と同等の権利を享受し、同等の生活を営むことができる状態になれば、強制移動の影響はもはや受けていないと考えることも可能である)。

国内避難民の文脈で用いられる displacement という言葉には、多かれ少なかれ強制の要素が含まれるというのが共有された理解でもある。例えば、2009年に調印された African Union Convention for the Protection and Assistance of Internally Displaced Persons in Africa 第1条1.には次の定義がある。

“Internal displacement’ means the involuntary or forced movement, evacuation or relocation of persons or groups of persons within internationally recognized state borders”

また、Cambridge Dictionary も displacement は when people are forced to leave the place where they normally live と説明する。上記条約での用法および英語の一般的な用法に鑑み、displacement は「強制移動」と訳しても問題ないと判断した(ただし、字数の多い「強いられた移動」あるいは「非自発的移動」という訳語は避けた)。しかし、国内避難民のそれぞれの状況における非自発性や強制の度合いは大きく異なることを認識した上での訳出である。

INTRODUCTIONの訳し方について

- INTRODUCTION は、法文で一般的な「序」を訳語とした。なお、SCOPE AND PURPOSE は「範囲および目的」と訳した。

序

序(1)

- These Guiding Principles は、原文に忠実に複数形で「これらの指導原則」と訳した(指導原則を一体のものとしなす「その指導原則」ではなく)。
- needs は「必要」と訳した(原則4(2)、原則19(2)、原則27(1)も同様)。「必要」よりも「必要とするもの」のほうが日本語として自然だが、specific とつなげるために、またその他の箇所でも文章の流れから「必要」と訳した。
- internally displaced persons は「国内避難民」と訳した。英語の internally displaced persons には単に「避難」した人びとだけではなく、実際には武力で追放されたり、強制的に移送させられた人びとや、居住権の剥奪など何らかの外的な要因で元の場所に住めなくなった人びとも含まれる。その意味では「国内避難民」という訳語が妥当かという疑問は残るが、すでに定着している「国内避難民」という訳語をあてた。その他にも考えられる訳語はいくつかあった。「国内強制移動民」という訳語は displacement の多義性を反映し、どのような状況にも対応できるが、字数が多く、定着が難しいと思われるので見送った。「国内難民」という表現は分かりやすいが、学術的な正確さを欠くので採用しなかった。第二次世界大戦後の一時期に使用された「流民」(Displaced Persons の訳語であった)と組み合わせた「国内流民」も対象外とした。

ちなみに、英語の internally displaced persons は、「字数が多すぎて、あまりにも客観的、あまりにも無味乾燥」という指摘がある(Thomas G. Weiss and David A. Korn, *Internal Displacement: Conceptualization and its consequences*, Routledge, 2006, pp. 14-15)。一語

でより直截的に表現できる refugee と比較したならば、少なくとも英語ではそのように指摘されても仕方ないだろう。

- rights and guarantees relevant to the protection of persons from forced displacement and to their protection and assistance during displacement as well as during return or resettlement and reintegration は、「強制移動からの人々の保護に関連する権利および保障ならびに強制移動が継続する間ならびに帰還または再定住および再統合の過程における人々の保護および援助に関連する権利および保障」と訳した。回りくどい訳となったが、重要な箇所なので、確実に理解されるよう訳した。

文章の構造について説明すると、① rights and guarantees は形容詞 relevant を介して二つの項目に係っており、また、② そのうちの二つ目の項目においても their protection and assistance は前置詞 during を介して二つの項目に係っている。まず、① については、「権利および保障」という語句を二度繰り返した。公定訳でもこのように訳されることがある(例えば、国際連合憲章第74条)。

《参考》 国連憲章第74条(原文および公定訳)：

“... their policy in respect of the territories to which this Chapter applies, no less than in respect of their metropolitan areas ...” 「...本章の適用を受ける地域に関するその政策を、その本土に関する政策と同様に、...」

しかし、② については、「保護および援助」を二度繰り返すことはせず、「...が継続する間ならびに...の過程における人々の保護と援助」と訳した。下記の during displacement の項目で説明するとおり、二つの during の訳し方をそれぞれ変えたので、この部分はやや難解になったかもしれない。

- forced displacement は「強制移動」と訳した。先述のとおり、指導原則日本語版では名詞 displacement には「強制移動」という訳語をあてた(「Guiding Principles on Internal Displacement の訳し方について」の Internal Displacement の項目に訳出に関する説明あり)。「強制」を二度用いることはできないので、「強制移動」という訳になった。ここで形容詞 forced が用いられているのは、「移動を強いる、強えられる」という側面を強調してのことだろう。
- assistance は「援助」と訳した(「支援」ではなく)。第一から第四までの「1949年8月12日のジュネーヴ条約」(以下、ジュネーヴ諸条約)でも「援助」と訳されている。
- during displacement は「強制移動が継続する間(における)」と訳し、during return or resettlement and reintegration は「帰還または再定住および再統合の過程における」と訳した。「SECTION III のタイトルについて」で説明するとおり、during displacement は、「強制移動の間」という訳では極めて限定的になるので、「強制移動が継続する間」と訳した。帰還、再定住、再統合の文脈では、during は「...の過程における」と訳したほうが明確になると考えた。結果として、同じ during であっても displacement につながる場合と return or resettlement and reintegration につながる場合とでは異なる訳し方となった。
- reintegration は「再統合」と訳した。「社会復帰」と訳す DDR (武装解除・動員解除・社会復帰) の分野とは異なり、難民関連の文献では「再統合」という訳語が一般的である。指導原則日本語版もそれに従った(序(1)、第五部タイトル、原則28(1)および(2)、原則30も同様)。

序(2)

- 序(2)は、「これらの原則の適用上、国内避難民とは、特に武力紛争、一般化した暴力の状況、人権侵害もしくは自然もしくは人為的災害の影響の結果として、またはこれらの影響を避け

るため、自らの住居もしくは常居所地から逃れもしくは離れることを強いられまたは余儀なくされた者またはこれらの者の集団であって、国際的に承認された国境を越えていないものをいう」と訳した。これについては、筆者も執筆に加わった島田征夫編著『国内避難民と国際法』(51頁、76頁、237-238頁)で採用した日本語訳を概ね踏襲した。しかし、修正を加えた箇所もいくつかある。personsの訳語は「人」から「者」に修正した。「者」という語句は、「難民の地位に関する条約」(以下、難民条約)を始めとした諸条約の公定訳においてperson(s)の訳語として一般的に用いられる。また、situations of generalized violenceは「広域化した暴力の事態」から「一般化した暴力の状況」に訳し直した。「広域化」というと地理的な広がりを想像するが、generalizedが示唆するところはそれに限らず、特定された地域であっても暴力が常態化した状況も含まれると考えられる。また、「事態」という訳語では、すでにかなり悪化した状況や「非常事態」などとして公的に宣言された状況を示唆し、自ずと敷居を高くしてしまう可能性がある。「状況」であれば、暴力が一般化したさまざまな場面に言及できよう。

《参考》指導原則の英語版原文での序(2)の記述:

“For the purposes of these Principles, internally displaced persons are persons or groups of persons who have been forced or obliged to flee or to leave their homes or places of habitual residence, in particular as a result of or in order to avoid the effects of armed conflict, situations of generalized violence, violations of human rights or natural or human-made disasters, and who have not crossed an internationally recognized State border.”

『国内避難民と国際法』での訳:

「この原則の適用上、国内避難民とは、特に、武力紛争、広域化した暴力の事態、人権侵害または自然災害もしくは人為的災害の影響の結果として、または、そうした影響を避けるために、自らの住居もしくは常居所地から逃れもしくは離れることを強いられまたは余儀なくされた人もしくは人の集団であって、国際的に承認された国境を越えていないものをいう。」(注:下線は今回の翻訳にあたって見直した箇所)

指導原則日本語版での訳:

「これらの原則の適用上、国内避難民とは、特に武力紛争、一般化した暴力の状況、人権侵害もしくは自然もしくは人為的災害の影響の結果として、またはこれらの影響を避けるため、自らの住居もしくは常居所地から逃れもしくは離れることを強いられまたは余儀なくされた者 またはこれらの者の集団であって、国際的に承認された国境を越えていないものをいう。」(注:下線は今回の翻訳にあたって加筆または修正した箇所)

なお、指導原則は国内避難民の法的地位を定めることを目的とした文書ではなく、そのため、序(2)は国内避難民についての法的定義ではないとされる(Annotations, p. 2)。ケーリン教授によると、序(2)は指導原則が対象とするカテゴリーの人びと(すなわち国内避難民)を記述的に特定したもの(descriptive identification)である(同上)。

- their homes or places of habitual residenceは、「自らの住居もしくは常居所地」と訳した。このうちtheirは「自らの」と訳した(指導原則日本語版では、人称代名詞の所有形は「自らの」と訳すことが多い)。homesは「住居」と訳した(原則6(1)、原則28(1)、原則29(1)も同様)。ジュネーブ第四条約第49条(2)の公定訳では「家庭」と訳されるが、ここでは「児童の権利に関する条約」(以下、児童の権利条約)第16条(1)の公定訳(「住居」)に倣った。また、places of habitual residenceは「常居所地」と訳した(原則6(1)、原則28(1)、原則29(1)も同様)。
- avoidは「避ける」と訳した。原則5、原則7(1)では「回避する」と訳したが、市井の人びとが

武力紛争などの影響を避ける具体的な様子を表すのに「回避する」ではやや抽象的であるように思われた。

序(3)

- ❑ These Principlesは「これらの原則」と訳した(指導原則を一体のものとみなす「その指導原則」ではなく)。
- ❑ reflect and are consistent with international human rights law and international humanitarian lawは、「国際人権法および国際人道法を反映し、かつ、これらの法と合致しているものである」と訳した。異なる助詞(「を」および「と」)を用いる訳文となるため、名詞を繰り返さざるを得なかったが、「国際人権法および国際人道法」の反復を避けるべく、後段では「これらの法」とした。
- ❑ They provide guidance to:は、「これらの原則は、次のものに対して指針を示す。」と訳した。前置詞の後の名詞が途切れている英文の場合、日本語では「次の…」などを補った(原則10(1)および(2)、原則11(2)、原則18(2)でも同様に処理)。ここで言及される主体が人と組織なので、「もの」とした(「者」ではなく)。

序(3)(a)～(d)

- ❑ ここでは関係する主体に加えて、これらの主体が指導原則を運用する場面や文脈が示されている。これらは「(...にあたって)」「(...場合)」「(...において)」として、括弧で括った。また、法文の一般的な表記に従い、「号」にあたる部分で事例や事項を列挙する場合、名詞で終わっているもの(例えば、序(3)(a)～(d)で例示される主体)には句点は打たずにいた。

序(3)(a)

- ❑ Representative of the Secretary-General on internally displaced personsは、「国内避難民に関する事務総長代表」と訳した。人権委員会決議1992/73の採択をめぐっては、決議案を委員会に提出する際、ロバータ・コーエンらの推進者は「特別報告者」や「作業グループ」では合意が得られないと感じ、事務総長の指名によるrepresentativeという形で妥協した(Weiss and Korn, *op. cit.*, p. 28)。決議によると、その目的はto seek again views and information from all Governments on the human rights issues related to internally displaced persons, ... というものだった(para. 2)。この文脈では「代理人」くらいの訳語でも良いかもしれない。しかし、1993年以降の人権委員会決議ではthe representative of the Secretary-Generalと記されるようになり、また、その後も同者を中心に国内避難民への取り組みが進むなど、このポストが名実ともに制度化したことに鑑みれば、「事務総長代表」と呼んでも差し支えないだろう。なお、序(3)(a)の原文は指導原則が作成された1998年当時の職名が記載されたままであり、ケーリン教授が就任した2004年9月以降の職名であるRepresentative of the Secretary-General on the human rights of internally displaced persons(「国内避難民の人権に関する事務総長代表」)、あるいは人権理事会決議14/6(2010年6月17日採択)によって設置が決まったSpecial Rapporteur on the human rights of internally displaced persons(「国内避難民の人権に関する特別報告者」)のいずれも反映されていない。ここでは指導原則の原文をそのまま訳した。
- ❑ in carrying out his mandateは、「(自らの職務の遂行にあたって)」と訳した。carry outはここでは「遂行」と訳した(原則7(3)(e)、原則8、原則24(1)では「実施(される)」と訳した)。mandateは「職務」と訳した。本注釈の原則30 All authorities concerned shall ...の項目に「職務の遂行」

の訳に関する説明あり。

序(3)(b)

- phenomenonは「現象」と訳した。「現れること」というギリシャ語の語源を参考に、「発生」と訳せたかもしれない。

序(3)(c)

- All otherは「その他のすべての」と訳した(「その他すべての」ではなく)。
- personsは、ここでは「個人」と訳した。「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(以下、自由権規約)第5条(1)の公定訳では、State, groupに続くpersonには「個人」の訳語をあてている。これに倣った。原則2(1)および(2)でも同様に「個人」と訳した。
 なお、指導原則日本語版では、personsは「個人」という訳の他にも、特定せずに一般的な人びとを指す場合には「人々」(例えば、「人々の保護」「人々の強制移動」と訳し、特定された人びとを指す場合には「者」(例えば、「自らの住居もしくは常居所地から逃れもしくは離れることを強いられまたは余儀なくされた者」「障がいのある者」「人道的援助に従事する者」と訳した。言うまでもなく、internally displaced personsの場合は「民」と訳した。
- in their relations withは、「...との関係において」と訳した。

序(3)(d)

- Intergovernmental and non-governmental organizations は「政府間組織および非政府組織」と訳した。organizationは条約の公定訳では「機関」と訳されることが多いが、「1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書」(以下、第一追加議定書)の公定訳では「団体」と訳される(「国際機関」と訳す第85条(4)(d)、第98条(1)を除く)。しかし、指導原則で言及されるorganizationには政府間機関とNGOの両方が含まれるので、両者に言及しうる訳語は「組織」であるように思われる。
 なお、《形容詞and/or 形容詞＋名詞》の場合には、指導原則日本語版では基本的には名詞を繰り返さずに訳したが、意味が不明瞭になる場合には名詞を繰り返した。ここでも「政府間および非政府組織」という訳では分かりづらいので、「組織」を繰り返して訳した。

序(4)

- These Guiding Principles should be disseminated and applied as widely as possible.は、「これらの指導原則は、できる限り広い範囲において周知が図られ、かつ、適用されるべきである。」と訳した。このうちdisseminated ... as widely as possibleについては、第一追加議定書第83条(1)および「1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書」(以下、第二追加議定書)第19条の公定訳の表現に倣った。ただし、受動態を用いる指導原則の原文と同じく、訳文でも「周知が図られ(る)」という受動態を用いた(「適用される」も同様)。

《参考》 第一追加議定書第83条(1)(原文および公定訳)：

“The High Contracting Parties undertake, ..., to disseminate the Conventions and this Protocol as widely as possible ...” 「締約国は、...できる限り広い範囲において諸条約及びこの議定書の周知を図ること...を約束する。」

第二追加議定書第19条(原文および公定訳)：

“This Protocol shall be disseminated as widely as possible.”「この議定書については、できる限り広い範囲において周知を図る。」

- shouldは「...べきである」と訳した。指導原則においては、未だ生成中と考えられる規範の他に、指導原則が新しく示す方向性や基準に言及する場合に助動詞shouldが用いられている。例えば、「気候変動に関する国際連合枠組条約」などの条約でも同様の趣旨でshouldが使われることがあるが、そのような場合は「...べきである」と訳するのが通例である。この訳し方に従った。
- be appliedは「適用される」と訳した。指導原則は条約ではないので、厳密には法的義務としての「適用」を意味するものではないが、指導原則にはどの国家にも適用される慣習法の規範が多々含まれている。また、政府（および反政府勢力）が主体的にこの文書を運用する、つまりこの文書の諸原則を具現化する場合もあろう。アドボカシー活動での利用は言うまでもない。これらの場面を含めての「適用」と捉えるべきだろう。

SECTIONの訳し方について

- SECTION I（～SECTION V）は、「第一部」（～「第五部」）と訳した。Sectionを「部」と訳す第一追加議定書の公定訳を参考にした。訳出の際、ローマ数字は漢数字に直した。

Principleの訳し方について

- Principle 1（～Principle 30）は、「原則1」（～「原則30」）と訳した。漢数字ではなく、アラビア数字で記した。

原則1

原則1(1)

- shall enjoyは「享受する」と訳した。原則1(1)で初めて助動詞shallが登場するので、ここでshallの訳出について説明しておく。

指導原則は法的拘束力こそ持たないが、法的拘束力を持った条約を背景に、当事国には一定の義務があることを明示するものである。国際機関で策定されたガイドライン文書ではshouldや現在形が一般的に使われており、指導原則の助動詞shallは異色である。しかし、あえてshallを使用している点に、指導原則をガイドライン以上のものにしたいという意図、あるいは既存の規範を弱めるものであってはならないというという配慮が見い出せよう。

では、助動詞shallはどのように訳すべきか。法的義務よりも原則論を述べているという点から考えても、「...する」という訳出が望ましい（山本）。また、それ自体には法的拘束力はなく、日本語版が当面はアドボカシーの一環として使われることにも鑑みれば、語感が強い「...しなければならない」よりも「...する」という緩和的表現が好ましい（筆者）。そうした論点を踏まえ、かつ、各種条約の公定訳に倣い、shallは作為義務（措置を含む）の文脈では「...る」「...るものとする」と訳した。

なお、shall notという不作為義務（すなわち禁止）については、「...れない」「...れてはならない」「...るものではない」と訳した（本注釈の原則10(1) No one shall be ...の項目に禁止表現の訳出に関する説明あり）。

- in full equalityは「十分平等に」と訳した。異なる文脈だが自由権規約第14条(3)の公定訳ではin full equalityは「十分平等に」と訳されており、この公定訳に倣った。「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下、女子差別撤廃条約）の前文ではfull equalityは「完

全な平等」と訳されているが、それに基づいた「完全に平等に」という訳では日本語としては落ち着かない。

なお、形容詞 full については、他にも「十分な」(原則7(3)(b))と訳した箇所もあれば、「完全(な)」(原則18(3)、原則23(3)、原則28(2))と訳した箇所もある。

- under ... law は「...法上の」と訳した(原則1(2)、原則5も同様)。
- international and domestic law は、「国際法および国内法」と訳した(「国際および国内法」ではなく)。
なお、第一追加議定書第75条(4)(c)の公定訳も「国内法又は国際法」(national or international law)となっている。
- They は「国内避難民」と訳した(原則3(2)、原則12(2)も同様)。ここでは直前の文章の主語である「国内避難民」を繰り返して使用した。条約の公定訳では、人称代名詞 they を訳す際に既出の主語を繰り返して使うことがある(例えば既出の「締約国」を受けて、その後の they を「締約国」と訳すなど)。この訳し方に倣った。それ以外にも、they を訳出する際には、「これらの者」「これらの委員」といったように、「これらの」を付けることがある。しかし、「これらの者」という訳には限定的なニュアンスがあり、「これらの者」が「国内避難民」全体を指しているとは即座に理解されない。また、国内避難民の一般的な保護規定に関する場合、「これらの国内避難民」としてしまうと国内避難民の中でも対象を絞ることになる。そうした理由から、一般的な文脈で国内避難民を指して they (あるいは them や their) が用いられる場合には、「国内避難民」と訳した。ただし、原則29(1)および(2)のように、国内避難民の中でも帰還または再定住した者が対象となる場合には、they は「これらの国内避難民」と訳した。
- shall not be discriminated against は、「差別されてはならない」と訳した(原則22(1)、原則29(1)も同様)。
- on the ground that they are internally displaced は、「国内避難民であることを理由として、」と訳した(「国内で移動を強いられたことを理由として、」ではなく)。フランス語版の discrimination fondée sur leur situation en tant que personnes déplacées à l'intérieur de leur propre pays という表現(「国内避難民としての状況に基づく差別」と訳せよう)も参考にした。

原則1(2)

- without prejudice to は「...に影響を及ぼすものではない」と訳した(原則27(2)も同様)。
- under ... law は「...法上の」と訳した(原則1(1)、原則5も同様)。
- in particular relating to 以下の文章については、重要な事項を列挙していると考えられるため、「特にジェノサイド、人道に対する犯罪および戦争犯罪に関して、」と訳した。「(特に)」などと括弧で括らなかった。
- genocide は「ジェノサイド」と表記した(原則10(1)(a)も同様)。「国際刑事裁判所に関するローマ規程」(以下、国際刑事裁判所ローマ規程)第6条の公定訳では「集団殺害犯罪」と訳されるが、長嶺も指摘するように、genocide には殺戮を含めた「抹消」という意味がある。1948年の Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (日本は未批准)第2条(a)は genocide とされる行為の一つとして Killing members of the group を挙げており、「殺害」の訳は部分的に正しい。しかし、1948年の上記条約は、genocide を殺害に限定せず、集団としての存続を断ち切るための強制的な行為と捉える。それは genocide という言葉を創造し、特定の民族に対する意図的な迫害と破壊を概念化したレムキンの思想においても同様である (Raphael Lemkin, *Axis Rule in Occupied Europe: Laws of Occupation, Analysis of Government, Proposals for Redress*, Carnegie Endowment for International Peace, 1944,

reprinted by The Lawbook Exchange, 2008)。そのような理由から、genocideはそのまま「ジェノサイド」と表した。

- ❑ crimes against humanity and war crimesは、「人道に対する犯罪および戦争犯罪」と訳した。国際刑事裁判所ローマ規程第5条(1)(b)および(c)の公定訳に倣った。

原則2

原則2(1)

- ❑ 原則2(1)は、英語版原文の表記に忠実に、①「すべての当局、集団および個人によって遵守される」ことと、②「いかなる不利な差別もすることなく適用される」ことを切り離す形で、「すべての当局、集団および個人によって遵守されるものとし、また、いかなる不利な差別もすることなく適用されるものとする。」と訳した。ただ、非差別の原則は、当局、集団および個人が指導原則を遵守し、適用する際にこそ尊重されるべきものであり、原文の記述には改善の余地があるように思われる(訳文のレベルで意図的な修正を行うことは差し控えた)。All authorities, groups and persons, irrespective of their legal status, shall observe and apply these Guiding Principles without any adverse distinction.としても良かっただろう。
- ❑ shall be ... applied without any adverse distinction は、「いかなる不利な差別もすることなく適用されるものとする」と訳した。第一追加議定書前文にbe fully applied ... without any adverse distinction based on ...という表現があり、公定訳では「...に基づく不利な差別をすることなく、...完全に適用され...」と訳されている。この訳に倣った。上記の公定訳ではanyを訳出していないが、指導原則のこの部分についてはanyを訳出しない理由はないと考え、「いかなる不利な差別もすることなく」と訳した。なお、一般的に強調のanyは、訳文が否定文となる場合は「いかなる...も...ない」と訳され、肯定文となる場合は「あらゆる」と訳されることが多い(後者は「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(以下、人種差別撤廃条約)第1条(1)の公定訳など)。そのような訳し方に倣った。
- ❑ The observance of these Principles shall not affect the legal status ofは、「これらの原則の遵守は、...の法的地位にも影響を及ぼすものではない」と訳した。ジュネーヴ諸条約共通第3条(4)および第一追加議定書第4条の公定訳(「...の法的地位に影響を及ぼすものではない。」)に倣った。

原則2(2)

- ❑ shall not be interpreted as restricting, modifying or impairingは、「...を、制限し、変更しまたは侵害するものと解釈してはならない」と訳した。条約の公定訳では「...するものと解してはならない」と訳されることが多いが、やや古臭く感じられる「解する」は「解釈する」に直した(法令でも「解釈してはならない」の用例は多々ある)。なお、impairingは「侵害する」と訳した。異なる文脈だが、impairを「侵害する」と訳す自由権規約第18条(2)の公定訳に倣った。
- ❑ the provisions of any international human rights or international humanitarian law instrument or rights granted to persons under domestic lawは、「国際人権法もしくは国際人道法のいかなる文書の規定をも、または国内法により個人に与えられる権利を、」と訳した。仮にanyの訳出を省き、「国際人権法もしくは国際人道法の文書の規定または国内法によって個人に与えられる権利を」とした場合、「国際人権法もしくは国際人道法の文書の規定」と「国内法」の双方により「個人に与えられる権利」と読まれてしまう可能性がある。やや回りくどい訳となったが、誤解のない訳を選んだ。また、本注釈の原則2(1)shall be ... applied without ...の項目

にanyの訳出に関する説明あり。

- under ... lawは、ここでは「...法により」と訳した。
- without prejudice toは、ここでは「...を害するものではない」と訳した。権利に言及しているので、「...に影響を及ぼすものではない」(原則1(2)、原則27(2))よりもこの訳が適している。
- the right to seek and enjoy asylum in other countriesは、「他国に庇護を求め、かつ、他国においてこれを享受する権利」と訳した(原則15(c)も同様に「他国に庇護を求める権利」と訳した)。seek asylum in other countriesを他国の中に庇護を見出そうとする行為と捉え、当該行為は自国の中で始まるものとするならば、「他国に」という方向性を示せる訳が適している。他国において庇護を享受するのは妥当だとしても、「他国において庇護を求める」と訳すと、庇護申請がなされる場所のみが提示され、庇護申請の提出先が明示できない。実際には他国に対して庇護申請を提出する訳であるから、庇護の提出権を示唆できるような訳出が望ましい(佐藤)。「他国に庇護を求め(る)」と訳せば、「他国の領域において」「他国に対して」「他国に向かって」のいずれの意味も含みうるだろう。

ちなみに、世界人権宣言第14条(1)の外務省仮訳では「迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利」(the right to seek and to enjoy in other countries asylum from persecution)となっている。本間浩は著書『国際難民法の理論とその国内的適用』(現代人文社、2005年)の中で、世界人権宣言の同項を「迫害からの庇護を他国に求め、かつ、これを他国で享受する権利」と訳している(31頁)。原則2(2)の訳出にあたっては、本間による訳文も参考にした。

原則3

原則3(1)

- provide protection and humanitarian assistanceは、「保護および人道的援助を与える」と訳した(「...を提供する」ではなく)。動詞provideは、国家当局の義務や責任、役割という文脈では「提供する」ではなく、「与える」と訳した(原則18(2)、原則25(1)および(2)、原則28(1)、原則29(2)も同様)。ただし、原則27(1)のように国際的な組織の役割に言及する場合には、provideは「提供する」と訳した。
- humanitarian assistanceは「人道的援助」と訳した(より一般的な「人道援助」「人道支援」ではなく)。ジュネーブ諸条約ならびに第一および第二追加議定書の公定訳ではhumanitarianは「人道的」と訳され、assistanceは「援助」と訳されること、さらには指導原則が規範的な性質の文書であることに鑑み、「人道的援助」の訳語を選んだ(一般的な表現としての「人道援助」「人道支援」を否定するものではない)。原則3(2)および第四部「人道的援助に関する原則」でも同様の訳出。

原則3(2)

- the right to request and to receive protection and humanitarian assistance from these authoritiesは、「国家当局に対して保護および人道的援助を要請し、かつ、国家当局からこれらを受け取る権利」と訳した。まず、these authoritiesは、原則3(1)のNational authoritiesを受けて「国家当局」と訳した(「これらの当局」ではなく)。

続いて、ここからが訳出が難しい箇所であるが、requestとreceiveという異なる動詞を受けている前置詞fromは、日本語では同一の格助詞に訳出できない。request something from

の場合には「...に(対して)要請する」と訳し、receive something fromの場合には「...から受ける」と訳すことになる。原則3(2)では「国家当局に対して要請する」とこと、「国家当局から受ける」ことを分けて訳したため、「国家当局」の文字を二度繰り返すこととなった。

- Theyは「国内避難民」と訳した(「これらの者」ではなく)。原則1(1)、原則12(2)も同様。本注釈の原則1(1)の同じ項目に訳出に関する説明あり。
- such a requestは「そのような要請」と訳した。suchは、原則12(2)、原則25(2)でも同様に「そのような」と訳した。しかし、suchの訳し方は文意や語感に応じて変えた。具体的には、「これらの」(原則7(3)(f))、「それらの」(原則20(3)の最初のsuch、原則29(2))、または前出の語句を受ける形で「強制移動に関する(措置)」(原則7(3)(a))、「離散(家族)」(原則17(3))、「必要(書類)」(原則20(3)の二番目のsuch)、「国内避難(民)」(原則23(2))、「人道的(援助)」(原則25(3))、「管轄(当局)」(原則28(1))などと訳した。訳出が無理に思われた場合は訳さなかった(原則7(2)の二つのsuch)。

原則4

原則4(1)～(2)

- such as以下は、ここでは括弧で括らずに「...等の」「...等」と訳した。指導原則日本語版ではsuch asは基本的には「(例えば、...)」と訳したが、原則4(1)および(2)のsuch asはいずれも重要な事項を例示列挙している(池田)と考えられるため、「...等の」「...等」と訳した。このような訳し分けは、例えば、国際刑事裁判所ローマ規程の公定訳でも行われている。

《参考》 国際刑事裁判所ローマ規程第8条(b)(xix)(原文および公定訳)：

“... bullets which expand or flatten easily in the human body, such as bullets with a hard envelope which does not entirely cover the core or is pierced with incisions ...” 「...人体内において容易に展開し、又は扇平となる弾丸(例えば、外包が硬い弾丸であって、その外包が弾芯を全面的には被覆しておらず、又はその外包に切込みが施されたもの)...」

国際刑事裁判所ローマ規程第8条(d)(原文および公定訳)：

“... situations of internal disturbances and tensions, such as riots, isolated and sporadic acts of violence or other acts of a similar nature ...” 「...暴動、独立の又は散発的な暴力行為その他これらに類する性質の行為等国内における騒乱及び緊張の事態...」

原則4(1)

- discriminationは、①of any kind, ...と②on any other similar criteriaとに係るため、日本語訳では「差別」の語句を二度繰り返して訳した。
- race, colour, sex, language, religion or belief, political or other opinion, national, ethnic or social origin, legal or social status, age, disability, property, birthは、「人種、皮膚の色、性、言語、宗教もしくは信念、政治的もしくはその他の意見、国民的、民族的もしくは社会的出身、法的もしくは社会的地位、年齢、障がい、財産、出生」と訳した。ethnicとdisabilityを除いては、自由権規約(第2条(1)など)の公定訳に倣った。ethnicについては、自由権規約第27条の公定訳(「種族的」)は踏襲せず、「民族的」と訳した。国際刑事裁判所ローマ規程第6条の公定訳でも「民族的」と訳される。
- disabilityは「障がい」と訳した。本注釈の原則4(2)persons with disabilitiesの項目に訳出に関する説明あり。

原則4(2)

- ❑ Certainは「一部の」と訳した(「特定の」ではなく)。certainで示される人びとが実際は「大多数」である状況も考えられるが、「特定の」という訳では「公式に指定された」というニュアンスが出てしまう可能性がある。
- ❑ childrenは「児童」と訳した。今日の日本語には「子供」「子ども」「児童」といった異なる表記があり、これらの表記の是非をめぐる思想的な議論がなされてきた。そのことを理解しつつ「児童」と訳した。言うまでもなく、対象となる人びとを権利の主体として認識した上での訳である。
- ❑ especially unaccompanied minorsは「(特に保護者のいない未成年者)」と訳した。especially以下は「(特に...)」と括弧で括った。「保護者のいない未成年者」の訳は小坂からの提案。
- ❑ mothers with young childrenは、「若い児童を持つ母親」と訳した。「幼児」(英語ではinfantだろう)と訳すと5歳以下の児童に限定されてしまう可能性がある。前置詞withは「...を持つ」と訳した。母子の文脈では、「...を有する」「...のある」のいずれも機械的な訳のように感じられる。
- ❑ persons with disabilitiesは「障がいのある者」と訳した。日本語における表記は、「障害者」「障害者」「障がい者」「しょうがい者」「障(しょう)害(碍、がい)のある人(方)」「不自由者」「身体(心身)に不自由のある人」などと揺れており、「チャレンジド」という表現も一部では普及し始めている。また「被障害者」を提唱する向きもある(筆者も同意)。当事者への配慮から「障害者」の訳語は避け、また原文のwithに忠実に、「障がいのある者」と訳した(原則19(1)も同様)。
- ❑ be entitled toは「...を受ける権利を有する」と訳した。異なる文脈だが、同様に訳す自由権規約第23条(1)の公定訳に倣った。
- ❑ required by their conditionは、「自らの状態が必要とする」と訳した。この原則のベースとなった第一追加議定書第10条(2)および第二追加議定書第7条(2)は同じくrequired by their conditionsという表現を用いている。これらの公定訳は「これらの者の状態が必要とする」となっているが、脆弱な人々に対して「これらの者の状態」と言うと冷たい響きになるので、「自らの状態」と訳した(原則19(1)でも「これらの者が」ではなく「自らが」と訳した)。
《参考》 第一追加議定書第10条(2)および第二追加議定書第7条(2)(原文および公定訳):
“In all circumstances they shall be treated humanely and shall receive, to the fullest extent practicable and with the least possible delay, the medical care and attention required by their condition. There shall be no distinction among them founded on any grounds other than medical ones.”「傷者、病者及び難船者は、すべての場合において、人道的に取り扱われるものとし、また、実行可能な限り、かつ、できる限り速やかに、これらの者の状態が必要とする医療上の看護及び手当を受ける。医療上の理由以外のいかなる理由によっても、これらの者の間に差別を設けてはならない。」(注:第二追加議定書第7条(2)ではshall receiveの直後にコンマはない)
- ❑ treatmentは、ここでは「待遇」と訳した(「治療」ではなく)。ジュネーヴ第四条約においても「待遇」と「治療」の二通りの訳が存在するが、原則4(2)は医療上の必要に限定せず、保護および援助全般における脆弱な人びとの特別の必要を述べたものなので、「待遇」と訳した。
- ❑ needsは「必要」と訳した(序(1)、原則19(2)、原則27(1)も同様)。

原則5

- ❑ respect and ensure respect forは、「...を尊重し、かつ、その尊重を確保する」と訳した。ジュネーヴ諸条約共通第1条に登場する良く知られた表現である。その公定訳(「この条約を尊重し、且つ、この条約の尊重を確保する」)に倣った。
- ❑ under ... lawは「...法上の」と訳した(原則1(1)および(2)も同様)。
- ❑ in all circumstancesは「すべての場合において、」と訳した(「すべての状況において、」ではなく)。原則10(2)、原則13(2)、原則16(4)、原則21(2)も同様。circumstancesの訳語としては、「状況」よりも「場合」のほうが幅広く対応できよう。ジュネーヴ諸条約(共通第1条など)および追加議定書(第一追加議定書前文、第二追加議定書第4条(1)など)の公定訳に倣った。
- ❑ avoidは、ここでは「回避する」と訳した(原則7(1)も同様)。序(2)では「避ける」と訳したが、原則5では「防止し」の直後なので「避ける」よりも「回避する」のほうが語感が良い。同一文書の中でavoidを「避ける」「回避する」と訳したが、この程度の訳語の揺れは許容範囲であろう。

原則6

原則6(1)

- ❑ Every human beingは「すべての人」と訳した(原則10(1)、原則11(1)、原則12(1)、原則17(1)、原則20(1)、原則23(1)も同様)。自由権規約第6条でもEvery human beingという文言が登場し、公定訳は「すべての人間」となっているが、ここではhuman beingを「人」と訳した。ちなみに、世界人権宣言第3条(Everyone has the right to life)の外務省仮訳では「すべて人は、...」となっており、かなり古風な表現である。原則14(1)のEvery internally displaced personまたは原則16(1)のAll internally displaced personsは「すべての国内避難民は、」とは訳せるが、「すべて国内避難民は、」とは訳せない。「すべての」と訳し、全体の統一性を保った。
- ❑ be protected against being arbitrarily displaced from his or her home or place of habitual residenceは、「自らの住居または常居所地からの恣意的な強制移動から保護される」と訳した。being arbitrarily displacedは「恣意的な強制移動」という名詞形で訳した。なお、指導原則日本語版ではarbitraryは「恣意的な」という訳で統一した(自由権規約第6条(1)の公定訳などに倣った)。
- ❑ his or herは「自らの」と訳した(原則17(1)も同様)。
- ❑ homeは「住居」と訳し、place of habitual residenceは「常居所地」と訳した(序(2)、原則28(1)、原則29(1)も同様の訳出)。

原則6(2)

- ❑ The prohibition of arbitrary displacement includes displacement:は、「恣意的な強制移動の禁止には、次の場合における強制移動を含む。」と訳した。不自然な日本語ではあるが、原文の言い回しを尊重した。

原則6(2)(a)～(e)

- ❑ (a)から(e)の項はいずれも禁止される強制移動を例示列举している。「...場合」と揃えて訳した。

原則6(2)(a)

- ❑ practicesは「慣行」と訳した。異なる文脈だが、第一追加議定書第85条(4)(c)の公定訳では「ア

パルトヘイトの慣行その他の人種差別に基づき個人の尊厳に対する侵害をもたらす非人道的で体面を汚す慣行」と訳されている。この公定訳に倣った。

- affected populationは「影響を受ける住民」と訳した。異なる文脈だが、affectedを「影響を受ける」と訳す第一追加議定書第9条(1)および第二追加議定書第2条(1)の公定訳に倣った。

原則6(2)(b)

- unless the security of the civilians involved or imperative military reasons so demandは、「強制移動が、関係する文民の安全または絶対的な軍事上の理由のために必要とされない場合」と訳した。この原則のベースとなった第二追加議定書第17条(1)の公定訳(「その文民の安全又は絶対的な軍事上の理由のために必要とされる場合を除くほか」)に倣った。

原則6(2)(c)

- In cases of large-scale development projects, which are not justified by compelling and overriding public interestsは、「やむを得ないかつ優先的な公共の利益によって正当化されない大規模開発事業の場合」と訳した。指導原則の原文は、大規模な開発事業そのものが公共の利益によって正当化されないと述べているように解釈できる(関係代名詞の非限定用法の解釈に基づく。また、関係代名詞節の中でareを用いているのでprojectsに対応することになる)。しかし、それはおそらく原文の趣旨ではなく、(限定用法的に)大規模な開発事業の中でも正当化されないものに言及していると思われる。この解釈で訳した。ちなみに、*Protecting Internally Displaced Persons: A Manual for Law and Policymakers* (Brookings-Bern Project on Internal Displacement, 2008)でも、当該原則はコンマを削除した限定用法に書き換えられている(p. 43)。もっとも、公共の利益によって正当化される開発事業(規模を問わない)であっても、すべての行為が正当化されるはずはなく、住民に移動を強いる個々の措置の中には公共の利益によって正当化されないものも存在しよう。原文の記述だとその点が抜け落ちてしまう。In cases of development projects, unless it is justified by compelling and overriding public interestsとしておけば(itはdisplacementを指す)、開発事業の場合には、公共の利益によって正当化されない強制移動は禁止する、といった内容になったであろう。
- compelling and overriding public interestsは、「やむを得ないかつ優先的な公共の利益」と訳した。異なる文脈だがcompellingとoverridingという語句がそれぞれ用いられる第一追加議定書第78条(1)および同第34条(4)(b)の公定訳に倣った。

原則6(2)(d)

- In cases of disasters, unlessは、「災害においては、...場合」と訳した。unlessの部分で「...場合」と訳したので、「場合」の反復を避けるため、In cases ofは「...場合」ではなく、「...においては」と訳した。
- their evacuationは、その前に登場するthose affectedを受けて「被災者の避難」と訳した。

原則6(2)(e)

- is usedは「用いられる」と訳した(原則21(2)(c)も同様)。
- collective punishmentは、第一追加議定書第75条(2)(d)および第二追加議定書第4条(2)(b)の公定訳に倣い「集団に科する刑罰」と訳した(原則21(2)(e)も同様)。

原則6(3)

- ❑ Displacement shall last no longer than required by the circumstances.は、「強制移動は、状況によって必要とされる期間を超えて継続してはならない。」と訳した(原則12(2)でもほぼ同様の訳し方)。若干の意識を施し、「期間を超えて」と訳した(「よりも長く」ではなく)。「継続してはならない」は、異なる文脈だが人種差別撤廃条約第1条(4)の公定訳に倣った(ただし、この条約の原文はthey shall not be continued)。

原則7

原則7(1)

- ❑ Prior to any decision requiring the displacement of persons,は、「人々の強制移動を伴うあらゆる決定の前に、」と訳した。anyは「あらゆる」と訳した(本注釈の原則2(1)shall be ... applied without ...の項目にanyの訳出に関する説明あり)。また、requiringは「...を伴う」と訳した(「...を必要とする」ではなく)。
- ❑ feasibleは「実行可能な」と訳した。異なる文脈だが、同じ語句を用いる第一追加議定書第56条(2)(a)の公定訳に倣った。
- ❑ alternativesは「代替案」と訳した。法令データ提供システムによると「代替案」は法令用語としては用いられていないようだが、行政用語として一般的な言葉だろう。
- ❑ avoidは「回避する」と訳した(原則5も同様)。
- ❑ minimizeは「最小限にとどめる」と訳した。異なる文脈だが、minimizingを「最小限にとどめる」と訳す第一追加議定書第57条(2)(a)(ii)の公定訳に倣った。

原則7(2)

- ❑ such displacementは「強制移動」と訳した(suchは訳さず)。「そのような強制移動」と訳した場合、原則7(1)とのつながりが悪くなる。仮に原則7(1)で「実行可能な他のあらゆる選択肢を検討したもの、他の選択肢がない場合に行われる強制移動」と記されているならば、「そのような強制移動」で受けることもできただろう。その次に登場するsuch displacementsもsuchは訳さず。
- ❑ shall ensure that ..., that ..., and that ...の構文は、「...こと、...ことならびに...ことを確保する」と訳した。この原則のベースとなったジュネーヴ第四条約第49条(3)の公定訳に倣った。日本語の法文では「名詞、名詞及び(並びに)名詞」の場合(「...こと」も名詞と同様)、「及び(並びに)」の直前には読点を打たないのが慣例である。ここでもその表記方法に従った。

《参考》 ジュネーヴ第四条約第49条(3)(原文および公定訳)：

“... shall ensure, ..., that proper accommodation is provided to receive the protected persons, that the removals are effected in satisfactory conditions of hygiene, health, safety and nutrition, and that members of the same family are not separated.” 「被保護者を受け入れる適当な施設を設けること、その移転が衛生、保健、安全及び給食について満足すべき条件で行われること並びに同一家族の構成員が離散しないことを確保しなければならない」

- ❑ to the greatest practicable extentは、「最大限実行可能な限り、」と訳した。原則19(1)のto the fullest extent practicableと同一の訳。
- ❑ proper accommodation is provided to the displaced personsは、「強制移動の対象者に対して適切な施設が設けられる」と訳した。上記のジュネーヴ第四条約第49条(3)の公定訳を応用

した。the displaced personsは、この原則の文意を踏まえて「強制移動の対象者」と訳した。

- safety, nutrition, health and hygieneは、「安全、栄養、保健および衛生」と訳した。ジュネーヴ第四条約第49条(3)の公定訳の「給食」(nutrition)は「栄養」に置き換えた。
- members of the same familyは、「同一家族の構成員」と訳した。ジュネーヴ第四条約第49条(3)の公定訳に倣った。なお、family members(またはその応用形)は、「家族の構成員」と訳した(原則17(2)、原則17(4)も同様、原則17(3)は除く)。児童の権利条約第2条(2)の公定訳にも同様の表現(「家族の構成員」)がある。

原則7(3)

- displacement occursは「強制移動が...行われる」と訳した。原則7は当局が行う強制移動に言及しているので、「生じる」よりも「行われる」が適していよう。動詞occurを同様に訳す第一追加議定書第78条(2)や第二追加議定書第3条(2)の公定訳を参考にした。
- in situations other than during the emergency stages ofは、「...の緊急段階の間以外の状況において」と訳した。duringは「...の間」と訳した(「...の間における」ではなく)。また、emergency stagesは「緊急段階」と訳した。
- guaranteesは、人権法および人道法の条約の公定訳で一般的な「保障」を訳語とした。

原則7(3)(a)～(f)

- 「号」にあたる部分で事例や事項を列挙する場合、文章となっているもの(「...ること。」)は句点を打って訳した。法文における句点の打ち方に従った。

原則7(3)(a)

- A specific decisionは「明確な決定」と訳した。Cambridge Dictionaryによるとspecificにはclear and exactという意味がある。
- empowered by lawは「権限を法によって付与された」と訳した。
- such measuresは「強制移動に関する措置」と訳した。ここでのmeasuresは関係当局による人びとの強制移動を伴う措置を意味するので、「強制移動に関する」を補って訳した(「そのような措置」だけでは意味が分かりづらい)。これについては、特定性の高い定冠詞theを「当該...に係る」と訳した「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」第18条(9)の訳出を参考にした。

《参考》 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約第18条(9)(原文および公定訳)：

“... the conduct would constitute an offence under the domestic law of the requested State Party.” 「...当該要請に係る行為が自国の国内法により犯罪を構成する...」

原則7(3)(b)

- to guarantee to those to be displaced full information on the reasons and procedures for their displacement and, where applicable, on compensation and relocationは、「強制移動の理由および手続について、ならびに該当する場合には補償および移転について、十分な情報を強制移動の対象者に対して保障するための」と訳した。full information onという表現だが、「...についての十分な情報」とは訳さず、「...について、十分な情報」と訳した。フランス語版の訳出(... soient pleinement informées des ...)を参考にした。また、those to be displacedは「強制移動の対象者」と訳した(原則7(2)のthe displaced personsと同一の訳語)。

- ❑ compensationは「補償」と訳した(原則29(2)も同様)。自由権規約の公定訳では「補償」(第14条(6))と「賠償」(第9条(5))の二通りの訳が存在するが、指導原則日本語版ではcompensationは「補償」と訳し、reparationは「賠償」(原則29(2))と訳し分けた。
- ❑ relocationは「移転」と訳した(原則7(3)(d)も同様)。

原則7(3)(c)

- ❑ informed consentは「情報を与えられた上での同意」と訳した。原則7(3)(b)では「十分な情報を...に対して保障する」となっているので、それを受けて「情報を与えられた」と訳した(「知らされた」ではなく)。

原則7(3)(d)

- ❑ 原則7(3)(d)は、「関係当局は、移転の計画策定および管理運営に当事者(特に女性)を関与させるよう努めること。」と訳した。通常、「次の保障(条件)が満た(確保)されるものとする」といった条文に対しては、項の部分では「...が...すること。」という条文で対応している。しかし、原則7(3)(d)の場合、仮に「関係当局が移転の計画策定および管理運営に当事者(特に女性)を関与させるよう努めること。」とすると、「関係当局」の役割を強調しすぎてしまう。「...は、...すること。」の例は条約(例えば、児童の権利条約第37条(c)および(d))の公定訳にもある。
- ❑ those affectedは「当事者」と訳した(原則8も同様)。原則6(2)(a)ではaffectedを「影響を受ける」と訳したが、ここでは「当事者」と訳した。フランス語版でもaffectedをtouchées(原則6(2)(a))とconcernées(原則6(2)(d)、原則7(3)(d)、原則8)に訳し分けており、問題ないと判断した。
- ❑ planningは「計画策定」と訳した(原則18(3)、原則28(2)も同様)。
- ❑ managementは「管理運営」と訳した(原則28(2)も同様)。この文脈でのmanagementには「管理」だけではなく、「実施」や「運営」も含まれよう(橋本も同意見)。
- ❑ their relocationは「移転」と訳した(theirは訳出せず)。訳文で「当事者」(those affected)が登場するので、「自らの移転」としなくともthose affectedとrelocationとの結びつきは明らかだろう。

原則7(3)(e)

- ❑ where required,は「必要とされる場合には、」と訳した。
- ❑ be carried outは「実施される」と訳した(原則8、原則24(1)も同様)。序(3)(a)でのみcarrying outを「遂行」と訳した。
- ❑ competent legal authoritiesは「権限のある司法当局」と訳した。公定訳では通常、competent authoritiesは「権限のある当局」と訳される(例えば、児童の権利条約第3条(3))。ここではそれに倣った。ただし、指導原則日本語版の他の箇所ではcompetent authoritiesは「管轄当局」と訳した(原則18(2)、原則28(1)、原則29(2))。

原則7(3)(f)

- ❑ effective remedyは「効果的な救済措置」と訳した。同様に訳す自由権規約第2条(3)(a)の公定訳に倣った。
- ❑ the review of such decisions by appropriate judicial authoritiesは、「これらの決定についての

適切な司法当局による再審理」と訳した。「適切な司法当局によるこれらの決定の再審理」と訳したならば、「適切な司法当局」が行うのは「これらの決定」なのか、「再審理」なのかが不明確となる。もっとも、原則7(3)(f)は救済措置に言及している箇所なので、読み手の側で「司法当局」と「再審理」とが結びつくと期待できるが、ここでは誤解が生じない訳を選んだ。なお、suchは「これらの」と訳した。通常の条約であれば、このsuchはas prescribed in (「...で定める」)などのより精確な記述になるだろう。

原則8

- ❑ be carried outは「実施され(る)」と訳した(原則7(3)(e)、原則24(1)も同様)。
- ❑ the rights to life, dignity, liberty and security of those affectedは、「生命、尊厳、自由および安全に対する当事者の権利」と訳した。本注釈の原則7(3)(d) those affectedの項目にこの語句の訳出に関する説明あり。

原則9

- ❑ protect againstは「...を防止する」と訳した。この後にはthe displacement of (「...の強制移動」)が続くので、「...を保護する」とは訳せないだろう。
- ❑ indigenous peoples, minorities, peasants, pastoralists and other groups with a special dependency on and attachment to their landsは、「自らの土地に対して特別の依存性およびつながりを有する先住民、少数者、小作農、牧畜民およびその他の集団」と訳した。with以下は関係代名詞の限定用法にも似た働きを持っているが、関係代名詞の限定用法の場合にも、公定訳では名詞の前に関係代名詞節が置かれる訳文となることがある。
- ❑ minoritiesは「少数者」と訳した(「少数民族」「少数派」ではなく)。
- ❑ attachmentは「つながり」と訳した。「愛着」や「帰属」とも訳せるが、「つながり」はどちらも含みうると考えた。

SECTION IIIのタイトルの訳し方について

- ❑ PRINCIPLES RELATING TO PROTECTION DURING DISPLACEMENTは、「強制移動が継続する間の保護に関する原則」と訳した。指導原則日本語版ではdisplacementは「強制移動」の訳で統一したものの、この訳語は、「移動を強いる」あるいは「移動を強いられる」場面を示唆する動的な言葉である。そのため、移動を強いられた後に一定の場所に定住した状態を指すのに「強制移動」では座りが悪い。とは言え、「移動を強いられた後(強いられている間)の保護」では意識も過ぎるだろうし、「避難中の保護に関する原則」として、この部分だけ「避難」と訳すことは混乱につながりかねない(後者の場合、どのような合理的な基準によって「強制移動」と「避難」とを使い分けるべきかという問題が発生する)。「強制移動が継続する間」と訳すことによって、その問題を回避しつつ、移動を強いられた後の状態を多少は表現できたと考ええる。

原則10

原則10(1)

- ❑ the inherent right to lifeは、「生命に対する固有の権利」と訳した。自由権条約第6条(1)の公定訳に倣った。しかし、橋本が指摘するように、inherent rightsは本来は自然権の思想に基づき「生来の権利」と訳すべきであろう。なお、指導原則日本語版では、《the right to 名詞》は

「...に対する権利」にすべて揃えて訳した。

- ❑ which shall be protected by law.は、「...、この権利は法によって保護される。」と訳した。関係代名詞whichの限定用法だが、訳文は二つに分けた(同様の例は公定訳にもある)。原則23(2)のwhich節も同様に処理した。なお、which節の訳文では主語の後には読点を打たずにいった。原則10(1)については、語感の観点から「この」を用いた(「その」ではなく)。
- ❑ No one shall be arbitrarily deprived of his or her life.は、自由権規約第6条からの引用(ただし、規約ではhis life)。「何人も、恣意的にその生命を奪われない。」という同条の公定訳をそのまま用いた。

ここでshall notまたはno one shallといった不作為義務(禁止)の表現の訳出について説明しておく。これらは、「...れない」「...れてはならない」「...るものではない」と訳した。原則10(1)の禁止事項に関して言えば、「...れない」という訳語は弱い印象を受けるが、すべての人(「何人も」)に適用される一般的な原則であり、かつ、慣習法で禁止される事項なので、「...れない」で問題なからう。自由権規約の公定訳でも慣習法上の禁止事項は「...れない」、条約の義務として禁止する事項は「...れてはならない」と訳し分けている。他方で、国内避難民に適用されるより具体的な禁止事項については、たとえ国内避難民が「処罰されない」と述べたところで、現実に当局が処罰する可能性が残る以上、訳出において義務的ニュアンスを出す必要がある(池田)。そうした論点や公定訳の訳し方を踏まえて、指導原則日本語版では「...れない」「...れてはならない」を使い分けた。なお、第一追加議定書および第二追加議定書の公定訳では、禁止事項はほぼすべて「...れない」の形で統一している。

- ❑ shall be protected in particular against:のような前置詞以下が途切れる文章は、英語の法文では頻出する。訳出の際に「次の行為」を補い、「特に次の行為から保護される。」と訳した。この文では「行為」という語句は登場しないが、against以下に列挙される事項、あるいはこの原則の文末にある「前記のいずれかの行為を行うとの脅迫および扇動」を踏まえて「行為」と記しても問題ないと判断した。原則10(2)、原則11(2)でも同様の処理。
- ❑ 原則10(1)(a)～(d)の後のThreats and incitement to commit any of the foregoing acts shall be prohibited.は、「前記のいずれかの行為を行うとの脅迫および扇動は、禁止する。」と訳した。原文は第一追加議定書第75条(2)の表現(threats to commit any of the foregoing acts)を応用したものだろう。同項の公定訳「(a)から(d)までに規定する行為を行うとの脅迫」を同じく応用した。同一の文が原則11(2)で再登場する。なお、公定訳では通常shall be prohibitedは「...は、禁止する」と訳される。

原則10(1)(a)

- ❑ Genocideは「ジェノサイド」と表記した(原則1(2)も同様)。本注釈の原則1(2)の同じ項目に訳出に関する説明あり。

原則10(1)(c)

- ❑ Summary or arbitrary executionsは、「略式または恣意的処刑」と訳した。国連のSpecial Rapporteur on extrajudicial, summary or arbitrary executionsが日本では「超法規的、略式または恣意的処刑に関する特別報告者」と呼ばれることも参考にした。

原則10(1)(d)

- ❑ Enforced disappearances, including abduction or unacknowledged detention, threatening or

resulting in deathは、「死の脅迫を伴うまたは死に至らしめる強制失踪(誘拐または非公認の抑留を含む。)」と訳した。原則10(1)は生存権への侵害行為の禁止を確認するものであり、(a)「ジェノサイド」、(b)「殺人」、(c)「略式または恣意的処刑」という、いずれも殺害行為に言及している。ここでは単なる強制失踪ではなく、「死を招く強制失踪」が問題視されていると理解して訳した。ただ、そうすると、指導原則の文面においては、強制失踪であっても死を招くものが禁じられ、それ以外の強制失踪は対象外ということになる。原則12などで誘拐または非公認の抑留を含む強制失踪の禁止を再度確認しても良かったかもしれない。

- Enforced disappearancesは「強制失踪」と訳した。これまでも一般的に「強制失踪」と訳され、また、2007年に署名に開放された「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」(International Convention for the Protection of All Persons from Enforced Disappearance) (以下、強制失踪防止条約)も同様に訳している。
- abductionは、強制失踪防止条約第2条の公定訳では「拉致」と訳されるが、ここでは一般的な「誘拐」を訳語とした。
- unacknowledged detentionは「非公認の抑留」と訳した。unacknowledgedは、行為の法的性質に着目すれば「不当な」「非合法の」という解釈が、行為の具体的内容または政府機関による対応に着目すれば「法的に認められない手段を用いた」「その事実が認められないままの」という解釈が成り立つ。unacknowledged detentionは人権条約上の用語ではないが、人権擁護の分野では「政府当局によってその事実が認められないままの抑留」という意味で使われることが多い。具体的には、公的機関が個人を密かに誘拐し、秘密の場所に拘束しておきながら、その事実を認めず、また、家族や代理人からの問い合わせに対しても応じずまたは情報を開示せず、場合によっては(交通事故死を装うなどの)偽の死亡証明書を発行し、事実を隠蔽するといった行為を指す。unacknowledged detentionの行為の内容とその非合法性を表すには、訳語としては「非公認の」が適していると思われる。なお、この訳語はAmnesty Internationalの報告書(*Off the Record: U.S. responsibility for enforced disappearance in the war on terror*, June 2007)の日本語訳でも使われている(当該日本語訳はdetentionを「拘禁」と訳す)。しかし、訳語を確定する際は、さまざまな資料を基に意味を特定した。

拷問禁止に特化したNGOであるAssociation for the prevention of tortureは、以下のように説明する。同団体による“Incommunicado, unacknowledged, and secret detention under international law”(March 2006)と題した資料からの引用。

“‘Unacknowledged detention’ means that in response to inquiries from family, friends, legal counsel, or anyone else, the government denies, refuses to confirm or deny, or actively conceals the fact that the person is detained.” (p. 2)

また、1980年代、国連の人権促進保護小委員会でunacknowledged detentionが議論された際、宣言案(draft Declaration Against Unacknowledged Detention of Persons Whatever their Condition)の起草を任された作業グループが提出した報告書(E/CN.4/Sub.2/1984/16, 21 August 1984)は、以下の定義を試みている(池田からの資料提供)。

“The term ‘unacknowledged detention’ as used herein shall mean the detention of a person, where the fact of the detention or the whereabouts and condition of the detainee are not communicated by the detainee or the detaining authorities to the family or legal representative of the detainee [or to the other persons concerned], and not made a matter of a detention record, ..., which is readily accessible to the family of the detainee, his legal representative [and other persons concerned].” (para. 27)

他方で、この議論の一環として国際人権連盟(FIDH)が同小委員会に提出した報告書(E/CN.4/Sub.2/1985/NGO/16, 19 August 1985)は、行為の非合法性を強調する(山本からの資料提供)。原文のフランス語の *détention non reconnue* が持つ「法的に認められない」(動詞 *reconnaître* には「権利を認める」の意味もある)というニュアンスもさることながら、*unacknowledged detention* の非合法性の認識が低かった時代だけに、アドボカシーにおいてその点を強調しようとする意向が反映されたのだろう。

“As an integral part of the system of enforced or involuntary disappearances, unacknowledged detention can be defined as an act whereby the authorities of a State or individuals acting at the instigation, or with the consent of such authorities, suppress, in violation of international norms, the enforcement of domestic law, to the detriment of some sectors of the civilian population, with a view to committing crimes such as murder and persecution against such sectors.” (p. 6)

- *detention* は「抑留」と訳した(「拘禁」ではなく)。原則12(1)および(3)も同様。本注釈の原則12(1) *No one shall be ...* の項目に訳出に関する説明あり。

原則10(2)

- *who do not or no longer participate in hostilities* は、第二追加議定書第4条(1)の公定訳を参考にしつつ、「敵対行為に参加せずまたはもはや参加しない」と訳した。訳文の一部は佐藤からの提案。

《参考》 第二追加議定書第4条(1)(原文および公定訳)：

“All persons who do not take a direct part or who have ceased to take part in hostilities, whether or not their liberty has been restricted, are entitled to respect for their person, honour and convictions and religious practices.” 「敵対行為に直接参加せず又は敵対行為に参加しなくなったすべての者は、その自由が制限されているか否かにかかわらず、身体、名誉並びに信条及び宗教上の実践を尊重される権利を有する。」

- *in all circumstances* は「すべての場合において、」と訳した(原則5、原則13(2)、原則16(4)、原則21(2)も同様)。本注釈の原則5の同じ項目に訳出に関する説明あり。
- *shall be protected, in particular, against:* は、「次の行為」を補って、「特に次の行為から保護される。」と訳した(原則10(1)、原則11(2)も同様)。本注釈の原則10(1)の同じ項目に訳出に関する説明あり。

原則10(2)(a)～(e)

- 法文で「号」にあたる部分で事例や事項を列挙する場合は、名詞で終わるものには句点を打たないが、「こと」で終わる動詞(文法的には形式名詞ということになるか)には句点を打つのが慣例である。したがって、原則10(2)(b)では、「戦闘の方法として飢餓の状態に置くこと」⁴として句点を打った。ただし、名詞で終わる原則10(2)(a)および(c)～(e)では句点を打たなかった。

原則10(2)(a)

- *Direct or indiscriminate attacks* は、「直接的もしくは無差別な攻撃」と訳した。このうち、*indiscriminate attacks* は第一追加議定書第51条(4)の公定訳(「無差別な攻撃」)に倣った。なお、《形容詞 and/or 形容詞 + 名詞》の場合、基本的に名詞は繰り返さずに訳した。

原則10(2)(b)

- Starvation as a method of combat は、「戦闘の方法として飢餓の状態に置くこと。」と訳した。第一追加議定書第54条(1)及び第二追加議定書第14条の公定訳(「戦闘の方法として文民を飢餓の状態に置くこと」)に倣った。

原則10(2)(c)

- Their use to shield military objectives from attack or to shield, favour or impede military operations は、「軍事目標を攻撃から掩護または軍事行動を掩護し、有利にしもしくは妨げるための国内避難民の利用」と訳した。第一追加議定書第51条(7)の公定訳(「軍事目標を攻撃から掩護し又は軍事行動を掩護し、有利にし若しくは妨げること」)に倣った。ケーリン教授が指摘するように、この原則は「人間の盾」を想定したものである(*Annotations*, p. 27)。しかし、即座には「盾」を連想させない「掩護」という訳語では、「人間の盾」という趣旨は伝わりづらいかもしれない。また、名詞 use は、原則10(2)(c)のように対象者(あるいは対象物)が想定外の目的で用いられる場合には「利用」と訳した(「使用」ではなく)。ただし、動詞 use はいずれの場合も「用いる」と訳した(原則6(2)(e)および原則21(2)(c))。

なお、their は「国内避難民の」と訳した(原則10(2)(d)、原則23(2)、原則30も同様)。

原則10(2)(d)

- their は「国内避難民の」と訳した(原則10(2)(c)、原則23(2)、原則30も同様)。
- settlements は「居住地」と訳した(「定住地」ではなく)。原則14(2)も同様。

原則10(2)(e)

- The use of anti-personnel landmines は、「対人地雷の使用」と訳した。対象物が本来の目的で用いられるので、ここでの名詞 use は「使用」と訳した(原則21(3)も同様)。

原則11

原則11(1)

- integrity は、第一追加議定書第11条(1)および第二追加議定書第5条(2)(e)の公定訳に倣い「健全であること」と訳した。

原則11(2)

- whether or not their liberty has been restricted, は、「自らの自由が制限されているか否かにかかわらず、」と訳した。第二追加議定書第4条(1)の公定訳(「その自由が制限されているか否かにかかわらず、」)に倣った。また、指導原則日本語版では、whether or not の訳出は「...いるか否かにかかわらず、)」で統一した(原則22(1)、原則23(4)も同様)。
- shall be protected in particular against: を訳出する際、「次の行為」を補って、「特に次の行為から保護される。」と訳した(原則10(1)および(2)も同様)。本注釈の原則10(1)の同じ項目に説明あり。
- 原則11(2)(a)～(c)の後の Threats and incitement to commit any of the foregoing acts shall be prohibited. という文は、原則10(1)で既出(本注釈の原則10(1)の同じ項目に説明あり)。

原則11(2)(a)

- ❑ cruel, inhuman or degrading treatment or punishmentは、「残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰」と訳した。同じ文言が登場する自由権規約第7条の公定訳(「残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰」)に倣った。
- ❑ outrages upon personal dignityは、「個人の尊厳に対する侵害」と訳した。同様に訳す第一追加議定書第75条(2)(b)および第二追加議定書第4条(2)(e)の公定訳に倣った。
- ❑ such as以下は「(例えば、...)」と訳した。原則11(2)(b)、原則20(2)でも同様に処理。条約の公定訳では「(...等)」と訳すこともあれば、「(例えば、...)」と訳すこともある。原則4(1)～(2)で説明したように、単なる例示の場合は後者の訳し方となる傾向が強い。「ジェンダーに基づく暴力行為、強制売春およびあらゆる形態の強制わいせつ行為」は「個人の尊厳に対する侵害」の例示であり、具体的解釈ではないと理解し、ここでは「(例えば、...)」と訳した。
- ❑ acts of gender-specific violenceは、「ジェンダーに基づく暴力行為」と訳した。池田からの提案。原文に忠実に訳すなら「ジェンダーに特有の暴力行為」となるが、「ジェンダーに基づく暴力」は日本の刑法でも定着しており(池田)、分かりやすい訳語だと思われる。ちなみに、指導原則のフランス語版では「女性を特に狙った暴力行為」、スペイン語版では「女性に対する暴力行為」、ポルトガル語版では「ジェンダーに特有の暴力行為」といった訳し方である。
- ❑ indecent assaultは「強制わいせつ行為」と訳した。

原則11(2)(b)

- ❑ Slavery or any contemporary form of slaveryは、「奴隷の状態に置くことまたはあらゆる現代的形態の奴隷制」と訳した。自由権規約第8条の公定訳を参考にしつつも、独自の訳をあてた。まず、冒頭のSlaveryは「奴隷の状態に置くこと」と訳した。やや意識となったかもしれないが、原則11(2)の「次の行為から保護される」を受けているので、「奴隷の状態に置くこと」であれば適切に対応できるだろう。また、原則10(2)(b)ではStarvationを「飢餓の状態に置くこと」(第一追加議定書第54条(1)及び第二追加議定書第14条の公定訳に倣った)と訳しているので、この訳とも整合性がとれる。次に、any contemporary form of slaveryの部分の訳だが、国連でのContemporary forms of slaveryに関する取り組みが日本におけるアドボカシーの文脈では「現代的形態の奴隷制」と訳されていることに鑑み、事実上の標準となっているこの訳を採用した。

《参考》自由権規約第8条(1)(原文および公定訳)：

“No one shall be held in slavery; slavery and the slave-trade in all their forms shall be prohibited.” 「何人も、奴隷の状態に置かれない。あらゆる形態の奴隷制度及び奴隷取引は、禁止する。」

- ❑ such as以下は「(例えば、...)」と訳した。原則11(2)(a)、原則20(2)でも同様に処理。
- ❑ sale into marriageは「婚姻への人身売買」と訳した。佐藤からの提案。「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」のタイトルあるいは第2条(a)の公定訳(いずれもsaleを「売買」と訳す)を参考に、かつ「人身」を補って訳した。

原則11(2)(c)

- ❑ Acts of violence intended to spread terror among internally displaced personsは、「国内避難民の間に恐怖を広めることを目的とする暴力行為」と訳した。第一追加議定書第51条(2)および第二追加議定書第13条(2)の公定訳(「文民たる住民の間に恐怖を広めることを主たる目的とする暴力行為」)の言い回しを応用した。

原則12

原則12(1)

- the right to liberty and security of personは、自由権規約第9条(1)の公定訳(「身体の自由及び安全についての権利」)を参考にしつつも、原文に忠実に「身体の自由および安全に対する権利」とした(佐藤からの提案を踏まえた)。
- No one shall be subjected to arbitrary arrest or detention.は、自由権規約第9条(1)からの引用。「何人も、恣意的に逮捕され又は抑留されない。」という公定訳をそのまま用いた(公定訳の「又は」は「または」に変更)。本注釈の原則10(1)No one shall be ...の項目に禁止表現の訳出に関する説明あり。なお、「抑留」は自由権規約以外にも児童の権利条約第37条(b)の公定訳でdetentionの訳語となっている。他方、第一追加議定書において「抑留」(detention)は主に捕虜の抑留という意味で使われており、国際人道法の観点からは概念的な混乱も懸念されるが、国内避難民の文脈では国家間紛争で発生した捕虜が対象となる可能性は低く、ここでは国際人権法の諸条約の公定訳で一般的に用いられる「抑留」を訳語とした(原則10(1)(d)、原則12(3)も同様)。

原則12(2)

- To give effect to this right for internally displaced persons,は、「この権利を国内避難民にとって実効的なものとするため、」と訳した(原則17(2)、原則20(2)、原則23(2)も同様)。第一追加議定書第51条(1)および第二追加議定書第13条(1)の公定訳を参考にした。

《参考》 第一追加議定書第51条(1)および第二追加議定書第13条(1)(原文および公定訳):

“The civilian population and individual civilians shall enjoy general protection against the dangers arising from military operations. To give effect to this protection, ...” 「文民たる住民及び個々の文民は、軍事行動から生ずる危険からの一般的保護を受ける。この保護を実効的なものとするため、...」

- theyは「国内避難民」と訳した(原則1(1)、原則3(2)も同様)。本注釈の原則1(1)の同じ項目に訳出に関する説明あり。
- be interned in or confined toは「...に収容されまたは監禁され」と訳した。名詞形のinternment or confinementも「収容または監禁」と訳した(原則17(4)も同様)。「収容され」は同様に訳す第一追加議定書第75条(3)の公定訳に倣った。confined/confinementには一般的な訳語である「監禁(され)」をあてた。
- it shall not last longer than required by the circumstancesは、「これらは、当該状況によって必要とされる期間を超えて継続してはならない」と訳した(原則6(3)もほぼ同様)。the circumstancesは、直前のif節のexceptional circumstances(「例外的な状況」)を受けて「当該状況」と訳した。またitは、if節のsuch internment or confinement(「そのような収容または監禁」)を受けて「これらは」と訳した。

原則12(3)

- detentionは「抑留」と訳した(原則10(1)(d)、原則12(1)も同様)。本注釈の原則12(1)No one shall be ...の項目にdetentionの訳出に関する説明あり。

原則12(4)

- In no caseは「いかなる場合においても、」と訳した。原文では冒頭に来るが、訳文では「国内

避難民は、いかなる場合においても、」の順とした。原則13(1)のIn no circumstancesの訳文(「いかなる場合においても、」)と揃えた。

- ❑ be taken hostageは「人質にとられ」と訳した(「とる」は平仮名表記)。第一追加議定書第75条(2)(c)および第二追加議定書第4条(2)の公定訳の「人質をとる行為」、「人質をとる行為に関する国際条約」(International Convention Against the Taking of Hostages)の表記に倣った。

原則13

原則13(1)

- ❑ In no circumstances shall displaced children be recruited nor be required or permitted to take part in hostilities.は、「避難民の児童は、いかなる場合においても、徴集されまたは敵対行為への参加を要求されもしくは許可されてはならない。」と訳した。原文の受動態をそのまま日本語に訳した。recruitedは「徴集され(る)」と訳した。「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」第2条の公定訳(「徴集し(ない)」と能動態で訳す)を参考にした。
- ❑ In no circumstancesは「いかなる場合においても、」と訳した。異なる文脈だが、第一追加議定書第63条(1)の公定訳に倣った。
- ❑ displaced childrenは「避難民の児童」と訳した。本注釈の原則4(2)childrenの項目にこの語句の訳出に関する説明あり。

原則13(2)

- ❑ shall be protected against discriminatory practices of recruitment into any armed forces or groupsは、「軍隊または武装集団に徴集される差別的な慣行から保護される」と訳した(anyは訳出せず)。本注釈の原則2(1)shall be ... applied without ...の項目でも説明したとおり、強調のanyは、訳文が否定文となる場合は「いかなる...も...ない」と訳され、肯定文となる場合は「あらゆる」と訳されることが多い。しかし、原則13(2)では「いかなる」「あらゆる」を用いた訳は不自然な日本語表現となるため、anyは訳出しなかった。
- ❑ armed forces or groupsは、「軍隊または武装集団」と訳した。形容詞armedは①正規の軍forces、②非正規の集団groupsの両方に係るため。
- ❑ any cruel, inhuman or degrading practicesは、原則11(2)(a)の文言に揃える形で、「残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つけるいかなる慣行も」と訳した。ここではanyは訳出が可能であった。第一追加議定書第85条(4)(c)では、inhuman and degrading practicesを「非人道的で体面を汚す慣行」と訳しているが、ここでは自由権規約の公定訳の言い回しに揃えた。また、practicesは「慣行」と訳した。本注釈の原則6(2)(a)の同じ項目に訳出に関する説明あり。
- ❑ in all circumstancesは「すべての場合において、」と訳した(原則5、原則10(2)、原則16(4)、原則21(2)も同様)。本注釈の原則5の同じ項目に訳出に関する説明あり。

原則14

原則14(1)

- ❑ the right to liberty of movement and freedom to choose his or her residenceは、「移動の自由および居住選択の自由に対する権利」と訳した。原文は自由権規約第12条(1)と同一の文である(ただし、自由権規約ではresidenceの所有者はhis)。訳出にあたっては自由権規約同項の公定訳に倣いつつ、原文にあるchooseを訳出すべく、「居住の自由」を「居住選択の自由」に

修正した。また、the right to は「に対する権利」と訳した。

《参考》自由権規約第12条(1)(原文および公定訳)：

“Everyone lawfully within the territory of a State shall, within that territory, have the right to liberty of movement and freedom to choose his residence.” 「合法的にいずれかの国の領域内にいるすべての者は、当該領域内において、移動の自由及び居住の自由についての権利を有する。」

原則14(2)

- the right to move freely in and out of は、「...の内外を自由に移動する権利」と訳した。
- settlements は「居住地」と訳した(原則10(2)(d)も同様)。

原則15

原則15

- Internally displaced persons have: は、「国内避難民は、次の権利を有する。」と訳した。英語の法文に特徴的な、動詞の後が途切れている文章である。have: 以下で示されている目的語がすべて「権利」なので、「次の権利」を補足した。

原則15(c)

- seek asylum in another country は、「他国に庇護を求める」と訳した(原則2(2)も同様)。本注釈の原則2(2) the right to seek ... の項目に訳出に関する説明あり。

原則15(d)

- be protected against forcible return to or resettlement in any place where their life, safety, liberty and/or health would be at risk は、「自らの生命、安全、自由もしくは健康が危険にさらされるおそれのあるあらゆる場所への強制送還または当該場所における再定住から保護される」と訳した。国内避難民の文脈では、①当局が国内の他の地域から逃れてきた避難民を受け入れず、元の居住地や経由地へ送り返す状況、②外国に逃れようとした国内避難民が国境前後で追い返される状況(つまり、難民条約で言うところのルフールマンの対象となる状況)、③帰還先の安全が完全に確保されていない段階で当局が国内避難民に帰還を求める状況が想定される。原則15(d)はノン・ルフールマン条項を定めた難民条約第33条(1)のアナロジーで作られたものだが(Annotations, p. 37)、アナロジーの文脈で、また難民条約元来の趣旨として、上述のさまざまな状況に適用しうる原則である。return の訳出については、原則15(d)は難民条約第33条(1)を念頭に置いていること(佐藤からの指摘)、また、直前の原則15(c)では「他国に庇護を求める権利」に言及していることに鑑み、難民条約の公定訳で用いられる「送還」を訳語とした(「帰還」ではなく)。日本の行政用語(「出入国管理及び難民認定法」)の「送還」には外国人の退去強制という意味が備わっているが、ここではそれにとどまらず、自国民を危険な場所に送り返す行為または安全が確認されない元の居住地に帰還させる行為が含まれることに留意したい。また、their は「自らの」と訳した(難民条約では his となっており、公定訳では「その」と訳されている)。would be at risk は、難民条約第33条(1)の would be threatened に似た言い回しなので、同項の公定訳(「脅威にさらされるおそれのある」)を参考に、「危険にさらされるおそれのある」と訳した。

《参考》難民条約第33条(1)(原文および公定訳)：

“No Contracting State shall expel or return (‘refouler’) a refugee in any manner whatsoever to the frontiers of territories where his life or freedom would be threatened on account of his race, religion, nationality, membership of a particular social group or political opinion.” 「締約国は、難民を、いかなる方法によっても、人種、宗教、国籍もしくは特定の社会的集団の構成員であることまたは政治的意見のためにその生命または自由が脅威にさらされるおそれのある領域の国境へ追放または送還してはならない。」

また、resettlement in any place whereについては、あえて前置詞inを使っていることから、「場所」という語句を反復しつつ、原文により忠実に「当該場所における再定住」と訳した。したがって、「当該」は「自らの生命、安全、自由もしくは健康が危険にさらされるおそれのあるあらゆる」を指す。なお、forcibleはreturnのみに係ると理解した。

- and/orは「もしくは」と訳した。民間の訳では「および/または」と訳されることもあるが、法文では一般的ではない。この場合に法文で一般的に用いられる「または」に訳し、小さい括弧に用いられる「もしくは」をあてた。

原則16

原則16(1)～(4)

- next of kin (原則16(2)および(3))は、第一追加議定書第34条(2)(c)の公定訳に倣い「近親者」と訳した。ただし、relatives (原則16(1)および(4))については、同追加議定書(第32条および第34条(2)(a))の公定訳で用いられる「近親者」を踏襲せず、あえて「親族」と訳した。指導原則においては、個人的で機微な事項(遺体の返還など)についてはnext of kinを、機微性の比較的低い事項(墓地の立ち入り)についてはより広い意味でのrelativesをそれぞれ用いている(橋本)。原文における用語の使い分けを日本語訳においても表現する必要があると考え、next of kinとrelativesとを訳し分けた。

原則16(1)

- fate and whereaboutsは「消息および所在」と訳した(原則16(2)も同様)。fateは第一追加議定書第32条の公定訳では「運命」となっているが、ここでは「消息」と訳した。なお、強制失踪防止条約第2条もfateを「消息」と訳し、whereaboutsを「所在」と訳す。

原則16(2)

- shall endeavour to establish ... and cooperateの構文は、①endeavour to establishと②cooperateの二つの要素から成り立っている(つまり~~endeavour to cooperate~~ではない)と理解し、訳文に反映させた。
- reported missingは、第一追加議定書第33条(1)の公定訳に倣い「行方不明であると報告された」と訳した。
- relevant international organizationsは「関連する国際的な組織」と訳した。原則27(2)も同様に「国際的な組織」と訳した。指導原則では政府間機関のみならずNGOの役割をも想定し、これらをまとめてorganizationsと呼んでいる(本注釈の序(3)(d)に説明あり)。仮に「国際組織」と訳すと、政府間機関というニュアンスが強まってしまう。なお、第一追加議定書第64条(2)の公定訳では「関連する国際的な団体」と訳される。
- notifyは「通知する」と訳した。一般的な日本語では、「通報」が公的な機関に対して知らせる(例えば、「警察に通報」という意味で使われるのに対して、「通知」は公的な機関から個人に知

らせる(例えば、「市役所からの通知」という意味で使われることが多い。一般的な用例に従い、「通知する」を訳語とした。

原則16(3)

- ❑ shall endeavour toは、①collect and identify ..., ②prevent ..., and ③facilitateのすべてに係っていると理解し、和訳に反映させた。
- ❑ collect and identify the mortal remains of those deceasedは、「死亡者の遺体を収容しおよびその身元を特定し、」と訳した。identifyは「身元を特定(する)」と訳した(「特定する」だけでは分かりづらい)。事件・事故・災害の犠牲者に言及した文脈で、identificationがしばしば「身元特定」と訳されることを参考にした。
- ❑ the mortal remainsの後に登場するtheir despoliation or mutilationとdispose of them respectfullyについては、それぞれ「その破損または切断」「遺体を丁重に処理する」と訳した。第二追加議定書第8条の公定訳を参考にした。ただし、despoliationは「破損」と訳した(「剥奪」ではなく)。冒瀆を目的として、故意に遺体を破損させる行為という理解で訳した(フランス語版ではprofanationと訳されている)。dispose of them respectfullyは、遺体を指して「それを丁重に処理する」とは訳せないで、「遺体」という語句を反復して訳した(第二追加議定書の公定訳も同様の考えに基づく)。respectfullyは「丁重に」と訳した。

《参考》第二追加議定書第8条(原文および公定訳)：

“... prevent their being despoiled, and decently dispose of them.” 「...死者がはく奪を受けることを防止し及び死者を丁重に処理する...」

原則16(4)

- ❑ should be protected and respectedは、「保護され、かつ、尊重されるべきである」と訳した。異なる文脈だが、第一追加議定書第12条(1)および第二追加議定書第7条(1)の公定訳の言い回し(「尊重され、かつ、保護される」)を参考にした。
- ❑ in all circumstancesは「すべての場合において、」と訳した(原則5、原則10(2)、原則13(2)、原則21(2)も同様)。本注釈の原則5の同じ項目に訳出に関する説明あり。
- ❑ the right of access toは、「...に立ち入る権利」と訳した。原則16(4)のベースとなった第一追加議定書第34条(2)(a)の「(墓地への)立入り」を参考にした。

原則17

原則17(1)

- ❑ the right to respect of his or her family lifeは、「自らの家族生活を尊重される権利」と訳した。respect forを同様に訳す第二追加議定書第4条(1)の公定訳を参考にした(原文および公定訳は本注釈の原則10(2)who do not or ...の項目に記載)。his or herは「自らの」と訳した(原則6(1)も同様)。

原則17(2)

- ❑ To give effect to this right for internally displaced persons,は、「この権利を国内避難民にとって実効的なものとするため、」と訳した(原則12(2)、原則20(2)、原則23(2)も同様)。
- ❑ family members who wish to remain together shall be allowed to do soは、「共にいることを希望する家族の構成員は、これが許可される」と訳した。「は」は主格の助詞ではなく、主題の

助詞なので、文法的にも間違いはなかろう。family members (またはその応用形)は、ジュネーヴ第四条約第49条(3)あるいは児童の権利条約第2条(2)の公定訳に倣い「家族の構成員」と訳した(原則7(2)、原則17(4)も同様)。

原則17(3)

- ❑ Families ... should be reunitedは、「...家族は、...再会が可能となるべきである」と訳した。原則17(3)に登場するFamilies ... reunited、reunion of ... familiesおよびfamily reunificationは、「家族の再会」を応用して訳した(第一追加議定書第74条および第二追加議定書第4条(3)(b)の公定訳を参考にした)。なお、児童の権利条約第10条(1)の公定訳ではfamily reunificationは「家族の再統合」と訳されているが、「再統合」という訳語は「国内避難民の再統合」(原語はreintegration)の文脈でのみ使用し、family reunificationの文脈で使うことは避けた。
- ❑ expediteは「迅速に実現する」と訳した。公定訳ではexpediteは「迅速に...」と訳されることが多い(国際犯罪防止条約第16条(8)の「迅速に行く」など)。これを参考にした。
- ❑ such familiesは、既出のFamilies which are separated by displacement(「強制移動によって離散した家族」)を受けて「離散家族」と訳した。「そのような家族」では分かりづらい。
- ❑ shall facilitate inquiries made by family members and encourage and cooperate with the work of humanitarian organizations engaged in the task of family reunificationは、「家族による搜索を容易にするものとし、また、家族再会の任務に従事する人道的組織の活動を奨励し、かつ、これに協力する」と訳した。同じような言い回しが登場するジュネーヴ第四条約第26条および第一追加議定書第74条の公定訳を参考にした。ジュネーヴ第四条約第26条にあるenquiriesは指導原則ではinquiriesに置き換わっているが、ここでは「搜索」という理解で訳した(「照会」ではなく)。family membersは、「家族」と訳した(「家族の構成員」ではなく)。

《参考》ジュネーヴ第四条約第26条(原文および公定訳)：

“... shall facilitate enquiries made by members of families dispersed owing to the war ...”
 「戦争のため離散した家族が...行う搜索を容易にしなければならない。」

第一追加議定書第74条(原文および公定訳)：

“... shall facilitate in every possible way the reunion of families dispersed as a result of armed conflicts and shall encourage in particular the work of the humanitarian organizations engaged in this task ...” 「...武力紛争の結果離散した家族の再会をあらゆる可能な方法で容易にするものとし、また、...この任務に従事する人道的団体の活動を奨励する。」

- ❑ humanitarian organizationsは「人道的組織」と訳した(原則25(2)、原則27(1)、原則30も同様)。ここではhumanitarianに対応する「人道的」という訳語と、organizationsに対応する「組織」という訳語を自動的に組み合わせた訳とした(前者に関しては本注釈の原則3(1)humanitarian assistanceの項目に、後者に関しては本注釈の序(3)(d)にそれぞれ説明あり)。なお、第一追加議定書第74条などの公定訳では「人道的団体」と訳される。

原則17(4)

- ❑ Members of ... familiesは、「...家族の構成員」と訳した。本注釈の原則7(2)members of the same ...の項目に訳出に関する説明あり。

原則18

原則18(1)

- the right to an adequate standard of livingは、「適切な生活水準に対する権利」と訳した。「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(以下、社会権規約)第11条(1)の公定訳では「相当な生活水準...についての...権利」となっているが、前置詞toは原文に忠実に「...に対する」と訳した。adequateは上述の公定訳では「相当な」となっているが、「適切な」と訳した。宮崎茂樹編著『解説 国際人権規約』(日本評論社、1996年)では、「十分な」ないしは「適切な」という訳語が適当であると指摘している(72頁)。

《参考》社会権規約第11条(1)(原文および公定訳):

“The States Parties to the present Covenant recognize the right of everyone to an adequate standard of living for himself and his family, including adequate food, clothing and housing, and to the continuous improvement of living conditions.”「この規約の締約国は、自己及びその家族のための相当な食糧、衣類及び住居を内容とする相当な生活水準についての並びに生活条件の不断の改善についてのすべての者の権利を認める。」

原則18(2)

- At the minimum,は「少なくとも、」と訳した。ジュネーヴ諸条約や追加議定書では類似の as a minimumを「少なくとも」と訳しており、それを参考にした。また、「少なくとも」は日本の法令で良く使われる表現である。指導原則の原文ではAt the minimumは冒頭に来ているが、訳文では「少なくとも、」は「国内避難民に対して...」の直前に置いた。その際、「少なくとも、」と読点を打ち、他の住民を差別するかのような「少なくとも国内避難民には」という訳文にはならないようにした。
- competent authoritiesは「管轄当局」と訳した。本注釈の原則7(3)(e)の同じ項目で説明したとおり、公定訳ではcompetent authoritiesは「権限のある当局」と訳される(例えば、児童の権利条約第3条(3))。しかし、ここでのcompetent authoritiesは法的に権限を有する当局というよりも、事案を所管する当局ぐらいの意味であろう(国内法的に権限を有することに変わりはないのだが)。公定訳で「管轄当局」と訳されることはないようだが、民間の訳や各種行政機関の仮訳では一般的な訳語であることに鑑み、ここでは「管轄当局」と訳した(原則28(1)、原則29(2)も同様)。
- ensure safe access to:は、「...を安全に得ることを確保する。」と訳した。

原則18(2)(a)

- Essentialは「不可欠の」と訳した。もちろん「生命の維持に不可欠な」という意味である。ジュネーヴ第四条約第23条(1)の公定訳(「不可欠の」)に倣った。
- foodは「食糧」と訳した(「食料」ではなく)。「食糧」と「食料」の二通りの訳が可能であるが、国際機関や公的機関による援助の文脈では「食糧」が一般的である。

原則18(2)(b)

- shelterについては、日本国内でも一般的に使われる「避難所」を訳語とした(「シェルター」ではなく)。ジュネーヴ第四条約第88条(1)あるいは第一追加議定書第62条(3)の公定訳でも「避難所」と訳される。
- housingは「住宅」と訳した(「住居」ではなく)。指導原則日本語版ではhome(s)は「住居」、hous-

ingは「住宅」と訳し分けた。日本での災害対策においても「仮設住宅」という表現があるので、housingを「住宅」と訳しても差し支えなからう。

原則18(2)(c)

- ❑ clothingは「衣類」と訳した。なお、ジュネーヴ第四条約(第23条(1)など)あるいは第一追加議定書第69条(1)の公定訳では「被服」と訳されるが、ここでは一般的な「衣服」を訳語とした。

原則18(2)(d)

- ❑ servicesは、ここでは「役務」ではなく、「サービス」と訳した(原則19(2)も同様)。女子差別撤廃条約の公定訳などを参考にした。
- ❑ sanitationは「衛生設備」と訳した。近年の開発・人道援助、とりわけWater, Sanitation and Hygiene (WASHと略される)の文脈では、sanitationはトイレ整備や尿尿処理を中心とした「衛生設備」というニュアンスが強い。「ミレニアム開発目標」(Millennium Development Goals)のターゲット7-Cで謳われるbasic sanitationも衛生設備に関するものであり、外務省仮訳では「基礎的な衛生施設」、フランス語版ではservices d'assainissement de baseと訳される。その理解で訳した。なお、ジュネーヴ第四条約第36条(1)の公定訳では「保健」と訳されている。

原則18(3)

- ❑ Special efforts should be made to ensureは、「...を確保するため、特別の努力がなされるべきである」と訳した。同じ構文が原則23(3)、原則28(2)にもあり、この訳で統一。
- ❑ full participationは「完全な参加」と訳した(原則23(3)、原則28(2)も同様)。形容詞fullは、例えば原則1(1)のin full equalityでは「土分平等に」と訳したが、participationと結びつくときは「完全な」と訳した。
- ❑ planningは「計画策定」と訳した(原則7(3)(d)、原則28(2)も同様)。
- ❑ distributionは「配給」と訳した(「分配」ではなく)。ジュネーヴ第四条約(第23条(3)など)や第一追加議定書(第70条(1)など)の公定訳では「分配」という訳語が用いられるが、ここではより一般的な「配給」を訳語とした。
- ❑ basic suppliesのsuppliesは、「物資」と訳した。第一追加議定書第70条(1)および第二追加議定書第18条(2)の公定訳でも「物資」と訳される。しかし、原則18(2)では物資に加えてサービスにも言及しており、suppliesはその両方を指すと考えられるのだが、「物資」以上の適訳は見つからなかった。なお、第一追加議定書などの公定訳で使用される「需品」という訳語は採用しなかった。

原則19

原則19(1)

- ❑ All wounded and sick internally displaced persons as well as those with disabilities shall receive to the fullest extent practicableは、「国内避難民で、すべての傷者、病者および障がいのある者は、最大限実行可能な限り、...を受ける」と訳した。ベースとなった第一追加議定書第10条(2)および第二追加議定書第7条(2)の公定訳を参考にした(これらの原文および公定訳は本注釈の原則4(2)required by their conditionsの項目に記載)。「障がいのある者」については、

本注釈の原則4(2) persons with disabilitiesの項目に訳出に関する説明あり。また、両追加議定書にある to the fullest extent practicable は、公定訳では「実行可能な限り」と訳されるが、ここでは原文により忠実に「最大限実行可能な限り」と訳した。Convention on the Rights of Persons with Disabilities (日本は未批准)第2条にある to the greatest extent possible を「最大限可能な範囲で」と訳す外務省仮訳も参考にした。

- the medical care and attention they require は、「自らが必要とする医療上の看護および手当」と訳した。第一追加議定書第10条(2)および第二追加議定書第7条(2)の公定訳(「これらの者の状態が必要とする医療上の看護及び手当」)に倣いつつも、「これらの者が」は「自らが」に修正した(本注釈の原則4(2) required by their conditions の項目に訳出に関する説明あり)。
- without distinction on any grounds other than medical ones については、第一追加議定書第10条(2)および第二追加議定書第7条(2)の公定訳の言い回し(「医療上の理由以外のいかなる理由によっても」)を踏襲した。
- shall have access to は「...を利用することができる」と訳した。
- psychological and social services は、「心理学的および社会的サービス」と訳した。直訳調の「心理学的サービス」「社会的サービス」を原則19(1)の文脈で、かつ、馴染みのある言葉で言い換えるならば、それぞれ「心の健康のためのサービス」「社会福祉サービス」ということになるだろうか。

原則19(2)

- Special attention should be paid to は、「...に対して特別の配慮がなされるべきである」と訳した。法文では「配慮が払われる」「配慮が与えられる」は一般的ではないので、「配慮がなされる」と訳した。原則19(3)でもほぼ同一の表現が登場する。両者はほぼ同一の訳。
- health needs は「健康上の必要」と訳した。同じ health であっても、ここでは公共の「保健」というより、個人の「健康」を指していると考えられる。needs は「必要」と統一的に訳したが、別の名詞の後に続く場合は、「...上の必要」と訳した(原則27(1)も同様)。
- including access to 以下の文は、「(...機会を含む。)」として括弧で括った。また、この部分は、access to ① female health care providers and services, ..., as well as ② appropriate counselling ... という理解で訳した。具体的には、access to は①に係るので「...を利用する機会」と訳し、続けて②に係るので「...を受ける機会」と訳し、両者を「ならびに」で括った。
- female health care providers and services は、「女性のための保健に関する提供者およびサービス」と訳した。health care については、「ヘルス・ケア」という訳語も定着しているが、この項では片仮名が続くので、「保健」と訳した(女子差別撤廃条約第12条(1)の公定訳も「保健」と訳す)。
- reproductive health care は「リプロダクティブ・ヘルス」と訳した。池田からの提案。「リプロダクティブ・ヘルス」という日本語は概念的に care を含む(池田)と理解しての訳。
- counselling は「カウンセリング」と訳した。同様に訳す女子差別撤廃条約第14条(2)(b)の公定訳も参考にした。

原則19(3)

- Special attention should also be given to は、「...に対しても特別の配慮がなされるべきである」と訳した。原則19(2)で also を除いた同一の表現が既出。両者は助詞「も」を除いて同一の訳。

- ❑ preventionは「予防」と訳した(「防止」ではなく)。他の箇所では動詞preventは「防止(する)」と訳したが(原則5、原則16(3))、ここでのpreventionは「予防」と訳すべきだろう。
- ❑ contagious and infectious diseasesは、「接触伝染病および感染症」と訳した。法令用語としての「伝染病」については、日本では1999年に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行されて以降、人の疾病を指しての「伝染病」は「感染症」に取って代われ、今では「家畜伝染病」の文脈でしか用いられない。しかし、ここでは原文をそのまま訳した。
- ❑ including AIDSは、「(エイズを含む。)」として括弧で括った。

原則20

原則20(1)

- ❑ the right to recognition everywhere as a person before the lawは、「すべての場所において、法の前に人として認められる権利」と訳した。世界人権宣言第6条および自由権規約第16条(これらの二つの条文は同一のもの)がベースとなっている原則であるが、自由権規約の公定訳に倣った。ただし、the lawは「法」と訳した(「法律」ではなく)。

原則20(2)

- ❑ To give effect to this right for internally displaced personsは、「この権利を国内避難民にとって実効的なものとするため、」と訳した(原則12(2)、原則17(2)、原則23(2)も同様)。
- ❑ to themは「国内避難民に対して」と訳した。本注釈の原則1(1)Theyの項目に人称代名詞の訳出に関する説明あり。
- ❑ such as以下は「(例えば、...)」と訳した。原則11(2)(a)および(b)でも同様に処理。
- ❑ facilitateは、ここでは「容易なものとする」と訳した。他の箇所では「容易にする」と訳した(原則16(3)、原則17(3)、原則25(3)、原則28(1)、原則30)。
- ❑ imposing unreasonable conditionsは、異なる文脈だがunreasonable restrictionsという語句が登場する自由権規約第25条の公定訳(「不合理な制限」)を参考にし、「不合理な条件を課す」と訳した。日本の法令では「条件を付す」との表現が一般的だが、原文はposeではなくimposeであるので、「課す」ならばそのニュアンスが出せよう。
- ❑ area of habitual residenceは、「常居所がある地域」と訳した(place of habitual residenceにあてた「常居所地」という訳ではなく)。常居所としている特定の場所を指すのではなく、常居所が存在する地域を指すと考えられる。具体的には、書類を取得するために、その地域を管轄する役所や役場に行かなければならない状況が想定される。

原則20(3)

- ❑ Women and menは「女性および男性」と訳した。女子差別撤廃条約などの従来の文書ではmen and women(「男女」と訳される)と記されているが、最近の国際的な文書ではwomen and menのような表記も見受けられる(第4回世界女性会議の行動綱領など)。
- ❑ such necessary documentsは「それらの必要書類」と訳し、この語句を受けるsuch documentationは「必要書類」と訳した。
- ❑ issued in their own namesは、「自己の名義で」と訳した。「名前」としても間違いではないが、法文で一般的に使われる「名義」を訳語として使用した。

原則21

原則21(1)

- No one shall be arbitrarily deprived of property and possessions.は、「何人も、恣意的に財産および所有物を奪われない。」と訳した。この原則のベースとなった世界人権宣言第17条(2)の外務省仮訳を参考にしつつ、「ほしいままに」は「恣意的に」、「...れることはない」は「...れない」にそれぞれ直した。なお、自由権規約には同様の条項は存在しない。本注釈の原則10(1) No one shall be ...の項目に禁止表現の訳出に関する説明あり。

《参考》世界人権宣言第17条(2)(原文および外務省仮訳)：

“No one shall be arbitrarily deprived of his property.” 「何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。」

原則21(2)

- in all circumstancesは「すべての場合において、」と訳した(原則5、原則10(2)、原則13(2)、原則16(4)も同様)。本注釈の原則5の同じ項目に訳出に関する説明あり。

原則21(2)(a)

- Pillageは「略奪」と訳した(「掠奪」ではなく)。第二追加議定書第4条(2)(g)の公定訳(「略奪」)に倣った。なお、ジュネーヴ第四条約第33条(2)の公定訳では「~~リャク~~奪」と記されている(「掠」が常用外漢字であるからだろう)。しかし、「混ぜ書き」表記の熟語の中でも、冒頭や途中に平仮名がくるものは見栄えが悪いため、「掠奪」の言い換え言葉である「略奪」を訳語に選んだ。

原則21(2)(b)

- Direct or indiscriminate attacksは、「直接的もしくは無差別な攻撃」と訳した(原則10(2)(a)も同様)。

原則21(2)(c)

- Being usedは「用いられること」と訳した(原則6(2)(e)も「用いられる」と訳した)。
- military operations or objectivesは、「軍事行動または目標」と訳した。《形容詞＋名詞and/or名詞》の場合、訳文では基本的に形容詞は繰り返さなかった。

原則21(2)(d)

- reprisalは「報復」と訳した(「復仇」ではなく)。原則21(2)のベースとなったジュネーヴ第四条約第33条(3)および第一追加議定書第51条(6)はともにreprisalを用いているが、ジュネーヴ第四条約同項の公定訳では「報復」、第一追加議定書同項の公定訳では「復仇」と訳している。ここではより一般的な日本語である「報復」を選んだ。

原則21(2)(e)

- appropriatedは「没収される」と訳した(「収用される」ではなく)。小澤からの提案。「土地収用法」など、「収用」という用語は土地と結びついたニュアンスがあり、財産について述べている本文では「没収」のほうが望ましいだろう。
- collective punishmentは、第一追加議定書第75条(2)(d)および第二追加議定書第4条(2)(b)

の公定訳に倣い「集団に科する刑罰」と訳した(原則6(2)(e)も同様)。

原則21(3)

- ❑ destruction and arbitrary and illegal appropriation, occupation or useは、「破壊および恣意的かつ違法な没収、占拠または使用」と訳した。①destructionと②arbitrary and illegal appropriation, occupation or useとが並立するが、①と②の訳文の大きな括りには「ならびに」ではなく「および」を用いた(②の訳文中の小さな括りで「および」が使われていないため)。

原則22

原則22(1)

- ❑ 原則22の原文では「2.」が存在しないにもかかわらず、「1.」は記されている。明らかな過誤だが、日本語版でもそのままにした。
- ❑ whether or notは「...いるか否かにかかわらず、」と訳した(原則11(2)、原則23(4)も同様)。第二追加議定書第4条(1)の公定訳を参考にした。
- ❑ shall not be discriminated againstは、「差別されてはならない」と訳した(原則1(1)、原則29(1)も同様)。

原則22(1)(a)

- ❑ freedom ofはthought, conscience, religion or belief, opinion and expressionのすべてに係っており、「思想」「良心」「宗教または信念」「意見および表現」のすべての「自由」を指す。

原則22(1)(b)～(d)

- ❑ 原則22(1)(b)のThe right to seek freely opportunities for employment and to participate in economic activitiesのような《the right to動詞 and to動詞》の構文について説明をしておく。当該構文において、双方の動詞が密接に結びつく内容である場合は「...し、かつ、...する権利」「...し及び...する権利」と訳し、(関連するかもしれないが)双方の結びつきの低い場合は「...する権利および...する権利」と訳するのが一般的である。原則22(1)(b)は後者に該当すると判断し、「雇用の機会を自由に求める権利および経済活動に参加する権利」と訳した。原則22(1)(c)および(d)も同様の理解で訳した(ただし、原則22(1)(d)の接続詞は「ならびに」)。女子差別撤廃条約第7条(a)および(b)の公定訳、Convention on the Rights of Persons with Disabilities第29条(a)(ii)の外務省仮訳を参考にした。

原則22(1)(c)

- ❑ community affairsは「共同体の事項」と訳した。身近にある共同体に国内避難民自身に関わることを考えれば、より具体的に「共同体の活動」と訳せるが、「共同体の事項」であれば、共同体での話し合いや決定事項など、共同体の運営に関するさまざまな場面を示唆できよう。原則22(1)(d)や原則29(1)の「公共の事項」(public affairs)とも統一性を持たせた。

原則22(1)(d)

- ❑ participate in governmental and public affairsは、「政府および公共の事項に参加する」と訳した。自由権規約第25条(a)の公定訳を参考にしつつも、独自の訳をあてた。原則29(1)でも同様にpublic affairsは「公共の事項」と訳した。

《参考》自由権規約第25条(a)(原文および公定訳)：

“To take part in the conduct of public affairs, directly or through freely chosen representatives” 「直接に、又は自由に選んだ代表者を通じて、政治に参加すること。」

- the right to have access to the meansは、「...手段を与えられる権利」と訳した。

原則23

原則23(1)

- the right to educationは、「教育を受ける権利」と訳した。世界人権宣言第26条の外務省仮訳では「教育を受ける権利」(the right to education)と訳されたものの、社会権規約第13条(1)の公定訳では「教育についてのすべての者の権利」(the right of everyone to education)と訳されている。ここでは原文に忠実に「教育を受ける権利」と訳した。

原則23(2)

- To give effect to this right for internally displaced persons,は、「この権利を国内避難民にとって実効的なものとするため、」と訳した(原則12(2)、原則17(2)、原則20(2)も同様)。
- shall ensure that, ..., receive education which shall be free and compulsory at the primary levelは、「教育を受けることを確保するものとし、その教育は初等段階において無償かつ義務的なものとする」と訳した。関係代名詞whichの限定用法だが、訳文は二つの文に分けた(原則10(1)のwhich節も同様に処理した)。本注釈の原則10(1)which shall be protected ...の項目に限定用法のwhichの訳出に関する説明あり。また、社会権規約第13条(2)(a)の公定訳(「初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。」)に倣った。which節の訳文の冒頭は「その教育」とした(「この教育」では具体的な教育内容を指すニュアンスが生じよう)。なお、関係代名詞節を訳す際、主語の後には読点を打たなかった(「その教育は、」とはしなかった)。
- such personsは「国内避難民」と訳した(「これらの者」あるいは「それらの者」ではなく)。同じ文章にthe authorities concernedが登場するので、人称代名詞のtheyは用いなかったのだろう。ここではtheyと同様の理解で訳出した(本注釈の原則1(1)Theyの項目および原則3(2)such a requestの項目に訳出に関する説明あり)。
- Education should respectは「教育は、...を尊重するべきである」と訳した。「教育においては、...が尊重されるべきである」のほうが自然な日本語表現だが、ここでは原文の言い回しに近い訳とした。
- their cultural identityは「国内避難民の文化的アイデンティティ」と訳した。theirは前出の文章を受けて「国内避難民の」と訳した(原則10(2)(c)および(d)、原則30も同様)。児童の権利条約第29条(1)(c)は教育が指向すべきこととしてhis or her own cultural identityを掲げており、その公定訳は「児童の文化的同一性」となっている。しかし、identityという言葉には「独自性」や「自分が何者であるか」という意味もあるため、ここでは「アイデンティティ」と訳した。

原則23(3)

- Special efforts should be made to ensureは、「...を確保するため、特別の努力がなされるべきである」と訳した(原則18(3)、原則28(2)も同様)。
- full and equal participationは、「完全かつ平等な参加」と訳した。「完全な参加」(full participa-

tion)という訳は原則18(3)、原則28(2)にもある。

- ❑ women and girlsは「女性および未成年の女性」と訳した。原文ではgirlsだが、「少女」という言葉は国際条約等ではあまり用いられておらず(池田)、違和感も残るため、このように訳した。

原則23(4)

- ❑ Education and training facilitiesは、「教育および訓練の施設」と訳した。複数形のfacilitiesは「施設」だけではなく「機会」や「サービス」を含む多義語である。ここでは「施設」と訳したが、教育および訓練というサービスの提供を伴う施設と理解しての訳である。
- ❑ shall be made available toは、「...にとって利用可能なものとする」と訳した。
- ❑ adolescentsは「未成年者」と訳した。日本語で「青年」「青少年」というと、「男の子」にやや偏ったニュアンスになると思われる(池田)。なお、原則4(2)でもminorsを「未成年者」と訳した。
- ❑ whether or not living in camps,は、「キャンプに居住しているか否かにかかわらず」と訳した(訳文の後に読点は打たず)。whether節では主語(internally displaced persons)は省略されているが、日本語に訳した際、whether節の訳文が「国内避難民(特に未成年者および女性)にとって...」という文章の直前に来てしまう。whether節の訳文に読点を打つと、当該訳文は後続の「国内避難民(特に未成年者および女性)」から切り離され、主題の「教育および訓練の施設」と結びついてしまい、文章の構成要素間の関係が不安定になる。そこで読点を打たず、「キャンプに居住しているか否かにかかわらず国内避難民(特に未成年者および女性)にとって...」と訳した。ジュネーヴ第四条約第49条(1)の公定訳(「占領されていると占領されていないとを問わず他の国の領域」)の読点の打ち方を参考にした。
- ❑ as soon as conditions permitは、「条件が許す限り速やかに、」と訳した。異なる文脈だが、As soon as circumstances permitを「事情が許す限り速やかに、」と訳す第一追加議定書第33条(1)の公定訳を参考にした。

原則24

原則24(1)

- ❑ be carried outは「実施される」と訳した(原則7(3)(e)、原則8も同様)。
- ❑ principles of humanity and impartialityは、「人道および公平性の諸原則」と訳した。第一追加議定書第1条(2)および第二追加議定書前文の公定訳(「人道の諸原則」)に倣った。

原則24(2)

- ❑ be divertedは「転用され」と訳した。第一追加議定書第62条(3)にはdiverted from their proper useという表現があり、その公定訳は「その本来の使用目的を変更する」となっているが、指導原則ではdivertedのみで使用されているので「転用する」と訳した。

原則25

原則25(2)

- ❑ International humanitarian organizationsは「国際的な人道的組織」と訳した(原則27(1)、原則30も同様)。本注釈の原則17(3)humanitarian organizationsの項目に訳出に関する説明あり。
- ❑ the right to offer their servicesは、「役務の提供を申し出る権利」と訳した。ジュネーヴ第四条

約第11条(3)(その他のジュネーヴ諸条約では第10条(3))の公定訳に倣った。Cambridge Dictionaryによると、動詞offerには①provideと②ask someone if they would like to have somethingの二通りの意味があるが、日本語ではそれぞれ「提供する」と「申し出る」とに訳することができる。この語句の多義性は条約の訳出にも反映されている。ジュネーヴ諸条約の同項および第一追加議定書第70条(1)の公定訳ではoffer(名詞)が「申出」と訳される一方で、第二追加議定書第18条(1)の公定訳ではoffer their servicesは「役務を提供する」と訳される。仮に後者に倣って原則25(2)を「役務を提供する権利」と訳すと、“the right to provide services”ということになり、offerよりも踏み込んだ意味になる。ここではジュネーヴ諸条約の公定訳に倣い、「役務の提供を申し出る権利」と訳した。指導原則のフランス語版でもこの部分はle droit de proposer leurs servicesと訳されている(offrirではなく)。

《参考》ジュネーヴ第四条約第11条(3)(原文および公定訳)：

“... shall request or shall accept, subject to the provisions of this Article, the offer of the services of a humanitarian organization, such as the International Committee of the Red Cross, to assume the humanitarian functions performed by Protecting Powers under the present Convention.” 「...赤十字国際委員会のような人道的団体に対し、利益保護国がこの条約に基いて行う人道的任務を引き受けるように要請し、又は、本条の規定を留保して、その団体による役務の提供の申出を承諾しなければならない。」

第一追加議定書第70条(1)(原文および公定訳)：

“Offers of such relief shall not be regarded as interference in the armed conflict or as unfriendly acts.” 「そのような救済の申出は、武力紛争への介入又は非友好的な行為と認められない。」

第二追加議定書第18条(1)(原文および公定訳)：

“Relief societies located in the territory of the High Contracting Party, such as Red Cross (Red Crescent, Red Lion and Sun) organizations may offer their services for the performance of their traditional functions in relation to the victims of the armed conflict.” 「赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽の団体等締約国の領域にある救済団体は、武力紛争の犠牲者に関する伝統的な任務を遂行するため役務を提供することができる。」

- ❑ Such an offer shall not be regarded as an unfriendly act or an interference in a State's internal affairsは、「そのような申出は、非友好的な行為もしくは国家の内政への介入と認められず、」と訳した。原則25(2)のベースとなった第一追加議定書第70条(1)の公定訳を応用した(第一追加議定書同項の原文および公定訳は前記の項目に記載)。
- ❑ shall be considered in good faithは、「誠実に検討されるものとする」と訳した。in good faithを「誠実に」と訳す国連憲章第2条(2)、「条約法に関するウィーン条約」(前文、第26条など)の公定訳に倣った。また、be consideredは「検討される」と訳した。considerは「認識する」「考慮する」「検討する」「斟酌する」などの意味を持つ多義的な言葉だが、この点についてケーリン代表からは、「同意」(Consent)に言及している次の文に照らし合わせてbe examinedと捉えるべきとの説明を受けている。
- ❑ shall not be arbitrarily withheldは、「恣意的に保留されてはならない」と訳した。本注釈のI.「基本方針」の5.「原文の受動態の扱いについて」で述べたとおり、原文を尊重し、訳文は受動態のままとした。国内避難民とは関係ないが、特許庁HPにあるアメリカ合衆国特許法(第181条)の参考仮訳で「保留されてはならない」(shall not be ... withheld)という一文があり、その訳を参考にした。

- unwillingは「意思を有しない」と訳した。異なる文脈だがnot willingを「意思を有しない」と訳す第一追加議定書第34条(3)の公定訳を参考にした。

原則25(3)

- grant and facilitateは「許可しおよび容易にする」と訳した(原則30も同様)。第一追加議定書第70条(2)ではallow and facilitateと表記されており、公定訳では「許可し及び容易にする」と訳されている。Cambridge Dictionaryによるとgrantにもallowの意味があるので、両者は同じものとみなし、同項の公定訳を使用した。
- passageは「通行」と訳した。小澤からの提案。「通行」とすることで人道支援の目的地に向かった方向性が出ると思われる(小澤)。ジュネーヴ第四条約(第59条(3)など)または第一追加議定書第70条(2)および(3)の公定訳の「通過」は、検問所の通過という場面では適した訳語かもしれないが、すべての状況に適しているとは思えない。「通行」であれば幅広い場面に対応できよう。
- provisionは「提供」と訳した。本注釈の原則27(1)when providing assistanceの項目に訳出に関する説明あり。
- such assistanceは、それに先立つhumanitarian assistanceを受けて「人道的援助」と訳した。「そのような援助」では分かりづらい。
- rapid and unimpededは「迅速なかつ妨げられることのない」とした(原則30も同様)。第一追加議定書第70条(2)の公定訳(「迅速な、かつ、妨げられることのない」)に倣いつつも、読点は削除した。
- access toは「...への接触の機会」と訳した。異なる文脈だが、公定訳では「...に出入すること」(ジュネーヴ第四条約第143条(2))、「...にも立ち入ること」(第一追加議定書第15条(4))などと訳されている。しかし、これらの訳語では、遠くに砲弾を聞きながら道なき道を四輪駆動車で進み、反政府勢力と交渉しながら国内避難民の新たな避難先を探した国際機関の職員(橋本)の現場体験は表せない。他方、人道援助の分野では「人道的アクセス」などとして「アクセス」という片仮名表記は一般的に用いられ、また、ITの分野に至っては「アクセス」は基本用語であると理解するが、「迅速なかつ妨げられることのないアクセスを許可する」の言い回しにはぎこちなさが残る。ここではaccessの概念を既存の日本語で表すことを試み、「...への接触の機会」と訳した。「人道的アクセス」といった使用法を何ら否定するものではない。

原則26

- Persons engaged in humanitarian assistance, their transport and suppliesは、「人道的援助に従事する者、これらの者の移動およびその物資」と訳した。theirは直前の「人道的援助に従事する者」を受けて「これらの者の」と訳した。また、原文のtheirはsuppliesにも係ると理解するが、日本語訳では「A、BおよびC」という法文の読み方をされることを前提に、(their) suppliesは「その物資」と訳した。つまり、仮に「これらの者の移動および物資」と訳したならば、法文の読み方に従えば、「物資」は「これらの者の」によって修飾されず、独立して読まれてしまうことになる。「その物資」とすることで法文的に安定した構文になると思われる。
- shall be respected and protectedは、「尊重され、かつ、保護される」と訳した。第一追加議定書第12条(1)および第二追加議定書第11条(1)の公定訳(「尊重され、かつ、保護される」)に倣った。
- They shall not be the object of attackは、「これらを攻撃...の対象としてはならない」と訳した。

第二追加議定書第11条(1)の公定訳(「これらを攻撃の対象としてはならない」)に倣った(第一追加議定書第12条(1)の公定訳もほぼ同様の訳)。Theyには「人道的援助に従事する者」ばかりでなく、「これらの者の移動および物資」も含まれると理解しての訳である。

原則27

原則27(1)

- International humanitarian organizationsは「国際的な人道的組織」と訳した(原則25(2)、原則30も同様)。
- when providing assistanceは「援助を提供する場合には、」と訳した。動詞provideは、国家当局の責任などに言及する場合は「与える」と訳したが、ここでは「国際的な人道的組織およびその他の適切な主体」の行為に言及しており、「与える」よりも「提供する」が訳語として相応しいだろう。
- give due regardは「妥当な考慮を払い、」と訳した。条約では、due regard ... paid(国連憲章第23条(1)など)、have due regard(「海洋法に関する国際連合条約」第27条(4)など)、Due account ... taken of(強制失踪防止条約第26条(1)など)といった表現が存在するが、これらは公定訳ではいずれも「妥当な考慮を払(う)」と訳される。その訳に倣った。
- protection needsは「保護上の必要」と訳した。needsは「必要」と統一的に訳したが、別の名詞の後に続く場合は、「...上の必要」と訳した(原則19(2)も同様)。
- in this regardは「これに関して」と訳した。thisの訳語である「これ」は「保護上の必要および人権への妥当な考慮」を指しており、原語との整合性もとれよう。ちなみに、児童の権利条約第23条(4)の公定訳でもIn this regard,は「これに関しては、」と訳されている。
- international standards and codes of conductは、「国際的な基準および行動規範」と訳した。形容詞internationalはstandardsとcodes of conductの両方に係っていると理解しての訳(フランス語版、スペイン語版、ポルトガル語版ではそのような訳出)。

原則27(2)

- The preceding paragraphは「前項」と訳した。
- without prejudice toは「...に影響を及ぼすものではなく」と訳した(原則1(2)も同様)。
- the protection responsibilities of international organizations mandated for this purposeは、「保護の職務を有する国際的な組織の保護責任」と訳した。for this purposeの部分で「保護」を訳出し(this purposeはprotectionであるため)、the protection responsibilitiesも「保護責任」と訳したため、「保護」を反復することとなった。なお、「保護責任」という言葉は、Responsibility to Protect (R2P)の訳語として使われることもあるようだが、これについては「保護する責任」という訳語が定着しているので、混同は避けられよう。international organizationsは「国際的な組織」と訳した(原則16(2)も同様)。mandatedは「職務を有する」と訳した。他の箇所では名詞mandateは「職務」と訳しているので、その訳し方とも合致しよう。
- whose services may be offered or requested by Statesは、「これらの組織の役務の提供が申し出されることまたはその役務が国家によって要請されることがある」と訳した。whose servicesは①may be offeredと②(may be) requested by Statesの二つにつながっているが、whose servicesが①につながるときには「これらの組織の役務」と訳し(「その役務」では「保護責任の役務」とも読まれかねないため)、②につながるときには「その役務」と訳した(「これらの組織の役務」を意味することは明確であるため)。offer services(「役務の提供を申し出る」)

については、serviceは「役務」を、offerは「...の提供を申し出る」をそれぞれ意味すると理解し、その理解に基づき services ... requestedは、「役務が...要請される」と訳した（「役務の提供が...」ではなく）。

原則28

原則28(1)

- ❑ Competent authoritiesは「管轄当局」と訳した（原則18(2)、原則29(2)も同様）。本注釈の原則18(2)の同じ項目に訳出に関する説明あり。
- ❑ voluntarilyは「自らの意思によって」と訳した（「自発的に」ではなく）。難民支援の文脈では、voluntary returnは「自発的帰還」と訳されることが多い（場合によっては「自主的帰還」とも訳される）。「誰からも強制されない、自由意思での帰還」を意味する用語であるが、「自発的に」「自主的に」という訳では、当事者自らが行う帰還と混同されてしまう可能性がある（これはspontaneous returnと呼ばれる）。
- ❑ homesは「住居」と訳し、places of habitual residenceは「常居所地」と訳した（序(2)、原則6(1)、原則29(1)も同様）。
- ❑ Such authoritiesは、前段のcompetent authoritiesを受けて「管轄当局」と訳した。
- ❑ returned or resettled internally displaced personsは、「帰還または再定住した国内避難民」と訳した（原文の接続詞は異なるが、原則29(2)も同様の訳出）。

原則28(2)

- ❑ Special efforts should be made to ensureは、「...を確保するため、特別の努力がなされるべきである」と訳した（原則18(3)、原則23(3)も同様）。
- ❑ full participationは「完全な参加」と訳した（原則18(3)、原則23(3)も同様）。
- ❑ planningは「計画策定」と訳した（原則7(3)(d)、原則18(3)も同様）。
- ❑ managementは「管理運営」と訳した（原則7(3)(d)も同様）。

原則29

原則29(1)

- ❑ homesは「住居」と訳し、places of habitual residenceは「常居所地」と訳した（序(2)、原則6(1)、原則28(1)も同様）。
- ❑ shall not be discriminated againstは、「差別されてはならない」と訳した（原則1(1)、原則22(1)も同様）。
- ❑ as a result of their having been displacedは、「移動を強いられていた結果として」と訳した。英語の現在完了には継続の意味もあるが、ここでは過去の経験という解釈で訳した。この訳であれば、強制移動の影響を継続している人もカバーできよう（「移動を強いられてきた」という継続の解釈で訳すと敷居が高くなってしまう）。なお、「強制移動」という語句を使用する以上、「移動を強制されていた」という整合性のある訳が求められるのかもしれないが、「移動を強制される」という表現では移動における強制性を強調しすぎてしまう可能性があるため、ここでは「移動を強いられる」と表した。なお、訳文では動作主が明らかなので、theirは訳出しなかった。
- ❑ Theyは「これらの国内避難民」と訳した。ここでは対象者が「自らの住居もしくは常居所地に帰還または国内の他の場所に再定住した国内避難民」に絞られているので、「国内避難民」

に「これらの」を付けて訳した。本注釈の原則1(1)Theyの項目に訳出に関する説明あり。

- ❑ public affairsは「公共の事項」と訳した(原則22(1)(d)も同様)。
- ❑ have equal access toは、「...を利用する平等の機会を有する」と訳した(「...を平等に利用する機会を有する」ではなく)。

原則29(2)

- ❑ Competent authoritiesは「管轄当局」と訳した(原則18(2)、原則28(1)も同様)。本注釈の原則18(2)の同じ項目に訳出に関する説明あり。
- ❑ returned and/or resettled internally displaced personsは、「帰還または再定住した国内避難民」と訳した(原文の接続詞は異なるが、原則28(1)も同様の訳出)。and/orは「または」と訳した(本注釈の原則15(d)and/orの項目に訳出に関する説明あり)。
- ❑ recoverは「回復する」と訳した(名詞recoverも同様に「回復」と訳した)。小澤からの提案。コソボでも避難民が置き去りにした家財等には壊れて使い物にならない物があったというが、recoverの訳出に際して、財産の「回収」に加えて、本来目的に使用可能な「回復」を含むニュアンスを出すべきと考えた(小澤)。
- ❑ to the extent possibleは、「可能な限り」と訳した。to the extentを応用した表現は原則7(2)、原則19(1)にある。
- ❑ which they left behindのtheyは、一般的な国内避難民を指しているのではなく、直前の「帰還または再定住した国内避難民」を指しているので、「これらの国内避難民」と訳した。
- ❑ were dispossessed ofは「奪われた」と訳した(「没収された」ではなく)。公的な権力で収用されたり没収されたりする場合だけではなく、地元住民や他の避難民に財産や所有物を奪われるといった場合もある(もっとも彼らに「奪った」という意識はなく、また、必要に迫られてのことだったかもしれないが)。「奪われた」とすれば、どのような状況にも対応できよう。
- ❑ shall provide or assist these persons in obtaining appropriate compensation or another form of just reparationは、「これらの国内避難民に対して適切な補償または他の形態の適正な賠償を与え、またはこれらを取得することを支援する」と訳した。動詞provideと動詞句assist these persons in obtainingは同一の目的語(appropriate compensation or another form of just reparation)を持つが、日本語に訳す際には文章の構造上、目的語を繰り返して訳さなければならない。そこで、前半で目的語を訳出し、後半では「これら」という指示代名詞を用いた。

なお、these personsは「これらの国内避難民」と訳した(原則29(1)のThey、原則29(2)のtheyも同様の訳出)。

- ❑ compensationは「補償」と訳し(原則7(3)(b)も同様)、reparationは「賠償」と訳した(本注釈の原則7(3)(b)compensationの項目に訳出に関する説明あり)。

原則30

- ❑ All authorities concerned shall grant and facilitate for international humanitarian organizations and other appropriate actors, in the exercise of their respective mandatesは、「すべての関係当局は、国際的な人道的組織およびその他の適切な主体に対し、それらの組織および主体のそれぞれの職務の遂行にあたり、...許可しおよび容易にする」と訳した。international humanitarian organizations and other appropriate actorsを受けるtheirについては、「それらの」に修飾語を省いた名詞を組み合わせ、「それらの組織および主体」と訳した。また、in the exercise ofは、「～の遂行にあたり」と訳した。日本語の法文では「～の遂行に当たり」「～の

行使に当たり」に相当する英語表現だが、原則30の訳文では「行使」ではなく「遂行」とし、「当たり」は「あたり」と平仮名表記にした。

- ❑ grant and facilitateは「許可しおよび容易にする」と訳した。本注釈の原則25(3)の同じ項目に訳出に関する説明あり。
- ❑ international humanitarian organizationsは「国際的な人道的組織」と訳した(原則25(2)、原則27(1)も同様)。
- ❑ rapid and unimpededは、「迅速なかつ妨げられることのない」と訳した。本注釈の原則25(3)の同じ項目に訳出に関する説明あり。
- ❑ access toは「...への接触の機会」と訳した。本注釈の原則25(3)の同じ項目に訳出に関する説明あり。
- ❑ to internally displaced persons to assist in their return or resettlement and reintegrationは、「国内避難民の帰還または再定住および再統合を支援するための国内避難民への」と訳した。英文においては後続する their return or resettlement and reintegrationが日本語訳では順序が先になり、その中のtheirは「国内避難民の」と訳した(この訳文では「自らの」とは訳しづらい)。訳文で直前に登場した「国内避難民」という語句を反復することになったが、to internally displaced personsは「国内避難民への」と訳した。なお、《to assist 目的語 in 動作》の構文を精確に訳すなら、「自らの帰還または再定住および再統合において支援するための」となるのだが、これをすでに複雑な原則30の訳文に当てはめるのは難しい。「国内避難民の帰還または再定住および再統合を支援するための」と簡潔に訳した。

(2010年10月脱稿)